

2013 年度
東洋大学審査学位論文

ドイモイ (外国投資政策) の飛躍に向けて
—日本に学ぶ—

法学研究科公法学専攻博士後期課程
3 年 4420090003 Tham Quan Trung

ドイモイ(外国投資政策)の飛躍に向けて —日本に学ぶ—

目次

序章： 課題設定・分析視点及び論文構成.....	1
第1節. 課題設定と分析視点.....	3
第2節. 論文構成.....	13
第1章： 「ドイモイ I」の時期区分.....	17
第1節. 戦後ベトナム史における「ドイモイ I」導入の位置付け.....	17
第2節. 「ドイモイ I」の時期区分.....	20
第1項 「ドイモイ I」以前の時期区分.....	23
第2項 「ドイモイ I」以降の時期区分.....	23
第2章： 「ドイモイ I」以前の政治行政システムと農業・工業・外国投資規約	33
第1節. ベトナム共産党の組織・役割及び国家機関への関与方式.....	33
第1項 ベトナム共産党の組織及び役割.....	33
第2項 国家機関への関与方式.....	38
第2節. 1959年憲法から1980年憲法へ.....	40
第1項 南北分断の憲法から国家統一の憲法へ.....	40
第2項 国家組織の再編成.....	43
第3項 共産党の位置づけ.....	45
第3節. 社会主義建設の農業・工業政策と外国投資規約.....	49
第1項 社会主義建設の農業・工業政策.....	49

第2項	社会主義建設の外国投資規約.....	56
第3章	「ドイモイ I」以降の政治行政システムと外国投資政策.....	59
第1節	「ドイモイ I」の誕生と変化.....	59
第1項	「ドイモイ I」の誕生要因と形成過程.....	59
第2項	「ドイモイ I」の全体像と変化.....	69
第2節	「ドイモイ I」推進の政治行政システム.....	72
第1項	1992年憲法の制定要因.....	74
第2項	1992年憲法の政治行政システムの変化.....	76
第3節	法律・法令制定規定と個別投資法の形成.....	89
第1項	法律・法令制定規定.....	89
第2項	個別投資法の形成.....	91
第3項	個別投資法制定後の外国投資.....	93
第4章	「ドイモイ I」における外国投資政策の展開と法律制定過程 変化	97
第1節	外国投資を支えた要因.....	98
第2節	個別投資法期の投資政策.....	104
第1項	黎明期(1988年～1992年)の個別投資法.....	105
第2項	混迷期(1993年～1998年)の新個別投資法.....	109
第3項	休息期(1999年～2004年)の追加・修正新個別投資法.....	111
第4項	個別投資法期の投資政策の特徴.....	113
第3節	法規規範文書制定法と共通投資法の制定.....	117
第1項	法規規範文書制定法.....	117

第2項	共通投資法の目的.....	120
第3項	共通投資法を巡る論点.....	123
第4項	共通投資法の制定過程.....	124
第5項	共通投資法の成立と制定過程の変化.....	132
第5章	外国・日本企業の投資動向と「ドイモイ I」における行政的な問題点	136
第1節	共通投資法施行後の対ベトナム投資動向.....	137
第1項	外国投資の総額と件数.....	137
第2項	国別外国投資の変化.....	139
第3項	業種別外国投資の変化.....	142
第2節	共通投資法施行後の日本企業の投資動向.....	144
第1項	急増する日本企業のアジア投資.....	144
第2項	日本企業の対ベトナム投資の推移.....	146
第3節	日本企業が見た「ドイモイ I」の投資環境上の問題点.....	152
第1項	投資環境上の特徴.....	152
第2項	行政制度・行政運営に関わる問題点.....	155
第4節	日本とベトナムにおける行政指導.....	162
第1項	行政指導の定義と性質.....	163
第2項	行政指導の類似点.....	169
第3項	行政指導の相違点.....	173
終章	「ドイモイ II」に向けて—日本に学ぶ—	180
第1節	投資環境改善のための課題と解決策.....	181

第1項	インフラ未整備の課題と解決策.....	181
第2項	行政制度の改革・改善の課題と解決策.....	185
第3項	行政運営の改革・改善の課題と解決策.....	189
第2節	行政指導の改善と活用.....	193
第1項	日本型の行政指導の功罪.....	195
第2項	行政指導の改善と活用.....	207
添付資料		210
資料(1)	ベトナム全図.....	211
資料(2)	ベトナム共産党と行政単位.....	212
資料(3)	国家機関の変遷.....	213
資料(4)	法規規範文書体系の変更.....	214
資料(5)	戦後ベトナムの政治行政関係年表.....	216
資料(6)	参考文献.....	220

序章：課題設定・分析視点および論文構成

ベトナムでは、国家統一の1975年以降には、ベトナムの歴史にとって重大な意味を持っている言葉は「ドイモイ」という言葉である。「ドイモイ」は、日本語では「刷新」と訳されている。「ドイモイ」は、1986年のベトナム共産党第6回党大会で提起された改革路線であり、主に経済（市場経済の導入、農業・軽工業中心への転換、国際分業・国際協力に積極的に参入）、外交関係、社会思想面において新方向への転換を目指すものである。

筆者は、「ドイモイ」(1986年)の8年前に生まれ、小さい頃から「ドイモイ」の移行期を体験できた。今、「ドイモイ」以前の時期を思い出すと、記憶に一番強く残るのはその時期の食べ物である。当時、食料品は、政府^①の配給制度によって自由市場で販売してはいけなかった。公務員は、Aランク（大臣クラス）～Eランク（新人公務員）に分けられた。Eランクの人の場合、1カ月当たりの割当は、米13キロ、肉300グラム、砂糖100グラムであった。食料品がいつも不足していたから、商品が入荷する時、配給所の前にはいつも長い行列があった。売り切れた場合、次回の入荷時期が未定だから、国民は、できるだけ商品を早めに購入する。時には夜明け前の午前2時、3時から配給所に並ぶこともあった。購入できる数は限定されただけでなく、商品の品質もあまりにも良くなかった。砂粒を混ぜられた米は少なくなかった。今日のように白くて美味しい御飯をお腹いっぱいまでに食べられることは、夢の中でも見られなかった。また、家庭用品は、茶碗、机、ベッドなどの生活に欠けてはいけないものだけで、ほとんどは国内で生産されたものである。社会主義の国から輸入された旧ソ連の冷蔵庫、中国と東ドイツの自転車は当時の高級品であった。

しかしながら、「ドイモイ」の開始によって農民に土地が与えられ、農業分野

^① 本論文では、行政を担当する執行機関を指す時、「政府」という用語を使用する。議院内閣制の内閣に相当する執行機関の名称は、時期によって異なる。1959年憲法では、「政府評議会」、1980年憲法では、「大臣評議会」、1992年憲法では、「政府」という名称を使用されたので、それに従う添付資料(3)の国家機関の変遷を参照されたい。

の生産性が高くなると、配給制度の廃止とともに徐々に食料品が人々に行き渡るようになった。人々は誰でも白くて美味しい御飯が食べられるようになった。社会主義の国だけではなく、日本や欧米から輸入する電気製品も多くなり、人々の生活水準も大分改善されてきた。「ドイモイ」の展開によってベトナム国民の生活は、どんなに変わったか自分で実感できた。本論文を執筆することに当たって、もう一度「ドイモイ」の展開時期にもどってただ個人の体験だけではなく、様々な国内外の研究者の研究成果から、広い視点で「ドイモイ」がもたらした変化を見ることができた。

また、日本がどのようにして敗戦による混乱や荒廃から高度成長を遂げ、世界第2位の経済発展国になったのか知りたかったので、2006年に日本へ留学することにした。日本留学をきっかけに、自分で日本の社会・文化を体験し、先進国の日本の豊かな経済を実感できた。ベトナムの複雑な行政手続きと比べて、日本の行政サービスは、とても便利かつ簡単である。行政機関の担当官も個人的な裁量によることなく、親切に対応して業務を上手に処理する。例えば、空港での入国手続きは、簡単で日本語があまりできなくても問題なくわずか数分で終了する。特に、東日本大震災の時、日本滞在の外国人は、一時帰国するために、再入国を申請しなければならない。そのため、この時期において入国管理局は朝から晩まで大変混雑していたが、入国管理局の担当官は、冷静に対応して夜遅くまで大量な仕事をこなしていた。さらに、日本では、どんな職業についても生活レベルの格差は小さく、宗教的闘争、民族的闘争も比較的少ない。見た目からどんな身分の人かという判別ができず、だいたい皆が一緒だと考えられるほどの平等社会を具現化できた。ベトナムが目指している理想的な社会主義は、遠い将来の社会ではなく、現在の日本の社会ではないかと考えるようになった。日本が敗戦の国家から、高度経済発展期を渡り、理想的な社会主義のような国家を建設できたのは偉大な奇跡である。今後、「ドイモイ」の飛躍により理想的な社会主義国家を建設するために、ベトナムは日本の高度経済発展期において効果的に活用された政策・行政管理方式を学ぶことが極めて必要で

あると思うようになった。

第1節. 課題設定と分析視点

戦後の東南アジアの発展途上国では、経済発展・工業化をめざして開発政策を推し進めていくためには、国家の諸資源を一元的に管理して、計画的かつ優先的に経済開発に投入した。また、経済発展のためには政治的安定が必要であるとして、国民の政治参加を著しく制限する独裁体制を正当化した。そのような政治運営を通して達成した経済発展の成果を国民に分配することによって、支配の正当性を担保としていた。そうした経済開発を実施した国は、「開発主義国家」と言われている。「開発主義」とは、「個人や家族あるいは地域社会ではなく、国家や民族の利害を最優先させ、国の特定目標、具体的には工業化を通じた経済成長による国力の強化を実現するために、物的人的資源の集中的動員と管理を行う方法」⁽²⁾である。

「開発主義」を掲げる国家では、「開発独裁」⁽³⁾と呼ばれる体制を敷き、開発政策を推進する上で、軍部出身者や国家官僚などの少数のエリートが権力を独占して国家運営を行なった。例えば、韓国の朴政権、台湾の蔣経国政権、フィリピンのマルコス政権やインドネシアのスハルト政権、タイのサリット政権、マレーシアのマハティール政権、シンガポールのリー・クアン・ユー政権は、開発独裁の正当性を獲得し、絶対的な指導者や政党・軍の指揮の下、国を単位とした経済開発を最重視させ、国民が能動的な主体として政治に参加する機会を制限した。⁽⁴⁾こうした開発主義国家の形成は、「まず国家統合や社会統合の過程で軍政や一党支配の権威主義体制が確立され、その後、体制の目標と正統性

⁽²⁾ 末廣昭「発展途上国の開発主義」、東京大学社会科学研究所（編）『20世紀システム4 開発主義』東京大学出版会、1998年、18頁。

⁽³⁾ 「開発独裁」概念の流通範囲は極めて限られている。「開発独裁」の言葉が流通しているのは、実は日本の学界やマスコミの中でしかない。

⁽⁴⁾ 「開発独裁」及び「民主主義」については、末廣昭「アジア開発独裁論」、中兼和津次（編）『講座現代アジア（2）近代化と構造変動』東京大学出版会、1994年、209～231頁を参照されたい。

に開発が投げられる二段階過程」⁽⁵⁾に分けられる。そして、「体制の基本的な考え方は、権威主義体制で政治安定を確保し、その上に国家が先頭に立って開発を進める」⁽⁶⁾ことにあった。このように、軍政や一党支配の権威主義体制が開発主義国家の登場を準備したとも言える。

しかし、1980年代に入ると、開発主義体制から民主主義体制への移行が進められている。この背景は「民主化の第三の波」⁽⁷⁾がアジアにも伝播したのである。開発主義国家は、こうした世界的な政治潮流を背景に、冷戦体制の崩壊、アメリカの影響などの外部要因、それに新中間層の台頭による社会運動の再活性化や新自由主義と国民活動の共振などの国内社会の変容という内部要因が結合して終焉したり崩壊したりしたのである。⁽⁸⁾

上記の要因によって、開発独裁の結果として一定の経済発展を遂げた国では、民主化運動の流れの中で政権が崩壊し、開発独裁が終焉した場合が多い。1986年のフィリピンにおけるマルコス政権の崩壊原因は、政権に関わる人物やその一族による不正な蓄財、また、財界人・政商との癒着、収賄、賄賂が多発し、開発の恩恵が一部の人々によって独占されていることが明らかになり、開発独裁政権が急速にその正当性を失い、国内の民主化運動から重大な挑戦を受けるようになったからである。また、アジア通貨危機後の経済危機によって国民の生活が危機的状況に落ちたインドネシアでも、スハルト政権下での汚職・癒着・縁故主義を糾弾する大衆の街頭行動が引き金となって、1998年、30年以上にわたって長期政権を維持してきたスハルトは辞職した。

それに対して、ベトナムは、第2次世界大戦から国家統一の1975年までの30年間においてフランスやアメリカとの戦争があったので、国家の全ての資源

⁽⁵⁾ 岩崎育夫『アジア政治を見る眼—開発独裁から市民社会へ』中央公論新社、2001年、160頁。

⁽⁶⁾ 岩崎、同前書、160頁。

⁽⁷⁾ 民主化についての研究業績があるアメリカ政治学者サミュエル・ハンチントンは、1974年にポルトガルに始まり、ギリシア、スペインといった南欧諸国、ペルー、アルゼンチン、フィリピン、パキスタンなどの第三世界、そしてハンガリー、東ドイツなどの共産主義諸国のほか、メキシコやパナマにまで波及した民主化を「民主化の第三波」と名付けた。

⁽⁸⁾ あわせ、岩崎、前掲書、181～192頁を参照されたい。

は、経済発展のためではなく、戦争の勝利のために優先された。1975年以降、統一したベトナムは、旧ソ連の体制をモデルにして社会主義国家の建設を目指し、社会主義の基本的特徴の一つとされていた中央集権的計画経済を実施していた。当時、アジアは冷戦の影響を受けて自由主義国と社会主義国に分裂した。一方は資本主義開発、他方は社会主義開発という経済開発の方法を異にしながらベトナムも、経済発展競争に励むことになった。1980年代になると、自由主義国が高い経済成長を遂げ、社会主義国は停滞を余儀なくされた結果になった。体制間競争に敗れた社会主義国が経済停滞を改善できず、そのため、1980年代末に旧ソ連・東欧諸国で共産主義体制が崩壊し、冷戦が終焉した。これが、アジアの社会主義国の一つであるベトナムにも強い影響を与えることになった。

この状況の中で、ベトナムは、1986年に政策転換し、「ドイモイ」路線を採択した。中央集権的計画経済を廃止して市場経済を導入することになり、資本主義的な開発へ移行した。さらに、1995年に、ベトナムは、開発主義国家の六カ国（インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイ）のASEAN（Association of South-East Asian Nations、東南アジア諸国連合）に加盟することによって開発主義国家への接近を実施した。そして、岩崎育夫が指摘したように、「ドイモイ」以降には、「国家主導型開発を進めるベトナム共産党は、一時期シンガポールをモデルにしようと考えた」⁽⁹⁾のである。ベトナムが社会主義国、シンガポールが自由主義国という政治体制の相違があるが、実は「両国の政治体制は一党支配（ベトナム共産党と人民行動党）という点で極めて類似性が高い」⁽¹⁰⁾とされている。そのため、ベトナムは、一党支配体制を維持しながら経済開発を進める開発主義国家のシンガポールをモデルにしたわけである。このように、「ドイモイ」を導入した後のベトナムが一種の開発主義国家になったといっても間違いはない。なぜなら、共産党による一党支配体制のもとで経済発展を促進すれば、それがそのまま開発主義国家の特性を受容することにもなるからである。

⁽⁹⁾ 岩崎、同前書、174頁。

⁽¹⁰⁾ 岩崎、同前書、174頁。

この「ドイモイ」により、ベトナム経済は、後述するように大きく変化したと言えるが、フィリピンやインドネシアなどの東南アジアの開発主義国家のように、民主化の運動、地域や所得格差の拡大、政治権利とビジネスの癒着、国家資産の浪費、インフラの不備、汚職などの政治・社会問題に直面した。その上に、今後の経済発展に障害となる要素もだんだん現れてきた。まず、低い水準から経済の急速な発展を目指しているため、ベトナムは、高レベルの経済成長率を維持しなければならない。しかし、高い成長率の約 7%を維持していた 2000 年から 2007 年までの時期が終わった後、ベトナムの成長率は、低下する傾向がある。「政府」(添付資料 (3) を参照) は、8.3%の成長率を達成した 2007 年の状況に基づいて 2008 年の成長率の目標が 8.5%であると公表したが、同年の後半から世界経済減速の影響で成長率は 6.2%に低下した。そして、世界金融危機の影響を受けて 2009 年の成長率は 5.3%までに急減した。そのため、「政府」は、企業向け貸出金利に対する 4%の補助、公共投資、地方・農村支援などの大規模な景気刺激策を発動した。結果として、2010 年の成長率は前年を上回る 6.8%となり、世界金融危機による景気減速から回復した。しかし、金融引き締め政策の影響を受けて 2011 年の成長率は 5.9%となり、前年と比べ鈍化した。さらに、2012 年に、「政府」は、年頭に GDP 成長率の目標を 6%とし、同年 11 月に 5.2%に修正したが、結果は 5%となった。この GDP 成長率は、過去 10 年の中でも最も低く、過去 20 年間においても経済成長が低迷した 1999 年 (1997 年のアジア通貨危機の影響により) の 4.8%に次いで低い。⁽¹¹⁾

次に、均衡ある経済発展を展開するために、適切なインフレ率を確保しなければならない。しかし、ベトナムのインフレ率は、2004 以前には 4%以下に止まっていたが、2005 年、2006 年に入ると 7%~8%に上がった。成長の質はまだ不十分であり、2008 年 5 月のインフレ率は 25.2%まで上昇した。インフレの影響を受けたから、前年と比べて 2007 年の消費者物価指数 (CPI) は 8.3%増加したが、2008 年は CPI が前年より 22.97%へ上昇した。2005 年から 2008 年

⁽¹¹⁾ GDP 成長率はベトナム計画投資省の統計総局 (以下、統計総局と呼ぶ) の 2007 年、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年、2012 年の統計年鑑に基づく。

までの時期には、消費者物価指数は 46.07%増加した。(12)

インフレ率だけではなく、貿易赤字も年々に増大してきた。2001 年の貿易収支の黒字は 15 億ドルであったが、2002 年に入ると 30 億ドルの赤字になった。2003 年の貿易収支の赤字は 65 億ドルになり、2004 年は 85 億ドルまでに増大した。2005 年と 2006 年の赤字は 46 億ドル下がったが、2007 年は貿易収支赤字が 146 億ドルまで急激に増加した。外貨準備金がまだ少ないベトナムには、貿易赤字が続くと、対外支払い能力がなくなる恐れがある。(13)

「政府」は、徐々に高まりつつあるインフレに対応し、2011 年 2 月にはインフレ抑制、マクロ経済安定、社会保障の強化を目標とした政府決議第 11 号(14)を公布し、金融引き締め政策をとった。具体的には、2011 年の信用成長率（個人への貸出比率を示す）を 20%以下に抑制することを目標として、融資は、輸出産業、すそ野産業、中小企業などの分野を中心に行い、不動産や証券といった非製造業セクターへの融資を減らした。また、商業銀行の貸出金利を 22.0%に設定するなど、金融引き締めを行ったことから、企業は、資金調達が困難になり、不動産業や建設業への投資が減速した。金融引き締めを行ったことにより、2011 年の信用成長率は、10.9%となり、政府決議第 11 号での目標であった 20%を大きく下回った。インフレ率も 2011 年 8 月に前年同月比 23.0%を記録して以来、徐々に低下した。(15)

こうした強い金融引き締め政策によってインフレを抑制する目的は成功したが、その代償は大きい。2012 年に入ると、政府決議第 11 号による副作用として、国内需要が冷え込んだままで、不動産価格が下落したから銀行が多額の不良債権を抱えてしまい、運転資金が工面できず倒産する中小企業も増加した。工業生産がまだ低迷しており、内需も回復していない深刻な不況の中で、不良

(12) Tong cuc thong ke (統計総局) のホームページ (<http://www.gso.gov.vn>)

(13) Tong cuc thong ke (統計総局) のホームページ (<http://www.gso.gov.vn>)

(14) この政府決議は、添付資料 (4) に属する法律規範文書ではなく、政府内部に対する方針、政策、規定などを述べる文書である。

(15) 日本貿易復興機構 (ジェトロ) (編) 『ジェトロ世界貿易投資報告 (2012 年版)』ジェトロ、2012 年、(第 2 部: 国・地域別編の「ベトナム」)、1 頁 (<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2012/>)。

債権処理問題、資金調達力が脆弱な銀行再編問題をどのようにするのかは今後の重要な課題である。

こうした状況の中で、近年、ベトナム国内および国外の学者には、ドイモイ初期から適用された思想・政策が現在のグローバル経済に適さないことを指摘し、1986年から始まった「ドイモイ I」⁽¹⁶⁾は終わった、これからは「ドイモイ II」を促進することが必要だという主張が見られる。例えば、2009年1月26日の「サイゴン経済新聞」には、早稲田大学の Tran Van Tho (トラン・ヴァン・トゥ) 教授が「ドイモイ時期が終わった」という記事を書いた。同記事の中で、トラン・ヴァン・トゥ教授は、1950年代の日本の経済発展について分析し、日本政府の新政策が高度経済成長に貢献したことを評価した。彼によると、現在、ベトナムは1950年代における日本と同じで、経済的な離陸を促すために新思想、新政策が不可欠である。現状の思想・政策を引き続き維持すれば、経済社会の成長が低い程度で伸びるか、または高く成長しても環境汚染が深刻化し、社会の安定が崩れる恐れがある。20年間以上にわたる「ドイモイ I」は、国民の生活水準、貧困比率を多少改善したが、経済発展と環境、農村と都市、労働者と管理者の格差をますます拡大させた。これまでの「ドイモイ I」期に形成された政策を変えず、引き続き延長すれば、ベトナムの健全な発展に悪い影響を与えるという。

例えば、1975年にアメリカとの戦争が終わった後、戦争の時に功績があった人達は、管理能力を問わず、中央・地方の行政機関の管理職務に当てられた。その後、それらの人達は、学位だけを取るために管理業務専門訓練の学校へ通っていたが、実際の管理能力を向上させることはできなかった。戦争の後、管理者が足りないから、短期的にその管理者採用および管理業務訓練に関する方法を採用せざるを得なかったが、それを長期間に実施すれば、中央・地方の行政機関の指導者、担当官の能力を向上させられず、若い世代の優秀な人材が指導的立場に座るようになれない。もう一つの例は、国営企業に対する優遇政策

⁽¹⁶⁾ 今後実施すべき「ドイモイ II」と区別するために、以下では、1986年の「ドイモイ」を「ドイモイ I」と呼ぶ。

である。「ドイモイ I」の初期には、国の経済発展のために国営企業に対する優遇政策が必要であったが、市場経済が発展するとともに民営企業が形成される中での国営企業に対する優遇政策は、各経済セクターの不平等、優遇政策により生じる不正権利の原因になる。最後に、トラン・ヴァン・トゥ教授は、投資法、企業法およびその他の法律が毎年修正されることについてふれ、それは徹底的な改革が実施されないことを示していると指摘した。⁽¹⁷⁾

また、2011年9月30日の *Vneconomy* (ベトナム経済) 新聞のインタビュー記事によると、中央経済管理研究所の前所長である *Le Dang Doanh* (レ・ダン・ヅアン) は「経済危機を避けるために、最高権力機関の国会は抜本的な改革という『ドイモイ II』を実施しなければならない」⁽¹⁸⁾と話した。彼は、「ドイモイ II」の中心が行政システムや政策の質を強化することであると指摘した。

以上の点から、筆者は、東南アジアの開発主義国家のような崩壊を避け、「ドイモイ II」を実施するためには、まず「ドイモイ I」の過程を見直した上で、さらに発展するための問題・課題や解決策を発見し、第二次世界大戦に敗北したものの、奇跡の回復を成し遂げ、「西欧に追いつけ、追い越せ」を達した日本に学ぶことが必要であると考えている。そのため、本論文は2つの視点に立つ。

第1の視点は、「ドイモイ I」は政治行政に何をもたらしたかということである。そして、「ドイモイ I」の過程を見直して現在の問題・課題を発見することである。ベトナムは、「ドイモイ I」以前には、社会主義の基本的特徴の一つとされていた中央集権的計画経済を実施していたから、政治行政システムの意思決定を第一にして経済の動的な特性を認めず、ほとんどの経済指数が事前に決められていた。しかし、「ドイモイ I」以降には、ベトナムは、中央集権的計画経済を廃止して市場経済へ移行し、経済の動的な過程への対応を余儀なくされた。さらに、ASEAN 及び WTO の国際組織の参加、民主化の運動に関する影響を受けたことから、従来のような一方的・命令的・強制的な行政を実施で

⁽¹⁷⁾ Tran Van Tho (トラン・ヴァン・トゥ), “Da qua roi mot thoi doi moi” (ドイモイ時期が終わった), *Thoi bao kinh te Saigon* (サイゴン経済時報), 第5・6号, 2009, p.29.

⁽¹⁸⁾ *Vneconomy* (ベトナム経済) 電子新聞 (<http://vneconomy.vn>), 2011年9月30日。

きなくなり、憲法・計画・法制度に基づいて経済を管理・運営しなければならなくなった。そのゆえ、ベトナムは共産党の指導の下で、法治国家を目指して各経済分野に関する方針、計画、法制度を制定し、それに基づいて経済開発を進めた。しかし、静態的な計画や法制度と動態的な経済の間には、ズレが必然的に生じる。方針・計画や法制度の整備は、早晚、経済変動に対応できなくなり、修正や改正を余儀なくされる。それゆえ、本論文は、「ドイモイ I」の推進により、憲法改正を余儀なくされたことを中心にベトナムの政治行政システムの開放化がもたらされたことを明らかにする。

さらに、「ドイモイ I」の経済政策の中で、外国投資の誘致政策は大きな役割を果たした。「ドイモイ I」が実施されて以降、外国投資は、以前よりベトナムの経済発展に大きく貢献し、ベトナムが世界の投資家に注目を浴びることになった。外国投資法（個別投資法）⁽¹⁹⁾が制定された1987年以前、外国直接投資の企業は1社もなかったが、その後、外国直接投資は、1995年にはベトナムのGDPの6.5%、2004年にはGDPの15%に貢献した。外国投資⁽²⁰⁾とえば、日本の投資は、ベトナムに対して大きな役割を持っている。現在、ベトナムに投資している101カ国の中で、累計総投資額でも実行額でも、日本は1位になっている（対ベトナム外国投資全体の14.8%を占める）。

そこで、本論文は、ベトナムの「ドイモイ I」の全体の経済政策ではなく、外国投資に関する方針、計画、法律および日系企業の投資活動を、第1章に述べる時期区分に基づいて分析しながら、「ドイモイ I」の推進によりもたらされた政治行政システムの開放化をより具体的に、共産党、立法機関、執行機関がどのように変化したかを明らかにする。

そして、その政治行政システムの変化の中で、ベトナムに進出した日本企業の調査結果を通じてベトナムの行政制度・行政運営・行政指導の問題点、「ドイ

⁽¹⁹⁾ ドイモイ以降の1987年に、外国投資のみを対象とする外国投資法が制定された。外国投資と国内投資を対象とする2005年の共通投資法を区別するために、以下、2005年以前の外国投資法は個別投資法と呼ぶ。1987年から2005年までの期間は個別投資法期と呼ぶ。

⁽²⁰⁾ 外国投資は、外国直接投資と外国間接投資がある。本論文では、外国投資とは外国直接投資のみを指す。

モイ II」へ移行するに当たっての解決が求められる問題・課題を発見する。

第 2 の視点は、発見された問題・課題を解決するために日本に学ぶということである。日本は、明治維新によって欧米諸国に「追いつけ追い越せ」型の官民挙げた経済開発を推進し、アジアの最初の工業国家になった。そして、第 2 次世界大戦後、戦敗国から経済開発を精力的に進め、高度経済成長を遂げて世界第 2 位の経済発展国になった。アメリカの有名な経済学者 Chalmers Johnson (チャーマーズ・ジョンソン) は、戦後の日本の高度成長システムの誕生について 3 つの要因を指摘した。それは、(1) 1940 年代を通じてきびしい耐乏生活を強いられたことからくる経済優先という国民的コンセンサス、(2) 昭和の前半 25 年間に形成されてきた組織面の遺産、(3) ドッジ・ラインや朝鮮戦争期の意識的な制度変革である。⁽²¹⁾ここで、第 2 点の組織面の遺産は「官僚と企業家が同一の教育を受けてきたことによる経済運営への共通の見解、官僚出身者が政界、財界に多数活動しており、相互のコミュニケーションが可能なこと」⁽²²⁾である。さらに、チャーマーズ・ジョンソンは、官僚(通産省)の産業政策が戦後の高度成長に対して決定的な役割を果たしたと結論付けた。もちろん、チャーマーズ・ジョンソンの見方を批判する意見もあるが、官僚(通産省)が戦後の高度成長に大きく寄与したことは否定できない。

戦後の経済を復興するために、日本政府は、その時々で市場に対して強力な介入を行ってきた。「終戦直後においては、日本の産業政策は社会主義の計画経済に似ていた」⁽²³⁾とされている。例えば、第 2 次世界大戦後の 15 年間において、日本は「先進技術導入促進のための保護関税と金融インセンティブを供与することによって、また効率の悪い企業の撤退を促進するための合理化カルテルを設立することによって、幾つかの脆弱な工業の復興政策を行った」⁽²⁴⁾。か

⁽²¹⁾ チャーマーズ・ジョンソン、矢野俊比古(監訳)『通産省と日本の軌跡』TBSブリタニカ、1982年、260頁。

⁽²²⁾ ジョンソン、同前訳書、261頁。

⁽²³⁾ 世界銀行、白鳥正喜(監訳)『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』東洋経済新報社、1994年、100頁。

⁽²⁴⁾ 世界銀行、同前訳書、81頁。

つて旧ソ連の Gorbachev（ゴル・バ・チョフ）大統領が「日本は世界で一番成功した社会主義国だ」と発言した。旧ソ連時代にソビエトの体制にも、自由主義の要素を加えるために日本に来た学者も「これは社会主義だ、研究にならない」と言ったようである。というのは、当時の日本は、政治体制としては資本主義国家であるが、「所得格差なし」、「年功序列」「終身雇用」などの社会主義的要素が強く社会主義国との共通性がみられたからである。

また、日本は、多くに認可が必要で国からの影響が多かったから、社会主義的といえるのである。典型的には、「護送船団方式」⁽²⁵⁾にみられる。官僚機関は、民間企業へのハード的な行政手法に基づかない行政指導というソフトな手法により様々な業界の安定・復興を達成してきた。経済高度成長の時、この行政指導による「護送船団方式」がよく活用されたことは、「日本は、世界で最も成功した社会主義国家だ」と言われる大きな理由の1つとなっている。行政指導は、日本の政府と民間経済界・業界との関係に根付いており、他国にはない日本特有的な慣行である。「日本のあるアナリストは、行政指導が『日本の産業を動かしたのである。これが日本を世界第3位の工業国としたのである。これこそ日本株式会社をささえた柱の一つである』」⁽²⁶⁾とまでいったという。

政治経済体制及び経済発展時期は異なるが、理想的な社会主義国家を目指すベトナムにとって「ドイモイ II」へ飛躍するために、「世界で最も成功した社会主義国家」と言われた日本から学ぶことが必要である。特に、行政指導があまり活用されていないベトナムにおいて、日本型の行政指導というソフトな手法を学ぶ必要があると考える。というのは、もはや開発主義型のハードな手法はとれなくなっており、また政府と民間の企業が角を突き合わせていけば、飛躍は不可能だからである。

⁽²⁵⁾ 「護送船団方式」とは、軍事戦術として用いられた「護送船団」が船団の中で最も速度の遅い船に速度を合わせて、全体が統制を確保しつつ進んでいくことになぞらえて、日本の特定の業界において経営体力・競争力に最も欠ける事業者（企業）が落伍することなく存続していけるよう、監督官庁がその許認可権限などを駆使してその産業全体を管理・指導しながら収益・競争力を確保することである。

⁽²⁶⁾ ジョンソン、前掲訳書、291頁。

しかしながら、日本型の行政指導は、経済成長にとっての長所ばかりではなく、短所も有している。だから、日本型の行政指導に学ぶとすれば、そのデメリットをできるだけ少なくする必要がある。そのため、結論を先取りしていれば、筆者は日本のように一般法としての行政手続法の中に行政指導を取り入れて規定するべきだと考える。

第2節. 論文構成

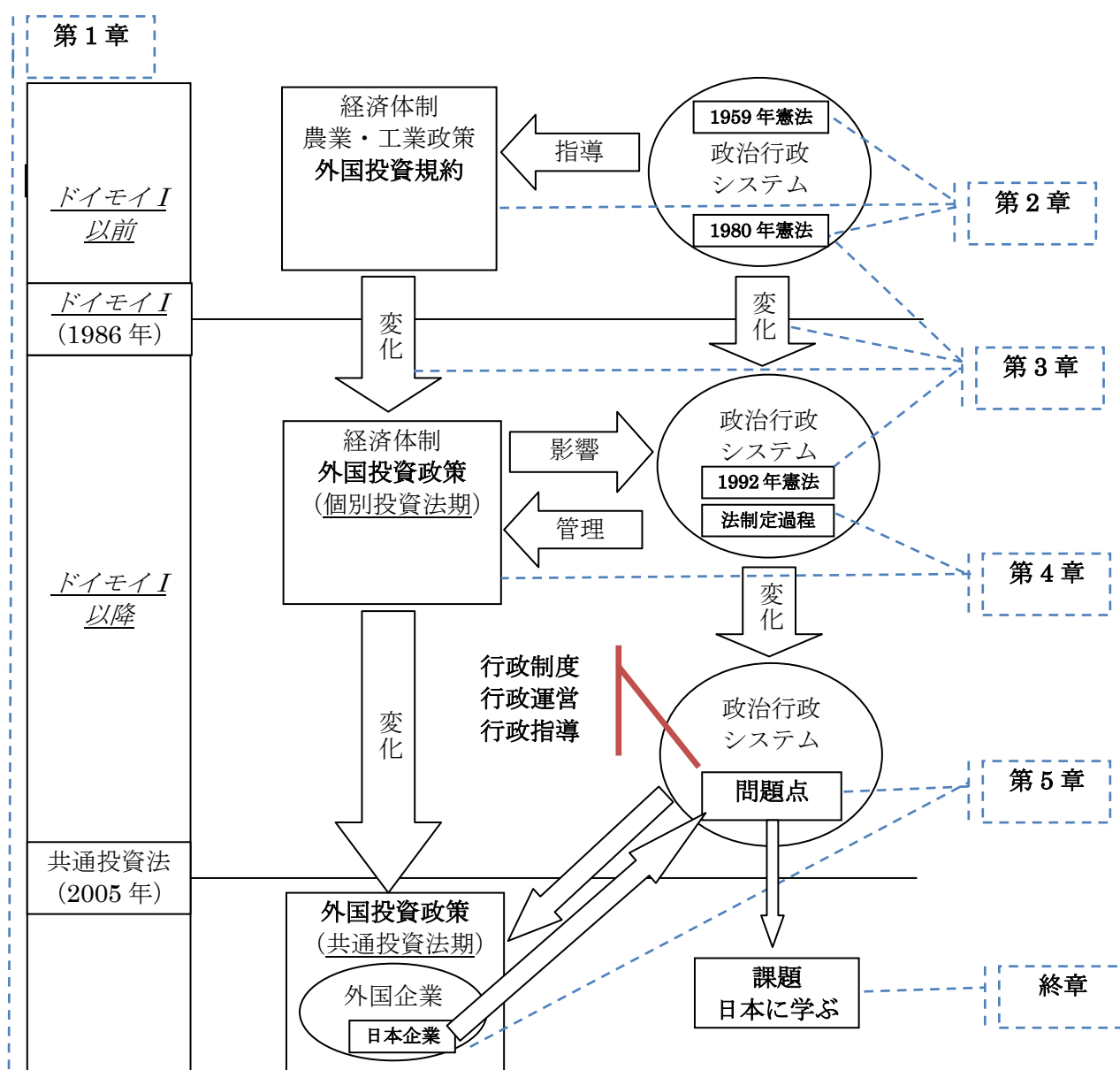
本論文は、上記の分析視点に基づいて全5章から構成される。第1章は、まず「ドイモイ I」の時期区分について述べる。第2章および第3章は「ドイモイ I」の誕生を中心として「ドイモイ I」以前と「ドイモイ I」以降の政治行政システムと外国投資政策の変化について分析する。そして、第4章は、「ドイモイ I」の推進による個別投資法や共通投資法の制定過程および日系企業の投資活動を中心に政治行政システムの開放化がもたらされたことを明らかにする。最後に、第5章及び終章は、ベトナムに進出した日本企業の調査結果を通じて「ドイモイ II」へ移行するに当たっての解決が求められる問題・課題を発見し、その課題を解決するために日本に学ぶことを提示する。

具体的には、本論文の構成を図表化した図表1を使用して説明することにする。図表1に示すように、本論文は、時間の流れに沿って外国投資政策と政治行政システムの変化を明らかにするから、第1章は、「ドイモイ I」導入の位置付けを論述し、「ドイモイ I」の過程に関する各先行研究の時期区分の特徴を分析しながら、「ドイモイ I」と外国投資の展開過程を区分する。時間流れとしては3つの期間に大きく分けられる。それは、「ドイモイ I」以前の期間、「ドイモイ I」以降の1987年から2005年までの個別投資法期、2005年から現在までの共通投資法期である。

第2章の狙いは、「ドイモイ I」以前の政治行政システムおよび集中計画経済体制の政策を明らかにすることである。そのため、最初にベトナム政治・行政システムにおいて最高権力を握る共産党の組織・役割および国家機関への関与

方式について述べる。そして、「ドイモイ I」以降の特色を浮き彫りにするために、1959年憲法と1980年憲法を比較しながら、「ドイモイ I」以前の政治行政システムの特徴を明らかにする。最後に、この政治行政システムの指導の下で、ベトナムの社会主義建設の農業・工業政策と外国投資規約はどのように展開されたか分析する。

図表 1：論文構成



次いで、第3章の狙いは、「ドイモイ I」の全体像、「ドイモイ I」の推進により、外国投資政策の変化と政治行政システムの開放化をもたらされたことについて分析することである。最初に「ドイモイ I」の誕生要因と形成過程を分析して「ドイモイ I」の全体像を明らかにする。次に、1980年憲法と1992年憲法の比較に基づいて、「ドイモイ I」の推進により、政治行政システムの開放化をもたらされたことについて分析する。最後に、「ドイモイ I」以降の法律・法令制定規定および個別国投資法の形成について論述する。

第4章の狙いは、外国投資政策の展開を分析し、法制定過程の変化を明らかにすることである。外国投資政策の展開を分析するために、個別投資法期を3つの期間に分けて各期間の外国投資政策について論述する。そして、共通投資法の制定過程に関する論争を述べながら、「ドイモイ I」の推進により、法制定過程の開放化をもたらされたことを明らかにする。

第5章は、共通投資法期の外国・日本企業の投資動向と「ドイモイ I」における行政的な問題点について論述する。ベトナムにおける日本企業は、1988年から2012年末までの対ベトナム累積投資実行額も累積投資認可額も1位である。そのため、本章を執筆する時、筆者は、ベトナムに進出した外国企業の代表としての日本企業に対するジェトロ調査結果（2002年から2011年まで）を活用して、「ドイモイ I」の推進により共通投資法の施行後に投資環境上の行政的な問題点の改善をもたらされたことを明らかにし、「ドイモイ II」へ移行するに当たっての解決を求められる問題を発見する予定だった。しかし、各年度の調査結果のデータから問題点の評価点数を図表化した後、行政的な問題点はあまり改善されないという予想外の結果になった。もはや「ドイモイ I」の効果がなくなってなり、「ドイモイ II」へ移行する必要があることを確認できた。こうして、最初の予定と違って、日本企業が見た「ドイモイ I」の投資環境を探究しながら、「ドイモイ II」へ移行するに当たっての解決を求められる行政的な問題・課題を発見することにする。そこで、ジェトロの調査が具体的な問題点を調査しないから、『貿易・投資円滑化ビジネス協議会』の調査結果を活用して、ベトナム

における日本企業の具体的な問題点を整理してから行政制度・行政運営・行政指導という問題点を明らかにした。そして、日本の高度経済成長を促したとされる行政指導が一つの重要なポイントとなるので、日本の行政手続法以前の行政指導と比較しながら、ベトナムとの類似点、相違点について分析する。

最後に本論文の終章では、25年にわたる「ドイモイ I」を総括しながら、外国投資環境改善の視点から、今後の「ドイモイ II」に向けた課題、その課題の解決策、日本に学べることを指摘したい。最初に、「ドイモイ I」を総括し、インフラ未整備、行政制度、行政運営の改革・改善の課題を述べる。そして、その課題の解決策および日本に学ぶことを提案する。次に、現在のベトナムの政治行政システムに対して日本型の行政指導の活用が必要になることを論述し、ベトナムにおいて活用するために、日本型の行政指導の功罪を分析する。最後に、日本型の行政指導が活用できるように、日本の行政手続法の中に規定される行政指導の内容を分析し、ベトナムにおいて日本型の行政指導に学ぶとすれば、日本のような行政手続法を制定し、その中に行政指導に関する規定を取入れることを提案する。また、行政指導の基盤となる官民とのあいだの関係は、敵対関係ではなく、「官民協調」という関係が欠けてはいけないことを指摘し、これが「ドイモイ II」の飛躍のために最も重要な要素だと強調する。

第1章：「ドイモイ I」の時期区分

第1節. 戦後ベトナム史における「ドイモイ I」導入の位置付け

インドシナ半島の東側海岸線を南北 2000 キロメートルにわたって独り占めるベトナムは、北緯 25 度から 10 度までの南北に細長い形をしており、古来、地政学上の重要ポイントだったがゆえに、中国と 1000 年以上、それからフランスおよびアメリカと戦争した。(以下、重要事項については、添付資料 (5) の戦後ベトナムの政治行政関係年表を参照されたい)

第二次世界大戦中の 1940 年にベトナムを植民地としたフランスは、第二次世界大戦でドイツに敗北し、ドイツの同盟国日本がベトナムに進駐した。1945 年 8 月に第二次世界大戦が終結し、日本の無条件降伏を機に、8 月 19 日に全国蜂起・八月革命が始まった。8 月 30 日フエでは阮朝の最後の王様である Bao Dai (バオ・ダイ) 帝が退位した。ポツダム宣言によるベトナムでの日本軍の武装解除は、北部は中国、南部はイギリスが行うはずだったが、8 月 29 日臨時政府が樹立され、9 月 2 日の Ho Chi Minh (ホー・チ・ミン) によるベトナム民主共和国の独立宣言で独立を回復した。

しかし、旧植民地の再支配を謀るフランス軍が 1945 年 9 月末に Sai Gon (サイ・ゴン) の支配権を奪取したことで、ベトナム民主共和国との武力衝突が発生した。その以降、ベトナムとフランスの独立戦争が本格化することになった。この独立戦争が 9 年間続いて、1954 年 5 月にベトナム民主共和国は Dien Bien Phu (ダイエン・ビエン・フー) でフランス軍と戦って歴史的勝利を勝ち取った。この勝利は、ジュネーブ会議 (1954 年 4 月～1954 年 7 月) に大きな影響を与え、7 月 21 日ジュネーブ協定締結とインドシナからのフランスの全面撤退へとつながった。

その後の 20 年間にわたって、ベトナム共産党政権国家が北を、そしてアメリ

かに支持されたサイ・ゴン政権が南を支配することとなった。しかし、1975年に北ベトナムが南ベトナムに侵攻し、全国を統一して戦争が終わった。1976年になって1954年以来はじめて、国家としての統一を達成することができた。国名は、ベトナム民主共和国をベトナム社会主義共和国に改名した。⁽¹⁾

その後、旧北ベトナムの社会主義体制を旧南ベトナムにも採用したが、それは国民経済の生産効率化の誘因を發揮できず、新しい国づくりには役に立たず、むしろ大きな障害になった。それに加え、東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations : ASEAN）との経済格差が広がってきたことと、1970年代の後半から中国、旧ソ連と東ヨーロッパ諸国で起こった政治・経済の劇的変化も、ベトナムの指導者に心理的、物理的な圧力をかけた。

中華人民共和国では、鄧小平の指導体制の下で、1978年12月に開催された第11期中国共産党大会第3回中央執行委員会総会は、中国国内体制の改革および対外開放政策（改革開放の政策）を提起し、その後実施に移された。この政策に従い、農村部では人民公社が解体され、農民の経営自主権を保障し、農民の生産意欲を向上した。都市部では外資の流入が積極的に奨励され、経済特区、経済技術開発区が設置された。華僑や欧米からの投資資本を導入することで、資本や技術の移転などを成し遂げる一方、企業の経営自主権の拡大などの投資環境の改革も進んだ⁽²⁾。

また、旧ソ連では、1985年に共産党書記長に就任したミハイル・ゴルバチョフは、共産党による一党独裁支配制が60年以上も続いたことにより、硬直した政府を立て直すため、ペレストロイカ（ロシア語：перестройка [ペレ-ストロイカ]、ラテン文字転写：Perestroika、1980年代後半から旧ソ連で進められた政治体制の改革運動）を提唱・実践した。その上、あわせてグラスノスチ（情報公開）を進めるとともに、旧ソ連の政治は、民主的な方向に改良されていた。

⁽¹⁾ ベトナム歴史の詳細は、Vien su hoc（ベトナム歴史研究所）、*Viet Nam nhung su kien lich su 1945-1975*（1945年—1975年におけるベトナム歴史事件）、Nha xuất bản giao duc（教育出版社）、2006を参照されたい。

⁽²⁾ 中国の改革開放については、王曙光『詳説 中国改革開放史』勁草書房、1996年を参照されたい。

これは、旧ソ連の硬直した政治・経済体制を立て直すために開始された政治改革であった。また、旧ソ連の外交政策についても、従来との大きな転換を図った。旧ソ連の「新思考外交」は二つの重要点がある。一つは、旧来の冷戦体制期間の外交政策を緊張緩和の方向に転換することであった。もう一つは、旧ソ連が持っていた東側諸国の共産党国家に対する統制を撤廃することであった。ポーランド人民共和国とハンガリー人民共和国は、こうした旧ソ連の「新思考外交」を巧みに読み取り、国内外事情の変化を利用して積極的に国内改革に取り組もうとする動きが起こった。⁽³⁾

そうした状況の中で、ベトナム共産党は、国内改革の必要性を認識して新しい路線へ転換しようとして決意した。そして、「国づくりのための新しい変化」を求める決議が1986年にベトナム共産党の第6回党大会において採択された。この「国づくりのための新しい変化」が「ドイモイ I」である。

「ドイモイ I」は、経済を始めベトナムの社会、外国投資、外交関係の改善を目指した。「ドイモイ I」は、東欧諸国の「Shock Therapy」(ショック療法)⁽⁴⁾と違って、中国の改革開放政策のような「漸進的な改革」モデルを採用した。「Shock Therapy」は「Big Bang」ともいわれ、ハーバード大学 Jeffrey Sachs (ジェフリー・サックス) 教授が提唱した改革モデルである。主な特徴は、(1) 新体制の形成を目的にし、短期間の経済成長を無視する、(2) 経済、社会、政治は同時に転換、(3) 移行期の段階に、経済での安定化・私有化・自由化政策を同時に実施する。⁽⁵⁾

経済面に関しては、ベトナムは、旧ソ連・東欧諸国とは異なり、一党支配体制を維持しながら、市場経済を導入し、非国営経済セクターを認めた結果、経済は急速な発展を遂げた。1992年～1997年の6年間のGDP成長率は8～9%であったが、アジア経済通貨危機の影響で1998年が5.8%、1999年が4.8%と一時低下した。しかし、2000年、2001年は6.8%、2002年7%、2003年6.9%、

⁽³⁾ 旧ソ連のペレストロイカについては、ロバート・ウィリアム デイヴィス『ペレストロイカと歴史像の転換』岩波書店、1990年を参照されたい。

⁽⁴⁾ George M. Taber, “Rx For Russia: Shock Therapy”, *TIME*, January 27, 1992.

⁽⁵⁾ Ibid.

2004年7.7%、2005年8.4%と再び経済成長を回復した。^⑥その結果、1990年～2000年の10年間でGDPは2.07倍に増加したし、農業では従来の穀物輸入国から一挙に米輸出高世界第2位にまで発展した。さらに、外資投資が増加し、ASEAN、アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）、アセアン自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area：AFTA）、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）への加盟や中国、アメリカ、日本との通商関係など、国際機構や各国との関係も拡大していた。その成果を見ると、筆者の体験からしても「ドイモイはベトナムのすべてを変えた」^⑦と言っても過言ではない。だから、「ドイモイ I」は、戦後のベトナム史を二分すると言ってもよい。そうした「ドイモイ I」の画期性を浮き彫りするために、本章と第2章では「ドイモイ I」以前にも眼を通すが、それはごく簡単に考察することにした。

第2節. 「ドイモイ I」の時期区分

戦後ベトナム経済の発展過程に関しては、現在まで様々な先行研究文献があり、「ドイモイ I」以前と「ドイモイ I」以降の時期区分に基づいて分析されてきた。図表 I.1 は、各研究者の時期区分をまとめたものである。

図表 I.1 のように、各先行研究文献の時期区分は、次の4つの分野に分けられる。それは農業分野、工業分野、「ドイモイ I」と外国投資分野である。その中に、農業分野および工業分野に関する時期区分は、主に「ドイモイ I」以前の時期区分である。これに対して、「ドイモイ I」と外国投資の分野は、「ドイモイ I」以降の時期区分である。

^⑥ GDP 成長率は、ベトナム計画投資省の統計総局の各年度の統計年鑑に基づく。

^⑦ 筆者は、松尾康憲『現代ベトナム入門—ドイモイが国を変えた—』日中出版、2008年の副題の「国」を「ベトナムのすべて」に差し替えた。

図表 I.1 : ベトナム経済の発展過程の時期区分

分野	研究者の氏名	年度										
		45	54	58 60	65	75	79	85	86 88	90 92	96 98	01 06
農業	出井 富美					第1段階：統一後の農業復興	第2段階：最終生産物請負制の採用	第3段階：ドイモイ後、単価請負方式の導入				
	レ・タン・ギエップ	フランスとの独立戦争の期間	北ベトナム経済の復興・社会主義化の期間		南北戦争の期間	統一後、社会主義化の期間						
	ツ・ヴァン・ラム	フランスとの独立戦争の期間	北ベトナム経済復興の期間	集団経済の建設期間	アメリカとの戦争の期間	農業集団化モデルの恐慌期間	農業政策改善の期間	農業経済管理の刷新の期間				
工業	レ・タン・ギエップ	フランスとの独立戦争の期間	復興社会主義化の期間	第1次5カ年計画の期間	南北戦争の期間	統一後、社会主義化の期間						
	タン・ソン	フランスとの独立戦争の期間	北ベトナム経済復興の期間	第1回の5年計画の期間	アメリカとの戦争の期間	統一後、工業復興の期間		ドイモイ初期の期間				

分野	研究者の氏名	年度											
		45	54	58 60	65	75	79	85	86 88	90 92	96 98	01 06	
ドイモイ	矢島 鈞次と窪田光純									ドイモイの初期段階	ドイモイの中期段階	ドイモイの成熟期	
	鎌田隆						第1段階（萌芽期）	第2段階（調整期）	第3段階（全面的提起期）		第4段階（ドイモイ政策展開期）		第5段階（ドイモイの定着期・発展期）
	グエン・フー・チョン						経済分野に関するドイモイの実験期間		全面的国家ドイモイ期間				
外国投資	窪田光純									黎明期	混迷期	休息期	助走期および離陸期

出所：出井富美「ベトナム農業の改革と発展戦略」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ（編）『現代ベトナム経済－刷新（ドイモイ）と経済建設』勁草書房、1992年；レ・タン・ギエップ『ベトナム経済の発展過程』三恵社、2005年；Chu Van Lam（ツ・ヴァン・ラム），“45 nam Nong Nghiep Viet Nam”（ベトナム農業：45年の歩み），Dao Van Tap（ダオ・ヴァン・タップ），“45 nam Kinh te Viet Nam”（ベトナム経済：45年の歩み），Nha xuất bản khoa hoc xa hoi（社会科学出版社），1990；Thanh Son（タン・ソン），“45 nam xay dung va phat trien nen Cong Nghiep Viet Nam”（ベトナム工業：45年の発展過程），Dao Van Tap（ダオ・ヴァン・タップ），“45 nam Kinh te Viet Nam”（ベトナム経済：45年の歩み），Nha xuất bản khoa hoc xa hoi（社会科学出版社），1990；矢島金次・窪田光純『ドイモイの国ベトナム』同文館出版社、1994年；鎌田隆『ベトナムの可能性－ドイモイの「未来社会像」』シイーム、2006年；Nguyen Phu Trong（グエン・フー・チョン），“Doi moi va phat trien o Viet Nam- Mot so van de ly luan va thuc tien”（ベトナムにおけるドイモイと発展－理論および実践の問題），Nha xuất bản chinh tri quoc gia（国家政治出版社），2006；窪田光純『ベトナムビジネス』日刊工業新聞社、2008年などに基づいて作成。

第1項 「ドイモイ I」以前の時期区分

「ドイモイ I」以前の農業分野および工業分野には、Le Thanh Nghiep（レ・タン・ギエップ）、出井富美、Chu Van Lam（ツ・ヴァン・ラム）、Thanh Son（タン・ソン）の時期区分がある。1975年を開始時点として使用した出井の時期区分を除き、全ての時期区分は、フランスとの戦争が終わった1954年およびアメリカとの戦争が終わった1975年などの歴史的な時点を基軸に時期区分をしている。全ての時期区分は、1945年～1954年の期間をフランスとの独立戦争期間としている。そして、1954年から1965年までの期間に対しては、レ・タン・ギエップは、農業分野では1期間をとし、工業分野では2つの期間に区分した。タン・ソンも、この期間については北ベトナム経済復興期間と第1次の5年計画の期間に区分した。そして、1965年～1975年の期間が南北戦争の期間、またはアメリカとの戦争の期間を名づけた。また、統一後の1975年から「ドイモイ I」の1986年までの期間に対しては、出井とツ・ヴァン・ランは、二つの期間を分けたが、レ・タン・ギエップとタン・ソンは一つの時期をした。

このように、各時期区分には若干の相違があるが、次のように主に4つの時期に分けられる。(1) フランスとの独立戦争の期間（1945年～1954年）。(2) 北ベトナム経済の復興・社会主義化の期間（1954年～1965年）。(3) 南北戦争の期間（1965年～1975年）。(4) 統一後、社会主義化の期間（1975年～1986年）。

第2項 「ドイモイ I」以降の時期区分

以下は、「ドイモイ I」に関する矢島鈞次と窪田光純、鎌田隆、Nguyen Phu Trong（グエン・フー・チョン）の時期区分である。

まず、矢島鈞次と窪田光純は、第6、第7、第8の党大会の開催時期に基づい

てベトナムの「ドイモイ I」を3段階に分けている。⁽⁸⁾

1) 「ドイモイ I」の初期段階（1986年の第6回党大会から1991年の第7回党大会まで）

ベトナムの共産党は、1986年12月に開催された第6回党大会で「ドイモイ I」を採択した。それは、社会主義体制の確立は早期に行うべきこととしてきた従来の認識を社会主義体制の基礎作りは長期間をかけて行うべきであるとして、これまでの基本路線を大胆に変更した。従って、党の基本認識も大きく変わることになった。これまでの非社会主義国との〈対決〉から、非社会主義国との〈共存〉を国家の基本戦略にした。

2) 「ドイモイ I」の中期段階（第7回党大会から1996年の第8回党大会まで）

この期間は、〈矛盾と苦悩の時代〉であったとする。すなわち、「ドイモイ I」の定着と「ドイモイ I」の効果を顕在化させるために苦難の多い、そして矛盾の多い時期であった。旧ソ連と東欧諸国における社会主義体制崩壊後の最初の党大会であっただけに、党指導部内の不協和音や政策の不協和音、そして戦略の不協和音などが随所に噴出した。市場経済の拡大を目指す改革派と社会主義の枠を守るべきとする保守派の不協和音が聞かれるようになった。この時期は、数多くの政治的発言や経済行為に矛盾が現れていた。だが一方で、世界の社会主義体制が次々に崩壊していった歴史的事実は、ベトナムの「ドイモイ I」路線を一層早めることになり、〈共存〉という戦略を促進させることにもなった。

3) 「ドイモイ I」の成熟期（第8回党大会から2001年の第9回党大会まで）

この期間は、「ドイモイ I」が定着するにつれて不協和音もなくなり、矛盾も解消して行くことになった。市場経済の国としてベトナムは大きく飛躍し、「ドイモイ I」の成熟期を迎えたとする。

次に、鎌田隆は、ベトナムの「ドイモイ I」路線の歴史について5段階に分けた。⁽⁹⁾

⁽⁸⁾ 矢島釣次・窪田光純『ドイモイの国ベトナム』同文館出版、1994年、32～46頁。

⁽⁹⁾ 鎌田隆『ベトナムの可能性—ドイモイの「未来社会像」』シイーム、2006年、22～23頁。

1) 第1段階（萌芽期、1979年8月～1985年6月）

次にみるグエン・フー・チョンの見解と同様に、「ドイモイ I」の「第1の突破口」は1979年8月の第4回党大会第6回中央執行委員会総会であるとされる。「ドイモイ I」の萌芽を戦争中に求め、従来の配給制からの脱却、各地における請負制の実施などは、「なお荒削りで、まだ基本的でも全面的でもなかった」が、確実に意義ある出発点であったとする。1982年12月の第5回党大会第6回中央執行委員会総会では、〈保守派〉による政策のやり直し（社会主義的改造の再強調など）があった。

2) 第2段階（調整期、1985年6月～1986年8月）

第1段階は1979年から1985年までであるが、「ドイモイ I」直前の1985年の大切さを強調するために、わずか1年間を第2段階として区分している。1985年6月の第5回党大会第8回中央執行委員会総会で、国家による中央集権的計画経済からの訣別、現物配給制の廃止、独立採算制の導入などが提案された。これは、「ドイモイ I」発展の「第2の突破口」とされる。皮肉にも、1985年9月の価格・賃金・通貨の総調整は、100分の1のデノミネーションによる通貨交換や配給切符制度の完全廃止などとあまりにも性急すぎたため、市場価格の激変をもたらし、インフレーションは774.7%と「天馬のようなスピード」で進行し、1986年初頭には、配給価格と自由価格の二重価格政策への後退を余儀なくさせられた。1986年8月の第5回党大会政治局会議は、中央集権的計画経済の一掃、多セクター経済構造、商品・貨幣関係の適用などを提起した。同年12月の第6回党大会では、これを「ドイモイ I」の「第3の突破口」として、全面的「ドイモイ I」路線の提起につなげた。こうして、第5回党大会から続いた新旧（〈改革派〉と〈保守派〉）思想の「厳しく複雑な闘争の過程」は終わりを告げた。

3) 第3段階（全面的提起期、1986年12月～1996年6月）

普通、「ドイモイ I」の開始といわれている1986年第6回党大会では、「ドイモイ I」の内容についての決定はなされず、それは、新しく選出された中央執行

委員会に委託された。そして、4年半後の1991年6月に新たな綱領を制定し、そこで「ドイモイ I」の路線が基本的に確定され、その具体的内容が明らかになるのが第7回党大会であり、それが「ドイモイ I」の本格的開始と画期づけられる。

4) 第4段階（「ドイモイ I」展開期、1996年6月から2006年4月まで）

「ドイモイ I」の展開のなかで、1996年6月の第8回党大会は、ベトナムが「経済社会危機を脱した」ことを確認したが、その土台のもとに90年代は、GDPが10年で倍加するなどの成果をあげた。2001年4月の第9回党大会では、ベトナムの「社会主義指向の市場経済」方針を明確に打ち出した。2006年4月に開催の第10回党大会では、「ドイモイ I」開始別年を総括・評価し、新世紀における政策推進と指導のための方針を導き出すことになっている。

5) 第5段階（「ドイモイ I」の定着期・発展期、2006年4月から現在まで）

「ドイモイ I」の20年総括のもとに、成果を踏まえ、課題を解決してベトナムをさらに高い水準に引き上げていく段階である。

次に、グエン・フー・チョンは、1979年以前の状況について述べず、「ドイモイ I」の実験期間と展開期間だけに分けている。⁽¹⁰⁾

1) 経済分野に関する「ドイモイ I」の実験期間（1979年～1986年）

1979年8月に第4回党大会第6回中央執行委員会総会は、国の経済が困難な状況に落ちたことを認定し、緊急な解決方法を提出した。それは、農業生産を促進するために食糧に関する税制と価格を修正することや、合作社内部の配布制度を見直して労働によって配布のレベルを決定することであった。また、1980年11月に政治局は、経済の管理・指導の強化に関する決議第32-NQ/TW⁽¹¹⁾号を出した。その決議は、能力のある管理員が少ないから、経済が停滞状態になったと認定した。この問題を解決するために組織の管理職を改善し、人材の育

⁽¹⁰⁾ Nguyen Phu Trong（グエン・フー・チョン）, *Doi moi va phat trien o Viet Nam: Mot so van de ly luan va thuc tien*（ベトナムにおけるドイモイと発展—理論および実践の問題）, Nha xuất bản chính trị quốc gia（国家政治出版社）, 2006, pp.58~93.

⁽¹¹⁾ NQ/TW は、中央共産党の政治局決議の略である。

成が必要だと提唱した。その政策が採用された後、ハノイにおいては、1529 世帯は、工業、手工業を新事業として国家管理機関に登録して活動を開始した。メコンデルタのロンアン省（添付資料(1)を参照）は、「政府評議会」（添付資料（3）を参照）の許可を得て、「政府評議会」発表の公定価格の代わりに、顧客と販売者の交渉による価格を試みた。従って、第 4 回党大会第 6 回中央執行委員会総会は、「ドイモイ I」の「第 1 の突破口」とも呼ばれる。

「ドイモイ I」の「第 2 の突破口」は、第 5 回党大会第 8 回中央執行委員会総会であった。1985 年 6 月の第 5 回党大会第 8 回中央執行委員会総会は、共産党および「大臣評議会」（添付資料（3）を参照）のミスを認め、中央集権体制から社会主義経営計画体制に転化することを決意した。社会主義経営計画体制とは、「大臣評議会」が計画および政策の点で企業の活動を指導し、企業が自主権を持ち、生産・経営の活動を行って生産経営結果に対して責任を負う体制である。1986 年 8 月 25 日から 9 月 1 日まで、共産党政治局は、第 6 回党大会に公表する報告書の作成に関する会議が開催した。その討論後、政治局は、新たな状況における次のような経済方針を発表した。

第 1 に、経済構造に関しては、農業を最優先とし、軽工業を発展させ、必要な重化学工業のみに力を入れることであった。第 2 に、社会主義の改造に関しては、多セクターを有する経済構造を認めることであった。第 3 に、経済管理に関しては、計画を中心とするとともに商品・貨幣の関係を適切に採用し、中央集権的な経済体制を廃止し、商品の価値規定に基づいて価格政策を行い、単一価格の体制に向けることであった。この政治局の会議は、「ドイモイ I」の「第 3 の突破口」であった。

2) 「ドイモイ I」の全国展開期間（1986 年～2006 年）

1986 年の第 6 回党大会は、全面的な国家の改革を掲げた。それは、経済を中心とする改革から政治、文化、社会などの改革まで広げたものであった。思想の改革から人事組織の改革までが展開された。戦後のベトナム史上における最も重要な転換点となった。1991 年の第 7 回党大会では、国営企業にも民間企業

にも経済5カ年計画が浸透しているということを明らかにした。これらの企業が経済発展の担い手であったが、それぞれの業種を管轄する行政機関の担当部署は、これらの企業への介入により、またはその活動を見ながら企業に方向性を与えることになっていった。

「ドイモイ I」の展開の中で、1996年6月の第8回党大会は、ベトナムが「経済社会危機を脱した」ことを確認した。同大会は、10年間の改革を総括し、次の任務は工業化、近代化を促進することであると主張した。工業化、近代化のために、教育訓練および科学技術の発展が国家政策として公表された。第8回党大会は、「ドイモイ I」路線に基づいて工業化・近代化が展開されたが、1997年から1999年までに台風などの天災およびアジア通貨危機が起きたので、ベトナム経済の発展過程に悪い影響を及ぼした。すなわち、外国資本が急速に撤退することになったことを始め、国際収支状況も急速に悪化し、ベトナムの経済成長は再び落ち込んでいった。

2001年4月、第9回党大会が開催された。同大会において、正式にベトナムの「社会主義指向の市場経済」が提起された。「社会主義指向の市場経済」を実施する目的は、生産労働者を育成し、社会主義の資産および科学・技術を発展し、国民の生活水準を高めることであった。2006年4月に開催した第10回党大会では、「ドイモイ I」開始20年を総括・評価し、新世紀における政策推進と指導のための方針を導き出すことになった。その中で、社会主義指向の市場経済の意味は、「富民・強国・社会平等・文明を実現すること；徹底的に生産力を発展させ、国民生活水準を向上すること」であることを提唱した。

上述したように、矢島と窪田は、1986年後の第6回、第7回、第8回の共産党全国大会に基づいて「ドイモイ I」過程を3区分した。政治思想を指導する共産党の大会に基づいて時期区分をしたから、矢島と窪田の時期区分の特徴は、共産党指導部の政治思想の変化を主として分析したことである。つまり、「ドイモイ I」の初期段階の政治思想は、社会主義体制を維持しながら、非社会主義国と〈共存〉することであった。「ドイモイ I」の中期段階の政治思想は、旧ソ連・

東欧諸国の社会主義体制崩壊があったから、社会主義体制を維持するか、完全に政治を改革するか揺れ動いていた。「ドイモイ I」の成熟期の政治思想は、矛盾を解消して安定の路線に乗ることである。だが、矢島と窪田の時期区分の問題点は、政治思想の変化だけを分析して実際の経済政策の採択、実施および成果について触れなかったことである。

それに対して、鎌田は、1979年から「ドイモイ I」を5段階に細かく分けた。鎌田の時期区分の特徴は、「ドイモイ I」の主な政策の提起・採用時期に基づいて時期区分をしていることである。また、「ドイモイ I」直前の状況を強調するためにわずか1年間を第2段階（調整期）として区分しているが、筆者は、第1段階（萌芽期）と第2段階（調整期）を統一して「ドイモイ I」の萌芽期と設定すればよいと考える。

また、鎌田は、「ドイモイ I」過程を5つの期間に細かく分けたが、グエン・フー・チョンは期間を大きく2区分した。「ドイモイ I」過程を詳しく区分しないという弱点があるが、グエン・フー・チョンは、ベトナムの政治学者として、また直接に「ドイモイ I」の展開過程に関与した⁽¹²⁾ので、外国の研究者より「ドイモイ I」に関する豊富な情報を活用している。ベトナム共産党思想の原理研究を担当した経験があるグエン・フー・チョンは、「ドイモイ I」が連続の実施過程であり、細かく各時期に分けられないものだと考えているようである。

次に、外国投資に関する窪田光純の時期区分について考察してみよう。⁽¹³⁾

1) 黎明期（1988年～1992年）

1986年に「ドイモイ I」が導入された後、積極的に西側諸国の資本と技術の導入を図ることが国づくりの基本政策とされた。この政策を実施するため、ベトナム共産党の指導のもとに新たな個別投資法が、1987年12月にベトナム国会によって採択され、1988年1月に施行された。そして、個別投資法施行細則

⁽¹²⁾ グエン・フー・チョンは、1983年から1996年まで共産党の共産雑誌の編集者として党建設について担当した。1997年から、政治局員になって共産党の原理・理論を担当した。その後、ハノイ書記、国会主席などの職位を経て、2011年から現在までは共産党の書記長である。（共産党電子新聞を参照されたい）

⁽¹³⁾ 窪田光純『早わかりベトナムビジネス』日刊工業新聞社、2008年、110～121頁。

は1988年9月に施行された。この個別投資法は、対ベトナム投資に関する基本的な内容を定めたものであった。個別投資法が公表された後、外国企業は次々とベトナムに進出した。1988年は、対ベトナム投資のスタート時点になった。そして、投資環境を改善するために、個別投資法は1990年と1992年の2回にわたり修正・追加された。

個別投資法が施行された1988年以降、外国直接投資認可数は年々順調に伸びた。1988年から1993年までの6年間で、対ベトナムの直接投資額は約75億米ドルであった。

2) 混迷期 (1993年～1998年)

1994年には、アメリカが対ベトナム経済制裁の解除を行った。これを受け、ベトナム投資に関心をもつ外国企業は多くなった。そして、1995年のアメリカとの関係正常化は、ベトナムの投資環境を急速に好転させた。アメリカとの国交正常化に次いで、1995年にはアセアン加盟も実現した。これらの国際化の進展により、ベトナムの国際的な立場は確保され、外国企業の投資は一挙に増加することになった。

この時期の投資には、2つの特徴がある。1つ目は、投資の先導役は華僑・華人資本だったこと、2つ目は、認可後に取り消しとなった件数が多いことである。

3) 休息期 (1999年～2001年)

タイに端を発した1997年、1998年のアジア通貨危機によってこの時期の外国投資には大きくブレーキがかかった。ベトナムへの投資意欲は減退した。ベトナムは、この時期を利用して公務員の再教育、法整備、投資システムの改善を行った。また、外国企業による工業団地も完成し、ワンストップサービスも受けられるようになった。

4) 助走期および離陸期 (2001年以降)

21世紀に入ると、ベトナムは積極的に国際組織に参入し、工業団地の造成、ワンストップサービスの開始、個別投資法の抜本的な改正などを実施した。その結果、2000年以降次第に投資も回復し、現在は第2次ベトナムブームと言わ

れるほどになった。

「ドイモイ I」に関する矢島金次・窪田光純の時期区分と比べれば、窪田の外国投資に関する時期区分は 2 年間遅れという特徴がある。「ドイモイ I」の初期段階は 1986 年から始まるが、外国投資の黎明期は 1988 年から始まるとされている。また、「ドイモイ I」の中期段階は 1990 年から 1996 年までとなっていたが、外国投資の混迷期は 1992 年から 1998 年までとされている。この時間ずれは、「ドイモイ I」と外国投資の区分根拠が違うからである。「ドイモイ I」は、外国投資分野を含む経済政策の方針を決定する全国党大会の開催年度に基づいて時期区分されていた。党大会の方針を具体化するために、法律案の作成、国会での審議、各期間・地方での展開などの時間が必要になる。このように、外国投資の方針が党大会で決定された時点から、実施に展開される時点まで準備の時間がある。そのため、外国投資活動に基づいて区分した時期は、「ドイモイ I」の時期区分より 2 年間遅れになるといえる。

ところで、筆者は、「ドイモイ I」の展開過程を時期区分する場合、グエン・フー・チョンの 2 区分はあまりにも単純すぎ、2 段階的な変化の把握が困難であるので、彼の 2 区分論はとらない。また、矢島・窪田の時期区分の弱点は、「ドイモイ I」展開の中期段階の 1994 年に「ドイモイ I」の時期区分をしたから、「ドイモイの成熟期」の区分が実状ではなく、将来の予想によって区分されたことである。そのため、鎌田の「ドイモイ I」以降の時期区分を採用すれば一番良いと考えている。つまり、「ドイモイ I」以降には、3 つの期間に区分することができる。第 1 の 1986 年～1996 年の期間は第 6 回党大会から 1991 年の第 7 回党大会があり、「ドイモイ I」の全面的提起期とも呼ばれる。第 2 の 1996 年～2006 年の期間は、第 8 回党大会から 2001 年の第 9 回党大会が開催され、「ドイモイ I」展開期となる。第 3 の 2006 年以後から今日までの期間は、「ドイモイ I」の定着期・発展期である。そのように時期区分をすれば、「ドイモイ I」の背景と展開過程を統括できるし、党大会の議決から強い影響を受ける政治行政システムを中心に分析できる。

一方、本論文の第 4 章は、外国投資の展開過程を中心として分析するため、窪田の時期区分を採用した。但し、第 4 章に述べるように、休息期は 1999 年～2001 年ではなく、1999 年～2004 年にした。その理由は、2001 年から 2004 年までに大きな投資政策が採択されないし、投資実情の変動もなかったからである。

第2章：「ドイモイ I」以前の政治行政システムと農業・工業・外国 投資規約

第1節. ベトナム共産党の組織・役割および国家機関への関与方式

第1項 ベトナム共産党の組織および役割

ベトナム社会主義体制は、ベトナム共産党が国家を主導し、国家が社会を管理し、国民が国の主体という思想を基本にする。ベトナム共産党は、党员によって構成された指導機関であり、国家は憲法によって定められた行政・立法・司法機関であり、国会、国家主席、政府、人民検察院、人民裁判所、人民評議会、人民委員会から成り立っている。

図表 II.1 党员数の変動

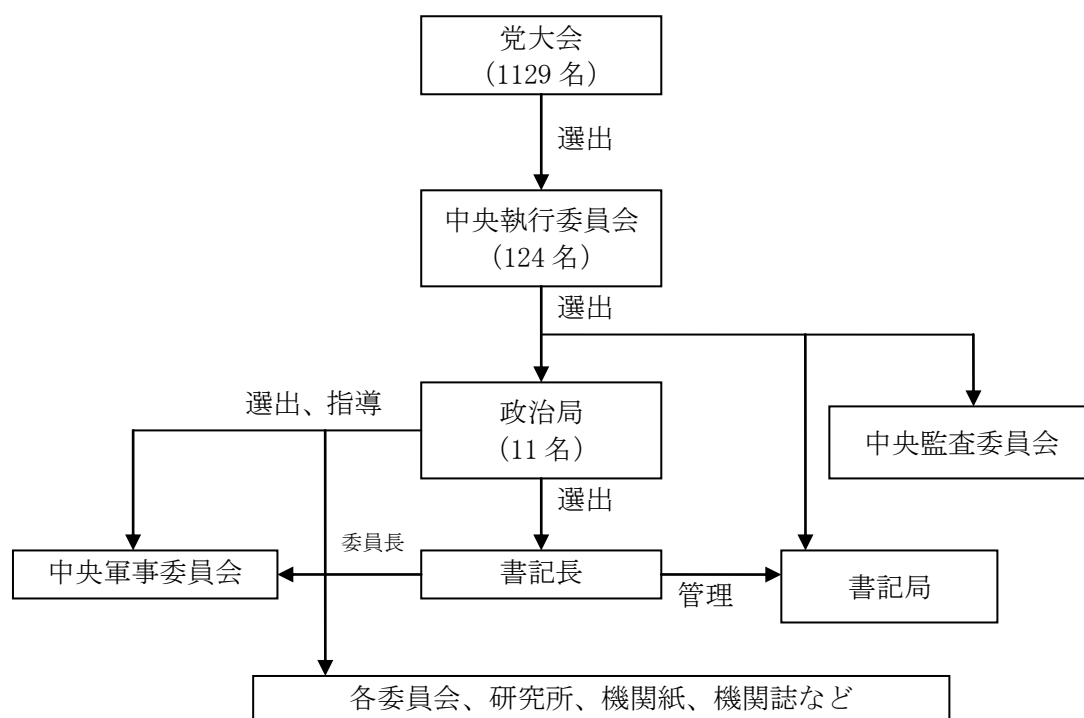
年度	人口	党员数	比率
1976年	47,150,000	1,550,000	3.3%
1986年	61,110,000	1,900,000	3.1%
1991年	67,242,400	2,155,000	3.2%
2001年	78,620,500	2,479,719	3.2%
2006年	83,311,200	3,100,000	3.7%
2011年	87,840,000	3,600,000	4.1%

出所：Key indicators Asian Pacific countries、統計年鑑、共産党電子新聞に基づいて作成

図表 II.1 は、国家統一してから 2011 年までの党员数の変動を示すものである。この図表を見ると、人口の増加とともに、党员数も増えている。1976 年の 155 万人から「ドイモイ I」の 1986 年は 190 万人になり、2001 年は約 248 万人、2011 年は 360 万人まで増加した。2011 年の党员数の比率が 4% 台になったのは、南

北戦争に参加した高齢党員の交代を目標にして、数多くの若い青年を入党させたからである。例えば、2009年には、19万7028人が入党し、過去最高の入党人数になった。その中に、若い青年は13万3067人で、新入党員の67.54%を占める。⁽¹⁾もう一つの要因は、「ドイモイ I」以降には、党と政府の役割分担を明確にするという原則に沿って党財政の改革が展開されたことである。それまでは、党財政は、政府からの支援がかなりの比重を占めていた。「ドイモイ I」後の党財政の改革が実施された結果、政府からの財政支援は大幅に減らした。この苦しくなった党財政事情を克服するために、共産党は党員拡大に力を入れて党員からの党費収入を増加させた。⁽²⁾

図表 II.2 ベトナム共産党の組織



注：本図表の党大会、中央執行委員会、政治局の人数は第6回党大会（1986年12月）のデータである。

(1) 共産党中央組織委員会のホームページ (<http://www.xaydungdang.org.vn/>)、2013年7月1日

(2) 鈴木真「政治・社会の底流と全方位外交」、江橋正彦（編）『21世紀のベトナム—離陸への条件』日本貿易振興会（ジェトロ）、1998年、23頁。

また、ベトナム共産党の組織は、全国共産党大会で採択された党規約によって構成される。「ドイモイ I」以前と「ドイモイ I」以降の時期には党規約が何回か改正されたが、共産党の基本的な組織は変わっていない。図表 II.2 はベトナム共産党の基本的な組織を示したものである。

党大会は、党の最高決定機関であり、5年ごとに開催される。党大会の任務は、前大会以降の国家運営や党活動を総括し、今後5年間の基本方針の提起、政治綱領や党規約の制定もしくは改正、中央執行委員の選出を行うことである。

中央執行委員会は、6ヶ月ごとに定期総会を開催し、必要な時には臨時総会を開く。定期総会は通し番号が付される。例えば、第4回党大会第6回中央執行委員会総会などと呼ばれる（添付資料（5）参照）。中央執行委員会の任務は、政治局、書記長、中央検査委員会を中央執行委員から選出し、党大会で採択された政治綱領、党規約、諸文書などの実施を組織、指導し、また国内・対外問題、大衆工作、党建設工作に関する基本的な指針を決定することである。さらに、次期党大会を準備することもその重要な任務の一つである。

政治局は、中央執行委員会の委員から構成される。政治局の任務は、党大会や中央執行委員会が決定した方針、指針の具体化を指導、監督することである。また、中央執行委員会の開催を準備したり、中央執行委員会に活動報告を行ったりする。

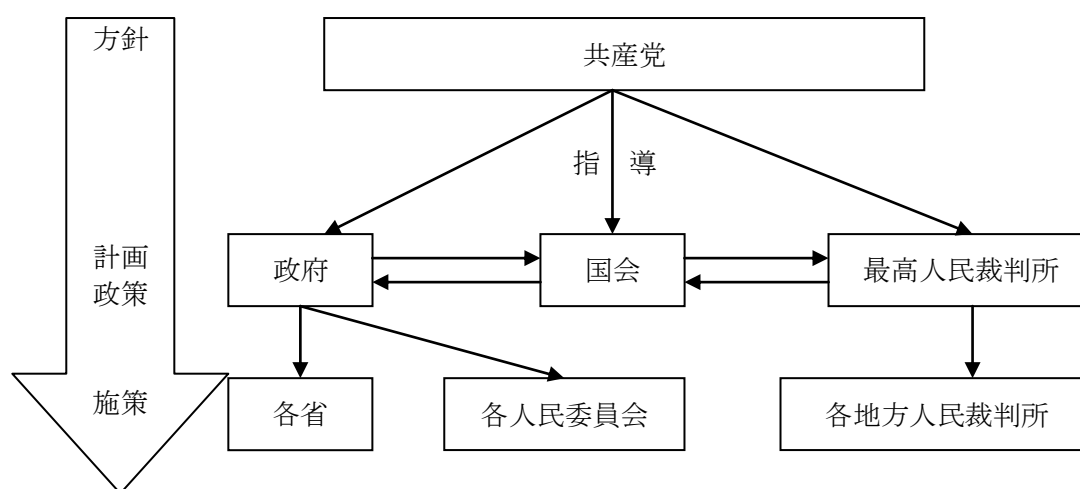
書記局は、書記長と政治局員と他のメンバーから構成される。書記局の任務は、党の日常的事務を処理すること、大衆工作、党建設工作进行を指導すること、党の諸決議の実施を検査すること、政治局が審議・決定する諸問題を準備し、原案を提出することなどである。

一方、国家との関係については、共産党は、一党支配体制を堅持し、国家を指導する役割を持っている。1980年憲法では、ベトナム共産党は、「工人階級の先導者」であり、「国家と社会を指導する勢力」と規定されている。共産党は「国家のあらゆる活動を全面的に指導する」ものであり、同時に「社会の法的秩序と適法性を備えた社会の建設」をめざす。社会における人民の利益は、「共産党

の統一的かつ唯一の指導の下で、プロレタリア階級の利益と基本的に統一」されており、ゆえに党は全人民の利益代表ということになる。^③

このように、共産党は一党支配政党であり、政治システムを領導すると同時に、またそのシステムの一部でもある。国家権力の中で、国家機関の独立的な役割は十分に果たしているとはいえ、党と国家機関が一体化している政治体制であることもまた事実である。

図表 II.3 ベトナム政治体制



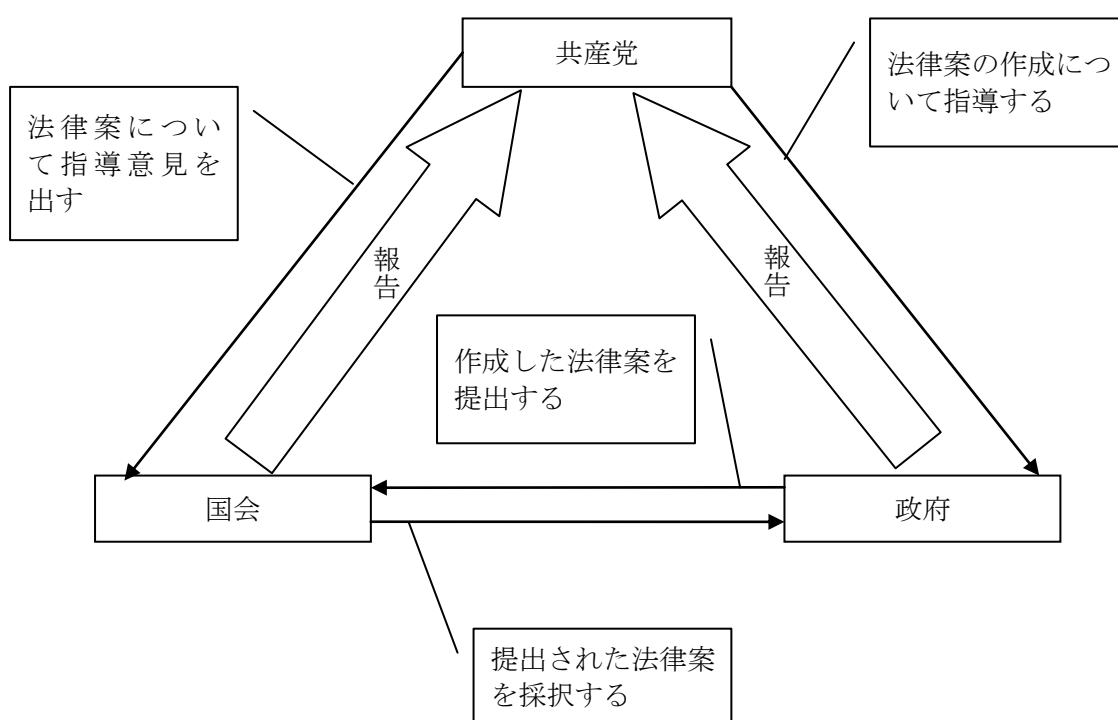
図表II.3に示したように、共産党は、党大会の路線、指針、戦略を通して国会、政府の活動を指導する。例えば、国会が策定する経済・社会発展5カ年計画は、党大会で決定された5カ年戦略に基づくものである。また、経済・社会発展5カ年計画は、政府の直接的計画策定機関である国家計画委員会によって作成されるが、通常、その委員会の委員長は共産党政治局員が担当している。

その上に、5カ年計画が国会にかけられる前に共産党中央委員会の承認が必要となるようである。5カ年計画の基本方向は、5年ごとに1回開かれる共産党全国大会が決定し、計画の具体的実施方法は毎年数回開催される共産党中央委員会が決める。また、中央委員会の常任機関である政治局は、必要に応じて、もっ

^③ Nguyen Dang Dung (グエン・ダン・ズン), Bui Ngoc Son (ブイ・ゴク・ソン), *The che Chinh tri* (政治体制), Nha xuất bản Ly luan Chinh tri (政治理論出版社), 2004, p.192.p.194.p.204.

と機敏にいくつか重要な政策を「政治局決議」として決定する。そして、5カ年計画の実施機関は、産業別に縦割りに設けられている農業省、工業省などの行政機関となる。このように、5カ年計画の策定に際しては共産党の政治局と中央執行委員会が決定的な役割を果たしていると推測できる。⁽⁴⁾

図表II.4: 共産党と立法過程



立法過程においても、共産党は大きな役割を果たす。すなわち、共産党の指導の下で、政府は共産党の路線、指針、戦略に基づいて法律案を作成して国会に提出する。国会も、共産党の指導に基づいて法律案を通過させて公布する（図表II.4）。共産党は、立法過程の全ての段階において頻繁に介入しているから、立法機関である国会は名目的な存在で追認機関にすぎなくなるともいえる。

⁽⁴⁾ 関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ「ベトナムの経済体制と経済発展段階」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ（編）『現代ベトナム経済－刷新（ドイモイ）と経済建設』勁草書房、1992年、7頁。

第2項 国家機関への関与方式

共産党は、次のように国家機関に関与している。

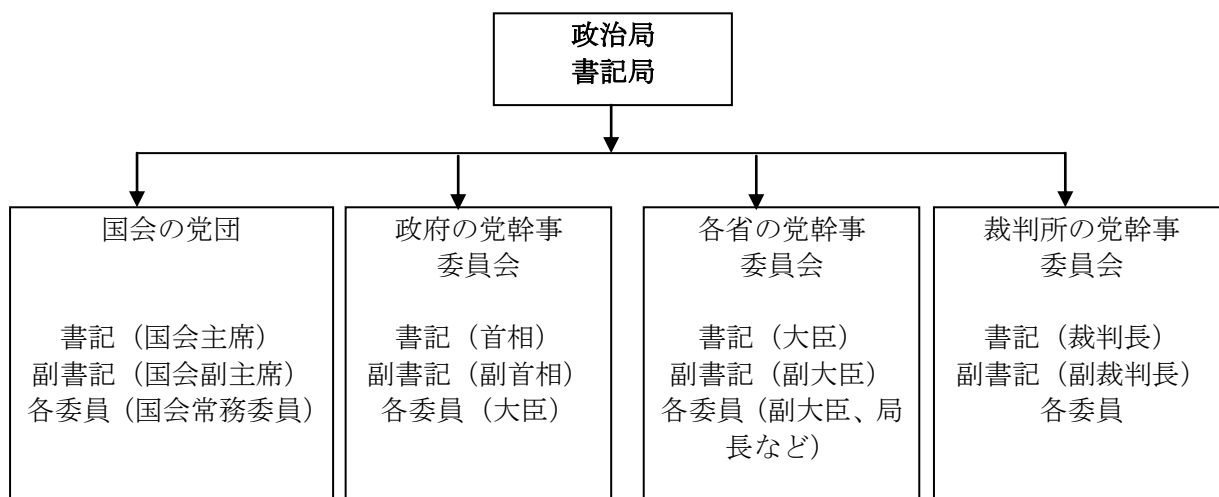
第 1 に、国家機関の政策決定責任者に当たる課長以上の役職は、通常黨員しか任命されない。言い換えると、国家機関の課長以上は、黨員によって占められている。昇進の前提条件として、党が運営する政治学校の所定の研究コースを履修することが義務付けられている。こうして、各段階において、党の方針を徹底することが図られている。それゆえ、党の方針は、各自が熟知しており、自分の職責の範囲で党の方針に忠実に政策を実行しようとする。

第 2 に、第 2 回党大会（1951 年 2 月）に定められた党規約は、中央都市から離れた地域、国境辺りの都市や貧困・治安不安定の特別な地域における党幹事委員会の設置について規定した。そして、第 3 回党大会（1960 年 9 月）の党規約は、経済・政治の重要な地域における党特別組織の設置について規定した。第 4 回党大会（1976 年 12 月）の党規約によると、必要な場合、中央執行委員会は、国家機関の中に党幹事委員会を設置することができるとされた。第 5 回（1982 年 3 月）、第 6 回（1986 年 12 月）の党大会では、この党幹事委員会の設置が維持されており、第 7 回（1991 年 6 月）および第 8 回（1996 年 7 月）には一段と詳細に規定された。第 8 回党大会の党規約によると、政治局、書記局を補佐するために、中央の立法機関、執行機関、司法機関において党幹事委員会を設置するように規定した。

そのゆえ、図表 II.5 のように、各国家機関において党幹事委員会が設置された。ただし、国会の場合は、党幹事委員会は「Dang Doan」（党団）と呼ぶ。名称だけが違うが、党団と党幹事委員会の任務と権限は同じである。この党団および党幹事委員会は、党の方針だけでなく、各国家機関が扱う重要事項について検討を行う。実質上では、この委員会の決定が国家機関決定になるという構造にあった。「ドイモイ I」以前においては、この委員会が国家機関の全ての事項を決めていたと言われている。しかし、「ドイモイ I」が採用されて以降、このよ

うな委員会が政策に直接介入することが少なくなったと言われている。また、国家機関の指導者が、この委員会の委員長を兼任するケースが多くなった。

図表 II.5 : 国会、政府、裁判所における共産党組織



第 3 に、党本部に職能ごとの委員会が設けられている。それは、党規約には記載されていないが、経済、財政・管理、教育・科学、思想・文化、対外、内政などの 10 前後の委員会があって、その委員長は、政治局員や中央委員が兼務している。これらの委員会は、常設されており、委員会のもとに局を設けている。これらの局には、専従職員が勤務している。例えば、対外委員会は外務省に対応する組織で、名目としては外国の共産党、友好党や友好協会との付き合いの窓口の役割を果たすが、党の最高指導者に対して外国の政治経済情報を提供したり、高度の政治的判断を必要とする外交問題について政治局員に判断材料を提供したりする役割も果たしている。そのため、対外委員会は、外務省と密接な連絡を取り合っている。外務省は、必要と判断した時、対外委員会の上層部に前もって承認や指示を受けてから業務を実施する。このように、党中央本部が行政機関に対応する組織をもち、重大問題について党の判断を優先するような構造と機能を維持しているのである。⁽⁵⁾

⁽⁵⁾ あわせ、白石昌也『ベトナムの国家機構』明石書店、2000 年、22～33 頁を参照されたい。

第2節. 1959年憲法から1980年憲法へ

第1項 南北分断の憲法から国家統一の憲法へ

1954年7月に、ベトナム民主共和国はジュネーブ休戦協定を締結した。この協定により、ベトナムの国土は北緯17度線で南北に分割された。北部では、社会主義体制の確立に向けて戦後の経済復興を急ぎながら社会主義化への道を歩みはじめた。ジュネーブ協定は、2年後に全国選挙をおこなって統一することを規定したが、実際に実施できず、アメリカ軍は南ベトナムに入った。ベトナムは、北部と南部に分断され、北部では、社会主義への過度期と言われる時期に入り、社会主義的改造の諸施策が実施された。南部では、Bao Dai (バオ・ダイ) にかわる Ngo Dinh Diem (ゴ・ディン・ジエム) が1956年3月に総選挙を行い、1956年7月に「ベトナム共和国憲法」を採択した。

また、アジアの社会主義諸国をめぐる動向としては、朝鮮では、1948年の南部での単独選挙により南北分断が固定化された。その結果、北部は、最初の憲法が1948年9月に採択され、朝鮮民主人民共和国として、人民民主主義の道を歩むことになり、短期間にプロレタリアート独裁を確立し、社会主義的改造を行った。中国では、1949年10月の建国ののち、1954年9月に中華人民共和国憲法が制定された。こうした国内外の動向から影響を受けた北ベトナム労働党は、新憲法の制定をむけて本格的な動きを示すにいたった。

1957年1月には、国会の会期中にホー・チ・ミンを議長とする憲法改正起草委員会が設置された。1958年7月、同委員会は、軍、大衆組織、政府、政党の各級機関（上級、中級）に憲法草案を提示し、1959年4月には、草案が人民に公表され討議に付された。ホー・チ・ミンの1959年12月18日付の「憲法改正草案に関する報告」⁽⁶⁾は、1946年憲法が制度化した体制は民族独立と人民の広

⁽⁶⁾ Ho Chi Minh (ホー・チ・ミン), *Bao cao ve du thao Hien phap sua doi tai Quoc hoi nuoc Vietnam dan chu cong hoa, khoa I, ky hop thu II* (第1期国会第11回会議における憲法改正草案報告), Nha xuất bản sự thật (事実出版社), 1970, p.192.

範な民主主義を保障したが、現在、ベトナム革命は、新しい段階に移行したので、1946年憲法は適合的ではなくなったと、憲法改正の必要性を強調した。最終的には、1959年12月の国会で採択され、翌1960年1月1日に公布された。

こうした南北分断状況の中で制定された1959年憲法は、多くの論者が指摘するように1954年の中国憲法の影響を受けたことを容認しつつも、南北分断状況を克服し、国家を統一するという具体的な任務を追求する性格を持っていた。

1975年4月、ベトナムは自らの手で、国を統一した。同年の11月15日から21日まで、国家統一のための南北政治協商会議が開催され、1976年前半に統一国会のための総選挙を実施し、統一国会において憲法起草委員会の設置などを含む新憲法制定にむけての一連のプログラムが確定された。この南北政治協商会議の合意に基づいて、1976年4月25日に全国において総選挙が行われ、同年6月24日から7月3日まで統一国会が開催され、国名をベトナム社会主義共和国と決定した。世界で第3番目に大きい社会主義国が誕生した。

統一国会は、Truong Chinh (チュオン・チン) を委員長とする36名からなるベトナム社会主義共和国の憲法起草委員会を選出した。統一国会後の1976年12月に開催された第4回党大会において、チュオン・チンは新憲法について次のように発言した。「民族的民主的」な憲法であった1946年憲法、「北部の社会主義への前進に寄与し、南部の解放、国家の統一、全国における人民の民族民主革命の任務の達成の事業の強固な基礎となった」1954年憲法につづき、起草される憲法は、「ベトナム社会主義共和国の政治、経済、文化、社会制度を規定し、わが人民の集団主人権⁽⁷⁾と市民の基本的権利・義務を確定、法制化し、国家の組織機構、国家機関の機能と権限、これら諸機関の関係、および国家・人民間の関係などについて規定」⁽⁸⁾する憲法である。ベトナム憲法の専門家である鮎京 正訓研究者は、1980年憲法について次のように指摘した。1980年憲法は「集団主

⁽⁷⁾ 集団主人権とは、工人階級、集団的農民階級、社会主義的知識人層およびその他の勤労者の権限である。

⁽⁸⁾ Truong Chinh (チュオン・チン) , “Trich tham luan cua dong chi Truong Chinh” (チュオン・チン氏の発表概要) , *Luat Hoc* (法学雑誌) , 第16号, 1976, p.32.

人制度という集団の契機を極端に強調した特殊なイデオロギーに支えられた憲法であった」⁽⁹⁾。このように、1959年憲法と違って1980年憲法は、「国家統一という新しい状況のもとで、全国の社会主義革命を目指す時期」⁽¹⁰⁾におけるシステムを規定した憲法である。

また、1980年憲法の特徴としては、「旧ソ連、東欧など当時の他の社会主義諸国の憲法から大きな影響を受けており、プロレタリアート独裁国家、党の指導性、統一戦線組織の役割に関する規定」が「60年代以降の社会主義憲法に共通する」⁽¹¹⁾ことである。そこで、両憲法に基づく国家の性格を比較してみよう。

1959年憲法は、前文で「わが国家は、労農同盟を基礎とし、工人階級によって指導される人民民主国家である」と規定し、さらに、第2条で「ベトナム民主共和国は、ベトナム人民の輝かしい8月革命と勇敢な抵抗戦争に勝利をかちとった結果、強固に建設された人民民主国家である」と規定している。そのため、1959年憲法に基づいたこの時期の国家の性格は「人民民主国家」であった。そして、社会主義への移行の総路線は1959年憲法の第9条に規定されたように「ベトナム民主共和国は人民民主主義から社会主義へ一步一步前進する」ことであった。

1959年憲法が民主共和国の政治体制のもとで制定された憲法であるのに対して、1980年憲法は次のように捉えられている。1980年憲法が「国の経済の社会主義化に対する体制のコントロールを強化する」⁽¹²⁾ため、あるいは、「ベトナム共産党の権力の強化、およびインドシナ支配の探求の新しい段階を画す」⁽¹³⁾ために制定されたと言われている。しかし、1980年憲法の序章では、「ベトナム社会主義国は、新しい段階に際してベトナム共産党の路線を法制化する憲法が必

(9) 鮎京正訓「ベトナム憲法制度」、日本貿易復興機構（ジェトロ）『アセアン諸国の憲法制度』ジェトロ、1997年、192頁。

(10) 鮎京正訓『ベトナム憲法史』日本評論社、1993年、92頁。

(11) 鮎京、前掲論文、ジェトロ、前掲書、192頁。

(12) Dana Blaustein, “Socialist Republic of Viet Nam”, in Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz eds., *Constitution of the Countries of the World*, Oceana Publications, Inc, 1979, p.i.

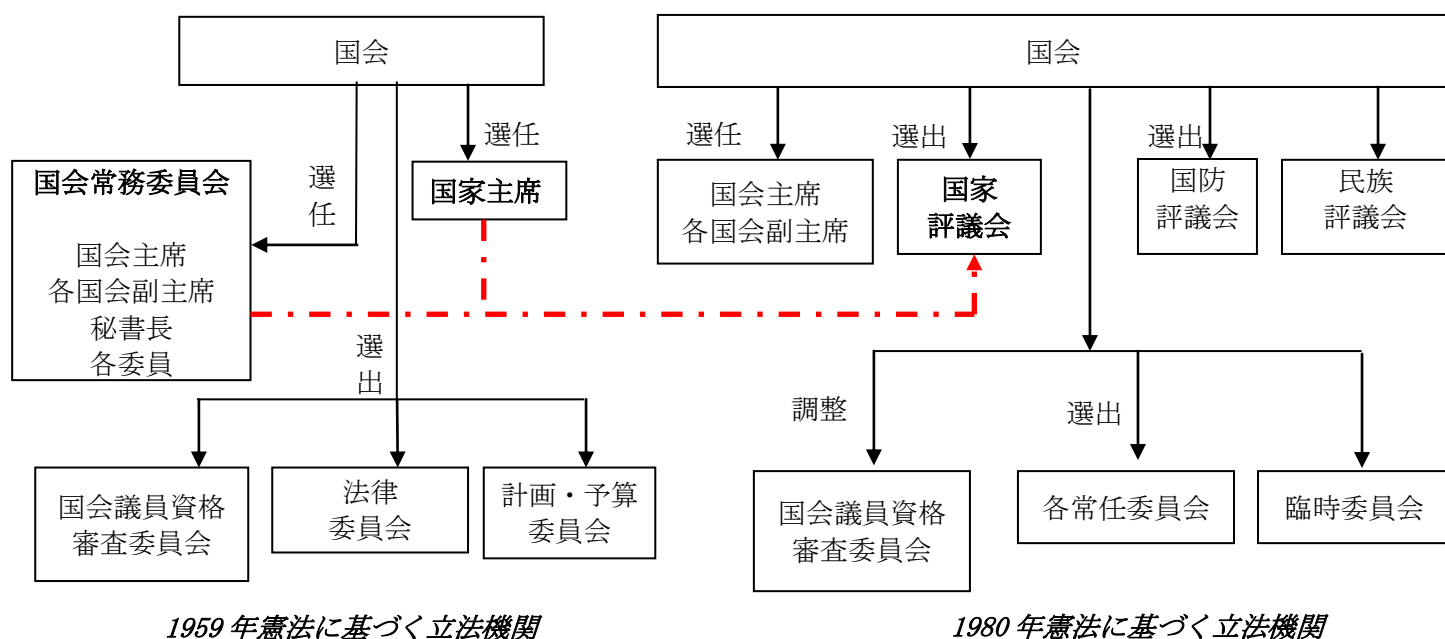
(13) Gisbert H. Flanz & Karen Shaw Kerpen, “Socialist Republic of Viet Nam”, in Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz eds., *Constitution of the Countries of the World*, Oceana Publications, Inc, 1981, p.1.

要である」と述べている。だから、1980年憲法は、ベトナムの社会主義段階の開始時期において1976年の第4回党大会に決定された路線を法制化されたものと考えられる。ベトナムの第4回党大会は、ベトナムの今後の任務を、「迅速、協力、かつ堅実に社会主義への前進する唯一の戦略任務」と定めた。そのように、ベトナム社会主義国の最初の憲法として、1980年憲法の基本的な目的は、社会主義への前進する戦略任務を法制化したものである。同憲法に基づく国家の性格は、1959年憲法の「人民民主国家」ではなく、「ベトナム社会主義共和国、プロレタリアの独裁国家である」（第2条）わけである。

第2項 国家組織の再編成

次に、両憲法における国家組織上の相違点を見てみよう。1980年憲法が1959年憲法と異なるもっとも顕著なものは、図表II.6に示したように、1959年憲法が規定していた「国家主席」（添付資料（3）を参照）、立法機関における「国会常務委員会」の制度を廃止して、両者の機能をあわせもつ「国家評議会」（添付資料（3）を参照）を設置したことである。

図表II.6：1959年憲法と1980年憲法に基づく立法機関



国家評議会制度は、東欧のブルガリアの1971年憲法にも採用されたが、ベトナム社会主義共和国の1980年憲法の第98条によると、「国家評議会は国会の常務活動を行う最高機関であり、ベトナム社会主義共和国の集団的主席である」。

「国家評議会」は、議長、各副議長、秘書長、各委員から構成される。国家評議会議長は、国家元首としての役割を果たした。さらに、「国家評議会」には、憲法、法律、国家評議会令の解釈権や「大臣評議会」、最高人民裁判所、最高人民検察庁の業務の監視権などを含む21項目（第100条）に及ぶ広範な権限が付与された。

また、執行機関（議院内閣制の内閣に当たる）に関しては、図表II.7のように、1959年憲法の「政府評議会」は、1980年憲法では「大臣評議会」と名称が変更された（添付資料（3）を参照）。1980年憲法の「大臣評議会」の役割は、1959年憲法の「政府評議会」と比べあまり変更がなかったが、「大臣評議会」の主席と構成員の権限はある程度制限された。「大臣評議会」の決議、議定は、構成員の過半数により賛成されなければ採択されない。（1980年憲法、第109条）。通常では、ある組織の構成員が誤りをおかした場合、最初に所属組織に対し個々の責任を負う。しかし、「大臣評議会」の構成員は、所属する「大臣評議会」ではなく、最初に国会に対して個々に責任を負う。その他、「大臣評議会」の構成員は、「国会、国家評議会に対して集団責任を負う」（1980年憲法、第112条）とされた。

図表 II.7： 1959年憲法と1980年憲法に基づく執行機関

1959年憲法に基づく「政府評議会」	1980年憲法に基づく「大臣評議会」
首相 各副首相 各大臣 各国家委員会主任 国家銀行の総裁	主席 各副主席 各大臣 各国家委員会主任 国家銀行の総裁

このように、1980年憲法は、各国家組織の権限と責任を1959年憲法より一層明確に規定した。政治的には、「国家評議会」へ広範な権限を集中する形で、ベトナムにおける民主集中制は具現化された。

第3項 共産党の位置づけ

1946年憲法と違って、1959年憲法の序文は、ベトナム労働党の指導を認め、ベトナム民主共和国の社会主義への路線および経済社会制度を肯定した。このことは、ベトナム労働党の国家組織に対する指導的役割を表現するものであった。

ところで、1959年1月の第15回ベトナム労働党中央執行委員会総会は、二つの戦略任務を挙げた。それは、北ベトナムの社会主義革命と南ベトナムの民主民族革命である。⁽¹⁴⁾ こうした二つの戦略任務を遂行するために、労働党は、「国家に対して直接、絶対、全面的に指導する」体制を取った。国家機関の全ての活動は、労働党の政治任務を遵守しなければならない。この期間においては、党と国家機関ははっきり区別されていない。労働党の決議、指示は、「政府評議会」の決定になり、社会における法律原則と同じな価値を有するものであった。

図表 II.8 は、第3回党大会（1960年3月）で選任された労働党の最高機関である政治局のメンバーリストである。この図表を見てわかるように、第1書記と中央組織委員会の委員長以外は、労働党の政治局員として全て「政府評議会」と国会の最高職務を兼任している。例えば、党主席のホー・チ・ミンは「国家主席」（添付資料（3）を参照）を兼任した。また、チュオン・チンは「国会主席」（添付資料（3）を参照）、Pham Van Dong（ファン・ヴァン・ドン）は首相を兼任し、他の政治局員は副首相、軍隊を統制する国防大臣、治安を指導する公安大臣などの重要な職務を握っている。このように、労働党は、立法権と執

⁽¹⁴⁾ Pham Xuan Son（ファン・スオン・ソン）, *Chinh quyen hanh phap nuoc Cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam: hình thành và phát triển*（ベトナム社会主義共和国の行政機関：形成と発展）, Hoc vien chinh tri quoc gia Ho Chi Minh（ホーチミン国家政治学院）, 2000, p.58.

行権の一体化原理に基づくこのような人事システムを通して国家組織の全ての活動を統一的に指導したのである。

図表 II.8 : 第 3 回党大会の政治局 (1960 年)

氏名	党の職務	国家機関の職務
ホー・チ・ミン	党主席	国家主席
レー・ズアン	第 1 書記	
チュオン・チン	政治局員 (党の思想の担当)	国会主席
ファン・ヴァン・ドン	政治局員	首相
レー・ドク・トオ	中央組織委員会の委員長	
ファン・フン	政治局員	副首相
ヴォウ・グイエン・ザップ	政治局員	副首相、国防大臣
グイン・チ・タン	政治局員	国防省の政治総局の局長
グイン ズイ チン	政治局員	副首相
レー・タン・ギー	政治局員	副首相
ホアン・ヴァン・ホアン	政治局員	国会副主席
ヴァン・ティン・ズン	補欠政治局員	国防省の参謀長
トアン・コク・ホアン	補欠政治局員	公安大臣

出所：共産党の電子新聞、社会主義共和国ベトナムの政府のサイトにある情報に基づいて作成。

他方、1946 年憲法と 1959 年憲法は、共産党（労働党）の役割について触れなかったが、1980 年憲法は共産党の役割を明記した。1980 年憲法の前文では、ベトナムの政治は「党が指導し、国家が管理し、人民が主人となる」とされている。そして、1980 年憲法の第 4 条は、「工人階級の先導者、参謀者であり、マルクス・レーニン主義によって武装されたベトナム共産党は、国家・社会の唯一指導勢力であり、革命のあらゆる成功を決定する主要要素である」と規定した。かくして、1980 年憲法の公布により、ベトナム共産党の権力は強化され、正式に憲法によって国家・社会に対する唯一の指導勢力であることが正当化された。

さらに、人事システムの面では、先の立法権と執行権の一体化原理に基づき、共産党の指導部である政治局の局員は、国家機関（国会、政府評議会）の重要な役職を兼務した。図表 II.9 が示すように、第 4 回党大会（1976 年 12 月）に選出された政治局の局員は、第 6 期国会（任期 1976 年～1981 年）の「政府評議会」

の重要な職務を握った。その他、国家の最高権力機関である「国会主席」（第 6 期）も政治局員であった。これが示すように、党と国家の一体化が図られた。党が一党支配体制を堅持し、国家を指導することを改めて確認した。

図表 II.9 第 4 回党大会の政治局員

氏名	党の職務	国家機関の職務
レー・ズアン	共産党の書記長	
レー・タン・ギー	政治局員	副首相
チュオン・チン	政治局員	国会主席
ファン・フン	政治局員	副首相
レー・ドク・トオ	政治局員	中央党組織委員会の委員長
ヴォー・グエン・ザップ	政治局員	副首相
グイエン・ズイ・チン	政治局員	副首相
ファン・ヴァン・ドン	政治局員	首相
トラン・コク・ホアン	政治局員	内務大臣
ヴァン・ティエン・ズン	政治局員	国防大臣
レー・ヴァン・ルオン	政治局員	ハノイの書記
グイエン・バン・リン	政治局員	ホーチミン市の書記
ヴォー・チ・コン	政治局員	副首相
チュ・ヒ・マン	政治局員	政治総局の主任
トウ・ヒュー	政治局員	副首相
ヴォー・バン・キエト	政治局員	ホーチミン市の知事
ドウ・ムウオ	政治局員	副首相

出所：共産党の電子新聞、社会主義共和国ベトナムの政府のサイトにある情報に基づいて作成。

このように、1976 年～1986 年の期間において、ベトナム共産党の指導部は、労働党が「国家に対して直接、絶対、全面的に指導する」体制の役割がフランスとの抗戦段階と国家統一の戦争段階にうまく発揮したから、新しい状況でも有効すると考えた。そのため、共産党は、戦争時代に採用した集中官僚制を維持し、中央から地方にかけて国家機関とともに社会を管理する共産党機関を設置した。国家機関と共産党機関の両方は、平行に存在し、両者に関する明白な任務および機能が規定されなかった。それに、「共産党機関は、自らの命令により国家機関の業務に直接的かつ全面的に介入した。数多くの場面において、共

産党機関は、国家機関の代わりに社会管理任務を遂行した」⁽¹⁵⁾のである。

ところで、政党研究の権威であるジョヴァンニ・サルトーリは、一党制政治システムの強制的なコントロールの強度に基づいて一党制を3つのタイプに分類した。強制の強度の大きいものから順番に並べると、それは、(1) 全体主義一党制、(2) 権威主義一党制、(3) プラグマティック一党制である⁽¹⁶⁾。そして、ジョヴァンニ・サルトーリは、図表 II.10 のようにこの3つタイプの特徴を以下のように示した。

図表 II.10 一党制のタイプと特性

基準	全体主義一党制	権威主義一党制	プラグマティック一党制
イデオロギー	強く、全体主義的	弱く、非全体主義的	無関係もしくは非常に弱い
強制力、抽出、動員	大	中	少
政策対外部集団	破壊的	排除的	吸収的
下位集団の独立	なし	非政治集団に限り	許可もしくは寛容

出所：ジョヴァンニ・サルトーリ、岡沢憲英・川野秀之（訳）『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、2000年、377頁。

全体主義一党制の特徴は、「勢力範囲の全面的拡大、完全かつ総合的な貴通・社会化を目指していることである」⁽¹⁷⁾という。全体主義一党制は、「イデオロギー指向の強い」政党であり、「市民の全生活経験に対する」動員力、強制力が大きい政党である⁽¹⁸⁾。三つのタイプにおいて、全体主義一党制が一番強制力が強い政党である。

それに対して、権威主義一党制は、「最終的には、全社会に浸透するだけの力

⁽¹⁵⁾ Dang Dinh Tan (ダン・デイン・タン), *The che Dang cam quyen, mot so van de ly luan va thuc tien* (政党の体制—理論と実際の問題), Nha xuất bản chính trị quốc gia (国家政治出版社), 2004, p.207.

⁽¹⁶⁾ ジョヴァンニ・サルトーリ、岡沢憲英・川野秀之（訳）『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、2000年、368頁。

⁽¹⁷⁾ サルトーリ、同前訳書、374頁

⁽¹⁸⁾ サルトーリ、同前訳書、368頁

も、そのような野望も持たない統制システムということになる」⁽¹⁹⁾。権威主義一党制では、「強力なイデオロギーは存在しないし、全体主義体制に匹敵する程の動員力も欠如している」⁽²⁰⁾。このタイプの特徴は、「全体指向主義」ではなく、「部外者の政治活動を制限する」という「排他主義」である⁽²¹⁾。また、権威主義一党制のもう一つの特徴は、「一般的な権力機関（司法機関を含む）を大きく超えてはいない」⁽²²⁾ ことである。3 番目のプラグマティック一党制は、上記に述べた 2 つのタイプと比較すれば、「イデオロギーの正当化」がなく、「強制力行使の可能性が小さいタイプである」⁽²³⁾。

上記に述べたように、ベトナム共産党は、1980 年憲法の第 4 条に基づいて国家を全面的に指導し、国家機関の重要な職務を握った。共産党の指導のもとで国家統一を達成できたから、国家統一の 1975 年から「ドイモイ I」開始の 1986 年までの時期において共産党のイデオロギーは強く、強制力も大きかった。この強制力、影響力を見れば、この時期においてベトナム政治システムが全体主義一党制下にあったと言える

第 3 節. 社会主義建設の農業・工業政策と外国投資規約

第 1 項 社会主義建設の農業・工業政策

1975 年、全国統一のベトナム社会主義共和国が成立したことによって、ベトナムは、全国的な規模で社会主義建設事業を展開した。この社会主義建設事業の中心的内容は、農業・工業の集団化を基礎として重工業化を重視することであった。この内容を具体化するために、1976 年より始まった第 2 次 5 カ年計画（1976 年～1980 年）が打ち出された。この計画は、「社会主義の物質的・技術

(19) サルトーリ、同前訳書、375 頁

(20) サルトーリ、同前訳書、368 頁

(21) サルトーリ、同前訳書、375 頁

(22) サルトーリ、同前訳書、369 頁

(23) サルトーリ、同前訳書、375 頁

的基礎を建設し、勤労人民の物質的・文化的生活を改善する」⁽²⁴⁾という 2 つの目標を提起した。また、農業の社会主義的改造は、「北部における社会主義的生産関係の強化と完成、南部農業における水利と機械化を緊密に結びつけた合作社と国営農場の建設」⁽²⁵⁾を目標としたとされる。

この第 2 次 5 カ年計画の下で、ベトナムは、北部においては、1954 年以降実施されていた集団化政策の徹底を図る一方で、解放された南部地域においては、集団化の実施に着手した。1975 年～1979 年には、合作社における労働力の再配置、高度の専門化、機械化の方向による生産の再組織化が行われ、多くの地区、地方で合作社と生産規模の拡大が盛んに行われた。1979 年の時点で多くの合作社の規模は、平均 918 世帯、農民 1325 人、耕地 353 ヘクタールであった。⁽²⁶⁾1960 年と比較すると、1980 年に合作社に参入した農家の数は 5 倍に増加し、農業面積は 6 倍へ拡大した。⁽²⁷⁾しかし、北部地域が 90%以上の農業集団化率を達成していたのに対して、南部地域の農業集団化は 40%台に留っていたのである。なぜ南部農民が集団化を引き受けなかったかといえ、十分な準備が成されなかったことや、農民に合作社への加入を強制したことなどが挙げられているが、やはり出井富美の指摘のように、何よりも、「集団経営の優位性を示せなかった」ことが大きかったとされる。⁽²⁸⁾

また、この時期には、1960 年から北部の合作社において実施された三請負制という方式を引き続いて取入れられた。この方式は、合作社の監理委員会が各生産隊に 3 つの指標（生産量、生産費、労働点数）を与え、通常の 1 年間の期間における生産を請負わせるものである。そして、請負った指標を超過達成した場合には、報償を与え、未達成の場合にはペナルティーを果たすという。し

⁽²⁴⁾ Bao Nhan dan（人民新聞）、1976 年 12 月 15～18 日付。人民新聞は、共産党の新聞であり、共産党の方針・計画、人事、外交関係などの情報を掲載するものである。

⁽²⁵⁾ 出井富美「ベトナム農業の改革と発展戦略」、関口・トラン（編）、前掲書、57 頁。

⁽²⁶⁾ 出井、同前論文、関口・トラン（編）、同前書、59 頁。

⁽²⁷⁾ Chu Van Lam（ツ・ヴァン・ラム），“45 nam Nong Nghiep Viet Nam”（ベトナム農業：45 年の歩み）、Dao Van Tap（ダオ・ヴァン・タップ），“45 nam Kinh te Viet Nam”（ベトナム経済：45 年の歩み）、Nha xuất bản khoa hoc xa hoi（社会科学出版社）、1990、p.105。

⁽²⁸⁾ 出井、前掲論文、関口・トラン（編）、前掲書、61 頁。

かし、この方式は、農民の生産意欲を向上させることはできず、農業生産の拡大には結びつかなかった。それは、農民が労働時間、生産性の向上、最終的な生産量については全く関心を示さない一方、請負った仕事をほどほどにこなして労働点数にだけ関心を示したからである。また、合作社の規模拡大を展開するとともに、各合作社における官僚的、中央集権的管理制度はますます強まるようになった。そのため、汚職、浪費が横行し、合作社の社員が合作社管理委員会や「政府評議会」の集団化政策を信頼しない深刻な事態を招いた。

図表 II.11：北部の農業生産量

	生産量 (1000 トン)	1 人当たり/年 (kg)
1976 年	6407	247
1977 年	5822	218
1978 年	6241	234
1979 年	6289	230
1980 年	5997	214

出所：Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タップ), *45 nam Kinh te Viet Nam* (ベトナム経済：45年の歩み), Nha xuất bản khoa hoc xa hoi (社会科学出版社), 1990, p. 105.

以上のように、この時期における農業生産の再組織化の目的は、合作社管理委員会の管理能力をはるかに超えていた。そのゆえ、合作社の数と規模を大きく拡大したにもかかわらず、全国の農業生産量は逆に落ち込み、合作社の社員である農民の収入は減少した。中心となる北部の農業生産量を示す図表 II.11 によると、1980 年の農業生産量は 5997 千トンで、前年比 292 千トンへ減少した。1 人当たりの生産量も、1976 年以降の最低の水準に落ち込んだ。こうして農業合作社方式下における農業生産は、深刻な状況に直面していたと言える。

農業が集団化であったのに対して、工業は国営化による社会主義建設が目指された。「政府評議会」は、共産党の指導により南部において次のような措置を採った。(1) 旧南政府所有企業、外国企業、それに所有者が国外に脱出してしまった工場は国有化する。(2) 資本主義的な民間企業に対しては公私合営か、国家管理のもとに国家計画に従う個人経営を存続させる。(3) 小工業と手工業

については、合作社などに組織化する。(4) 建設業については、国家の監督のもとに公私合営、あるいは建設合作社を組織する。

こうした政策の結果、1955年～1965年の期間に見られる北部の場合と同じように、南部においても国営企業、公私合営企業が相次いで誕生した。1976年末までに、南部の工業生産の70%を国営部門が占めるようになった。わずか3年間で南部には1678国営企業と513公私合営企業が設立された。社会主義型の生産形態の推進が順調に進められたが、この急激な国営化の影響を受けて工業分野に関する労働意欲、生産意欲は減退した。第2次5カ年計画の工業生産目標は16%～18%であったが、実際にはわずか0.6%しか達成できなかった。具体的には、機械生産は80%、電気生産は72%、石炭は53%、セメントは32%しか目標を達成しえなかった。⁽²⁹⁾1976年～1980年期間の年平均成長率は0.4%にすぎず、一人当たり生産はマイナス成長に落ち込み、統一ベトナムが描いた社会主義化による高い経済成長の達成の夢は破れた。

経済が低迷していた状況の中で、ベトナム共産党は、1979年8月の第4回党大会第6回中央執行委員会総会を開催し、新経済政策の試験的实施を決定した。この新経済政策の下で共産党指導部は、画一的国家管理の見直し、経済効率の重視といった方針を揚げつつ、個人経営の部分的認可、出来高支払い制の導入などの具体的な改革を実行に移していった。

また、この総会において、「消費財産業および地方の工業の発展と任務について」⁽³⁰⁾の決議が採択された。この決議で明確にされた第1の任務は、食糧や消費財の生産を増大させ、貿易収支改善のために輸出向け生産を増大させることであった。そのための具体的な方策は、南部の非社会主義的経営セクターの活用、経済管理の地方分権化、市場メカニズムの部分的導入、価格、賃金の調整などにより国内資源、特に地方の資源の潜在力を開拓し、生産者への物質的刺

⁽²⁹⁾ Tong cuc thong ke (統計総局), *Tinh hình kinh te 1976~1980* (1976年～1980年の経済事情), 1982.

⁽³⁰⁾ Bao Nhan dan (人民新聞)、1979年10月9日付。

激政策を導入することであった。⁽³¹⁾

農業分野における物質的刺激政策とは、出井富美がいうように、農業合作社の食糧供出ノルマの5年間据置政策（1981年～1985年）、農業合作社における最終生産物請負制の導入、農産物買い上げ価格の大幅引き上げ政策であった。いずれも農業生産の回復にとって効果が期待された政策であったが、一番重要なのは三請負制に代わって採用された最終生産物請負制である。この新請負制は、北部のビンフー省、ハイフォン省（添付資料（1）を参照）の若干の合作社で農業生産の落ち込みを回復するために既に試みられ、成果を上げていた政策である。最終生産物請負制は、1980年10月、党書記局から第22号通告として各地方に正式に出され、稲作に限定して試験的に導入された。⁽³²⁾

さらに1981年1月、党書記局は「請負政策の改善および労働者・労働者グループへの最終生産物請負制について」という第100号指示を出した。この100号指示に基づく最終生産物請負制と従来の三請負制との決定的な相違点は、米、サトウキビ、トウモロコシなどの最終生産物の請負を生産隊から社員に移したこと、実態的には各農家への請負制に転じたことであった。これは個別農家が独立した生産主体として自立する重要なステップとなった。なぜならば、出井富美が言うように、農民は農業生産過程において初めて育苗・移植、稲の手入れ、刈取りの3段階の作業を一貫して行うことができるようになり、土地使用における農民の自主性の回復につながったからである。⁽³³⁾

次は、南部における土地調整と農業改造の促進に関する第19号指示、山地における土地および林の引渡しに関する第29号指示、各世帯経済の発展に関する第35号指示、国営農業の改善に関する第50号指示、労働者・労働者グループへの最終生産物請負制の改善に関する第67号指示などが実施された。このような指示が実施されてから、農民は積極的に生産に参加し、一定の成果を果たした。1981年～1985年における食糧生産成長率は5%で、年平均の生産量は1700

(31) 出井、前掲論文、関口・トラン（編）、前掲書、62頁。

(32) 出井、前掲論文、関口・トラン（編）、前掲書、62頁。

(33) 出井、前掲論文、関口・トラン（編）、前掲書、63頁。

万トン、1976年～1980年と比べて3650万トン増加した⁽³⁴⁾。

しかし、この段階での改革の効果はまだ少なかった。トラン・ヴァン・トゥは、次の3つの理由を挙げている⁽³⁵⁾。第1は、合作社の管理委員会が農民の収穫実績を見て毎年、年間納入量を増加させたため、農民の生産意欲の減退をもたらしたことである。第2は、農民の土地に対する長期的使用ができなかったため、土壌改良など土地の生産向上につながる努力を怠る傾向があったことである。第3は、「政府評議会」の価格政策の管理体制が、農民が生産を拡大すればするほど不利になる状況を作り出したことである。肥料などの投入財の公定価格は安く設定されたが、合作社の管理委員会の汚職などで農民には一部しか届かなかった。従って、不足分は市場で高い価格で購入しなければならなかった。一方、農産物の徴収価格が市場価格より安く、かつ徹底的に徴収されたため、農民が高い市場価格で販売できる量は限られていた。

他方、この期間に推進された最終生産物請負制も、党の保守層からの強い抵抗に遭ったので必ずしも順調ではなかった。例えば、農業生産を刺激するために、合作社が農家に比較的に低い上納率で農地を請け負わせていたが、保守層の反対によって上納率を引上げざるを得なかった。⁽³⁶⁾多くの地域において農民は、総生産量の80%以上を合作社に上納し、残りの15-20%しか受けられなかった。⁽³⁷⁾さらに、この時期のインフレによる価格高騰で農業生産に関するコストが高くなり、政府に対する農家の負債を引き起こしていた。1980年と比べて1986年には、タイビン省（添付資料（1）を参照）の農民の負債は11倍へ増加した。そのため、農民の生産意欲が失われ、農業生産の発展に少なからぬ好影響を与えた最終生産物請負制の効力が失い始め、農業生産の停滞、減少傾向が起きた。

工業分野に関しては、1979年の第4回党大会第6回中央執行委員会総会は、

⁽³⁴⁾ Chu Van Lam (ツ・ヴァン・ラム), op.cit., pp.108~110.

⁽³⁵⁾ トラン・ヴァン・トゥ 『ベトナム経済発展論』 勁草書房、2010年、90頁。

⁽³⁶⁾ レ・タン・ギエップ 『ベトナム経済の発展過程』 三恵社、2005年、34頁。

⁽³⁷⁾ Chu Van Lam (ツ・ヴァン・ラム), op.cit., p.110.

各々の企業に自由裁量の範囲を広げたことや、政府への上納金の減額など、部分的な市場経済の導入を試みる決議案を採択した。この政策転換の実施によって、工業の生産能力を高めることができた。図表 II.12 で示すように、工業の成長率は、1979 年と 1980 年のマイナス 4.7%、マイナス 10.3%から、わずか 2 年後の 1982 年には 8.7%へ上昇した。1981 年～1986 年の期間において電力は 45.6 万 KW 増、石炭は 250 万トン増、化学肥料は 27.5 万トン増、セメントは 240 万トン増であった。1985 年に工業分野の生産量は、1976 年比で 61.3%増、1980 年比で 57.4%増となった。⁽³⁸⁾工業分野はベトナムの GDP の 40%を占め、社会主義化への戦略に貢献した。

図表 II.12 ベトナムにおける工業の生産量と成長率

年	生産量 (億ドン)	成長率 (%)
1976	653	12.6
1977	724	10.9
1978	783	8.1
1979	746	-4.7
1980	669	-10.3
1981	676	1.0
1982	735	8.7
1983	830	12.9
1984	940	13.3
1985	1033	9.9
1986	1096	6.1

出所: Tran Hoang Kim (トアン・ホアン・キム), *Kinh te Viet Nam - Chang duong 1945-1995 va trien vong den nam 2000* (ベトナム経済—1945 年～1995 年の歩みおよび 2020 年への展望), *Nha xuat ban thong ke* (統計出版社), p. 326.

⁽³⁸⁾ Thanh Son (タン・ソン), “45 nam xay dung va phat trien nen Cong Nghiep Viet Nam” (ベトナム工業: 45 年の発展過程), Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タブ), *45 nam Kinh te Viet Nam* (ベトナム経済: 45 年の歩み), *Nha xuat ban khoa hoc xa hoi* (社会科学出版社), 1990, pp.83~84.

しかし、この時期の問題点は、工業化が主に重工業に集中し、消費製品や輸出向け製品などの軽工業が重視されなかったことである。その結果、重工業分野に優先的に投資されたが、その投資効果はまだ少なかったことである。また、党が社会主義化移行を主張したため、1976年～1979年と1983年～1985年の2度にわたって南部の経済組織を急速に国営または集団化へ移行させる取り組みが行われた。だが、それはなんら成功することなく、むしろ工業生産に悪い影響を与えた。

こうしてみると、この時期における農業分野と工業分野には、2つの特徴がみられる。第1は、統一後の1975年から1979年までの農業、工業の生産が深刻な状況に落ち込んだことである。第2は、こうした状況から脱出するために1980年から1985年まで農業分野、工業分野において部分的な市場経済の導入が図られ、ある程度の成果が達成できたことである。市場経済導入の試みが成功したことを前提として、1986年の「ドイモイ I」の導入に至ったと言える。

第2項 社会主義建設の外国投資規約

1975年の国家統一後、初めてとなる第4回党大会（1976年12月）は、「その他の国の独立、主権を尊重する原則に基づいてできるだけ数多くの国との関係を強化することを主張した」。⁽³⁹⁾この主張を具体化するために、「政府評議会」（添付資料（3）を参照）は、外国投資に関する法案の作成委員会を設立した。副首相 Dang Viet Chau（ダン・ヴィエト・チャオ）の直接指導を受け、作成委員会は貿易省、財政省、外務省、法律研究院からの専門家を含む。そして、1977年4月18日に「政府評議会」は、外国投資規約を添える「政府評議会」議定第115/CP号を公布し、諸外国との経済関係強化を演出して見せた。それは国会によって制定された法律ではなかったが、その外国投資規約は外国投資の法的関係を規定するベトナム政府の最初の法的文書である。

⁽³⁹⁾ Dang cong san Viet Nam（ベトナム共産党）, *Nghi quyet dai hoi Dang lan thu 4*（第4回党大会の決議）, Nha xuất bản sự thật（事実出版社）, 1977, p.82.

社会主義国の中でベトナムは、中国より 2 年前に最初に外国投資に関する法的文書を公布した。この外国投資規約についてアメリカのシティバンク銀行は、「外国投資規約の公布は、社会主義国の政府にとって異例の行動であり、実用的な観点を表わした」⁽⁴⁰⁾とコメントした。外国投資があまり知られない当時において、同規約は「非常に進歩」⁽⁴¹⁾だと評価された。

しかし、その外国投資規約は極めて簡単で、その運用は行政当局の裁量に委ねられる部分が多かった。また、外国企業に対して制限条項が多かった。例えば、出資比率は 49% まで、外資系企業の存続期間は 10~15 年という規制があった。ベトナム側が常にマジョリティをもつことが合弁投資の基本的条件であった。また、外資企業を国有化するかどうかについて明確に規定していないので、外国投資家に不安感を与えた。それゆえ、外国投資規約が制定されたとはいえ、広く諸外国に門戸を解放したということではなかった。

さらに、この 1977 年の外国投資規約は、投資活動と関連する銀行、為替管理、土地、労働者について規定していないから、実際に活用されなかった。かくして、10 年間の発効期間中に外国投資規約に基づいて認可される投資案件は一件もなかった。

一方、この時期において、ベトナムの対外政策も外国投資に悪い影響を与えた。国家統一後、ベトナムは共産主義色が濃い対外政策を採用した。1978 年、ベトナムは旧ソ連を中心とする共産主義国の経済相互援助会議（コメコン）への加入を決定し、ソビエト陣営に加わることを鮮明にした。そのため、ベトナムはコメコン以外の資本主義国からの投資を受けられなくなった。この時期、外国投資は事実上なく、社会主義国（旧ソ連）の援助しかなかった。このように、ベトナムは政治面でも経済面でもいっそう旧ソ連依存を強め、それと並行して中国との関係は極端に悪化していった。

その上、1979 年のカンボジア侵攻と中越戦争によって、アメリカなどの西側

⁽⁴⁰⁾ Luu Van Dat (ルウ・ヴァン・ダット), *20 nam dau tu nuoc ngoai nhin lai va huong toi* (外国投資の 20 年間—総括と展望), Nha xuất bản Tri thuc (知識出版社), 2008, p.23.

⁽⁴¹⁾ Chanda, N., *Brother Enemy: The war after the war – A history of Indochina Since the fall of Saigon*, Harcourt Brace Jovanovich, 1986, p.150.

諸国や ASEAN 諸国からの厳しい批判にさらされた。ベトナムは、旧ソ連などわずかな国を除き、国際的にまったく孤立した。アメリカなど各国は「経済制裁」と称してベトナムへの禁輸措置をとり、日本政府によるベトナム向け ODA も停止された。

第3章：「ドイモイ I」以降の政治行政システムと外国投資政策

第1節. 「ドイモイ I」の誕生と変化

前章に述べたように、1975年に国家が統一された後、ベトナムは、集団化、国営化などの社会主義化の活動を急速に促進した。この政策の実施によってベトナムの工業・農業の生産力は低下してしまった。第2次5カ年計画（1976年～1980年）は失敗して、ベトナム経済は深刻な状況に落ちた。結局のところ、政府は共産党の指導の下で政策転換を図り、第3次5カ年計画（1981年～1985年）を実施した。この5年間の経済成長率は、政府目標の0.4～5.0%を上回る6.4%の成長を示していたが、財政赤字の拡大と急激な物価上昇が生じた。こうした危機感の中で、1986年12月第6回党大会が開催された。そこでは経済改革の必要性が強調され、刷新を意味する「ドイモイ」が提示された。

第1項 「ドイモイ I」の誕生要因と形成過程

1986年の第6回党大会に提示された「ドイモイ I」の誕生要因は、国内・国外の2つの要因に分けられる。

第1の要因は、国内的要因である。1975年アメリカに勝利した北ベトナムの民主共和国（以降、ベトナムとする）は、南部に社会主義政権の統治機構を創設した。そして、経済の面においても社会主義化に取り組み、南部において国営企業、合作社、生産集団^①を誕生させた。南部には、わずか3年間で1678の国営企業、9000の生産集団と5500以上の合作社が設立された。

しかし、順調に進んでいるように見えた南部の社会主義化計画は、1979年ごろから挫折し始めた。1979年の末ごろから、設立された合作社が相次いで解体

^① 生産集団（tap doan san xuat）は、合作社よりも規模が小さく、各々の農家への収穫の分配にもまだ労働点数の原則が徹底されない。

され、1980年には南部全体でみると、生産集団と合作社の数は、それぞれ3739と137に縮小した。1980年には、1978年に比して南部全体の農業面積は25000ヘクタールの減少、食糧の生産も41000トンの減少を記録した。生産団体と合作社の生産性は、個人農家よりも低かったと報告されている。⁽²⁾

集団農家が挫折し始めた原因は、設立された合作社、生産集団の管理・運営にあった。すなわち、レ・タン・ギエップが指摘したように、「生産規模を拡大させ、分業化と専門化を推進することによって農業の生産性を引き上げることができると信じた当時の政策立案者層は、ひたすら合作社の規模拡大に走っていたが、合作社の規模が大きくなるにつれて合作社内のハイアラーキー、官僚主義が形成され、政府と合作社との間の関係もますます官僚主義化される結果となった」⁽³⁾という。例えば、「大臣評議会」(添付資料(3)を参照)の計画委員会は、農民の生産活動の実情が分からなくても、毎年全国の省、県に対する生産量指標を規定していた。1983年に「大臣評議会」の計画委員会委員長になったVo Van Kiet(ボー・バン・キエト)が地方を視察した時、農民たちは、「この省はカシューナツの木が一本もないのに、政府の計画委員会は、毎年何トンのカシューナツの生産量指標を規定した」⁽⁴⁾とクレームした。また、合作社の管理委員会の幹部は、直接に生産にかかわっていないにもかかわらず、多くの労働点数を配分され、農民の不満が高まった。そのため、農民に強い反発を引き起こし、合作社の解体や農地使用の放棄、農業労働者の不参加といった現象が発生し拡大した。

一方、商工業の部門でも、既に1975年の開放直後、外資系企業の直接投資、貿易業務や銀行業務の私的経営が禁止され、次いで9月には独占資本家や投機商人の排除、資産の押収などが実施された。その上、1976年に実施された改革では、より本格的で性急な社会主義化が計画され、資本主義的な商工業セクタ

⁽²⁾ Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タップ), *45 nam Kinh te Viet Nam* (ベトナム経済: 45年の歩み), Nha xuất bản Khoa hoc xa hoi (社会科学出版社), 1990, p.106.

⁽³⁾ レ・タン・ギエップ『ベトナム経済の発展過程』三恵社、2005年、32頁。

⁽⁴⁾ Dang Phong (ダン・フォン), *Tu duy kinh te Viet Nam 1975~1989* (ベトナム経済の考え 1975年~1989年), Nha xuất bản Tri Thuc (知識出版社), 2009, p.109.

一の廃止、小規模商店主の生産部門への転換奨励などが実施されていた。そして、それが決定的に労働意欲、生産意欲を減退させ、原料、部品などの供給システムや商品の物流経路の破壊につながった。

このように、1976年～1980年の時期において、ベトナム政府は、農業部門には集団化と生産規模の拡大を行い、商工業部門には資本主義的な商工業セクターの廃止と国営化を展開した。また、集団化と国営化を早く推進するために、効率を無視した高度に中央集権的・官僚主義的経済運営システムを継続した。この政策の影響により、労働者の労働意欲が減退され、ベトナム経済は発展が止まり、恐慌状態に陥った。国民所得が2年続きで減少し、国際収支は赤字となり、輸出は輸入の3分の1にとどまり、国家予算は大幅な赤字になった。1976年～1980年のインフレは、平均21.2%に達し、1980年だけみると実に25.2%にまで達した。^⑤

こうした状況に直面して、共産党と政府は、衰退から脱却するため、いくつかの経済政策を修正した。その結果、労働者個人ないし集団が最終生産物に責任を負うという請負制が生まれた。農業における集団化政策は、合作社が生産のすべてを管理し、労働点数に応じて生産物を配分するというシステムから、1981年以降には家族に一部分を請け負わせるシステムに変わっていった。この制度では、農民が生産の最終結果に責任と利害を持つようになるため、農民に生産意欲をもたらすインセンティブとなった。国営企業に対しては、政府は、依然としてノルマの強制を主とする直接的計画化システムを維持したが、一方では市場メカニズムに基づく計画外の生産拡大を認めた。こうした経済政策の修正は、生産開発に大きなインパクトを与え、1981年～1986年における国民所得の年平均伸びは6%、工業生産は8.9%、農業は5.2%、輸出は16%に達した。^⑥

しかし、1981年～1986年における経済政策の修正は、いまだ中途半端で徹底

⑤ グェン・タイン・バン「ベトナムの経済改革—プロセス、内容と評価」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ（編）『現代ベトナム経済—刷新（ドイモイ）と経済建設』勁草書房、1992年、154頁。

⑥ グェン、同前論文、関口・トラン（編）、同前書、154～155頁。

的に実施できなかった。「古い経済モデルにとらわれ、中央集権的・官僚主義的・国家丸抱え的な管理システムの影響を受けて社会主義的改善・建設路線も古い枠にしたがっていた」。(7)

さらに、1985年ごろまでは、グエン・タイン・バンが指摘したように、政府はあらゆる価格決定に対する独占権を持ち、需給バランスによる価格、すなわち需給関係によって市場で形成される価格を認めていなかった。政府は価格を維持しようとして「物価と賃金を凍結」した。ところが、「通貨の凍結」は実施しないばかりか、逆に通貨供給を増やし続けたのである。その結果、インフレ率に比べてはるかに低い利子率で貸付を続けたのである。そこで、多くの国営企業が資材や商品を買占めるために競って銀行から金を借り、生産や経営管理の努力によってではなくインフレとの格差によって生じた利ザヤで金儲けをしたのである。不合理な金利政策による国営企業のきわめて深刻な現金不足と、価格を抑えるための補助金政策による政府予算の赤字増大は、政府に紙幣発行の増大を強いた。流通紙幣発行の増加率は1985年末には155.1%であったが、1986年末には348.8%にまで伸びた。通貨量は増大したものの市場の製品はそれに見合って増えなかったため、貨幣の購買力は日ごとに低下し、貨幣の本来の機能をもちえなくなった。すべての国民に深刻なインフレ懸念をもたらした結果、1985年末の物価の上昇率は91.6%であったが、1986年末には487.6%にまで高騰した。(8)そのため、この深刻な経済状況を脱却するには、徹底的な政策転換を行っていく以外に道はないと考えられた。

第2の要因は、外部的要因である。国家統一後、ベトナムとASEAN諸国との経済格差が徐々に広がってきた。さらに、1970年代の後半から東ヨーロッパ諸国と旧ソ連、中国で政治・経済の劇的変化が起きた。こうしたことは、ベトナムに市場経済の導入を促す大きな要因になったと考えられる。

国家統一後の時点では、北ベトナムの共産党の指導部は、厳しい状況の中でもフランスとアメリカに勝ったから、これから社会主義型の経済運営を推進し

(7) グエン、同前論文、関口・トラン（編）、同前書、155頁。

(8) グエン、同前論文、関口・トラン（編）、同前書、157頁。

つづけければ、短期間にタイ、インドネシア、フィリピンなどの隣国に容易に追いつけると信じたようである。しかし、現実には予測の通りではなく、隣国に追いつくどころか、外国との経済格差はむしろ年々拡大していた。図表 III.1 に示すように、1983 年における人口一人当たりの所得水準は、ベトナムの 58 ドルに対してタイ、インドネシアとフィリピンはそれぞれ 793 ドル（ベトナムの 13 倍）、599 ドル（10 倍）と 636 ドル（11 倍）であった。日本の 170 分の 1 にすぎなく、最貧国と言っても過言ではない。かくして、ベトナム国内において国営企業と農業集団化が思うように機能しないことに加え、外部との経済格差は、ベトナムの共産党と政府に今までの社会主義型の経済運営を変えることを決心させた。

図表 III.1:ベトナムとアジア主要国との経済格差

国名	GDP一人当たり 1983年（ドル）
ベトナム	58
タイ	793
インドネシア	599
フィリピン	636
日本	9897

出所：日本貿易振興機構（ジェトロ）の統計資料に基づいて作成。

また、レ・タン・ギエップが指摘したように、東ヨーロッパ諸国と旧ソ連、中国で起った様々変化もベトナムの指導者に心理的に圧力をかけたようである。ハンガリーやポーランドなど、東ヨーロッパ諸国が相次いで自由化の波にさらされ、政治の面で徐々に旧ソ連の支配を弱め西側に接近し、経済の運営においても第 2 章で既に述べたように市場経済を導入し始めた。社会主義の本山である旧ソ連でも、ゴルバチョフ書記長の登場によりペレストロイカ政策が打ち出され、政治と経済の両面で西側への接近が鮮明になっていた。さらに中国でさ

えも、鄧小平の下で政治的には共産党の一党独裁の体制を維持しながらも、1978年に改革開放政策の実施に踏み切った。こうした社会主義国において相次いで起った一連の変化は、すでに国内経済の運営に悩まされたベトナムの指導者層に一層の心理的な圧力をもたらし、国の経済運営の方向転換を促した大きな要因の一つであった。⁽⁹⁾

ところで、以上のような状況のもとで「ドイモイ I」採用へ至るのであるが、その道は決して平坦ではなかった。「ドイモイ I」は、以下で述べるように一定の論争、やり戻しなどを経て、理論的・実践的に発展してきた。「ドイモイ I」の形成過程をみると、「ドイモイ I」が正式に採択された1986年の第6回全国党大会までに3つの突破口を経てきた。以下では、各突破口を基軸に「ドイモイ I」の形成過程を考察してみることにする。

「ドイモイ I」への「第1の突破口」⁽¹⁰⁾は、1979年8月の第4回党大会第6回中央執行委員会総会であった。中央執行委員会総会は、当時の経済状況を次のように捉えていた。それは、(1) 180万haの農地が放棄され、70%のトラクタが使用されなかったこと、(2) 合作社の規模が大きすぎて合作社管理者の能力を超えたこと、(3) 生産効率が低くて国民の生活が貧しかったことである。同総会は、国の統一後の経済運営のまずさと同時に、その弱点を次のように指摘した。すなわち、(1) 計画の徹底的浸透の失敗、(2) 国の経済の可能性の追求不足、(3) 新しく解放された南ベトナムの私企業に対する運営ミスと、そして(4) 経済発展を推進するためにとられた不適切な財政政策だった。

そこで、中央執行委員会総会が提案したことは、生産分野の弱さを克服することが最も大切で、その達成のためには「集中的生産」が必要だということであった。そのため同総会は、次のように決議した。まずは、5年間の食糧供給量を安定させ、農民に対して農地を徹底的に使用し、家畜を飼育することを激励した。次は、農民の生産意欲を高めるために食糧税および食糧価格を訂正し、

⁽⁹⁾ レ、前掲書、65頁。

⁽¹⁰⁾ Nguyen Phu Trong (グエン・フー・チョン), *Doi moi va phat trien o Viet Nam- Mot so van de ly luan va thuc tien* (ベトナムにおけるドイモイと発展—理論および実践の問題), Nha xuất bản chính trị quốc gia (国家政治出版社), 2006, p.67.

農業合作社内の配分制度については平均主義制度から実質の労働に基づいて配分する制度に変えた。生産形態に関しては、国家管理の下での集団生産方式と個人による生産方式、そして、南部では一部、自由市場による生産方式を採用した。この中央執行委員会総会の基本的な成果は、以前の不適切な管理政策を克服し、計画および市場の結合が必要なことを肯定したことであった。⁽¹¹⁾

この新しい方向づけは、あらゆる分野で自信を持って取り上げられた。そして、困難な経済状況の中で、積極的な実験として実施され、様々な方面に広がっていった。その中の一つの実験としての契約制度が、生産分野に持ち込まれた。さらに、ハノイやホーチミン市のいくつかの国営企業では、政府に規定された価格ではなく、市場価格に基づく経営活動が実施された。このような独自の動きとその結果を検討して、「大臣評議会」は1981年1月付けの決定第25/CP号を公布した。それによれば、国営企業に対する独自性を尊重し、市場の要求に従って生産契約を進める権利を与えた。これは、産業政策を改革し、国営企業の生産の基本的考え方を変える大切な段階であった。また、これは計画策定段階だけではなく、企業の原価と利益に対する意識を改善するための政策と方策を方向付けることとなった。決定第25/CP号は、一部ではまだ中央集権的な要素が残したが、市場経済の方向へ動いたということでは大切な一歩であった。

農業政策の改革に関しては、1981年1月、ベトナム共産党中央書記局が100号指示⁽¹²⁾を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行させた。100号指示によって農民世帯は、(1) 田植え、(2) 栽培管理、(3) 収穫の三つの段階を請け負う権利を得た。その他の作業（水利、品種選択、肥料・殺虫剤分配など）は合作社の管理に残ったが、この改革は農民の生産意欲を刺激し、多くの農民（当時の調査で8割方）が請負を完成したうえにさらに5~20%の余剰生産をあげた。その結果、1981年12月の国会に

⁽¹¹⁾ Ibid., p.60.

⁽¹²⁾ 正式名称は「農業生産合作社における請負活動の改善および労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示」(Chỉ thị 100 CT/TW của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải tiến công tác khoán, mở rộng khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động trong Hợp Tác Xã Sản Xuất Nông Nghiệp) である。

において Nguyen Lam (グエン・ラム) 国家計画委員会委員長は「1981年の農業総生産量は、1980年比で4%増加した。この2、3年、最大の目標とされてきた穀物生産は、1500万トンの1981年計画目標を達成し、1980年実績を60万トン以上も上回った。工業用作物、畜産などの分野でも重要な成功を収めた。国家の農産物購入量は約250万トンと過去最高に達した」と報告した。

こうした結果を見れば、第4回党大会第6回中央執行委員会総会は、「ドイモイ I」の「第1の突破口」と言っても過言ではない。

次に、1982年3月に開かれた第5回党大会は、前大会の成果および欠陥を見直し、新しい経済政策を採択した。それは、1981年から1985年までの5カ年計画では、農業生産が最優先だと主張した。また、消費物資の生産は、重工業開発と同じように促進されるべきだと強調した。共産党の指導の下で、この5カ年計画の目標はほぼ達成された。こうして、一人当たりの食料は、1981年の273キロから1985年の304キロに増加し(4.9%増加、1976年～1980年の増加率は1.9%)、工業生産の増加率は9.5%であった(1976年～1980年の増加率は0.6%)。1982年末の国会におけるゴー・バン・キェット国家計画委員会委員長の報告(12月20日)によれば、1982年の食糧生産は1980年比13%増の1626万トンで、国家計画(1982年は1600万トン)を初めて超過達成した。穀物の1ヘクタール当り収量は2.44トンで1976年末の最高を記録した。国家の穀物徴集量(農業税と農民からの買上げ)は、290万トンで1981年比90万トン増である。このため、過去最高の食糧を輸入した1979年と比較して1982年の輸入量は17%に減少した。⁽¹³⁾

こうして、新しい経済政策は、生産の面では十分な成果を達成したが、その反面でインフレをもたらし、国民、特に給与生活者の生活を困窮させた。インフレは次のようなルートにより顕在化した。(1)新しい経済政策により余剰米の裁量権を大幅に獲得した農民は、この余剰米を国家の提示する「協議価格」で国家に売却するよりも、より高値で自由市場において販売する傾向を強めた。

⁽¹³⁾ 木村哲三郎・竹内郁雄「内外情勢に変化の兆し」、アジア経済研究所(編)『アジア動向年報1983年』アジア経済研究所、1983年、205頁。

この結果、「協議価格」も自由市場の価格を迫りかけるがごとく高騰していった。(2)国家計画外の工業製品の売買も似たような傾向を示した。特に1981年1月の大臣評議会決定第25/CP号で計画外生産を認められた国営工業企業が、その副次生産物を国家には低価格で、自由市場では高価格で販売することを望むに至ってこの傾向はより顕著となった。(3)また、特にホーチミン市など南部では、外貨裁量権、経営自主権を拡大された私営、公私合営などの輸出入会社(特に華僑系資本)が、外貨不足・財政難に悩む国営会社をしり目に、農産物、水産物、医薬品などを買いまくって輸出した結果、市場での必需品の不足、価格高騰もまた助長された。(14)

こうした結果、特に都市部では、投機、密売買、偽造品製造、違法営業行為、ヤミ・ドル取引などが蔓延し、幹部、労働者・職員、軍人など給与生活者の生活に打撃を与えた。ベトナム全体の消費物資価格の上昇率は1981年に90%、1982年には80%と急激に上昇した。「この状況は、従来からの社会主義建設の理念に反するものと捉えられ」(15)、新しい経済政策は「政府の一部(保守派)から、自由化の行き過ぎから社会的腐敗・墮落をもたらしたという批判を受けるようになった」(16)。

このため、1983年に入って一種の〈揺り戻し〉とも言える方向で新しい経済政策の手直しが進められるようになった。1983年12月に開かれた第5回党大会第5回中央執行委員会総会は、農業の集団化、工業の国営化などの社会主義的改造をもっと早く促進することを決定した。政府は、製品と貨幣を管理し、重要な農産物、食糧の自由市場を禁止し、国営配給店を設立して国民に食糧および必要な消費品を提供した。そして、1984年7月の第5回党大会第6回中央執行委員会総会も、前回の大会に続いて社会主義的改造を促進した。そのため、

(14) 木村哲三郎・竹内郁雄「変化への対応の模索」、アジア経済研究所(編)『アジア動向年報1984年』アジア経済研究所、1984年、196頁。

(15) 杉谷滋「ベトナムにおけるドイモイ(刷新)政策の展開」『経済学論究』第48巻第3号、関西学院大学、1994年、397頁。

(16) 岩見元子『ベトナム経済入門』日本評論社、1996年、29頁。()内は筆者補充。

当時ベトナムの経済・社会の恐慌は前より深刻になった。⁽¹⁷⁾「1981年から1984年にかけて年率8%の高成長を記録した物的総生産は1985年には5%台に落ち、翌1986年には3%台になった。一方、インフレ率は1983年の48%が、1984年には65%、1985年には92%へと上昇し、1986年には500%に迫るハイパーインフレに陥った。」⁽¹⁸⁾

そのような状況の中で、1985年6月の第5回党大会第8回中央執行委員会総会は、共産党および政府のミスを認め、中央集権体制から社会主義経営計画体制に変化することを決意した。社会主義経営計画体制とは、政府が計画および政策によって企業の活動を指導しつつ、企業が自主的に生産・経営の活動を行い、生産・経営結果に対して責任を負う体制という。その上に、単一価格制を実施し、低価格に基づく現物配給制を廃止した。特に同総会は、製品生産および市場の需供に従う製品生産の規律を認めた。だから、第5回党大会第8回中央執行委員会総会は、共産党が認識を改めたことによる「ドイモイ I」への「第2の突破口」⁽¹⁹⁾と言える。

こうして、第5回党大会第8回中央執行委員会総会は改革の道を選択したが、しかし実施段階ではこの改革を進められなかった。例えば、1985年9月には、価格、賃金、通貨の総調整が行われ、その上、10分の1のデノミネーションによる通貨交換や配給切符制度の完全廃止などの改革があまりにも性急すぎたために市場価格の激変をもたらし、インフレが774.7%と速いスピードで進行した。そのため、86年初頭には、公定価格と自由価格の二重価格政策への後退を余儀なくさせられた。

そうした状況の中で、1986年8月に、共産党政治局は、第6回党大会に公表する報告書の作成に関する会議を開催した。そこでの討論の後、政治局は新たな状況に対する経済方針を提示した。第1に、経済改革に関しては、農業を最優先とし、軽工業を発展させ、重化学工業については必要なものみに力を入

⁽¹⁷⁾ Nguyen Phu Trong (グエン・フー・チョン) , op.cit., pp.68~71.

⁽¹⁸⁾ 岩見、前掲書、30頁。

⁽¹⁹⁾ Nguyen Phu Trong (グエン・フー・チョン) , op.cit., p.72.

れることであった。第 2 に、社会主義の改造に関しては、多セクター有する経済構造を認めることであった。第 3 に、経済管理に関しては、計画を中心とするとともに商品・貨幣の関係を適切に採用し、中央集権的計画経済体制を廃止し、商品の価値規定に基づいて価格政策を行い、単一価格の体制に向けることであった。

この政治局の会議を「ドイモイ I」への「第 3 の突破口」として、同年 12 月の第 6 回党大会において国家として全面的ドイモイ路線へ展開することにした。こうして、第 5 回党大会から続いた〈改革派〉⁽²⁰⁾と〈保守派〉⁽²¹⁾の思想の「厳しく複雑な闘争の過程」⁽²²⁾は終わりを告げた。

第 2 項 「ドイモイ I」の全体像と変化

1986 年 12 月、第 6 回の党大会がハノイにおいて開催された。全国の 190 万人の党員を代表として 1129 人が大会に出席した。大会では、政治局員の Nguyen Van Linh (グエン・バン・リン) が開幕の挨拶をし、次いで大会直前の 1986 年 7 月に死亡した Le Duan (レー・ズアン) 書記長の後任として書記長に就任した Truong Chinh (チュオン・チン) が第 5 期党中央執行委員会の政治報告を行った。また、政治局員の Vo Van Kiet (ボー・バン・キエト) は、今後 5 カ年 (1986 年～1990 年) における経済社会発展の主な目標、方向に関する報告を発表した。

第 6 回党大会では、過去 5 年間の成果と問題点について次のように総括した。すなわち、達成した結果を高く評価するとともに、国内の経済社会の困難な状況を明確に述べ、経済社会と国民の生活安定を目指した第 5 回党大会の目標が達成できなかったことを肯定した。また、同大会は、欠点を克服し、状況を変えるために党が認識を変え、思想を刷新しなければならないことを強調し、ドイモイ (刷新) を提出したのである。同大会は、「ドイモイ」が革命事業の急務

⁽²⁰⁾ 吉田元夫「Nam Moi の誕生—チュオン・チンの『転身』とドイモイ路線形成過程—」、日本国際問題研究所『ベトナムの政策決定過程』日本国際問題研究所、1998 年、197 頁。

⁽²¹⁾ 吉田、同前論文、日本国際問題研究所、同前書、199 頁。

⁽²²⁾ 鎌田隆『ベトナムの可能性—ドイモイの「未来社会像」』シイーム、2006 年、22 頁。

であり、生き残るために実施しなければならないことを決議した。以下では、「ドイモイ I」の全体像を把握するために、まず大会の決議内容から重要な改革点を簡単に要約してみよう。⁽²³⁾

第 1 に、最も大切なことは、経済改革は緊急性を必要とすることである。1954 年以降、発展を阻むような動きがあったため、ほとんどよい結果を生み出さなかった。確かに、経済は多少前進したが、認められるような成長をしたとは思えなかったし、進展したというようなレベルでもなかったからである。

第 2 に、知的レベルの改革は、早いスピードで進んでいく世界の工業の発展と、技術水準向上に関連させて行う必要がある。ベトナムだけが取り残されるわけにはいかない。歴史の中で、今ほど複雑にしかも幅広く、世界の平和とグローバル化とが緊密に結び合ったことはなかった。

第 3 に、工業化と経済革新のためには新しい政策が必要である。消費物資の生産は優先されるべきで、その流通は市場原理に従うべきである。改革は社会的にも政治的にも同時に実行されるべきである。

第 4 に、多角的に解放的に、しかも国家の独立を維持しながら政策を遂行していくことを強く進めることである。全ての諸外国とは、お互いの主権と独立を侵害しないという考え方に基づいて友好的関係を保ち続ける必要がある。

第 5 に、IMF（国際通貨基金）や世界銀行、アジア開発銀行などの世界の金融機関や支援機構と協力関係を築きあげることが重要なことである。

第 6 に、アセアンや周辺諸国との古くからの友好関係を促進し、先進国との関係強化をはかり、世界の国々と友好的関係を維持することである。それは国家にとって利益になることである。

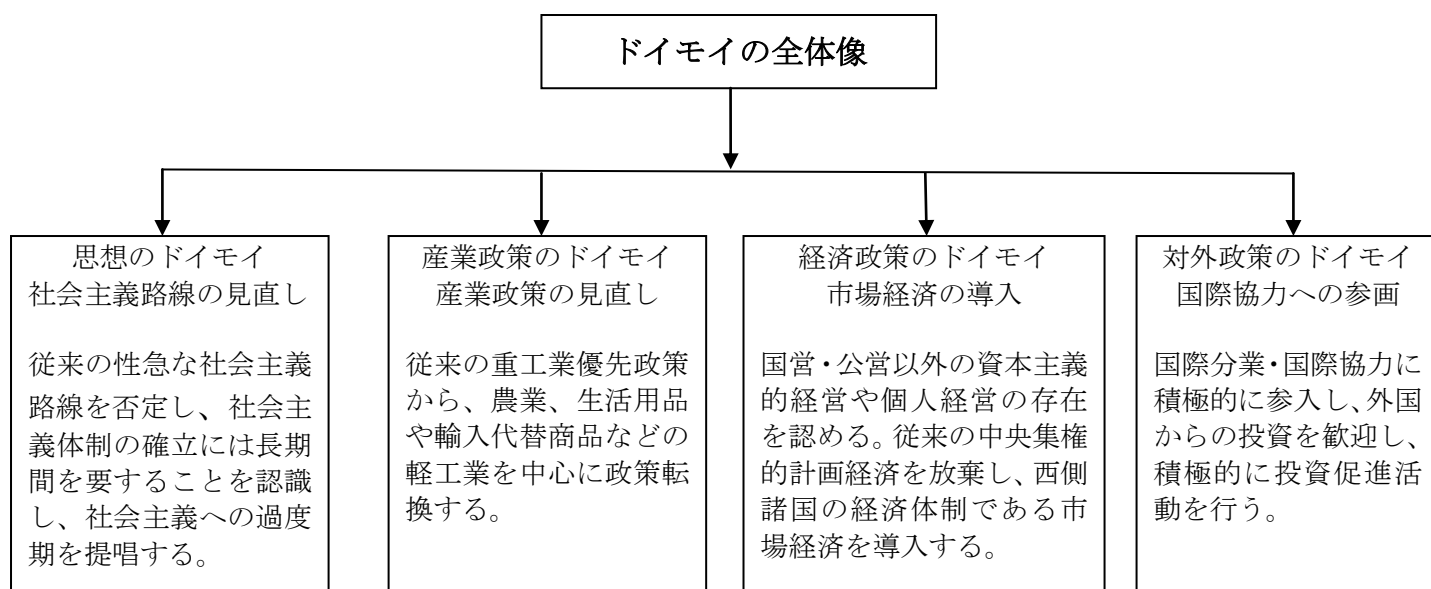
第 7 に、最後に、人と人の関係を広げ、また NGO など各種団体と関係強化をはかり、世界の平和運動に貢献することを提案した。

こうして第 6 回党大会の議決に基づき、「ドイモイ I」は全国において展開されたが、全体としての「ドイモイ I」は、図表 III.2 のように、四つの大きな柱か

⁽²³⁾ Nguyen Xuan Oanh (グエン・スアン・オアイン)、片岡利昭 (訳) 『ドイモイよ蘇れ』ピスタピー・エス、2003 年、98 頁。

ら構成される。第 1 の思想の「ドイモイ」は、従来の性急な社会主義路線を否定し、愛国精神や国民を大事にすることなどのホーチミン思想に基づいて社会主義的思想社会の実現を目指すことである。第 2 の産業政策の「ドイモイ」は、従来の重工業優先政策を見直し、重工業優先から農業、軽工業中心に転換することである。第 3 の経済政策の「ドイモイ」は、市場経済を導入し、経済改革を押し進めることである。第 4 の対外政策の「ドイモイ」は、国際分業・国際協力に積極的に参入していくことである。

図表 III.2 : 「ドイモイ I」全体像



出所：Nguyen Duy Quy (グエン・ズイ・クイ) , Nguyen Van Dang (グエン・ヴァン・ダン) , Do Quoc Sam (ド・クオク・サム) , Nguyen Manh Cam (グエン・マン・カム) , *Doi moi de phat trien* (発展するためのドイモイ) , *Nha xuat ban chinh tri quoc gia* (国家政治出版社) , 2002, pp.49~94, 窪田光純『図解早わかりベトナム・ビジネス』日刊工業新聞社、2008年、31~32頁に基づいて作成。

そこで、以下では、「ドイモイ I」全体の中で重要な役割を担った経済政策の変化についてもう少し詳しく述べてみよう。

第 1 は、従来の中央集権的計画経済体制から市場経済体制への移行である。すなわち、それは商品経済・市場経済の必要性を認識し、マーケット・メカニ

ズムを重視する政策である。「ドイモイ I」の展開により、1987年から、各種の商品に対して市場価格制が徐々に導入された。各種の商品の価格は市場の需給に従い、政府の価格決定は電力、燃料、運送、交通手段、鉄、セメント、綿などの一部の重要な品目に限られることとした。

第 2 は、市場経済に移行するとともに、国営企業の民営化や国営企業の経営自主権の拡大である。政府は、各省及びその他の政府機関に対し、それまで諸機関に直轄されていた事業部門を政府機関から切り離し、それぞれ、民間、国営企業に権限を委ねるなどの改革を実施した。また、国営企業に対して経営の自主権を委譲し、国営企業の指導者の意思決定を強化する政策をとった。こうして、経営計画の策定、価格の設定、人事の採用、賃金の決定等の多くの権限は国営企業に委譲されるようになった。国営企業は、独立採算制に移行し、自ら費用を負担するようになった。一方で、政府は、国営企業に対する補助金を大幅に削減するとともに、命令的計画的ノルマ制を廃止することにした。

第 3 は、市場経済への移行期において必要となる多様な所有形態を承認したことである。従来の所有形態は国有と公有しかなかったが、「ドイモイ I」により、国有・公有、集団所有、個人所有といった所有形態の多様化を認めるようになった。外国企業の場合は、100%出資する完全子会社や合弁企業を設立することもできるようになった。

第 4 は、市場経済を導入しながら、国際協力関係が重要な役割を有することを認識したことである。特に、外国からの投資を積極的に誘致する政策を打ち出した。そのため、1987年に制定された個別投資法は、外資導入による経済政策を目指すうえで画期的なものであった。

第 2 節. 「ドイモイ I」推進の政治行政システム

前節に述べたように、1986年の第 6 回党大会は、国家統一後の 1975 年の第 4 回党大会以降の路線を否定し、全面的な「ドイモイ I」路線へ転換することを決議した。「ドイモイ I」路線の内容は、既述したように社会主義路線の見直し、

産業政策の見直し、市場経済の導入、国際協力への参画を4つの柱とするものであり、従来の性急な社会主義化の路線を根底的に違うものであった。従って、第6回党大会以降、全国において急性な社会主義化を展開するために制定された1980年憲法の規定と党・政府の決議・決定との間の不整合や矛盾が目立つようになった。

そこで、1988年12月の国会は、1980年憲法の序章における「中国覇権主義」や「日本、フランス、アメリカの帝国者」などの用語を削除し、「ドイモイ I」路線の一つの柱である国際協力への参画を展開するうえで「不適切だと思われる表現」⁽²⁴⁾を修正した。さらに、1989年6月の第8期第5回国会は、国家評議会主席の Vo Chi Cong (ボー・チ・コン) を委員長とする憲法改正委員会を設置した。

同委員会は、1990年2月に第1次草案を、1991年7月には第2次草案を発表し、同年12月の第8期第10回国会に第3次草案を提出した。1992年に入ると、約3カ月間この第3次草案に対する国民の意見聴取が行なわれた。1992年3月下旬に招集された第8期第11回国会に提出された最終草案は、第3次草案に若干の修正を施したものである。同国会は草案の条文を逐一討議した後、4月15日、満場一致で1980年憲法の改正案を採択した。このように、憲法改正委員会は、1992年憲法の採択に至るまでに、草案を4回に作成・修正した。そして4月18日には改正憲法が公布・施行された。

1992年憲法の特徴は、「ドイモイ I」を全面的に推進するために市場経済の導入と対外的経済関係の開放に関する諸規定を新設したことである⁽²⁵⁾。例えば、市場経済の導入に関しては、「国家は、国家管理と社会主義的傾向にもとづく市場メカニズムに従い、多様なセクターによる商品経済を促進する」(第15条)、「国家を繁栄させ、強化し、すべての労働力を使い、あらゆる経済的構成要素、すなわち国家経済、集団経済、個人経済、私的資本主義経済、および国家資本

⁽²⁴⁾ 鮎京正訓「ベトナムの憲法制度」、日本貿易復興機構(ジェトロ)『アセアン諸国の憲法制度』ジェトロ、1997年、193頁。

⁽²⁵⁾ 西修「各国憲法概要(2)」『駒澤法学』第6巻第1号、駒澤大学法学部、2006年、55頁。

主義経済の潜在性を十分に発揮させ、物質的、技術的基礎の建設を加速させ、世界市場との広範な経済的、科学的、技術的協力と協働を促進することによって、人民の物質的、精神的需要をいっそう満足せしめることは、国家経済政策の目標である」(第16条)などが挙げられる。

また、対外的経済関係開放に関しては、外国企業・個人との提携・合弁の容認(第22条)、「国家は、対外的な経済活動を統一的に管理して拡大し、相互の独立・主権・相互利益を尊重するという原則に基づき、国内生産を保護・促進しつつ、すべての国家・組織との間で、各種経済関係を発展させる」(第24条)、「国家は、外国の各種組織および個人が、ベトナムの法律・国際法および国際通例に基づき、ベトナムに資本・工業技術を投資することを奨励する。外国の各種組織および個人の資本・財産に対する合法的な所有権および各種権利を保証する。外国に投資資本のある企業は国有化されない」(第25条)などの規定は、1992年憲法で初めて登場した規定である。

そこで、本節は、「ドイモイ I」推進のために制定された1992年憲法の制定要因および内容を分析しながら、「ドイモイ I」にもたらされた政治行政システムの変化を明らかにする。

第1項 1992年憲法の制定要因

「ドイモイ I」が誕生した1986年から1992年まで、ベトナムは1980年憲法の規定に基づく政治体制を維持し続けた。しかし、1992年に新しい憲法が制定された。1992年憲法の制定には二つの要因をあげることができる。

第1は、既述した「ドイモイ I」の実施過程において、急速な社会主義工業化路線を規定した1980年憲法の規定と党・政府の決議・決定との間の不整合や矛盾が目立つようになっていたことである。例えば、1980年憲法(第18条)は、旧ソ連の1997年憲法の影響を受けて国有・公有の所有形態のみを認めたが、共産党の1988年4月の政治局決議第10号は国有・公有、集団所有、個人所有と

いった所有形態を認めることになった。従って、1988年以降、有限会社、株式会社などの民間企業が設立されることになった。1990年には340民間企業、1991年には163民間企業、1992年には1868民間企業が設立された。また、外国からの投資を誘致するため、「大臣評議会」の提案に基づいて国会は1987年に個別投資法を採択した。しかし、1980年憲法（第25条）は、外国企業の資産を無賠償で国有化することを規定した。この第25条の規定を修正しない限り、個別投資法が採択されても外国からの投資を誘致できない。

また、1980年憲法は、「重工業を優先的に発展させる」（第16条）ことを規定した。それに対して、1986年の第6回党大会は、従来の重工業優先政策から、農業、生活用品や輸入代替商品などの軽工業を中心に政策転換することを決議した。それに、「教育費用は無料」（第60条）、「医療費は無料」（第61条）などの1980年憲法の規定は、実際の経済・社会の現状の下では実現困難である。こうした矛盾を解決するために新しい憲法の制定が必要になったのである。

1992年憲法のもう一つの制定要因は、1980年憲法で規定された国家機関の権限・責任が明確でなかったことである。例えば、変動が激しい市場経済を直ぐに対応できるように、執行機関としての「大臣評議会」の主席の権限を強化することが必要である。しかし、1980年憲法は、「大臣評議会」の主席の権限を制限して行政管理の役割を發揮できなかつた。そのため、1986年の党大会の政治報告は、「新しい管理体制を設立するために国家機関の組織を大きく改革しなければならない」、「政治システムの改善も大事な問題である」、「党と国家機関の権限、役割を区別するべき」、「党が国家機関の全ての事を決定し、国家の法律の代わりに党の決定、指示を優先する認識を変えなければならない」などを述べた。⁽²⁶⁾ こうした共産党の方針を具体化するために、1980年憲法に代えて1992年憲法の制定が必要になったと言える。

⁽²⁶⁾ Dang Cong san Viet Nam（ベトナム共産党）、*Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 6*（第6回全国党大会文献）、Nha xuat ban su that（事実出版社）、1987年。

第2項 1992年憲法の政治行政システムの変化

それでは、次に「ドイモイ I」の展開期間において大きな意味を持ち、「ドイモイ」の憲法とも言える1992年憲法とそれに規定された政治行政システムの変化について考察してみよう。

第1は、〈工人階級政党〉すなわち労働者階級政党から〈全人民政党〉への変身である。1992年憲法は、1991年の第7回党大会の路線に基づいて、1980年憲法の「プロレタリア独裁国家」の規定を削除し、「人民の、人民による、人民のための国家」(第2条)であるとし、「全ての国家権力は、工人・農民・識者の連合体に基礎を置く人民に帰属する」とした。また、1992年憲法の第8条も次のように規定した。「国家機関、幹部、公務員は、全て人民を尊重し、人民に心から仕え、人民と密接な関係を保持し、人民の意見を聴取し、かつ人民による監視を受けなければならない」。

このように、1992年憲法は、1980年憲法の「プロレタリア独裁」、「集団的」、「社会主義的」という言葉を削除し、新たに、「人民の、人民による、人民のための国家」という国家の性格規定を入れた。しかし、国家を指導するために政治組織が必要である。その政治組織は、ベトナム共産党である。1980年憲法の第4条は、ベトナム共産党の位置づけについて「工人階級の先導者、参謀者であり、マルクス・レーニン主義によって武装されたベトナム共産党は、国家・社会の唯一指導勢力であり、革命のあらゆる成功を決定する主要要素である」と明記していた。しかし、1992年憲法の第4条は、「ベトナム共産党は工人の先導者として、かつ働く者、労働する人民、そして全人民の利益を忠実に代表するものとして、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を追求するものであり、かつ国家・社会の指導的勢力である。党の全ての組織は憲法と法律の枠内において活動する」とした。

一見すると、ほぼ同一のように見えるが、重要な違いがいくつか指摘されている。その1つは、1992年憲法では「全人民」という言葉が新たに加えられた

ことである。1980年憲法は、単なる「工人階級の先導者」という位置づけであるが、1992年憲法はこれに「全人民の代表」という性格が加わった。〈工人階級政党〉すなわち労働者階級政党から農民、知識人などの〈全人民政党〉への変身を図ろうとしている証と見ることができるだろう。2つには、国家と社会の唯一の指導勢力という規定から「唯一の」が抜け落ちた。3つには、見落とせない変化は、共産党の思想的基盤としてマルクス・レーニン主義にホーチミン思想が加わったことである。ソ連・東欧における社会主義体制の崩壊は、ベトナム共産党に大きな衝撃を与えた。これについて共産党は、旧ソ連モデルではなくベトナム独自のモデルを構築することを主張した。そこで新たな思想的支柱として加えたのがホーチミンの思想である⁽²⁷⁾。「ホーチミン思想とは(1)独立、(2)自由、(3)幸福を標榜し、国民がみな幸せに生きていかれる国をつくろう、というすごく単純な思想」⁽²⁸⁾である。

さらに、第10回党大会(2006年4月)で改訂された党規約では、共産党は「工人階級、労働人民、民族の利益の忠実な代表」と記載されている。また、党を「工人階級の先導者」とする従来の規定に、「同時に労働人民とベトナム民族の先導者」という文言を付け加えた。つまり、中野亜里が指摘したように、共産党の階級的性格に加えてベトナム民族および人民の政党としての性格を明記することで、党の人民への浸透を図ったということである。⁽²⁹⁾

このように、ベトナム共産党は国家と社会を指導する役割を維持している。しかし、ジョヴァンニ・サルトーリによれば、「政党は、意思表示のチャンネルである。即ち、政党は、何よりも先ず、代表の手段である」⁽³⁰⁾というが、ベトナム共産党は「工人階級」から「全人民」の意思表示のチャンネルへ変身した。そこで、前章で述べたジョヴァンニ・サルトーリの「一党制のタイプ」(図表 II. 10)

⁽²⁷⁾ 江橋正彦(編)『21世紀のベトナム：離陸への条件』日本貿易振興会、1998年、2頁。

⁽²⁸⁾ 窪田光純・原田滝介『六面体のベトナム』ダイヤモンド社、2007年、156頁。

⁽²⁹⁾ 中野亜里「ドイモイ下ベトナムの国家と市民活動の関係の様態に関する考察」、寺本実(編)『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」』(調査研究報告書)アジア経済研究所、2007年、109頁。

⁽³⁰⁾ ジョヴァンニ・サルトーリ、岡沢憲英・川野秀之(訳)『現代政党学』早稲田大学出版部、2000年、48頁。

によれば、ベトナム共産党は「ドイモイ I」の展開と 1992 年憲法の制定とともに、党の強制力が強い「全体主義一党制」から強制力が弱くなる「権威主義一党制」に転換したとみなすことができる。序章で分析したように、「権威主義一党制」への転換と経済開発を優先的に促進する「ドイモイ I」の採択によって、ベトナムは一種の開発主義国家になったと言える。

第 2 は、立法機関の権限強化である。「ドイモイ I」以前には、共産党機関が国家機関の代わりに社会管理任務を遂行したから、立法機関である国会は存在するものの、実際には名目的なものしかなかった。「ドイモイ I」以降には、共産党は、「ドイモイ I」を推進するため国会に関する認識を変えた。第 6 回党大会（1986 年）には「国会の役割を高めることを始め、国家機関の管理権限を強化させる」⁽³¹⁾ことを明記した。また、第 7 回党大会（1991 年）では、「憲法を改正、社会主義法制を強化する。経済、文化、社会、刑事、民事、行政に関する法律システムを修正・制定し続ける。立法機関の能力を高め、法律の制定、公表、施行に関する手続の法律を早めに制定する。国家機関が法律に基づいて社会の全ての面を管理する。国会の機能を発揮させるために国会の組織および活動を改善する。国会議員の資格、投票制度、国会の規制を改正する」⁽³²⁾ことなどとした。

その結果として、1992 年憲法においては、立法機関の規定について幾つかの重要な変化が見られることになった。

1つは、国会の任務、権限が詳細に規定されたことである。1980年憲法と同様、1992年憲法は、(1) 憲法および法律を制定・改正する立法機能、(2) 予算や国家機関の人事権などの国家の重要な問題を決定する機能、(3) 他の国家機関に対する監督機能などの国会の機能を規定する。しかし、1992年憲法の第84条によると、国会の任務、権限は、1980年憲法より一層詳細に規定された。例えば、国会は、(1) 法律・法令の作成計画の決定、(2) 国会決議の遵守に対する最高

⁽³¹⁾ Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党), *Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 6* (第 6 回全国党大会文献), Nha xuat ban su that (事実出版社), 1987 年。

⁽³²⁾ Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党), *Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 7* (第 7 回全国党大会文献), Nha xuat ban su that (事実出版社), 1991 年。

監督権の行使、(3)「国家主席」や「国会常務委員会」(添付資料(3)を参照)に関する活動報告の審査、(4)国家の経済・社会開発計画の決定、(5)国家の財政政策および通貨政策の決定、(6)副首相、各省大臣およびその他の政府幹部の指名、解除および免除に関する首相提案の裁可などの任務・権限が追加された。特に、国会は、大統領、国会常任委員会、「政府」(添付資料(3)を参照)、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院などが発布した全ての文書で、憲法と法および国会決議と矛盾するものを廃止する権限を規定されることになった。

2つは、国会と執行機関に対して広範な権限を有する「国家評議会」(添付資料(3)を参照)の制度を廃止し、1980年憲法で廃止した「国会常務委員会」を復活させ、以前より広範な権限を与え、具体的に規定したことである。これは、1992年憲法上の大きな変化である。「従来の国家評議会は、国会の常設的な最高機関であると同時に、その議長を通じて国家元首の機能を集団的に担ってきた。しかし組織が余りにも機動的でなく、また任務・権限が明確でなかったり、広すぎたりするという欠陥が指摘されていた」。⁽³³⁾それに対して、1992年憲法によると、「国会常務委員会」は、主として国会の閉会中に活動する常設機関であり、憲法・法律の制定など、立法機関としての権限を明確に規定した。すなわち、「国会常務委員会」は、国会主席、国会副主席、各委員から構成され、「国会常務委員会」の委員は、後述のように「政府」(添付資料(3)を参照、図表III.5を参照)の構成員を兼務することはできず、専従議員である者とされた。

1980年憲法の第53条と比べて、「国会常務委員会」には、新たに(1)憲法および法令の解釈、(2)国会の委任を受けた事項に関する法令の制定、(3)「政府」、首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の法規文書の執行の停止、(4)人民評議会の活動の監督および指導、(5)憲法、法律、国会決議、法令および国会常務委員会決議の施行についての監督、(6)国会の休会中、副首相、各省大臣やその他の行政機関幹部の指名、解任、免職に関する首相提案の裁可などの任務と権限が追加された。特に、「国会常務委員会」は、「憲法、法律、法令の解釈」

⁽³³⁾ 村野勉「1992年憲法を公布」、アジア経済研究所(編)『アジア動向年報1993年』アジア経済研究所、1993年、193頁。

(第91条第2項)の権限を付与されている。この権限は、1980年憲法では、「国家評議会」に付与されていたが、1992年憲法では、国会常務委員会の権限として一体化された。

3つは、国会議員の役割を強化し、具体的に規定したことである。1992年憲法は、1980年憲法より国会議員の任務を具体的に規定した。「国会議員は、人民の意思・願望を代表する者であり、自身の選挙区の代表であるとともに、国全体の人民の代表でもある」(第97条)。また、国会議員は、「有権者としっかりとした関係を築き、有権者からの監察を受ける義務を負う；国会および関連する各国家機関に対して、忠実に、有権者の意思・願望を集めてこれらを反映する；定期的に有権者と接触するとともに、自身や国会の活動について、有権者に報告する；有権者からの要求や建議を聞く；国民からの不服申立て、告訴・告発の解決を審査し、督促し、これに気を配るとともに、これらの権利の行使において、国民指導し、援助する」。1980年憲法は、「国家機関は国会議員の任務遂行のための条件を創出する責任を負う」ことだけを規定した。それに対して、1992年憲法は、「国会常務委員会、首相・各大臣・政府構成員（閣僚）およびその他各国家機関は、国会議員が、要求した書類を提供する責任を負うとともに、国会議員がその任務遂行のための条件を創出する責任を負う」と具体的に規定した。

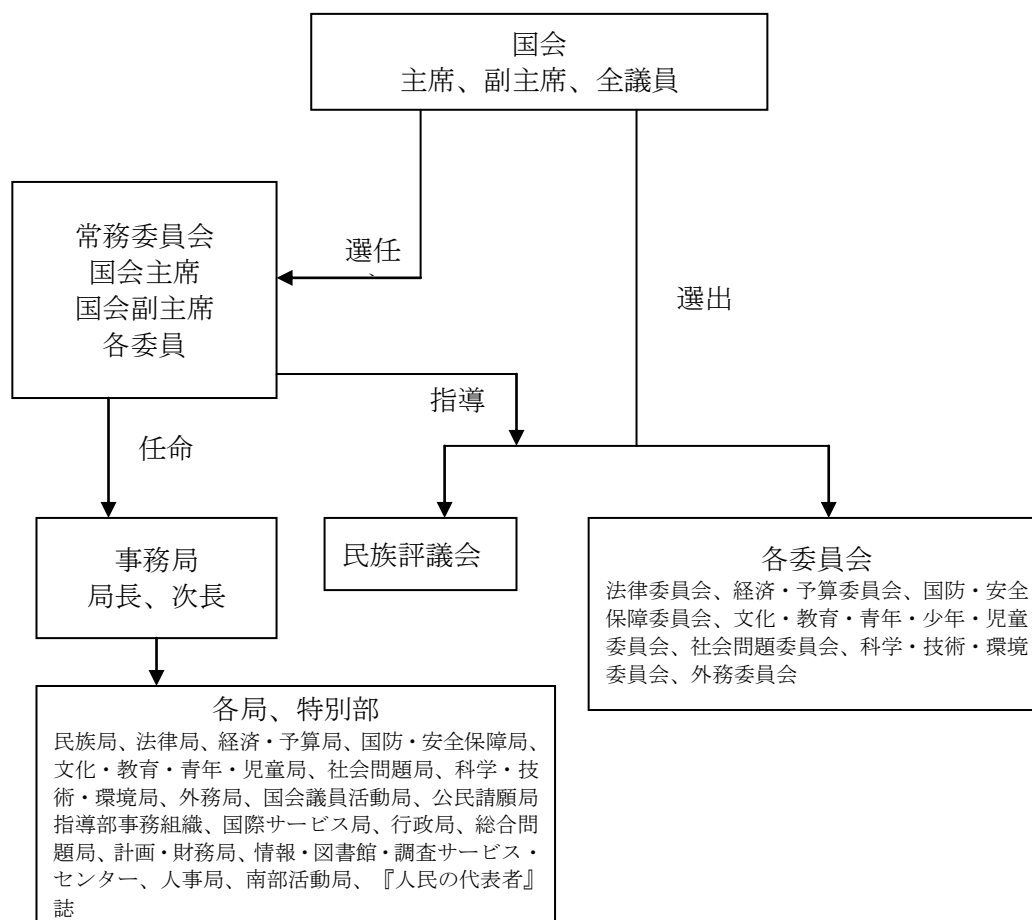
さらに、国会議員には専従（full-time）議員と非専従（part-time）議員の区別がある。専従議員と非専従議員の概念は、1991年の国会組織法の第37条によって初めて規定された。専従議員とは、当選後には国会議員の職務を本務とする議員である。非専従議員とは、当選後もそれまでの職務・仕事（行政機関の官僚、会社の社長など）を続けながら、国会議員の職務も担当する議員である。これまで、社会主義国の主流的な理論では、「国会が立法と行政の両方の活動を遂行する集団組織」⁽³⁴⁾であると考えられてきた。理由としては、実際の行

⁽³⁴⁾ Ngo Duc Manh (ゴ・ドク・マン), “Dai bieu quoc hoi chuyen trach: Mot so suy nghi ve tăng cường nang luc hoat dong” (専従議員の役割強化に関する考え), *Tap chi nghien cuu lap phap* (立法研究雑誌), So 11 (第11号), 2003, p.14.

政機関を担当しなければ、社会経済の実情を把握できず実社会と離れる法案を作成する恐れがあるからである。そのため、ベトナムの国会議員は、国会議員の任務を遂行しながら、行政機関の職務も担当していた。

第9期国会（1992年～1997年）では、専従議員は国会議員の5.31%を占める21名でしかなかった。そして、全ての専従議員は、「国会常務委員会」の委員、または国会の各委員会の委員長、副委員長であった。また、第9期国会（1992年～1997年）では、各地方の専従議員がいなかった。ところが、第11期国会（2002年～2007年）においては、専従議員が119名に増加し（国会議員の23.89%）、全ての地方に専従議員がいるようになった。専従議員の増加により、国会は、年2回の会議を行う体制から常に活動する体制に移っている。

図表 III.3 立法機関



こうして、4つに、国会は、執行機関と明確に区別され、立法機関としての中心的役割を果たすことになった。すなわち、1992年憲法における国会は、「政府」の副首相、大臣および構成員の補充、解任および罷免に関することを直接に決定せず、政府首相の提議について審議することだけを行うことになったのである。

5つに、国会の立法や監査の役割を発揮させるために、国会の組織は以前より強化され、数多くの委員会と事務局が設置された（図表III.3）。また、国会組織法第3章第22条において、図表III.3のように7委員会の設置が規定されている。その他、国会には、国会議員や国会各組織の活動を補佐するために、事務局も設置されることになった。そして、事務局の中には、各専門分野に応じて各局と特別部が設置された。

国会の機能と権限は、1992年憲法上だけではなく、実際的にも、確かに刷新され、強化されつつある。「ドイモイI」以前とは対照的に、国会は党中央執行委員会で採択された決定事項を承認するだけの「最高機関」ではなく、党中央執行委員会が採択した政策に基づいて「政府」が作成した議案を審議した上、採決または否決する権利を行使できるようになった。国会議員が有権者と直接に会って有権者の意見を聞く体制をとることができるようになった。また、「政府」の各大臣が国会で議員の質疑に答えることは、以前に行われなかったが、国会の通常の活動になった。

こうした結果として、国会の立法機能は以前よりかなり改善された。図表III.4に示したように、第1期の国会（1946年～1960年の14年間）は、1946年憲法および1959年憲法以外に16本の法律を制定した。そして、第2期国会から第4期国会（1961年～1975年）までの14年間においては、7本の法律しかを制定されなかった。さらに、第5期国会から第7期国会（1976年～1987年）までの11年間においては、7本の法律が制定され、そのうちに新法律は3本しかなかった。それに対して、「ドイモイI」以降の初めての第8期国会（1987年～1992年）は、5年間の間に1992年憲法と個別投資法、土地法、民間企業法などの31本の法律を制定

した。そして、第9期国会から第10期国会（1992年～2002年）までの10年間において、個別投資改の追加・修正、企業法などの70本の法律を制定した。さらに、第11期国会（2002年～2007年）では、わずか5年間に過去最高の84本の法律を制定したのである。

図表III.4 各期国会の制定法律数

各期国会	期間	制定法律数
第1期の国会 (1946年～1960年)	14年間	16本
第2期国会から第4期国会 (1961年～1975年)	14年間	7本
第5期国会から第7期国会 (1976年～1987年)	11年間	7本
第8期国会 (1987年～1992年)	5年間	31本
第9期国会から第10期国会 (1992年～2002年)	10年間	70本
第11期国会 (2002年～2007年)	5年間	84本

国会の機能としては、立法機能だけではなく、「政府」によって提出される法案、計画を審査する機能も強化した。「ドイモイI」以前には、「大臣評議会」は共産党の方針に基づいて法案、計画を作成してから国会に提出した。国会は、そのままこの法案、計画を承認した。ところが、「ドイモイI」以降の1992年憲法の下で、国会は「政府」から提出された法案、計画を審議したうえで採択するか拒否するかを行使できるようになった。例えば、首都法、共通投資法などの法律は、「政府」によって提出された法案であったが、国会議員の反対

意見があったために、直ぐに採択できなかった。共通投資法は、後述するように国会議員の意見を受け、17回目の修正を行った後、国会で採択された。また、2010年6月の国会は、「南北高速鉄道」計画を推進するとして「政府」の提案を反対多数で否決した。同鉄道は新幹線方式での整備が「政府」で決定していたが、国会では560億ドルの巨額投資と鉄道事業の採算性の低さを懸念する声が相次いだのである。国会が、「政府」の推進する事業を承認しなかったのは初めてであり、極めて異例であった。

第3は、執行機関および行政機関の改革である。1986年に「ドイモイ I」を開始し、市場経済の導入と対外政策開放を推進してきたベトナムでは、政治行政システムについても改革が試みられてきた。それは、従来の統制的・全面的な社会主義体制から民主化・法治国家への移行を目指すものであった。しかし、共産党一党制支配を堅持するベトナムでは、複数政党制への移行に関して公に議論される状況ではないことから、政治的民主化の中心となるのは行政改革であった。

第6回党大会は、「新しい管理体制を設立するために行政機関の組織を大きく改革しなければならない。中央から地方までの行政機関を強化し、統一の行政システムを設立しなければならない。また、民主集中原則に基づいて行政機関の任務、権限を明確する。行政・経済の管理機能と生産・経営の管理機能を区別し、産業別の管理と地方別の管理を結合する」⁽³⁵⁾ことを明記した。そして、第7回党大会は、「政府の組織、活動方式を変更し、集団の協議を尊重しながら政府の長および行政機関の長の個人責任、個人権限を目立たせる。行政機関組織を再構築し、行政機関の公務員の数を減らす。早めに国家公務員法を制定する」⁽³⁶⁾ことなどとした。

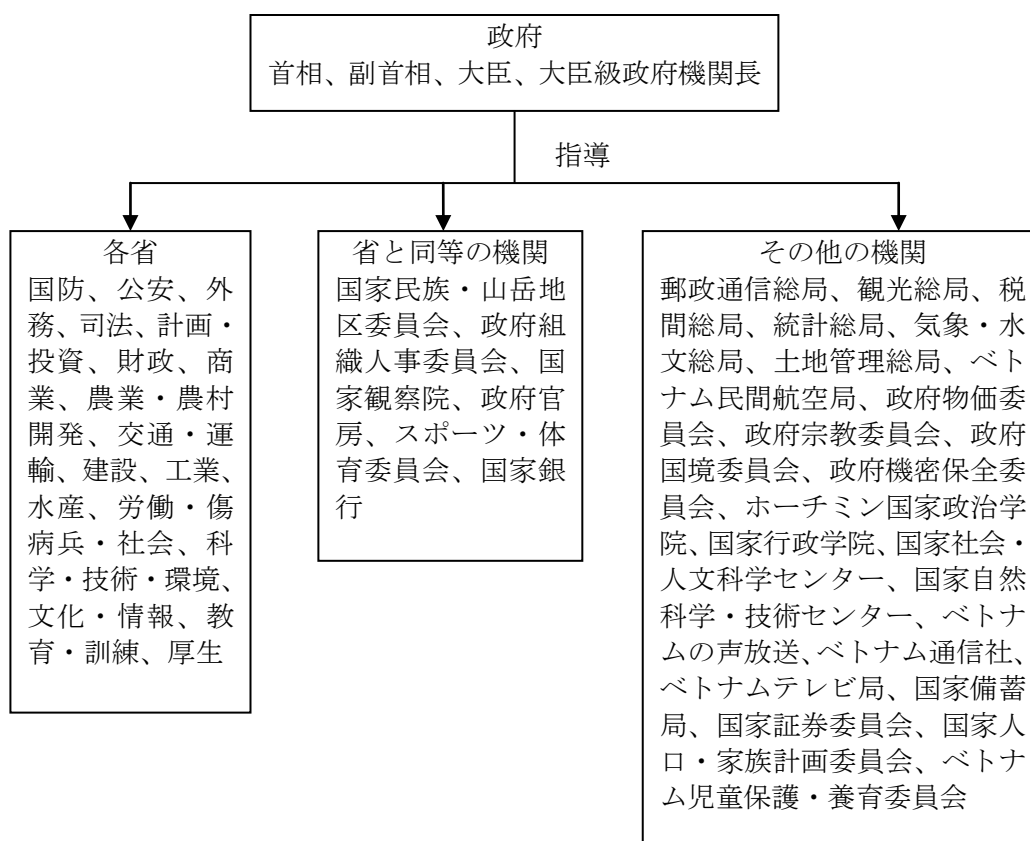
上記の共産党の方針のもとで、1992年憲法は、次のように執行機関に関する規定を修正した。1つに、1980年憲法で使用された「大臣評議会」は「政府」と

⁽³⁵⁾ Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党), *Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 6* (第6回全国党大会文献), Nha xuat ban su that (事実出版社), 1987年.

⁽³⁶⁾ Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党), *Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 7* (第7回全国党大会文献), Nha xuat ban su that (事実出版社), 1991年.

いう名称に変更した。「政府」は、議院内閣制では、「内閣」に相当する。図表III.5のように、「政府」は首相、副首相、閣僚などで構成される。「政府」は、国家の政治、経済、文化、社会、国防、安全保障および対外関係に関する業務を遂行するために、中央から基礎に至る国家機関を統括的に管理する。1980年憲法においては、「大臣評議会」は、「最高の国家権力機関（国会）の最高の国家行政機関」⁽³⁷⁾（第104条）であったが、1992年憲法では、「政府」は、「ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である」（第109条）と位置づけられている。この第109条の規定からみると、国家行政の分野において、「政府」は、国会の下に設置される行政機関ではなく、国家の最高の行政機関になり、国会から分立した。このように、「政府」は、「最高」の行政権を有し、国会からの独立性が強化されたと考えられる。

図表 III.5 執行機関



⁽³⁷⁾ ()内は筆者の補充である。

2つに、1980年憲法と比べて、1992年憲法は、「政府」と首相の任務、権限を明確に規定し、首相の権限を強化した。例えば、1980年憲法によると、「大臣評議会」の主席および他の全ての構成員は、国会によって選任・解任・罷免されるとされた。しかし、1992年憲法では、首相だけは国会によって選任・解任・罷免される。副首相・大臣およびその他構成員（閣僚）に関しては、首相は、「選任・解任・罷免の提案を国会に提出し、国会が休会の際は常務委員会に提案して承認を得る」（第88条第7項）。このように、1992年憲法は、「政府」の構成員（閣僚）の選任・解任・罷免に対する権限を首相に付与した。

さらに、これまでの1959年憲法、1980年憲法には規定されない首相の権限が、1992年憲法に追加された。それは、(1) 各省および省レベル機関の設置または解散を国会に提案する、(2) 地方省および中央直轄市人民委員会委員長および副委員長の選任、解任、推薦、免職を承認する、(3) 憲法や法律、上級の各国家機関の各文書に違反する、大臣およびその他政府構成員（閣僚）の決定、指示・通達や、人民委員会および省級や中央直轄市の人民委員会の主席の決定、指示の執行を停止し、あるいはこれらを廃棄する。(4) 憲法や法律、上級の各国家機関の文書に違反する、省級や中央直轄市の人民評議会の議決の執行を停止すると同時に、「国会常務委員会」に対して、その廃棄を提案する（第114条）。このように、「政府」と首相の権限は強化されたが、鮎京がいうように、「国会の最高機関性および国会中心主義」⁽³⁸⁾はまだ強いと言える。

3つに、「政府」のほとんどの構成員が国会議員であるという現状を避けるために、1992年憲法は、首相は別として「政府」の他の構成員は必ずしも国会議員である必要はないと規定している。さらに、「大臣評議会」制度の集団直接責任制を廃止し、「政府」の構成員の個々の責任を高めた。また、従来は「大臣評議会」を代表する大臣評議会常務委員会があった。しかし、1992年憲法は、この委員会を廃止し、首相が単独で「政府」を代表することになった。村野がいうように、「つまり首相の権限と義務を明確にすることによって、国家行政遂行

⁽³⁸⁾ 鮎京、前掲論文、ジェトロ、前掲書、207頁。

の効率化を目指しているのである。」⁽³⁹⁾

こうした行政改革に関する共産党の方針とそれを法制化した1992年憲法に基づき、1993年6月に国連開発計画（UNDP）より、「ベトナムの行政改革に対する技術援助」事業の支援を受けて本格的な行政改革が開始された。この改革の目的は、市場経済に適合する行政機構を作ることと、中央行政機関と地方行政機関との良好な関係を確立することであった。

具体的には、自治体国際化協会の「ベトナムの行政改革」の報告書⁽⁴⁰⁾の中にも指摘したように、1994年5月の政府決議第38/CP号（添付資料（4）を参照）により、経済関連および住民生活に関する7つの分野（投資許可、家屋と土地の使用許可、輸出入、出入国、営業体の樹立と経営登録、人民による請願・告発の解決、予算と基礎建設の資金支給）で行政手続の改善が行われた。さらに、国民に対する行政サービスの品質向上のため「ひとつの窓口、ひとつの印鑑」というワンストップサービスが実施され、行政手続の簡素化が進んでいる。

そして、1995年の共産党中央執行委員会総会では、3つの分野で改革を推進することが決議された。その3分野とは、（1）行政を改革するための行政手続・法律の確立、（2）政府の機構改革、（3）行政幹部を含む公務員の資質の向上、改善であった。この1995年の共産党中央レベルの決議が、ベトナムにおける公式な行政改革の始まりとされている。

その改革の例として、1995年に経済関連省庁の整理統合が実施された。まず、重工業省、エネルギー省、軽工業省の3省が工業省に統合された。そして、農業食品工業省、森林省、水利省の3省も農業農村開発省に統合された。さらに、国家計画委員会、国家協力投資委員会が計画投資省に統合された。その同時に、汚職・密輸防止委員会、国有企業改革委員会等の国家委員会が新設された。この大規模な整理統合の狙いは、行政機関の簡素化のほか、市場経済、国際化の要請への対応であったと言われている。図表 III.6 に示したように、第7期国会

⁽³⁹⁾ 村野、前掲論文、アジア経済研究所（編）、前掲書、193頁。

⁽⁴⁰⁾ あわせ、自治体国際化協会「ベトナムの行政改革」『CLAIR REPORT』第233号、自治体国際化協会、2002年、15頁を参照されたい。

(1981年～1987年) および第8期国会(1987年～1992年)において大臣および大臣レベルの委員長は、それぞれの43名及べ45名であった。しかし、1992年憲法採択後の第9期国会(1992年～1997年)には、各省庁の整理統合により大臣の人数は35名へ減り、第10期国会(1997年～2002年)には、わずか26名までに減少した。

図表 III.6 「政府」組織の変化

期間	「政府」構成人数	
第7期国会 (1981年～1987年)	大臣評議会の主席	: 1名
	大臣評議会の副主席(1)	: 5名
	大臣および国家委員会主任	: 43名
第8期国会 (1987年～1992年)	大臣評議会の主席	: 1名
	大臣評議会の副主席(2)	: 4名
	大臣および国家委員会主任	: 45名
第9期国会 (1992年～1997年)	首相	: 1名
	副首相	: 3名
	大臣(3)	: 35名
第10期国会 (1997年～2002年)	首相	: 1名
	副首相(4)	: 4名
	大臣(3)	: 26名

出所:Vien nghien cuu khoa hoc to chuc nha nuoc(国家組織研究所(内務省直轄機関)),
Thong tan xa Viet Nam(ベトナム通信社), *60 nam chinh phu Viet Nam 1945 - 2005*
(60年間のベトナム政府—1945年～2005年), Nha xuất bản thông tin(通信出版社),
2005のデータに基づいて作成。

- (1) 1982年までおよび1987年から就任した方を除く。
- (2) 1988年までおよび1991年から就任した方を除く。
- (3) 国家銀行総裁および政府監査院の院長を含む。
- (4) 1999年まで就任した方を除く。

第3節. 法律・法令制定規定と個別投資法の形成

第1項 法律・法令制定規定

革命が勝利した1945年8月から1988年8月にかけてベトナムの国会は34本の法律を採択したが、一般的な法律制定過程について規定する法律、規定はまだ整備されなかった。この時期の法律制定過程の詳細は不明であるが、共産党が指導意見を出し、政府はそれを法律草案として作成し、国会がその草案をそのまま採択するという流れが一般的であったと言われている。その後、1988年8月に、「国家評議会」（添付資料（3）を参照）は、法律・法令制定に関する規定の必要性を認識して「法律・法令制定規定に関する決議第91NQ/HDNN8号」を公布した。この法律・法令制定規定は、「法規規範文書制定法」が採択された1996年11月までに全ての法律・法令の制定過程を規定していた。同規定の前書きには、「本規定の目的は、共産党の方針、政策を体制化し、法律・法令の制定に係る国家機関の権限・任務を明確化するためである」と記された。そこで、以下に、この規定に基づく1988年から1996年までの法律・法令制定過程について述べてみよう。

まず、「国家評議会」は、全ての法律・法案に関する制定過程に対して一般的な指導権を有する。さらに、「国家評議会」の会長は、法律・法案を「国家評議会」および国会に提出する前に、政治局に当該法律・法案について報告し、指導意見を受けなければならない（第3条）。こうして、共産党の政治局は、直接ではないが、間接に法律・法令の制定過程に関与できたと言える。

次に、法律・法令制定過程は、図表 III.7 のように8段階に分けられる。

第1段階として、法務省は、共産党の決議、国家管理上の要求、法律・法案提出権を有する「大臣評議会」、各省、各国家委員会、その他の組織・個人などの意見に基づき、法律・法令制定計画を立案して「大臣評議会」に提出する。法律・法令制定計画が「大臣評議会」に認可された後、国会の民族委員会、法

律委員会、その他の委員会は、その計画を審査してから「国家評議会」に提出して採択を求める。

図表 III.7 法律・法令の制定過程

第 1 段階	法律・法令制定計画の立案および採択
第 2 段階	法律・法令の起草
第 3 段階	法律・法令の審査
第 4 段階	国家評議会の審議・採択
第 5 段階	人民の意見収集
第 6 段階	国家議員の意見収集
第 7 段階	国会の審議・採択
第 8 段階	法律・法令の公布

出所：1988 年の法律・法令制定規定に基づいて作成

第 2 段階として、法律・法令の立案を提出する組織・機関は、法律・法令の起草委員会を設置する。起草委員会は、法務省と国会の民族委員会、法律委員会などの法律・法令の審査機関と相談しながら、法律・法令の目的、対象、適用範囲、内容などを決めて法律・法令案を作成する。

第 3 段階として、「国家評議会」の指導に従い、国会の民族委員会、または他の委員会は法律・法令案の審査を行う。関連組織・機関の意見を収集するために、国会の民族委員会、または他の委員会は法律・法令案に関するセミナーを行うことができる。

第 4 段階として、法律・法令案が審査された後、「国家評議会」は法律・法令案の審議を行う。審議において、法律・法令案の提出機関の代表者は法律・法令案について説明する。その後、国会の民族委員会、または他の委員会の代表者は、法律・法令案についての審査結果を報告する。「国家評議会」の構成員（議長、各副議長、各委員）は、法律・法令案について審議する。審議した後、法

令案の場合には、「国家評議会」は法令案の採択に対する票決を行う。法律案の場合には、「国家評議会」は法律案に関する意見を表明し、法律案を国会に提出することを決定する。

第 5 段階として、法律・法令立案の提出機関、国会の民族委員会、その他の関連委員会、組織・機関は、法律・法令の性質・内容によって人民の意見を収集することを「国家評議会」に提出してその決定を求める。法律・法令立案の提出機関、国会の民族委員会、法律委員会は、人民の意見をまとめて法律・法令案を修正し、「国家評議会」に提出する。

第 6 段階として、国会を開催する 1 ヶ月の前に、国会事務所および「国家評議会」は、法律案に関する資料、審査報告を各国会議員に送付する。国会議員は、各地方で法律案について審議してから意見を文書にして国会事務所および「国家評議会」に送付する。国会議員の意見に基づき、法律・法令立案の提出機関、国会の民族委員会、法律委員会は法律案を修正して国会に提出する。

第 7 段階として、法律案は国会で審議され、不一致な意見がなければ、表決で採択される。修正が必要な場合、法律・法令立案の提出機関、国会の民族委員会、法律委員会は法律案を修正する責任を負う。「国会主席」は、法律の成立を証明する署名を行う。

第 8 段階として、「国家評議会」の議長令により、法律・法令は公布される。「国家評議会」、国会事務所は、法律・法令文書の出版を行う。

第 2 項 個別投資法の形成

第 2 章の第 3 節で述べたように、1977 年の外国投資規約は外国からの投資を呼び掛けられなかったから、1984 年に、共産党の政治局は、経済を発展させる外国投資の重要性を認識したうえで、「公布した外国投資規約を修正・追加し、関連する規定を検討し、新しい個別投資法を作成することを目指す」⁽⁴¹⁾ことを

⁽⁴¹⁾ 1984 年 7 月 17 日付の政治局議決第 19/BCT 号

提唱した。また、第 5 回党大会第 7 回中央執行委員会総会は、「社会主義諸国、その他の国および国際組織の資金を調達し、協力関係を拡大するために、個別投資法の制定を研究する」ことを決議した。

政治局の提唱を実施するために、「大臣評議会」（添付資料（3）を参照）の主席は個別投資法の研究小委員会を設立した。個別投資法の研究小委員会は、貿易省、外務省、法務省、内務省、財政省、労働省、国家計画委員会、国家銀行、税関総局などの 14 機関の代表者を含む。当時、ベトナム周辺のアセアン諸国は、既に個別投資法を制定していた。従って、ベトナムの個別投資法は、他の国の投資政策・投資法律と競争し、少なくとも他の国と同じな魅力を持つ法律を制定しなければならない。さらに、研究小委員会の構成員は、外国投資に関する知識、外国投資の管理経験が比較的になかったため、新しい個別投資法の草案を作成するためにかなりの努力が必要であった。⁽⁴²⁾

こうした状況の中で、個別投資法の研究小委員会は、以下のように個別投資法の制定過程を 3 つの段階に分けた。⁽⁴³⁾

第 1 段階は、政治局、「大臣評議会」の主席の指導意見を理解し、ベトナムと似ている経済環境を有し、効果的に外国投資を誘致している国の個別投資法を研究し、次に 1977 年の外国投資規約の制限、問題点を分析し、最後に個別投資法の草案を作成することであった。

第 2 段階は、政治局、「大臣評議会」の主席の意見を受けて草案を修正し、国内外の専門家の意見を参考し、次に反対意見を分析して草案を修正し、最後に東南アジアの国に行って視察することであった。

第 3 段階は、個別投資法案を完成し、法律・法令の制定過程に基づいて法律案を審査・採択・公布する。

第 1 段階において、個別投資法の研究小委員会は、国連、太平洋経済協力会

⁽⁴²⁾ Luu Van Dat (リュウ・ヴァン・ダット), “Nhin lai va nghi ve quan diem cua Dang, phap luat cua Nha nuoc ve dau tu nuoc ngoai” (外国投資に関する共産党の方針、国家の法律についての考え), *20 nam dau tu nuoc ngoai* (外国投資の 20 年間), *Dac san cua bao dau tu nuoc ngoai* (投資新聞の特集号), 2008, p.80.

⁽⁴³⁾ *Ibid.*, p.81.

議などの専門家から様々な支援を受けた。各専門家は、外国の法律を紹介・分析し、外国投資に関する国家管理の経験について話した。

第2段階において、「大臣評議会」の許可を受けた後、個別投資法の研究小委員会は、当時に外国投資の誘致政策が成功したインドネシアを視察した。視察を通して研究小委員会は、外国投資の実情、国内経済に対する外国投資の役割をよく理解できた。

そして、1986年3月に、研究小委員会は、個別投資法案を「大臣評議会」に提出し、「大臣評議会」の指導意見を求めた。この指導意見に基づいて研究小委員会は法案を修正した。1987年9月に、修正された法案は政治局に提出され、政治局の指導意見を求めた。政治局の指導意見を受けた後、対外経済委員会は、「大臣評議会」の委任を受け、法案を完成して「国家評議会」に提出した。最後に、1987年12月に国会は、最初の個別投資法を採択した。⁽⁴⁴⁾

この1987年個別投資法の制定は次の目的の実現を目指した。⁽⁴⁵⁾第1は、資本、近代的な技術、先進管理方式を活用し、労働者・管理者を育成することである。第2は、国際労働分業に参加し、世界市場の優位性を確立することである。第3は、国の資源を効果的に開拓し、雇用を創出し、輸出を促進し、工業化事業へ貢献することである。

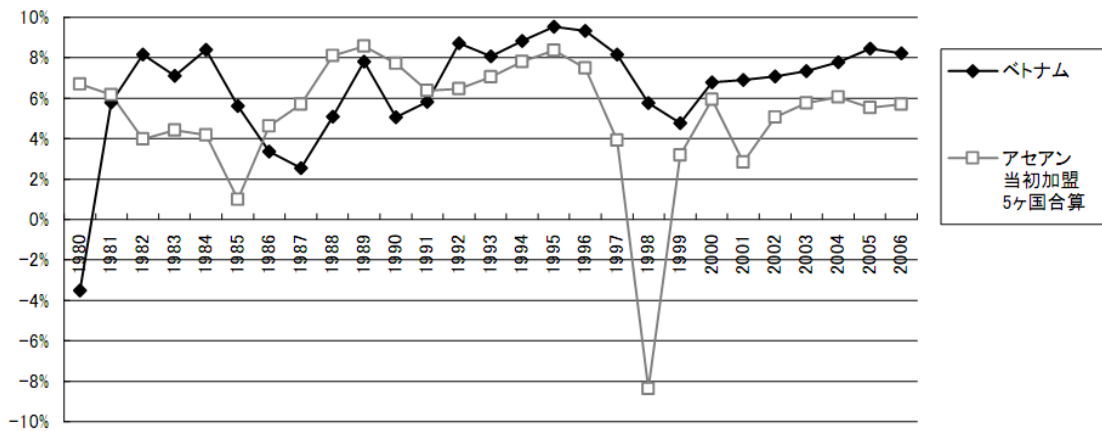
第3項 個別投資法制定後の外国投資

ベトナムは1986年に「ドイモイ I」をかかげ、それまでの中央集権的計画経済体制から、市場経済の導入・対外開放への取り組みを開始した。1986年の「ドイモイ I」に基づく外資開放および1987年個別投資法の制定により1988年以來のベトナム経済および外国投資は年々順調に成長した。

⁽⁴⁴⁾ Ibid., p.81.

⁽⁴⁵⁾ Do Nhat Hoang (ド・ニャット・ホアン), “Su hình thành va phát triển của luật đầu tư nước ngoài trong hệ thống pháp luật Việt Nam” (ベトナム法律システムにおける外国投資の形成・発展), *Luan van Truong dai hoc Luật* (法律大学論文), 2002, p.75.

図表 III.8 GDP 成長率の推移



出所：International Monetary Fund、「World Economic Outlook Database, October 2008」

図表 III.8 に見られるように、GDP 成長率は、1987 年から伸び続け、1990 年に一時に落ちたが、1991 年から再び増加した。特に、1992 年以降、ベトナムの GDP 成長率は、先に外資導入を図ってきたアセアン当初加盟 5 ヶ国合算を上回って推移している。アジア通貨危機時にもアセアン諸国に比べ小幅な成長率悪化で済んだ。その後も 2002 年以降は 7% 以上の高成長を遂げた。2008 年は年後半からの世界経済減速の影響で成長率は 6.2% に低下したが、アセアン内では高い成長率を保っている。(46)

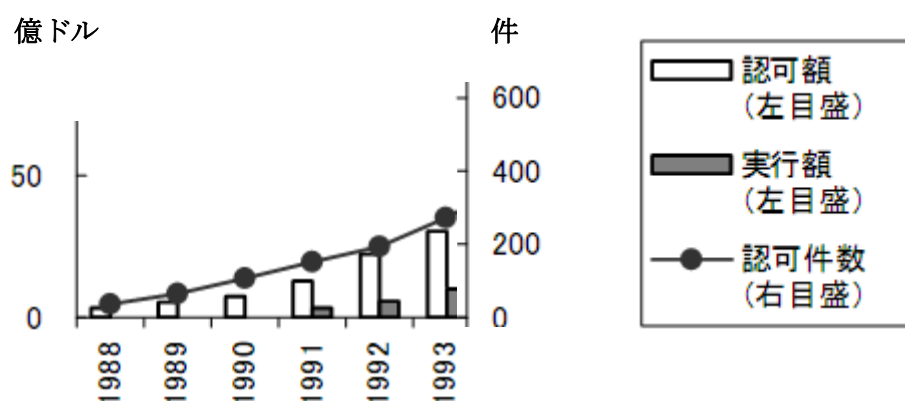
ところで、ベトナム経済の高成長の原動力は、外国投資の受入にあった。そこで、その推移を見てみよう。アジア経済研究所の『アジア動向年報 1989 年』によると、個別投資法が採択された後、対外経済省が認可した外国投資の第 1 号は、1988 年 4 月に設立された香港の輸送会社とブンタオの観光会社の合弁で、その後月 3~4 件の割りで認可が進み、1988 年の投資総額は 3.6 億ドルに達した。相手国はフランス、カナダ、オーストラリアなど先進国、タイ、シンガポール、香港、インドなど近隣諸国、そして国交のない韓国などにまでわたるが、1987 年にアメリカ議会の決議でベトナムとの経済関係の拡大に注文をつけられ

(46) あわせ、森豊浩基「ベトナムの投資環境と今後の課題」『三井住友信託銀行の調査レポート』2009 年／春 No.65、24 頁を参照されたい。

た日本からの投資はついに 1 件もなかった。投資の分野は石油・ガス開発，水産，観光，運輸などで，地域的には，相対的に環境のよい南部に集中した。投資の規模は石油を除き精々数十万ドルとまだいずれも小さい。(47)

図表 III.9 にみられるように、1988 年から 1993 年までの 6 年間で、ベトナムへの外国からの投資額は約 75 億米ドルであった。1993 年末までに、実際に約 20 億米ドルが実行され、その額は予定投資額の約 30%である。外国からの投資額は、1991 年から 1993 年の 3 年間を見ると約 60 億ドルであり、その金額は 1988 年から 1993 年の 6 年間の総額の約 80%となる。1991 年から外国からの投資は急増していることを示している。(48)

図表 III.9 : 1988 年～1993 年におけるベトナムの外国直接投資



出所：ベトナムの総局統計局の 1993 年統計年鑑のデータに基づいて作成。

図表 III.10 は、1988 年から 1993 年までの年度ごとの投資総額を示すものである。1988 年はわずか 3 億 6600 万米ドルであったが、1989 年は 5 億 3900 万米ドル、1990 年は 5 億 9600 万米ドル、1991 年は 12 億 8800 米ドル、1992 年は 19 億 3900 万米ドルとなった。1993 年の投資総額は、1988 年と比べて、約

(47) 村野勉「『ドイモイ』路線の定着」、アジア経済研究所（編）『アジア動向年報 1989 年』アジア経済研究所、1989 年、229 頁。

(48) 詳しくは、丹野勲「ベトナムの企業経営：ドイモイ政策・外資政策・日本企業の進出を中心として」『国際経営論集』第 8 号、神奈川大学、1995 年、87 頁による。

7倍以上の28億米ドルと急速に拡大した。1993年末に、1018社の外資系企業（合弁会社を含む）はベトナムに進出した。その内、ホーチミン市に324社、ハノイに121社があった。

図表 III.10：ベトナムへの直接投資額の推移

単位：100万米ドル

年度	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
直接投資額	366	539	596	1288	1939	2800

出所：Economy of Vietnam (ベトナムの経済), Statistical Publishing House (統計出版社), 1994, p.43.

投資国・地域別では、投資法制定当初はベトナム国内に特別な人脈を持つ台湾、香港からの投資が圧倒的に多かったが、90年代に入ると、シンガポール、韓国、日本などがベトナム投資に本格的に参入し、世界的な「第1次ベトナム投資ブーム」が起きた。

第4章：「ドイモイ I」における外国投資政策の展開と法律制定過程 の変化

1986年の「ドイモイ I」路線採択以降、社会主義体制を維持したままで市場経済化を目指す改革路線を歩むことになった。そうした中で、ベトナムへの外国投資は、前章に述べたように90年代に直接投資が流入、「第1次ベトナム投資ブーム」となった。しかし、社会経済システムの改革は進まず、投資環境の整備も遅れ、1997年のアジア通貨危機と相まって、「第1次ベトナム投資ブーム」は終焉し、1997年以降直接投資は激減した。その後、市場経済化が一応着実に進展し、越僑資金及びODA資金の流入もあり、輸出も増加したから、経済成長率が回復に向かった。また、2000年6月に、1996年の新個別投資法が追加・修正されるなど、外資誘致への環境整備が進み、2003年から直接投資が再び回復した。そして、2005年11月には世界貿易機構（WTO）加盟へ向けた内国・外国投資法制整備の一環として、外国投資と国内投資を一元化した「共通投資法」が制定された。

この共通投資法は、法案作成の段階から国会で採択するまでに国内外の数多くの組織・個人から批判・提案を受け、17回も修正が行われた。そうした中で、共通投資法には、投資・企業形態の多様化、投資許認可制度の簡略化、地方自治体および工業区管理委員会への権限・手続き窓口委譲による各種手続きの迅速化、内・外資間差別の多くが撤廃される改善点が見られる。そのゆえ、同法が公布された後、2006年からは「第2次ベトナム投資ブーム」ともいえる動きとなった。

かくして、2007年には、外国投資200億ドルを達成し、2008年上半期にはすでに300億ドルを突破した。さらに、注目されるのは、投資対象が従来の輸出加工型に加え、内需生産型にまで広がっているという質的な変化が現れている点である。特に2009年にベトナム政府が外資の小売流通業への進出を解禁した

ことで、「消費市場」としてのベトナムを狙う動きが始動している。そのため、ベトナムは直接投資対象国として世界の関心を集めていた。

このように、「ドイモイ I」路線が実施されて以降、外国投資は以前よりベトナムの経済発展に大きく貢献し、ベトナムは世界の投資家に注目を浴びることになった。個別投資法が制定された 1987 年以前、外国直接投資の企業は 1 社もなかったが、1995 年にはベトナムの GDP の 6.5%、2004 年には GDP の 15% を占めるに至った。こうして「ドイモイ I」の実施過程において外国投資政策は重要な役割を担うに至っているのである。特に、共通投資法は初めて外国の投資家と国内の投資家の差別がない平等的な投資環境を作り、投資に関する法制度を大きく改善した。共通投資法の内容だけではなく、共通投資法の制定過程においても様々な変化が現れた。

そこで、「ドイモイ I」の展開における外国投資政策の重要性を認識したうえで、本章では次のことを狙いに論述している。第 1 の狙いは、個別投資法から共通投資法への転換過程においてベトナムの外国投資政策がどのように変化したかを明らかにすることにある。第 2 の狙いは、共通投資法の制定過程の分析を通じて「ドイモイ I」展開がもたらした法律制定過程の変化を明らかにすることにある。

第 1 節. 外国投資を支えた要因

上記のように、外国投資は、ベトナムの経済発展に対して重要な役割を果たした。その外国投資は、次の 3 つの要因に支えられていた。

第 1 は、「ドイモイ I」の導入・展開である。1975 年に南北統一を成し遂げ、翌 1976 年に現在のベトナム社会主義共和国が誕生した。社会主義体制のもとで国づくりを行った財源は、旧ソ連をはじめとする社会主義国からの援助や、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行、アジア開発銀行 (ADB) からの融資だった。この時期の長期的開発戦略は、旧ソ連・中国を中心とした社会主義諸国との国際関

係に依存しながら、重化学工業を優先的に発展させ、全国的に経済活動を社会主義化して、急速な経済発展を実現するというものであった。

しかし、この開発戦略は、他の社会主義国と同じく、次々と困難な問題を引き起こし、経済の停滞と混乱を生み出してきた。その上、1978年の隣国カンボジアへの軍事介入や中国との紛争などにより、アメリカを始め西側諸国からも経済制裁を受け、国際関係が極めて不利となった。西側諸国からの援助も停止され、国際社会から孤立し、閉鎖的な独自の中央集権的計画経済の路線を歩むことを余儀なくされた。旧ソ連・東欧の援助は続いたものの、エネルギー、原材料、部品などが不足する状態になり、国营工場の稼働率が50%近くまで低下し、物資および食料の不足と重い戦費の負担で生活水準の大幅な低下が起こった。

そこで、ベトナム政府は、共産党の指導のもとで、国民の最低限の生活を保障するために、生活必需品の配給制度などの政策を実施した。国民に配給するすべての生活必需品が国の負担になるから、1984年には国家補助金は、財政赤字の67%を占めるまでになった。1980年代のベトナムでは、1人あたりの国民所得が最貧国の水準^①を大きく下回り、200ドル未満となった。失業率も15%を超えていた。

この深刻な状況の中で、1986年12月の第6回党大会で、一向に振るわない経済を活性化させ、低所得国から脱出することを目指し、それまでの開発戦略を刷新させる路線、いわゆる「ドイモイ I」に踏み切った。

永田智章が指摘するように、その「ドイモイ I」の主な内容とは、まず、近隣アジア諸国はもとより、植民地支配からの独立を求め戦ったフランスや、抗米戦争の敵国であったアメリカを含む自由主義市場経済体制諸国との経済的な関係を強化することである。そして、国内の市場経済化を促進し、経済の効率化を達成することである。対外経済開放と市場経済化という2つの戦略を展開することで、外国からの投資を呼び込み、輸入代替および輸出志向の工業化を短

^① 国連の定義では、一人あたりの国民所得が300ドル以下である国が最貧国という。

期間に達成させようというシナリオである。⁽²⁾

上記のように、1986年以降のベトナム共産党は、対外的に資本主義国との交流を拡大し、経済発展を促進するために技術・資本を積極的に導入する路線を採択した。この路線を具体化するために、1987年12月に初めての個別投資法が制定され、1988年1月に施行された。そして1988年9月にその個別投資法に関する施行細則が公布された。この時点以来、外国投資に関する事業は、法律上で規定されるようになった。このように、「ドイモイ I」が採択されたからこそ、外国企業はベトナムにおいて歓迎され、法律の規定に基づいてベトナムへの投資を実施できるようになったのである。

第2は、旧ソ連の崩壊である。1976年の統一後、ベトナムは旧ソ連の政治体制と経済発展戦略に沿って国づくりを実施した。しかし、長い年月の戦争があったため、ベトナムの国内経済は自立的で健全な発展を達成できなかった。旧ソ連のような社会主義計画経済体制は、国民に生産効率化の誘因を提供できず、生産は停滞した。結果として国内経済の活力が縮小し、国家の財務赤字が増大し、物資と食糧が不足し始めた。その深刻な状況の中で、ベトナムの国づくりの財源は旧ソ連をはじめとする社会主義国からの援助に依存した。

しかし、旧ソ連は、1981年からインドシナにかかる負担を軽減したい意向を示していた。ゴルバチョフ政権になった時、旧ソ連は援助の削減、効率化政策が具体化した。旧ソ連の対ベトナム援助の無利子借款供与額は、1985年比では前年25%減、1990年では同11%減と、2年間で3分の1も削減されてしまった。これは、旧ソ連が自国の経済危機で援助どころではないという状態に陥っていたからである。⁽³⁾

1990年代初頭、旧ソ連は自国の政治・経済体制の改革を求めて激しい試練に直面した。しかし、1991年8月のクーデターとその失敗は、ソビエト連邦とソ

⁽²⁾ 永田智章「日本企業によるベトナム投資の経済分析：ドイモイ政策から20年、対外経済開放の展開と対越投資」『広島経済大学創立四十周年記念論文集』、2007年、626頁。

⁽³⁾ 子島明「太平洋の政治経済環境とベトナムの経済発展」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ（編）『現代ベトナム経済－刷新（ドイモイ）と経済建設』勁草書房、1992年、137頁。

ビエト連邦共産党の崩壊を決定的にした。ベトナムは二重の問題を突き付けられた。一つは、従来の経済援助が期待できなくなったこと、もう一つは、ベトナムが追求する社会主義が一大兄弟国の進路が変わったことによって根拠を問い直されていたことである。⁽⁴⁾

こうした状況に対処するため、窪田光純がいうように、ベトナムは旧ソ連およびその他の社会主義国から離脱し、アセアンとの関係を基軸に進める政策を取った。旧ソ連なしでは生きられなかった国家が多かった中であって、ベトナムは「ドイモイ I」路線導入が功を奏して新しい国づくりが一挙に加速した。旧ソ連時代にはブレーキがかけられてきたが、1986 年の「ドイモイ I」路線は誰に遠慮することもなく、ただ国益だけを優先する形で強力に推進された。換言すれば、旧ソ連の崩壊がベトナムの「ドイモイ I」を加速させたと言える。⁽⁵⁾

旧ソ連の崩壊の後、対外経済開放と市場経済化などの「ドイモイ I」路線の一環として、ベトナム政府は国際会議にも意欲的に参加し、「新しいベトナム」を紹介し、外国資本の誘致を加速しようとした。こうした事情の中で、ベトナム民間企業が外国企業と合弁事業を行うことを認める個別投資法は、各国の投資家に注目された。各国のベトナムへの関心も急速に高まりだした。

第 3 は、日本の ODA の再開およびアメリカによる経済制裁（エンバーゴ）の解除である。日本は、1975 年に社会主義国ベトナムへの資金協力を開始した。1978 年 4 月、日本とベトナムは、過去のベトナムの対日債務および日本の対ベトナム新規援助に関する合意に達した。これによると、ベトナムは過去の対日債務（160 億円）を 30 年間で返済する。日本の方は 4 年間で 160 億円の無償援助を行う他、200 億円を円借款として 2 年間でベトナムに貸し出す。つまり、1981 年まで日本がベトナムに 360 億円を援助することになったのである。しかし、1978 年末にベトナム軍がカンボジアに侵攻したことに伴い、アメリカなど各国は「経済制裁」と称してベトナムへの禁輸措置をとり、日本政府によるベトナム

⁽⁴⁾ 関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ「ベトナムの経済体制と経済発展段階」、関口・トラン（編）、同前書、3 頁。

⁽⁵⁾ 窪田光純『早わかりベトナムビジネス』日刊工業新聞社、2008 年、123 頁。

ム向け ODA も停止された。このように、日本の対ベトナム援助は 1979 年から凍結され、1981 年 1 月より医薬品を中心とする人道上の援助が数回行われただけである。⁽⁶⁾

この状況が 10 年間ほど続いた。シンガポール元首相であったリー・クアンユーは、1990 年にベトナムの元首相 ヴォ・ヴァン・キエトと会談した時、次のように話した。「アメリカが世界銀行に対して OK サインを出して銀行のソフトローンが提供されるようになり、アメリカの大手銀行がベトナムを投資先として活動を始めない限り、ベトナム経済が本当に成長し始めることはできない」⁽⁷⁾ とした。シンガポールをマレーシアから独立させ、31 年間の国家建設の経験があったリー・クアンユーがこのように言ったことは、アメリカの対ベトナム経済制裁解除がベトナムの経済発展と外国投資に対してどのように大切かを示している。

1991 年に、ベトナムは、中国との関係を正常化し、カンボジア和平協定を締結した。そこで、アメリカは、対ベトナム経済制裁を一部解除し、アメリカからベトナムへの入国を許可した。国際政治情勢がベトナムにとって急速に好転するにつれて、1991 年 6 月に日本の中山外相がベトナムを訪問したことをはじめ、日本ベトナム関係が大きく改善されてきた。

そして、1992 年 11 月に、日本政府は、15 年ぶりに 455 億円の円借款の供与を決定した。ベトナム政府は、このうち 235 億円を日本の銀行 6 行による繋ぎ融資の返済に充当した。従って、ベトナムが使用できる新規の借款は 220 億円となるが、この分については使用目的を特定されていなかった。「日本が公的債務に民間銀行の繋ぎ融資を認めたのは異例であり、また商品借款の使用目的について条件らしいものをつけなかったのもめずらしい」⁽⁸⁾ という。日本の ODA

⁽⁶⁾ トラン・ヴァン・トゥ「ベトナムの対外貿易と外資導入」、関口・トラン（編）、前掲書、130 頁。

⁽⁷⁾ リー・クアンユー、小牧利寿（訳）『リー・クアンユー回顧録〈下〉』日本経済新聞社、2001 年、288 頁。

⁽⁸⁾ 村野勉「1992 年憲法を公布」、アジア経済研究所（編）『アジア動向年報 1993 年』アジア経済研究所、1993 年、200 頁。

再開にともない、日本とベトナムの対外関係が強化され、これまで慎重だった日本企業の進出が促進されるとみられ、日本とアセアン諸国の投資家がベトナムに進出し始めた。

一方、カンボジア和平協定の締結は、アメリカとの関係改善にも好ましい影響を与えることになった。具体的には、1992年4月、アメリカ政府は、ベトナムに対する NGO による援助禁止措置の解除、企業、個人、団体による必需品の輸出入許可、またベトナムとの直接的な通信回線の開設許可という具体的な措置をとった。そして、同年の12月に、アメリカ政府は、アメリカ企業のベトナムにおける契約締結、事務所設立、事業の事前調査、技術的調査の許可という経済制裁の一部解除を発表した。

アジア経済研究所の『アジア動向年報 1995年』によると、クリントン米大統領は、1993年の就任後、ベトナムとの関係改善に向けて実績作りに取り組み、同年7月に国際金融機関の融資を受けることを容認した。そして、1994年2月に、アメリカ政府は、1964年以来21年間継続してきた対ベトナム経済制裁を完全に全面解除した。アメリカ政府が対ベトナム経済制裁を解除したことは、ベトナムの対外関係における最大のニュースであった。これによりアメリカ企業による貿易・投資活動が遅ればせながら再開されることになったのである。⁽⁹⁾

これを受け、すでに事務所を設置し、ビジネス再開に備えていたアメリカの大手企業が動き出した。ベトナム側もアメリカ市場に米、ビールなどの輸出を始めた。東アジア諸国の好景気の持続などもあり、ベトナムの対外環境は、一段と好転し、経済成長にとって追い風となっている。結果として、1994年の外国投資も認可ベースで362件、37億4300万ドル(前年比40%)と顕著な伸びを示した。さらに、日本のトヨタやドイツのベンツなどの自動車会社、ソニーの電気会社など、それにこれまで進出が遅れていた重工業部門の会社もベトナムに進出することを決めた。⁽¹⁰⁾

⁽⁹⁾ 村野勉「経済制裁解除で外資導入にはずみ」、アジア経済研究所(編)『アジア動向年報 1995年』アジア経済研究所、1995年、218頁。

⁽¹⁰⁾ 村野、同前論文、アジア経済研究所(編)、同前書、215頁。

こうして、窪田光純が指摘するように、「日本の ODA 再会とアメリカの対ベトナム経済制裁解除は、ベトナムの可能性と魅力に半ば保障をつけるようなものとなり、これを契機にしてベトナムへの投資が実質的にスタートすることになった」⁽¹¹⁾という。そして、「第 1 次ベトナム投資ブーム」が 1994 年から起こったのである。

第 2 節. 個別投資法期の投資政策

前章で述べたように、「ドイモイ I」以降の 1987 年に、外国投資規約に代わる個別投資法が制定された。その後、図表 IV.1 のように、その個別投資法は、「ドイモイ I」展開過程とともに 2 度にわたり追加・修正された。そして、新個別投資法は 1996 年に制定され、2000 年に追加・修正された。

図表 IV.1 個別投資法の推移

制定・追加・修正年	法律の推移
1977 年	外国投資規約
1987 年	個別投資法
1990 年	第 1 次追加・修正個別投資法
1992 年	第 2 次追加・修正個別投資法
1996 年	新個別投資法
2000 年	追加・修正新個別投資法

⁽¹¹⁾ 窪田、前掲書、124 頁。

以下、第1章で述べた外国投資の3つの時期区分に分け、上記の個別投資法、個別投資法修正・追加、新個別投資法の内容比較を中心として投資政策の変化について分析してみよう。

第1項 黎明期（1988年～1992年）の個別投資法

1986年に第6回党大会は、「ドイモイ I」路線を採択した。同大会は、外国投資の促進政策の必要性を認め、個別投資法の整備を提唱した。従って、党大会の提唱を実施するため、個別投資法案が1987年12月に大臣評議会によりベトナム国会に提出され、同年末に国会は個別投資法（1987年）を採択した。

それは、1977年の外国投資規約に基づき、ベトナムの実状および外国の経験を参考にしながら作成された。この個別投資法（1987年）は、42条から成り立っており、その前文はこの法律の目的について次のように記している。「天然資源、労働力、その他潜在的な能力の友好的開発を遂行するために、外国との経済協力を拡大し、国民経済を発展させ、輸出を促進することを目的とする法律である」。

この個別投資法（1987年）は、対ベトナム投資に関する基本的な内容を定めたものであった。以下は、同法の内容を概観しておこう。

まず、投資分野に関しては、外資に開放される分野、または制限される業種については規定がない。投資案件ごとに政府はケース・バイ・ケースで判断することになるだろうが、原則として外資に開放される領域が広い。しかし、具体的な産業リストを定めていないものの、個別投資法（1987年）が発表された当時、次のような分野は特に奨励された。すなわち、(1) ベトナムの重要な経済発展計画、(2) 輸入代替と輸出促進に関する分野、(3) 熟練労働を使用するハイテク分野、(4) 既存の経済施設の生産能力向上につながる投資、(5) ベトナムの資源を用いた労働集約的分野、(6) インフラの建設、(7) 外資獲得ができるサービス分野などである。

次に、3つ投資形態が定められた。すなわち、第1は、契約に基づく事業協力当事者が協力して事業を遂行する形態である。例としてプロダクト・シェアリングが挙げられている。第2は、合弁会社の設立である。外国企業の出資比率の上限は設けられないが、最低の出資比率は30%と規定されている。第3は、外国企業の完全所有（100%外資所有企業）子会社である。なお、外資企業（合弁会社と外資完全所有企業）の存続期間は20年までとするが、必要な場合（実施細則の第43条によると、資源開発、大型設備投資、長い建設期間が必要なプロジェクトなど）、50年まで延長できる。

そして、外国企業に関する制限条件は、次のようであった。第1は、輸出義務である。外国企業が直接投資の認可を受ける際、年間輸出と輸入についての許可も同時に与えられる。外国企業の輸出と輸入計画は、毎年申請を要し、認可を受けなければならない。売上高に対する輸出比率は、自らの外資需要を満たすよう両当事者間で合意することが定められた。第2に、合弁企業の運営に関しては、社長または第1副社長のいずれかがベトナム人である必要がある。また、合弁会社の運営などの決定に関しては、基本的に多数決原理が適用されるが、事業計画、主要人事など合弁会社の組織と事業に関する最も重要な事項は、取締役会の全員一致の原則で決められる（第13条）。第3に、人事の採用に関してベトナム人に優先権が与えられ、高度な技術・技能が必要な人材で、ベトナム人では間に合わない場合には外国人を雇用できる。第4に、技術移転についてであるが、合弁会社に移転された技術は、必要かつ適正なもので、社会・経済効果を高めたり、生産物の国際競争力を強化したりするものである。具体的には、移転された技術は、次の諸条件のどれかを満たさなければならぬとされた。すなわち、(1) 生産物の品質、デザイン、生産性を大幅に改善すること、(2) 輸入代替工業品を生産するか、ベトナムのニーズに合致する新しい商品を生産する、(3) 移転された技術の応用は資源・エネルギー節約をもたらすことである。⁽¹²⁾

⁽¹²⁾ トラン、前掲論文、関口・トラン（編）、前掲書、122～125頁。

上記の内容を見れば分かるように個別投資法（1987年）は、1977年の外国投資規約よりかなり包括的で詳しい条項を規定している。例えば、投資対象、奨励する投資分野、投資形態、投資保障措置、税制、法定資本金の規定、会計・統計・保険の制度、投資期間、外国投資の国家管理機関などが詳細に規定された。また、同法の第2条は、「外国投資」、「合弁契約」、「出資資本金」、「法定資本金」などの「重要な12法律用語を解釈し、外国投資分野において統一に適用した」⁽¹³⁾。さらに、100%外資所有企業の投資形態を認め、外資企業の存続期間は、必要な場合、50年まで延長できるようにしたのである。

確かに、輸出義務や取締役の全員一致の原則、人事の採用に関するベトナム人の優先権などの外国企業に関する制限条件はまだ存在していたが、個別投資法（1987年）は、ある程度外国投資家の期待を応えることができた。例えば、当時の隣国において、外国企業が100%の資本金で投資することをまだ認めなかったが、個別投資法（1987年）は、100%外資系企業を許可した。また、合弁会社の場合、外国人は、会社の管理業務に参加できるし、社長、または取締役会の会長も就任できる。⁽¹⁴⁾結果として、1987年から第1回目の改正の1990年まで、157投資案件の投資認可書が発給され、投資総額は10億4千万となった。⁽¹⁵⁾

ところで、個別投資法（1987年）は、ベトナム共産党の指導による「大臣評議会」の「ドイモイ I」の推進を図ろうとするものであったが、「ドイモイ I」以前の中央集権的な国家管理体制の影響はまだ大きかった。そのため、個別投資法（1987年）は、実際の投資活動において次の限界を有していた。(1) 契約に基づく事業協力の投資形態を軽視し、外資を有する企業に関する指導だけに集中すること。(2) ベトナム側のパートナーとしては民間企業を認めないこと。

⁽¹³⁾ Do Nhat Hoang (ド・ニャット・ホアン), “Su hình thành và phát triển của luật đầu tư nước ngoài trong hệ thống pháp luật Việt Nam” (ベトナム法律システムにおける外国投資の形成・発展), *Luan van Truong dai hoc Luật* (法律大学論文), 2002, p.76.

⁽¹⁴⁾ Hoang Van Huan (ホアン・ヴァン・ホアン), “Nhin lai nhung lan sua doi luật đầu tư” (個別投資法の改正過程を見る), *20 nam đầu tư nước ngoài lai và hương toi* (20年間の外国投資：総括と展望), *Nha xuất bản tri thức* (知識出版社), 2008, p.32.

⁽¹⁵⁾ Bộ kế hoạch và đầu tư (計画投資省), *Bao cáo tình hình thực hiện và giải pháp thu hút vốn đầu tư nước ngoài* (外国投資の誘致措置および実施結果に関する報告), 2001, p.3.

(3) 合弁企業には法人税の減免優遇を適用するが、100%外資企業および契約に基づく事業協力の当事者には減免制度を適用しないことである。⁽¹⁶⁾

従って、こうした限界を克服し、ベトナムにおける外国投資のシステムを改善するために、1990年6月に第8期第7回国会は、個別投資法（1987年）の諸条項の追加・修正法（以下、第1次追加・修正個別投資法（1990年）と呼ぶ）を採択した。この第1次追加・修正個別投資法（1990年）は、個別投資法（1987年）の15条項を修正した。そのうち、次の3つが重要な修正である。(1) 従来、ベトナム側のパートナーとしては、国营企業または公私合営企業でなければならなかったが、第1次追加・修正個別投資法（1990年）によると、1990年7月から民間企業も外国との合弁企業を設立できるようにした。(2) 従来、合弁企業には、ベトナム側と外国側といった2つのパートナーだけであったが、第1次追加・修正個別投資法（1990年）から3つ以上のパートナーも認められるようにした。(3) その他、輸入代替外国投資プロジェクトは、輸出指向的（売上高の80%以上が輸出される）投資プロジェクトと同様な優遇措置を与えるようにした。この優遇措置は、利益が出た最初の2年間まで法人税を免除され、その後の最大2年間に法人税の50%を減免される。⁽¹⁷⁾

このように、第1次追加・修正個別投資法（1990年）は、3つの問題を解決したが、実際の実施においては投資活動を阻む問題が発生し、さらに個別投資法の追加・修正が必要になった。その理由としては、以下のものを挙げることができる。

第1に、「ドイモイ I」により外国投資を導入することによってベトナムの経済社会は大きく変化したことから、「大臣評議会」は経済発展を維持するためには、法制度をさらに整備し続けなければならないと認識したことである。

第2に、1992年4月に新憲法が採択され、その第25条が初めて外国の組織・個人のベトナム対投資活動について規定したことである。「国は外国組織および個人がベトナム法および国際法と国際慣行に則ってベトナムに資本および技術

⁽¹⁶⁾ Do Nhat Hoang（ド・ニャット・ホアン）, *op.cit.*, p.77.

⁽¹⁷⁾ Hoang Van Huan（ホアン・ヴァン・ホアン）, *op.cit.*, p.32.

を投資することを奨励し、その外国組織および個人の資本、資産およびその他の利益の合法的所有権を保障する。外国投資企業は国有化されない。海外に在住するベトナム人がベトナム国内に投資するための良好な条件を国は創り出すものとする」。(第 25 条)。この新憲法の規定を前提として個別投資法を追加・修正することが必要になったのである。

第 3 に、ベトナム以外の発展途上国も積極的に外国投資の誘致政策を実施しているが、そうした外国と競争して外国投資を誘致するために、さらに個別投資法を整備し、投資環境をより改善しなければならないことである。⁽¹⁸⁾

以上のような理由から、1992 年 12 月、ベトナム国会は、第 2 次追加・修正個別投資法 (1992 年) を決議した。この第 2 次追加・修正個別投資法 (1992 年) は、次の 9 点を追加・修正した。(1) 民間企業が外国企業と協力して投資活動を実施することを認める。(2) 自然資源で出資することを制限する。(3) ベトナム側の出資額の比率を高める。(4) 投資期間は 50 年から 70 年までに延長される。(5) 外国における銀行口座の開設。(6) 工業団地に関する規定。(7) BOT 投資形態の追加。(8) 法律の変更により外国企業の利益が損害される場合、政府は投資家の権利を保証するために適切な措置を実施する。(9) 100%外資企業は合弁企業のように優遇措置を受けられる。⁽¹⁹⁾

特に、上記の第 (8) 点は、国際慣例の不遡及原則を適用したもので、それにより投資家が投資先の法律・政策の変更に対して自分の利益を確保できるようになった。

第 2 項 混迷期 (1993 年～1998 年) の新個別投資法

前節で述べたように、1994 年には、アメリカが対ベトナム経済制裁を解除した。これを受け、ベトナム投資に関心をもつ外国企業は多くなった。そして、1995 年のアメリカとの関係正常化は、ベトナムの投資環境を急速に好転させた。

⁽¹⁸⁾ Do Nhat Hoang (ド・ニャット・ホアン) , op.cit., p.78.

⁽¹⁹⁾ Ibid., p.79.

アメリカとの国交正常化に次いで、1995年にはアセアン加盟も実現した。これらの国際化の進展により、ベトナムの国際的な立場を確保し、以前より外国企業の投資を一挙に増加させることは必要になった。しかし、個別投資法（1987年）は、2回にわたり追加・修正されたが、問題点がまだ存在しており、外国投資活動に悪影響を与えた。例えば、外国投資に関する活動は、個別投資法（1987年）、第1次追加・修正個別投資法（1990年）および第2次追加・修正個別投資法（1992年）の3本の法律によって規定されるから、複合化して法律の適用に障害をもたらすので、全ての規定を1本の法律にまとめて統一に適用することが必要になる。また、外国投資の手続に関しては、個別投資法は、明確に規定していない。そのため、様々な行政機関が、外国投資の認可審査に個々に関与した。そのため、計画投資省の報告によると、一つの投資案件は、投資申請から事業の開始までに行政機関の調印済み書類が100部になり、平均に15か月の時間がかかったとされる。⁽²⁰⁾

こうした状況の中で、1996年6月に開催された第8回党大会は、2000年までの工業化・近代化の戦略を提示した。この戦略を実施するために外国投資環境を以前よりもさらに改善しなければならない。そこで、個別投資法（1987年）、第1次追加・修正個別投資法（1990年）および第2次追加・修正個別投資法（1992年）に関する問題点を克服し、手続きの簡略化、外国投資管理の強化を行うために、1996年11月に国会は「政府」（添付資料（3）を参照）提出の新個別投資法（1996年）を採択した。

新個別投資法（1996年）は、国内の行政改革に合わせ、新たに行政手続きの簡素化を進め、審査期間の短縮化（90日から60日へ）、投資認可書と営業登録

⁽²⁰⁾ Nguyen Lan Nguyen（グエン・ラン・グエン），“Phap luat dau tu truc tiep nuoc ngoai tai Viet Nam: Qua khu – Hien tai – Tuong lai”（ベトナムにおける外国直接投資法律：過去—現在—将来），*De tai nghien cuu khoa hoc dai hoc quoc gia*（国家大学研究論文），2002，p.89.

書の一本化などを行った。⁽²¹⁾また、新個別投資法（1996年）は、外資の必要な部門・地域とそうでない部門・地域を従来以上に区別し、税の減免などの措置の強化を通してそれを実施し始めた。例えば、特別奨励分野への投資については、以前は利益を上げ始めてから4年間法人税免税で、その後4年は50%の減税を適用となっていたが、新個別投資法（1996年）はこれを8年間の免除に改めた。また、以前は利潤の再投資に対する税の全額ないし一部返還を全ての投資に適用するとしていたのに対し、これを奨励分野だけに限定した。⁽²²⁾

他に、地方分権化の一環として、新個別投資法（1996年）は、投資認可権限の一部を地方の人民委員会に移譲することを初めて規定した。さらに、新しい投資形態の建設・譲渡・操業契約（BTO契約）⁽²³⁾および建設・譲渡契約（BT契約）⁽²⁴⁾も追加された。⁽²⁵⁾

このように、新個別投資法（1996年）は、個別投資法（1987年）、第1次追加・修正個別投資法（1990年）および第2次追加・修正個別投資法（1992年）の内容を継承・発展させて、ベトナムの投資環境を一段と改善したと言える。

第3項 休息期（1999年～2004年）の追加・修正新個別投資法

新個別投資法（1996年）の制定後、タイに端を発した1997年、1998年のア

⁽²¹⁾ Nguyen Khac Minh（グエン・カク・ミン）, *Tang truong, chuyen doi co cau va chinh sach kinh te o Viet Nam thoi ky doi moi*（ベトナムのドイモイ時期における成長、産業構造変化および経済政策）, Nha xuat ban khoa hoc ky thuat（科学技術出版社）, 2008, p.149.

⁽²²⁾ あわせ、村野勉・寺本実『工業国』入りを目指して」、アジア経済研究所（編）『アジア動向年報1997年』アジア経済研究所、1997年、219頁を参照されたい。

⁽²³⁾ BTO契約とは、権限を有する国家機関と投資家が一定の期間にインフラ・プロジェクトの建設・運営のために、締結し合う契約をいう。建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転し、一方、投資した資本の回収および合理的な利益の獲得が可能となるように、政府から、そのインフラ施設を一定の期間に、運営する権利を付与される。

⁽²⁴⁾ BT契約とは、権限を有する国家機関と投資家がインフラ・プロジェクトの建設のために、締結し合う契約をいい、建設工事が完成した後は、投資家はベトナム国家に当該インフラ施設を移転し、一方、投資した資本の回収および合理的な利益の獲得が可能となるように、政府から、その他のプロジェクトを行える便宜を図る。

⁽²⁵⁾ Hoang Van Huan（ホアン・ヴァン・ホアン）, op.cit., p.33.

アジア通貨危機によってベトナムへの投資に大きくブレーキがかかった。ベトナムへの投資意欲は減退した。そのため、ベトナムは、この時期を利用して公務員の再教育、法整備、投資システムの改善を行った。また、外国企業の工業団地も完成し、ワンストップサービスも受けられるようになった。

こうした状況の中で、2000年6月に国会は、新個別投資法（1996年）の諸条項の追加・修正法（以下、追加・修正新個別投資法（2000年）とする）を採択した。この追加・修正新個別投資法（2000年）は、新たに以下の内容を盛り込んだ。(1) 外資企業が合弁会社を設立しやすくするために、ベトナム側のパートナーとしてすべての国内法人企業（家族企業などを含む）が合弁に参加できる。(2) 付加価値税や外貨調達などにおいて、外資系企業の活動が有利になるようにした。(3) すでに国内企業に適用されていた投資登録制が外国企業にも適用され、審査が必要な分野とそうでない分野に分けて、後者については登録すれば直ぐ認可証が発給される。(4) 外資系企業が銀行から借り入れる際に従来担保に出来たものは土地・建物などに限られたが、改正法では土地使用权も含むものとなった。(5) 合弁企業の意志決定における全体一致の原則の適用範囲を縮小させ、従来の4つの事項から2つ（社長・副社長の選任、合弁会社内規の変更）にした。⁽²⁶⁾

この追加・修正新個別投資法（2000年）が提起・採択された要因としては、以下の3点があげられる。⁽²⁷⁾

第1の要因は、新個別投資法（1996年）が発効したばかりであったが、1997年にタイに端を発したアジア通貨危機がベトナムへの投資に大きくブレーキをかけたことである。この影響の下で、外国企業のベトナムへの投資意欲が減退した。それにより、第8回党大会（1996年）に提出された工業化・近代化の戦略を実施するために外国投資を誘致し、効果的に活用することが重大な困難にぶつかることになったのである。

第2の要因は、近隣の東南アジア諸国は、通貨危機を越えて経済を復興する

⁽²⁶⁾ Nguyen Khac Minh（グエン・カク・ミン）, *op.cit.*, p.149.

⁽²⁷⁾ Do Nhat Hoang（ド・ニャット・ホアン）, *op.cit.*, pp.82~84.

ために、積極的に投資環境を改善し、外国投資家にもっと優遇措置を提供する戦略を実施したことである。しかしながら、新個別投資法（1996年）の優遇政策は、他の国と比べて競争優位性が徐々に下がっていた。だから、競争優位性を高める必要があったのである。

第3の要因は、この時期においてベトナム政府は、積極的に東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）などの国際および地域の経済組織に加盟したことである。国際組織に加盟するとともに、国際組織との協定の規定を遵守しなければならない。従って、国際協定規定の一環として、個別投資法を筆頭とする国内法律を改正することは欠くことができなかつたことである。

こうして、新個別投資法（1996年）と追加・修正新個別投資法（2000年）は、共通投資法が制定される2005までに適用された。以前の個別投資法と比べてかなり改善されたが、なお、次のような制約をあげることができる。第1は、投資形態は100%外資、合弁、事業協力の3つの形態しかなかったことである。第2は、投資規制に関しては、外資企業の法定資本金は投資総額の30%以上が必要となることである。また、合弁企業の外資出資比率も30%以上が必要となるのである。第3は、一部分野においては輸出義務と現地調達義務が要求されることである。

第4項 個別投資法期の投資政策の特徴

上述した3時期（黎明期（1988年～1992年）、混迷期（1993年～1998年）、休息期（1999年～2004年））の投資政策の変化を見ると、個別投資法期の投資政策としては、次の特徴をあげることができる。

第1は、個別投資法の追加・修正が多いことである。1997年の外国投資規約が制定された後、個別投資法は、1987年に採択され、1990年と1992年に2回の追加・修正された。そして、新個別投資法は1996年に制定され、2000年に追

加・修正された。このように、個別投資法は、2回にわたり制定され、3回の追加・修正を行われた。法律の追加・修正が多いことは、個別投資法だけではなく、他の法律も存在している。例えば、土地法は、1988年に制定した後、1993年および2003年の2回に改正され、1998年、2001年、2008年、2009年の4回に追加・修正された。労働法も、1994年に初めて制定され、2002年、2006年、2007年の3回に追加・修正され、2012年に改正された。それに対して、例えば、日本の労働基準法は、制定された1947年から現在までの66年間の間に、1985年および1987年の2回の改正しか行っていない。

それでは、なぜベトナムの法律は追加・修正が多いだろうか。ここで、2つの要因をあげることができる。一つは、ベトナムの社会・経済の変動が激しいという外的な要因である。「ドイモイ I」以降に、ベトナムは、市場経済の導入、対外関係の解放などの政策の実施、1992年憲法の制定、アセアンやWTOなどの国際組織の加盟などのことを展開したから、社会・経済に大きな影響を与えた。従って、制定された法律は、社会・経済の変動を対応できないので、法律の追加・修正を行う他ないのである。もう一つは、法律の制定過程において、社会・経済の変化を予測できず、または予測できても抜本的な修正・改正を行う決意がなさそうであるという内的な要因である。

上記の第1項、第2項、第3項に述べたように、個別投資法の規定は、慎重に修正され、大きな転換がなかった。投資政策の担当者は、周りの諸国の投資政策を見ながら、個別投資法の規定を修正したようである。例えば、外資企業の存続期間に関しては、外国投資規約（1977年）は、10年から15年までの期間を許可したが、10年後の個別投資法（1987年）は、外資企業の存続期間が20年間を超えてはいけないと規定した（第15条）。5年後に、第2次追加・修正個別投資法（1992年）は、20年間から50年間に延長した。こうした投資政策の修正が多いことは、外国投資家に不安を与えるから、今後、国内の経済・社会の状況を把握し、タイ、インドネシア、ミャンマーなどの外国投資誘致での競争国の投資政策を検討し、安定的、かつ魅力がある投資政策を制定すること

が必要になる。

図表 IV.2 外資投資に関する制限規定

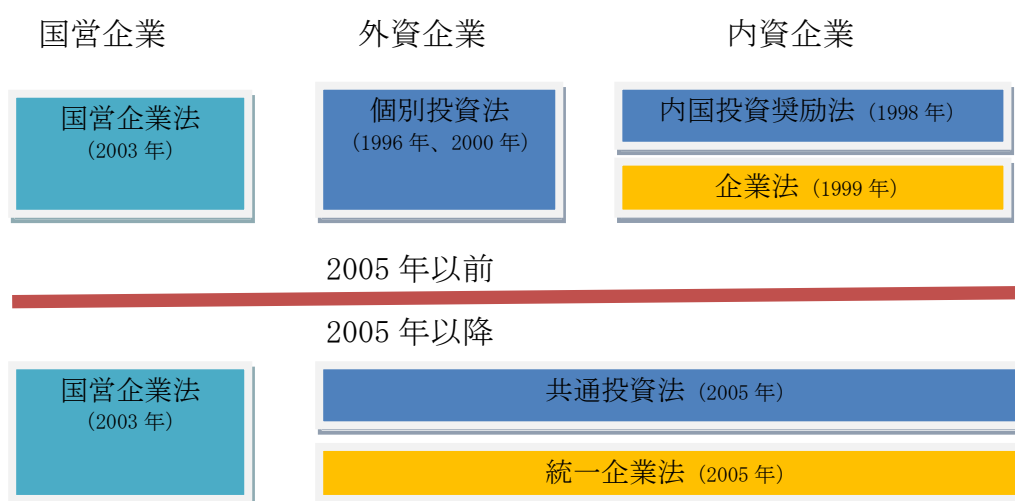
	投資当事者	投資形態
個別投資法（1987年）	国営企業、公私合営企業	契約に基づく事業協力、合弁企業（2つのパートナーのみ）、100%外資所有企業
第1次追加・修正個別投資法（1990年）	国営企業、公私合営企業、民間企業	契約に基づく事業協力、合弁企業（3つ以上のパートナーも可）、100%外資所有企業
第2次追加・修正個別投資法（1992年）	国営企業、公私合営企業、民間企業	契約に基づく事業協力、合弁企業、100%外資所有企業、輸出加工区とBOT
新個別投資法（1996年）	全ての経済セクターの企業	契約に基づく事業協力、合弁企業、100%外資所有企業、輸出加工区、BOT、工業団地、BT0、BT

第2は、個別投資法の追加・修正を行うとともに、外資投資に関する制限規定は徐々に開放されたことである。図表 IV.2 のように、外国投資活動に参加する当事者に関しては、個別投資法（1987年）は、ベトナム側の国営企業、または公私合営企業だけが外国側との合弁企業を設立できると規定した（第2条第2項）。しかし、第1次追加・修正個別投資法（1990年）は、ベトナム側の民間企業も外国側との合弁企業を設立できるという規定を追加した（第3条）。そして、新個別投資法（1996年）は、ベトナムの全ての経済セクターの企業が外国側と合弁企業を設立できると規定した（第2条第4項）。また、投資形態に関しては、個別投資法（1987年）は、契約に基づく事業協力、合弁企業、100%外資所有企業の3つの投資形態だけを認めた。その中に、合弁企業の投資形態は、ベトナム側と外国側といった2つのパートナーのみを制限した。しかし、第1次追加・修正個別投資法（1990年）は、3つ以上のパートナーによって合弁企業を設立することを認めるようになった。そして、第2次追加・修正個別投資法（1992年）は、輸出加工区とBOTという投資形態を追加した。さらに、新個別投資法

(1996 年) は、工業団地、BOT、BT などの投資形態を追加し、病院、学校、研究所に対し、外国側との投資協力活動に参加できるように許可した。⁽²⁸⁾

第 3 は、国内の投資家と国外の投資家の差別が徐々に解消されたことである。例えば、取締役会の全員一致の原則に関しては、国内の投資家にはこの原則を適用しないが、国外の投資家には適用されている。しかし、個別投資法の追加・修正過程とともに、この原則の適用範囲はだんだん制限されるようになった。個別投資法 (1987 年) は、取締役会の全員一致の原則で決める事項が長期的な生産方案、事業計画、予算、借入、企業定款の追加・修正、取締役会長、社長、第 1 副社長、会計長の任命、解任であると規定した。新個別投資法 (1996 年) では、この規則の適用範囲は 4 つの重要な事項に制限された。それは、社長、第 1 副社長、会計長の任命、解任、企業定款の追加・修正、年次財務決算および工事決算、投資のための借入である。さらに、追加・修正新個別投資法 (2000 年) は、2 つの重要な事項を絞った。それは、社長、第 1 副社長、会計長の任命、解任および企業定款の追加・修正である (第 14 条)。

図表 IV. 3 : 個別投資法から共通投資法への転換



⁽²⁸⁾ Do Nhat Hoang (ド・ニャット・ホアン) , op.cit., pp.89~90.

そうした状況の中で、2005年に入ると、国内の投資家と国外の投資家の差別をなくする努力と一貫として、図表IV.3が示すように外国投資に関する法律は大きく転換することになったのである。

すなわち、2005年11月に第8期第11回国会において共通投資法（2005年）が採択され、2006年7月から施行された。同法は、これまで外資企業に適用されていた個別投資法と内資企業に適用されていた「国内投資奨励法」に取って代わるもので、企業の国籍に関わらず法律上平等に扱うことや、規制緩和により投資活動を奨励することが特徴である。同法の制定とともに、初めて国内投資家と外国企業の差別が撤廃され、投資家の自主権が尊重され、国家管理機関の干渉が縮小され、投資の奨励・優遇政策に重点が置かれた。共通投資法（2005年）はベトナムの投資活動の大きな転換点になった。

第3節．法規規範文書制定法と共通投資法の制定

第1項 法規規範文書制定法

本項は、ベトナムの1992年憲法、1996年の法規規範文書制定法（以下、法規制定法と呼ぶ）に基づいて、図表IV.4のようなベトナムの一般的な法律の制定過程について述べてみよう。⁽²⁹⁾

(1) 法律の制定計画：法律の制定計画は、人民の権利と義務を保証したうえで、党の路線、方針、政策、経済・社会開発戦略、国防・安全保障、時期ごとの国家管理上の要求を基礎として作成される。（法律制定法の第22条）

1992年憲法第87条に基づいて法律案提出権を有する「国家主席」、「国会常務委員会」、「政府」（添付資料（3）を参照）、国会議員などの組織・機関は、法律の立法提案を「国会常務委員会」に提出する。

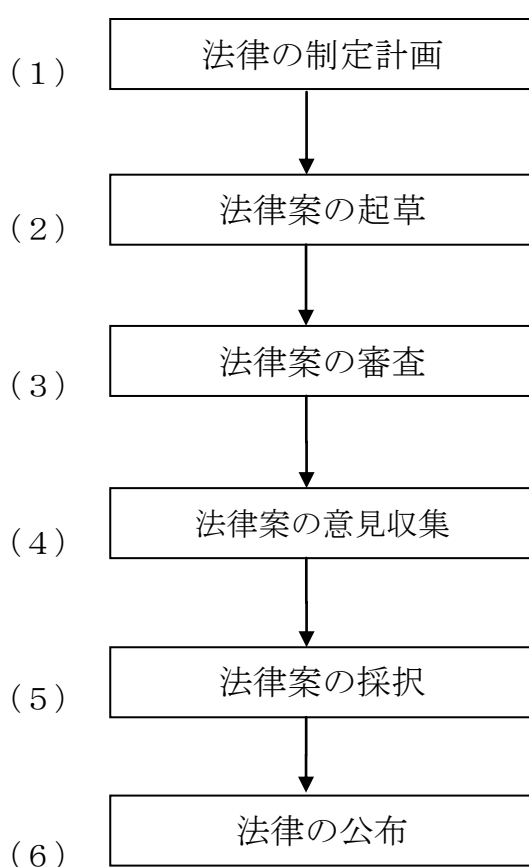
国会の法律委員会は、民族評議会および他の国会各委員会と協力し、上記の

⁽²⁹⁾ あわせ、渡辺英緒「ベトナムの法制下における法形式とその課題」、日本国際問題研究所『ベトナムの政策決定過程』日本国際問題研究所、1998年、65~73頁を参照されたい。

組織・機関の法律の立法提案について審査する。

「国会常務委員会」は、以上の組織・機関の法律の立法提案、法律委員会の審査意見に基づき、法律の制定計画を立案し、国会に提出してその決定を求める。

図表 IV. 4：一般的な法律の制定過程の流れ



(2) 法律案の起草：法律案を提出する組織・機関は、起草委員会を設置する。起草委員会は、法律案の起草に当たり、関連する現行の法規規范文書を調査したうえで、法律案の要綱の作成、編集および修正を行う。また、関係する機関、組織および個人の意見を集め、法律案に関連する意見書および資料を準備する。

「政府」は、「政府」が提出する法律案を討議し、法律案を国会に提出する。

他の機関、組織および国会議員が提出する法律案については、「政府」は、文書による意見提出を行う。省、省同格機関および政府直属機関は、法律案について文書により意見を述べる。司法省は、「政府」が国会への提出を決定する前に、それらの法律案についての意見を述べる。

(3) 法律案の審査：法律案は、国会への提出に先立って、民族評議会および国会の関係委員会の審査を経なければならない。「国会常務委員会」は、法律案の性質および内容に応じて、法律案についての審議または意見表明を1回もしくは複数回行うことができる。

(4) 法律案の意見収集：国会および「国会常務委員会」は、法律案の性質および内容によって、かかる草案に対する人民の意見を収集するか否かを決定する。この人民の意見収集の内容、範囲、手続および期間は、「国会常務委員会」の指導によって実施される。「国会常務委員会」は、草案の修正のための人民の意見収集の組織および人民の意見収集の受入れを指導する。

人民は、自分が属する機関または組織を通して、または国会事務局もしくは草案を起草した機関などに直接に意見を提出することができる。マスメディアを通して提出することも可能である。

起草の過程において、「国会常務委員会」の同意を得れば、法律案は国会議員の意見収集に付される。

(5) 法律案の採択：法律案の性質および内容に応じて、国会は一会期または二会期にわたって、法律案の審議および採択を行うことができる。法律案の審査機関の代表が審査結果を報告した後、国会の全体会議において国会議員は法律案について討論する。国会は、修正が必要な基本点について、必要な場合は、法律案の内容について表決する。「国会常務委員会」は、国会議員の意見参加に基づく法律案の修正を行う。国会で、修正法律案の内容についての討議や表決が行われ、その後、法律案の採択についての表決が行われる。国会議員の総数の過半数の賛成投票で、法律案は採択される。「国会主席」(添付資料(3)を参照)は、法律の成立を証明する署名を行う。

(6) 法律の公布：「国家主席」（添付資料（3）を参照）は、国会の法律の公布のための国家主席令を法律の採択から15日以内に公布する。つまり、当該法律は、「国家主席」の公布令によって公布される。

第2項 共通投資法の目的

上記の法律制定過程に基づいて制定された追加・修正新個別投資法（2000年）は、以前より魅力的な投資環境を作り、外国の投資を呼びかけた。結果として、2004年までベトナムへの投資案件総数は5300件になり、投資総額は470億ドルとなった。しかし、以下の5点の目的を実現するために、新たな共通投資法の制定が必要になった。

第1に、第9回党大会は、経済を発展させ、工業化・近代化を迅速に促進し、近隣の国の発展に遅れる危機を克服し、低所得国グループから脱却させる目標を発表した。この目標を達成するためにはかなり多額の開発資本が必要になる。2020年までにGDPの倍増を実現するために、5年計画（2005年～2010年）の投資開発資本は、約1240億ドルを要すると推測された。このような大きな金額を調達するためには国内の資金だけでは足りなく、外国からの投資導入は不可欠になった。そのため、国内の資金を徹底的に活用すると同時に、外国の投資家に呼びかけて外国投資総額を増やすため、魅力的な投資環境をアピールする新たな投資法の制定が重要なことになった。

第2に、「ドイモイ I」以降、ベトナム共産党の指導の下で、ベトナム政府は市場経済に従う投資・経営環境を確立するために投資・経営に関する法律、議定、法規文書を次々に公布した。特に個別投資法は1987年から2004年まで5回の追加・修正が行われ、ベトナムの投資・経営環境を大きく改善した。しかし、外国投資に関する法律には、次のような5点の問題がまだ存在していた。⁽³⁰⁾

1点目は、追加・修正新個別投資法（2000年）の規定が、他の法規文書の規

⁽³⁰⁾ Do Nhat Hoang（ド・ニャット・ホアン）, op.cit., pp.129~134.

定と一致しないことである。例えば、輸入税が 5 年間減免される投資プロジェクトの場合、追加・修正新個別投資法（2000 年）によると、国内で生産できない部品を輸入すれば免税される。ところが、外国投資の実施細則に関する政府議定第 24/2000/ND-CP⁽³¹⁾号によると、輸入税は免税されない。追加・修正新個別投資法（2000 年）および政府議定第 24/2000/ND-CP 号は、輸入する半製品に対して免税されないと規定するが、原材料の輸入免税に関する首相決定第 176/1999/QD-TTG⁽³²⁾号は半製品の輸入税の免税を許可することである。

2 点目は、新個別投資法（1996 年）および追加・修正新個別投資法（2000 年）が、実際に発生した問題をまだ解決していないことである。例えば、法人税、優遇措置が違う複数の製品、または地域が一つのプロジェクトに属する場合、法人税、優遇措置の確定方法はまだ明確にされていない。また、外国人に対しては課税収入から保険料が控除されるが、ベトナムの労働者に対してはこの優遇措置が適用されていない。

3 点目は、新個別投資法（1996 年）および追加・修正新個別投資法（2000 年）が、外国投資の誘導役割をまだ発揮しないことである。実際には、個別投資法に定められる投資奨励分野、投資奨励地域に投資する案件は少なかった。それは、個別投資法がただ国内のニーズに基づいて奨励分野および奨励地域を規定するだけで、外国投資家の需要をまだ考慮していないからである。そのため、外国投資の投資奨励リストはまだ効果を発揮しないのである。

4 点目は、新個別投資法（1996 年）および追加・修正新個別投資法（2000 年）の規定に従い、外資企業の組織形態が依然制限されていることである。2004 年までに外資企業は有限会社の組織形態だけで会社を設立できるとされている。しかし、2003 年の年末に、ベトナムにおける外資企業の株式化が試験的に実施

⁽³¹⁾ ND-CP は政府議定の略語である。添付資料（4）の法規規正文書体系の変更を参照されたい。

⁽³²⁾ QD-TTG は首相決定の略語である。添付資料（4）の法規規正文書体系の変更を参照されたい。

され、外資企業の 29 社は株式化の実施を登録した。⁽³³⁾このことは、外国投資家が株式会社の組織形態で会社を設立できることを期待していることを示していると言える。

5 点目は、外国投資に関する行政手続きが複雑で、外国投資家に不満を与えていたことである。例えば、外国投資に関わる国家管理機関が多く、投資認可書を受けるためには全ての国家管理機関の許可証明書が必要になることである。

以上のような問題点は、ベトナムの投資・経営環境に悪影響を与えることから、投資環境を改善するために共通投資法の制定が必要とされることになった。

第 3 に、国際経済にコミットする過程において、ベトナムは二国間、または多国間の協定を締結した。例えば、東南アジア自由貿易地域 (AFTA) の規定、東南アジアの投資に関する枠組み協定、ベトナムとアメリカの二国間貿易協定、ベトナムと日本の投資奨励保障に関する協定などである。さらに、この時期において、ベトナムは積極的に WTO 加盟交渉を行っている。WTO 協定の原則は、どの WTO 加盟国に対しても同じ関税率、同じ国内規制を適用することを義務づける。それで、WTO 協定を始め、他の国際協定の規定に適応し、国際組織の参入政策を実施するために個別投資法を含む法制度を改善することが急務なことになったのである。

第 4 に、2001 年 12 月、1986 年の GATT 加盟申請以来 15 年を要した中国 WTO 加盟交渉がようやく終結し、中国は 143 番目の WTO 加盟国になった。WTO 加盟の約束に沿って、外資への開放を一段と進める方向で、「外国企業投資産業指導目録」が改定されたことが評価された。中国だけではなく、東南アジアの諸国も投資自由化の方向で外国投資をもっと促進して積極的に外国投資を誘致しようとしている。こうした状況の中で、それらの国と比べるとベトナムの投資誘致の競争力はまだ低いのである。そこで、ベトナムの投資誘致の競争力を高めるために、投資保障、投資奨励、投資優遇、投資手続きの簡略化などの政策を明確し、地域制限や出資比率制限、店舗数制限などももっと柔軟に軽減する方向

⁽³³⁾ Bo ke hoach dau tu (計画投資省), “Tong ket 17 nam thuc hien Luat dau tu nuoc ngoai tai Viet Nam” (ベトナムにおける個別投資法の 17 年間実施の総括), 2004 年。

で共通投資法を制定することが必要になったのである。

第5に、ベトナムの投資管理機関は、依然として管理役割を發揮しないので、国営企業出資の投資プロジェクトが効果的に実施されなく、国営資本は浪費的に使用されてきた。さらに、投資監査の業務も軽視されたため、国営資本を有効に使用しない投資プロジェクトがまだ多かった。それゆえ、国営資本を有効に活用するために投資に関する国家管理の業務を明確に規定する法律が必要になったのである。

第3項 共通投資法を巡る論点

共通投資法（2005年）の発効後、国内の投資家と外国の投資家の差別がなくなり、平等的な投資環境で事業を行えるようになった。さらに、個別投資法と比べて、共通投資法は投資にかかわる制限が全般的に緩和された。しかし、このような大きな転換を図ることは決して容易なことではない。共通投資法が国会に提出される時点までに16回の修正が行われ、さらに国会でも修正された。そうした中で、注目されるのが以下の論点である

第1は、投資家に対する手続きである。2005年以前には、国内投資家には国内投資奨励法が適用された。この国内投資奨励法によると、国内投資家は裁量権を与えられ、投資登録の義務について規定されなかった。しかし、個別投資法の規定によると、外国投資家はベトナムに投資すれば、投資登録の手続きを行わなければならなかった。そのため、共通投資法を制定すれば、投資家に対する登録手続きはどうか、国内および外国の投資家に注目されることになった。

第2は、国家資本による投資プロジェクトに関する規定である。起草委員会は、国家資本を有効に使用するために、国家資本による投資プロジェクトについて厳しく管理するべきと主張した。しかし、内外の投資家は、国家機関が企業の事業に強く干渉し、企業の活動を制限する規定に反対した。

第 3 は、投資優遇を投資認可書に記入するかどうかということである。外国投資家は、ベトナムの法律がしばしば修正され、法律の理解および施行も一致しないから、受けられる優遇措置を投資認可書に記入してもらえば安心する。しかし、共通投資法の作成委員会は、投資家に裁量権を与え、投資家が自らに適応する優遇措置を選択して手続きを行うから、投資認可書に記入しなくてもよいと主張したことである。

第 4 項 共通投資法の制定過程

共通投資法（2005 年）も例外ではなく、本節の第 1 項に述べた法律制定過程の流れに従って制定された。まず、「国会常務委員会」は、「政府」の提出に基づいて同法制定案を 2005 年度の立法制定計画に入れた。次に、「政府」は起草委員会を設置し、投資活動を担当する計画投資省の法務局長を起草委員会の委員長として任命した。そして、起草から 1 年間後の 2005 年 11 月に、国会は共通投資法を採択した。

しかしながら、同法は外国投資家だけではなく、国内投資家にも深く関係することから、政府は個別投資法の制定より慎重に法律案の起草を行った。まず、起草委員会は、「法律を起草する前に世界銀行の FIAS（Foreign Investment Advisory Service）に研究を依頼し、その研究結果とその他の国の投資法を参考にして草案を作成した」。⁽³⁴⁾次に、起草委員会は、外国および国内の企業団体を通して法律草案に対する意見を収集した。そして、起草委員会は草案に対する意見を参考して草案を修正し、かつ補充した。その結果として、国会に提出するまでに、同法の草案は 16 回にわたり修正された。

さらに、法律案の起草段階だけではなく、法律案の採択段階においても今回の法律制定過程が開放度を高めたことを示した。というのも、同法が国会で審議される時点において各専門家、経営者、弁護士は、積極的にマスメディアを

⁽³⁴⁾ Pham Manh Dung（ファン・マン・ズン＝起草委員会の委員長）がベトナムネット電子新聞の 2005 年 11 月 21 日のインタビューで発表した。

通して草案に関する意見を表明し、国会議員も、国内投資家の代表として草案の内容を強く批判し、草案の修正を要求したからである。

さて、以下は、共通投資法の制定過程における従来からの変化を明らかにするために、国内外の専門家や経営者などのグループ、政府や起草委員会、国会議員のグループが草案について表明した意見を活用して制定過程の変化を第3項に述べた論点に基づいて分析する。

第1の論点は、投資手続きについてである。共通投資法の草案は、外国投資家と国内投資家を区別せず、プロジェクトを次の3つのグループに分けた。第1グループのプロジェクトは、投資登録の手続きが必要である。第2グループのプロジェクトは、要承認の投資登録に関する手続きを経なければならない。第3グループのプロジェクトは、要審査の投資登録に関する手続きが必要である。

これに関して、ベトナム商工会議所の Vu Tien Loc (ヴ・ティン・ロク) 所長は、以下の意見を発表した。「共通投資法の草案に定める投資手続きに関しては、外国投資家に対しては問題がないが、国内投資家に対しては大きな変更があった。現行の企業法および国内投資奨励法の規定によると、国内投資家は経営事業登録だけを実施して投資登録の手続きを実施することが必要ないである。そのため、第1グループのプロジェクトと第2グループのプロジェクトに対しては、現行の規定に従って扱うことを建議する。つまり、国内の投資家は投資登録手続きを行わず、経営事業の登録手続きだけを完了すれば通常の経営・投資の活動が実施できる。一方、外国投資家に対しては、個別の投資手続きを規定しても構わない。国際協約によると、企業の国籍を問わず、優遇措置、投資保障、税金、価格などの場面において平等に扱うことを要求するが、投資手続きの平等を要求しない」。⁽³⁵⁾

また、首相の研究会の会員である Pham Chi Lan (ファン・チ・ラン) は、次の意見を述べた。「第1グループのプロジェクトに関する投資登録手続きは適切ではない。理由としては、投資登録規定に基づいて投資活動を管理できず、投

⁽³⁵⁾ Vu Tien Loc (ヴ・ティン・ロク), Bao dien tu Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞), 2005年11月5日。

資家の費用（時間、金）が高くなり、賄賂の環境を作る。そのために、第 1 グループのプロジェクトに対して投資登録を適用しないことを建議する。また、草案の規定によると、第 2 グループのプロジェクトの場合、投資家は省レベルの投資管理機関の投資登録用紙に基づいて投資登録を行い、当該投資管理機関が 7 日以内に経営事業証明書に投資を承認する。投資管理機関は審査をせず、自動的に承認するから、投資管理の意味がないとともに国家管理機関および投資家の負担が多くなる。そのため、第 2 グループのプロジェクトに対しては投資登録だけを適用することを建議する」。⁽³⁶⁾

このような意見に賛成した他の専門家、投資家も、共通投資法の草案に定める投資手続きを次のように批判した。「プロジェクトを実施する前に投資登録をするから、投資登録の情報はただ将来の予定でしかないのである。従って、この現実的ではない情報を使用して投資活動を管理することは全然効果がないはずである」。⁽³⁷⁾ さらに、登録手続きが発生するから、投資管理機関の仕事量も多くなり、投資家の手続き費用も高くなる。それだけではなく、「投資管理機関に検査される場合、投資家は既に投資登録をした証拠を提出できず、法律違反と見られる可能性もある」。⁽³⁸⁾ VFAM コンサルティング会社の Vu Van Tien（ヴ・ヴァン・ティン）社長は「投資は金を有する人の権限である。どうして私営投資家は国営資本の出資ではないのに、国家の計画および環境保護に関する規定を違反しない全てのプロジェクトに対して投資を登録しなければならないか理解できない」。⁽³⁹⁾

このように、国内の数多くの専門家、投資家は、組織・団体、または個人の資格で政府の法律草案を遠慮なく批判した。こうしたことは、従来の個別投資法の制定過程にはほとんどなかったことである。

また、国内の専門家、投資家ではなく、外国の投資家の代表者である Adam

⁽³⁶⁾ Pham Chi Lan（ファン・チ・ラン）、Bao lao dong dien tu（労働電子新聞）、2005年11月4日。

⁽³⁷⁾ ベトナム商工会議所ホームページ（<http://www.vibonline.com.vn>）、2005年11月25日。

⁽³⁸⁾ ベトナム商工会議所ホームページ（<http://www.vibonline.com.vn>）、2005年10月21日。

⁽³⁹⁾ Vu Van Tien（ヴ・ヴァン・ティン）、Bao dau tu（投資新聞）、2005年5月。

Sitkoff (アダム・シットコフ、アメリカ商工会議所の社長) と Alain Cany (アレ
ン・カニ、ユーロ商工会議所の所長) も、草案の規定について強い関心を持っ
た。彼らは、共通投資法の草案に対する建議書簡を作成し、国会の経済・予算
委員会の委員長の Nguyen Duc Kien (グエン・ドク・キエン) に送付した。外国
の組織の代表者が、法律制定過程において草案の建議書簡を国会の審査委員会
に送付したのは初めてである。Bao tuoi tre online (トイチェオンライン新聞) の
インタビューにおいて、彼らは次のような見解を表明した。「草案の投資手続き
に関する規定を見れば、外国企業より国内の民間企業の方を心配している。草
案が採択されれば、草案の規定がまだ詳細ではないので、ベトナム企業の負担
が前より重くなり、賄賂の機会を作り出す。投資登録手続きで国内企業を管理
する措置をとれば、ベトナムの経済発展に対して障害を起こす。皆に良くない
環境を作ることは、平等環境を作るための最善な方法ではない。草案の作成担
当者が国内投資家に対して外国の投資家のように手続きを実施させることは大
間違いである」。⁽⁴⁰⁾

以上のような批判的意見に対して、国会と政府の反応は次のようであった。

まず、ベトナム国内企業の所有者である Tran Huu Hau (タン・ヒュ・ホア)
国会議員は、次のように発表した。「150 億ドン以下の投資額のプロジェクトに
対しては投資登録の手続きは必要ない。登録手続きを実施する過程において企
業の事業秘密が漏らされる可能性があるからである。また、投資登録の窓口を
担当する機関の仕事量も多くなる。実際に、国家管理機関は、企業の事業年度
終了報告を通して企業の投資活動を簡単に管理できる」。⁽⁴¹⁾ この意見に賛成した
カンホア省 (添付資料 (1) を参照) の Mai Anh (マイ・アン) 議員は、「投資
は企業の毎日の事業内容である。僅かな金額で投資しても投資登録をしなければ
ならないのは面倒である」⁽⁴²⁾ と発表した。ホーチミン市の Huynh Thanh Lap
(ヒイン・タン・ラップ) 議員は、「投資家に対して投資登録の証明書を取るよ

⁽⁴⁰⁾ Bao tuoi tre online (トイチェオンライン新聞), 2005 年 10 月 30 日.

⁽⁴¹⁾ Bao dien tu Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞), 2005 年 11 月 4 日.

⁽⁴²⁾ Ibid.

う要求することは投資家の経営自主権を妨げる。投資家の立場から見ると、投資登録の証明書を取ることは経営事業に全然役に立たない」⁽⁴³⁾と指摘した。

さらに、Dong Tam (ドンタン) 会社の社長である Vo Quoc Thang (ヴォ・コク・タン) 議員は、「投資資本の調達方法、プロジェクトの実施可能性、プロジェクトの技術などの事を全面的に審査する規定は、政府が必要以上に投資家の内部事業を深く関与することである」⁽⁴⁴⁾と発表した。彼は、「政府は、プロジェクトが計画や土地使用規定や環境基準などと適応するかどうかということだけを審査するべきである。プロジェクトの効果については、投資家は最高の投資効果を得るために自分で計算しなければならない」⁽⁴⁵⁾と建議した。

こうして、国会議員は政府の立場ではなく、投資家、経営者の立場から草案の弱点を批判した。以前の個別投資法の制定過程においては、このようなことは極めて少なかった。

さらに、ベトナムにおける行政機関の内部には、意見の相違が勿論存在しているが、マスメディアを通して直轄主管機関の法律案を批判することは通常ありえないことである。しかし、2005年11月11日に、計画投資省直轄の中央経済管理研究所のマクロ経済研究部部长 Nguyen Dinh Cung (グエン・デイン・クン) は、Bao Saigon tiep thi (サイゴンティッティ新聞) の記事で次のように発表した。「投資法の正確な定義は投資の奨励・保障法である。投資の奨励と保障は、国の発展事業に貢献する。投資法の目的は投資を管理することではなく、投資を奨励・保障することである。投資奨励と言え、投資金額が多ければ多いほど奨励しなければならない。しかし、草案の規定は逆になった。少ない金額のプロジェクトは審査手続きが不要であるが、投資金額が高いプロジェクトは登録手続きや審査手続きが必要になる」。⁽⁴⁶⁾

以上の状況の中で、草案作成委員会は、上記の投資家、専門家、議員の意見

⁽⁴³⁾ Bao tuoi tre (トイチェ新聞)、2005年11月4日。

⁽⁴⁴⁾ Ibid.

⁽⁴⁵⁾ Ibid.

⁽⁴⁶⁾ Bao Saigon tiep thi (サイゴンティッティ新聞)、2005年11月11日。

を受けて投資登録の手続きに関する規定を修正した。150 億ドン未満の投資金額の国内投資プロジェクトは投資登録の手続きが不必要になった。また、投資登録のみの条件は、投資総額 3000 億ドン(約 15 百万ドル)に引き上げられた。

(2005 年共通投資法の第 45 条)そして、3000 億ドン以上の投資額がある国内外の投資プロジェクトに関しては、投資証明書の発給に審査手続きがひとつようになった。(2005 年共通投資法の第 46 条)。

第 2 の論点は、国家資本による投資プロジェクトについてである。国家資本による投資プロジェクトについても、数多くの専門家、投資家の意見などが注目を集めた。2005 年 11 月に、ベトナムにおける経済分野の有名な VNECONOMY (ベトナム経済新聞)は、「共通投資法の草案はまだ実社会の要求を反映しない」という題目で国家資本による投資プロジェクトの規定に関する問題点を指摘した。草案の規定によると、国家資本による投資プロジェクトは、投資決定の権限を有する機関によって投資プロジェクトが審査され、投資が認可されなければならない。このように、「国営企業との合弁会社は、投資プロジェクトを実施する前に、投資管理機関にて投資登録および審査の手続きを行うだけではなく、投資決定の権限を有する機関にて投資決定の審査に関する手続きを行わなければならない」。⁽⁴⁷⁾このように、同様の手続きを 2 回行うのは適切ではなく、企業に対する手続きがもっと複雑になるとした。

また、ベトナム金融投資家協会の Nguyen Hoang Hai (グエン・ホアン・ハイ) 秘書長は、同協会の代表として国会および「政府」に共通投資法の草案に関する建議書を送付した。この建議書によると、ベトナム金融投資家協会は、国家資本による投資プロジェクトに関する規定について次のような問題点を指摘した。例えば、草案の規定によると、国家資本による出資が少ない、または少数である投資プロジェクトでも、固定資産として輸入する設備の品質評価を行うことを義務とする(第 66 条)。この規定は、企業の事業に強く干渉し、企業の

⁽⁴⁷⁾ Hong Duc (ホン・ドック), “Du thao luat dau tu chung van chua phan anh yeu cau cua xa hoi (共通投資法の草案はまだ実社会の要求を反映しない), Bao Kinh Te Viet Nam (ベトナム経済新聞), 2005 年 11 月 7 日.

投資活動を制限する。さらに、国家が支配株主である企業の全ての投資プロジェクトは、100%国家資本の企業のプロジェクトと見える（第 54 条）。国営企業の株式化の目的は、国家機関の干渉を減少し、企業に自主権を与えるが、この規定は株式化された企業を以前の国営企業のように扱い、企業の自主権を無効にすると批判した。

さらに、アメリカ商工会議所の Adam Sitkoff（アダム・シットコフ）社長は、次のような見解を公表した。「アメリカ商工会議所は、ベトナムの経済が市場経済であることを世界に説明し、ベトナムに対して非市場経済の国のように扱わないように努力した。しかし、共通投資法の草案に従い、国家機関が企業の内部事業に深く干渉するから、アメリカ商工会議所の努力は無駄になる恐れがある」とした。⁽⁴⁸⁾

さらに、共通投資法の草案が国会で審議された時、各議員は国家資本による投資プロジェクトの規定について次の提起を行った。例えば、タイビン省（添付資料（1）を参照）の議員である Mac Kim Ton（マク・キン・トン）は、「国家資本に支配されるプロジェクトに対しては投資を認可された後、投資主が投資を決定するために審査を行う」という規定を破棄すべきと建議した。⁽⁴⁹⁾彼は「この規定は企業法と矛盾する。国家はただの一つの株主でしかない。株主総会、または取締役会だけが投資の決定権限を有する」⁽⁵⁰⁾と説明した。

また、国営企業のソンサ総会社の元会長である Dinh La Thang（デイン・ラ・タン）は、「株式化した国営企業はまだ古い管理方式を維持している。国家資本を代表する総会社、省、地方人民委員会は、51%以下の株数を所有しても株式化した会社の多くの事業内容を決定する」⁽⁵¹⁾という経験を述べた。国営企業が株式化された後、企業の形態が変わったのにまだ国営企業の管理方式を維持することが現実に行われているのである。だから、草案はこの現実に基づいて国家資本による投資プロジェクトを規定するが、企業法（1999 年）の規定との矛盾

(48) Bao tuoi tre online（トイチュエオンライン新聞）、2005 年 10 月 30 日。

(49) Bao dien tu Vietnamnet（ベトナムネット電子新聞）、2005 年 11 月 4 日。

(50) Ibid.

(51) Ibid.

にまだ配慮していないのである。

これまでは、「政府」が国家資本の投資プロジェクトに対して全ての決定権を有するという暗黙の認識があったため、国家資本の投資プロジェクトについての建議を述べる者はほとんどいなかった。しかし、前述のように、外国の投資家や国会議員は、国家資本を有する投資プロジェクトに関する規定について率直な意見を表明した。

こうして、採択された共通投資法を読めばわかるように、国家資本による投資プロジェクトに関する規定も緩和され、輸入設備の品質評価および入札の規定が破棄された。

第3の論点は、投資優遇証明書についてである。共通投資法の草案によると、個別投資法に定める投資優遇証明書は破棄され、各投資家は自分の優遇措置を確認して税務署、税関などの国家関連機関にて手続きを実施する。国内の投資家は、この規定に賛成した。なぜなら、投資優遇証明書を得るための手続きが簡略化されるからである。⁽⁵²⁾しかし、外国の投資家は賛成せず、受けられる優遇措置を投資認可書に明記してほしいと建議した。理由としては、優遇措置を受けられる証明書がなければ、ベトナム国家関連機関にて優遇措置を適用されない恐れがあるからである。また、ベトナムの法律はよく修正されるので、法律の修正以降に優遇措置を受けられなくなる可能性もある。そのため、外国投資家は、念のために投資申請する時に優遇措置も確保すればよいと考えていた。

一方、投資許可書に優遇措置を明記するかどうかに関しては、多数の国会議員は優遇措置を明記することに賛成した。タイビン省（添付資料（1）を参照）の議員である Le Quoc Dung（レ・コク・ズン）は、「投資許可書に優遇措置を明記することは投資環境の一つの紹介方法である」⁽⁵³⁾と認定した。バクニン省（添付資料（1）を参照）の Do Ngoc Quang（ド・ゴク・クアン）議員は、「投資許可書に優遇措置を明記することは、透明的で安定的かつ公平的な投資環境をアピ

⁽⁵²⁾ Nguyen Hoang Hai（グエン・ホアン・ハイ），Hiep hoi cac nha dau tu tai chinh Viet Nam（ベトナム金融投資家協会），2005年8月17日。

⁽⁵³⁾ Bao dien tu Vietnamnet（ベトナムネット電子新聞），2005年11月4日。

ールして外国投資家の期待に応える」⁽⁵⁴⁾とした。さらに、国会の経済予算委員会の Hoang Thanh Phu (ホアン・タン・フ) 委員は、「投資家の要求に従って記入するかどうかを決めるべきである」⁽⁵⁵⁾という意見を提出した。

こうした中で、国会の経済予算委員会の副委員長である Dang Van Thanh (ダン・ヴァン・タン) は、Bao Tuoitre (トイチェ新聞) のインタビューで次のように発表した。「起草委員会は、国内外の投資家、国家議員の意見を引き受けながら、優遇措置に関する規定を修正した。外国投資家の場合は、投資認可書に優遇措置を明記することを規定する。国内投資家の場合は、投資登録の不必要な投資プロジェクトおよび投資登録を必要とする投資プロジェクトに関しては、投資家は、自ら優遇を確定し、投資優遇に関する手続きを行う」。⁽⁵⁶⁾

こうして、草案の作成委員会は、国内外の投資家、専門家、国会議員の意見を真剣に研究し、草案の修正を行った。こうしたことから、ベトナムの法律制定過程の開放度が著しく高まったと言える。

第5項 共通投資法の成立と制定過程の変化

前項の問題点を克服するため、共通投資法は2005年11月に第8期第11国会で制定され、2006年7月1日から施行されている。図表IV.5は、共通投資法と個別投資法の主な相違点を整理したものであるが、特に重要な点について触れておこう。

まず、投資形態に関しては、共通投資法はBOT、BTO契約と間接投資とM&Aの形態を追加したことにより、個別投資法より多様な形態が可能になった。そして、投資規制については、個別投資法より自由な原則を導入され、投資総額の30%以上や外資出資比率30%以上の規制を撤廃された。

次に、投資分野に関しては、ベトナム法が禁止する分野以外は自由に投資で

⁽⁵⁴⁾ Ibid.

⁽⁵⁵⁾ Ibid.

⁽⁵⁶⁾ Bao tuoi tre (トイチェ新聞), 2005年11月20日.

きる旨明記された。但し、条件付き分野があるが、観光業、コンサルティングサービスなど条件付投資分野が一部開放された。

図表 IV.5 : 個別投資法との主な相違点

相違点	個別投資法	共通投資法
投資形態	100%外資、合弁、事業協力、BOT、BTO、BT	100%外資、合弁、事業協力、BOT、BTO、BT、間接投資（株式購入など）M&A（買収、合併）
投資規制	+外資企業の法定資本金について、投資総額の30%以上が必要となる。 +合弁企業の外資出資比率についても、30%以上が必要となる。	原則自由
投資分野	投資条件付き分野を規定する。	投資禁止分野以外、原則自由
投資保障	+外国投資家の出資資本金を保護する。 +制度変更により不利益を被る場合、投資認可書の条件の継続が可能となる。	+原則は国有化しない。万一、国有化する場合、出資資本は賠償される。 +制度変更により不利益を被る場合、投資認可書の条件の継続が可能となる。 +知識所有権の保護を明記した。
パフォーマンス要求	+一部分野で、輸出義務(80%)を課す。 +一部産業で現地調達義務を課す。	+次のパフォーマンス要求は撤廃：国内品輸入、輸出義務、輸入義務、現地調達率達成、R&D活動、本社設置場所
投資手続き	投資総額 500 万ドル未満で条件付投資分野に該当しない場合は登録のみ。 Aグループ(首相案件)、Bグループ(計画投資省案件)に分けられる。 Bグループは、金額により地方に認可権限を移譲。(工業区：4000 万ドル未満、ハノイ・ホーチミン：1000 万ドル未満、各省：500 万ドル未満)	150 億ドン未満の投資金額の国内プロジェクトは投資登録が不要。 登録のみの条件が投資総額 3000 億ドン(約 15 百万ドル)に引き上げられた。 首相案件、地方人民委員会案件、工業区管理委員会案件に分けられる。

出所：国際協力銀行『ベトナムの投資環境』国際協力銀行、2006年、35頁。

また、投資家を安心させるために、共通投資法は投資家の資本・財産を国有化しないことや知的所有権の保護を明記した。丹野勲は、「このような投資家の権限保護によりベトナムの投資環境が向上したと言える」⁽⁵⁷⁾としている。さらに、外国投資家に対して、国内の商品・サービスの購入の優先や一定割合の輸出や現地調達率などのパフォーマンス要求は撤廃された。

最後に、投資手続きにおいては、計画投資省は投資認可権限を地方人民委員会や工業区管理委員会に全面移譲した。さらに、登録のみで投資証明書が取得できる投資案件の上限金額は500万ドルから15百万ドルに引き上げた。

以上の投資手続きの簡略化と投資制限の撤廃により、ベトナムへの投資の自由度は以前より増したといえる。

ところで、共通投資法の草案は、作成時点から国会に提出する時点までに16回の修正が行われた。そして、国会において各議員の意見と建議を受けてから最後の17回目の修正が行われ、2005年11月に採択された。まだ完全ではないが、採択された法案は、ある程度国内外の投資家、専門家、議員の期待に応えた。共通投資法の制定過程は、旧来と異なり、次の3点の変化を見ることになった。

第1点は、共通投資法の起草過程において、草案作成委員会が数多くの説明会、会議、セミナーを行って国内外の投資家および経済・法律の専門家の意見を収集したことである。国内外の投資家および経済・法律の専門家も、草案作成委員会のやり方を歓迎し、積極的に法律制定過程に参加した。法律制定過程が、数多くの人々から注目を集め、コミットされたのは初めてである。

第2点は、ベトナムのメディア業界も、共通投資法の制定過程に対する関心を高めたことである。当時の数多くの新聞は、草案の修正を分析し、専門家や草案作成委員にインタビューした記事を連続的に掲載した。そして、マスメディアが、草案に対する反対意見を多く掲載するのは初めてである。このことは、ベトナムのメディアが、法定過程へ影響力を発揮したことを示している。

⁽⁵⁷⁾ 丹野勲「ベトナムの企業法・投資法とコーポレートガバナンス—2005年企業法および2005年共通投資法を中心として」『国際経営フォーラム』第20号、2009年、193頁。

第3点は、共通投資法の制定過程に当たり、国会の権限が一段と強くなったことが明らかになった。すなわち、国会議員が「政府」の提出法案について反対する意見を公開し、草案の修正を求めた。さらに、当時の国会主席の Nguyen Van An（グイン・バン・アン）は、この法案について次のように発表した。「投資法の実質は投資奨励法である。つまり、投資法の対象は国内外の投資家である。この法律は国内外投資家に密接に関連するから、議員は個人の意見だけではなく、代表地域の投資家の意見もまとめて発表すべきである。法律の質を確保することは大事だから、国会の法律制定計画に入れても必ず採択されるわけではない」。⁽⁵⁸⁾この発表は、国会活動が改善され、本来の立法機関に応じたことを証明した。

「ドイモイ I」以前には、法律案はどのように作成されたか、どのように審査され、採択されたか公開されなかった。また、各個人・団体は、法律制定が政府の仕事と黙認し、法律草案の内容について意見を述べたことはなかった。国会も、法律草案を審査する役割を果たせず、ただ「政府」の提出法案を承認してきただけである。しかし、上述したことから分かるように、「ドイモイ I」以降、特に共通投資法の法律制定過程は大きく変化した。法律が一般的な制定過程の流れに沿って制定されるだけでなく、法律制定の方針まで変化し、制定過程に参加できる個人・団体は段々広くなった。法律草案が17回も修正されたのは初めてであり、ベトナムの法律制定過程が大幅に改善したとも言える。

「ドイモイ I」以前の中央集権的計画経済体制のもとでは、共産党の指導に従って法律の制定過程から施行までを国会および大臣評議会が行い、現実の経済社会にどのような反応があったかは無視された。しかし、「ドイモイ I」以降においては、市場経済を導入するとともに、「政府」が作成した計画ではなく、実状の経済に重点を置いて法律の制定を進めるようになった。「ドイモイ I」展開とその成果がこの変化をもたらしたとも考えられる。

⁽⁵⁸⁾ Bao dien tu Vietnamnet（ベトナムネット電子新聞），2005年11月5日。

第5章：外国・日本企業の投資動向と「ドイモイ I」における行政的な問題点

2005年、ベトナム政府はWTO加盟に先駆けて個別投資法の改正を行い、外資導入に関する規制の大幅緩和を図った。具体的には、従来の個別投資法を廃止し、内外企業に対して一律に適用する共通投資法、統一企業法を公布することによって、外資企業と内資企業に同一の規制を行うことにしたのである。

この結果、外資企業の自由度は大きく高められたと言ってよい。例えば、100%外資、合弁といった従来型の投資形態に加えて、BOT (Build Operate & Transfer)、BTO (Build Transfer & Operate)⁽¹⁾、M&A (Mergers and Acquisitions (合併と買収))などの方式による投資が認められたほか、現地調達比率や輸出入義務などのパフォーマンス要求も撤廃された。投資手続きも簡素化され、原則的に投下資本が3000億ドン未満の一般的な投資案件については登録のみで、審査を受ける必要がなくなった。さらに、従業員も独自採用が可能となり、外国人雇用枠（専門家、技術者）の規制も撤廃された。

こうした背景の中で、本章は次のことを狙いにする。第1は、2006年共通投資法の施行後、世界の国々と日本企業のベトナムに対する投資動向は、どのように変化したかを明らかにすることにある。第2は、日本企業に対する調査結果から明らかになったベトナムの投資環境上の特徴および行政制度・運営面の具体的な問題点を指摘することである。第3は、日本とベトナムにおける行政指導の類似点、相違点について分析することである。

⁽¹⁾ BOTとは外国企業が工場などの施設を建設して一定期間運営・管理し、投資を回収した後に、相手国の管理機関に施設や設備を委譲する投資形態である。BTOとは外国企業が施設を建設し、施設完成直後に相手国の管理機関に所有権を移転し、外国企業が維持管理および運営を行う投資形態である。(小学館「大辞泉」編集部、『大辞泉』、DVD第2版、2012年を参照)。

第1節. 共通投資法施行後の対ベトナム投資動向

第1項 外国投資の総額と件数

前述したように、2006年に外資導入に関する規制の大幅緩和を図った共通投資法が施行された。共通投資法と同法施行細則によって、奨励投資分野と奨励投資地域が定められ、条件に応じて法人税の減免措置が受けられることになっている。

図表 V.1 : 2000年～2011年の対ベトナム外国投資

単位：件、100万ドル

	年度	認可件数	投資総額
共通投資法発効以前	2000年	391	2,838.9
	2001年	555	3,142.8
	2002年	808	2,998.8
	2003年	791	3,191.2
	2004年	811	4,547.6
	2005年	970	6,839.8
共通投資法発効以降	2006年1月～6月	339	2,260.2
	2006年7月～12月	648	9,743.8
	2006年	987	12,004.0
	2007年	1544	21,347.8
	2008年	1557	71,726.0
	2009年	1208	23,107.3
	2010年	969	18,595.0

出所：ベトナム計画投資省の統計総局の「Tinh hình kinh te xa hoi」（経済・社会の状況）（2000年～2010年）のデータに基づいて作成（各年の総投資額には、既に認可された投資プロジェクトへの追加投資額を含む）

その結果として、2006年7月に共通投資法が発効された後、対ベトナム外国投資総額は大きく増加した。図表 V.1 は、共通投資法が発効以前と以降に分けて対ベトナム外国投資の認可件数と総投資額の変化について示したものである。

1997年にタイを中心に始まったアジア通貨危機の影響を受け、対ベトナム外国投資の件数と総額は減少する傾向があり、2000年度に入ってもなかなか改善できなかった。図表 V.1 によると、2000年から2003年にかけて投資件数は増加したが、投資総額は30億ドル前後の程度に留まっていた。投資総額が増加したのは2004年に入ってからであるが、2005年の総投資額は68億3980万ドルとなってもまだ10年前の1995年（69億3720万ドル）より低い。そして、共通投資法が発効時点以前の2006年1月から6月までの総投資額は2005年の3分の1のわずか22億6020万ドルであった。

しかし、共通投資法が発効された2006年7月1日から2006年12月までの総投資額は、2006年前半の4倍以上に増加し、わずか6か月で2005年度の投資総額を上回り、97億4380万ドルとなった。その成果を受けて2006年の総投資額は2005年の2倍で、過去ピークの1996年（101億6410万ドル）を上回り、120億400万ドルとなった。翌年の2007年には、新規・追加を合わせた外国投資総額が200億ドルを越え、前年比77.8%増の213億4780万ドルとなり、1987年に個別投資法が施行されて以来、最高額となった。この急激な変化は、共通投資法の効果が如何に大きかったかを示している。

さらに、2008年の外国投資総額は、前年比3.3倍の717億2600万ドルとなり、1987年の個別投資法施行以来の最高額となった。このように急増した理由は、マレーシアの鉄鋼・港湾整備案件98億ドル、台湾による製鉄・港湾整備案件80億ドルおよび出光興産や三井化学等による製油・石油化学プラント案件62億ドルなどの大型案件が認可されたためである。同案件の投資認可額だけで、新規・追加合わせた投資総額の約38%を占める。この製油・石油化学プラント案件があったから、2008年に日本の対ベトナム投資総額は史上最高額の76.5億となっ

た。

ところが、2009年には世界金融危機の影響を受け、新規・追加を合わせた外国投資が231億730万ドルへ激減した。新規に限定した外国投資（認可ベース）は1208件、163億4500万ドルで、件数は前年比349件減、金額は75.4%減となった。この年度における日本の投資案件で最も投資金額が大きかったものは、伊藤忠商事によるビンフォック省（添付資料（1）を参照）でのバイオエタノール生産のための大型プラント建設案件（8000万ドル）であり、その他は500万ドル前後の案件が主となっており、大規模投資案件が見られず、日本の対ベトナムの投資額は前年比98.2%までに激減した。そして、ジェトロの『世界貿易投資報告』（2011年版）によると、2010年の新規・追加を含む外国投資総額は、前年比13.4%減の185億9500万ドルとなった。うち、新規投資は前年比5.4%増の172億3000万ドル、追加投資は前年比76.5%減の13億6600万ドルであり、この追加投資の大幅減が外国投資全体の減少を招いた。この追加投資が急に減少した原因は、2009年に38億1170万ドルを記録したホテル・飲食向けの追加投資が2950万ドルへと大きく落ち込んだことにある。一方、日本からの直接投資の金額は20億4000万ドルとなり、前年の約15倍と大きな伸びを示した。日本からの視察も増えており、世界金融危機を経て、日本企業による「ベトナム投資ブーム」の再来とも言える状況が見られる。

第2項 国別外国投資の変化

図表 V.2 は、ベトナムの統計総局の統計年鑑に基づいて2002年から2011年までの国別外国投資総額のランキングのうち、上位5カ国のランキングと構成比だけを示したものである。上位5カ国に限定したのは、5カ国の投資金額が全体投資総額の50%以上を占めるからである。

この図表 V.2 によると、韓国は2008年以外、毎年、投資総額の上位5カ国ランキングに入り、件数、金額ともに存在感を示している。次の台湾は、2002年

から2009年までの8年連続で上位5カ国ランキングに入っている。しかし、2002年～2004年において1位を独占した台湾は、2005以降にトップの位置を維持できず、2006年と2007年には4位、2005年と2009年には5位に落ちた。そして、2010年と2011年には、台湾は上位5カ国ランキングに入らなかった。日本は、2004年に初めて上位5カ国ランキングに入り、2005年には1位を獲得した。その後、日本は、1位を獲得できなかったが、8位までに落ちた2009年以外にずっと上位5カ国ランキングに入り、2010年には4位になり、2011年には2位となった。

図表 V.2 : 2002年～2011年における国別外国投資総額のランキング
(投資総額ベース、上位5カ国)

単位：100万ドル

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
1位	台湾 (20.1%) 312.3	台湾 (20.0%) 371.9	台湾 (25.1%) 1062.0	日本 (13.8%) 945.3	韓国 (25.8%) 3106.5	韓国 (25.2%) 5395.4	Malay (23.3%) 14969.2	米国 (43.0%) 9945.1	Sing (23.0%) 4585.6	香港 (21.0%) 3093.17
2位	韓国 (17.2%) 267.3	韓国 (18.0%) 336.2	日本 (18.5%) 784.8	韓国 (13.5%) 929.4	香港 (14.1%) 1693.0	英国 (20.6%) 4410.5	台湾 (13.8%) 8851.7	ケイマン諸島 (9.5%) 2203.4	韓国 (12.7%) 2545.2	日本 (16.5%) 2438.48
3位	香港 (11.5%) 179.1	英国 (11.3%) 210.7	韓国 (11.1%) 469.1	Lux (11.2%) 771.9	日本 (12.4%) 1490.4	Sing (12.0%) 2572.3	日本 (11.8%) 7578.7	韓国 (8.2%) 1911.5	オランダ (12.1%) 2417.5	Sing (15.0%) 2208.22
4位	英国 (10.0%) 155.1	豪州 (8.8%) 163.8	Sing (9.1%) 386.7	サモア諸島 (11.0%) 757.9	台湾 (7.0%) 845.8	台湾 (11.6%) 2489.7	Sing (7.0%) 4495.8	サモア諸島 (7.6%) 1766.4	日本 (12.0%) 2399.0	韓国 (9.9%) 1466.68
5位	米国 (9.2%) 142.7	中国 (8.1%) 152.2	香港 (6.0%) 257.2	台湾 (11.0%) 753.1	米国 (6.8%) 816.5	日本 (6.4%) 1385.9	ブルネイ (6.9%) 4417.8	台湾 (7.0%) 1626.5	米国 (9.7%) 1936.0	中国 (5.0%) 747.80

出所：統計出版社の『Nien giam thong ke』(統計年鑑)、2002年～2011年のデータに基づいて作成。

(Sing=シンガポール、Lux=ルクセンブルグ、Malay=マレーシア)

ところで、共通投資法の発効以前には、台湾、韓国などのアジア諸国はランキング1位を独占していたが、共通投資法の発効以降の2007年に英国が2位になり、2009年にはアメリカが対ベトナムの投資総額のトップになった。2009年のアメリカは世界金融危機の影響を受けたのに、タノ・キャピタルとグローバ

ル C&D の 2 社によるクアンナム省（添付資料（1）を参照）での複合観光施設建設案件（約 42 億ドル）が認可され、投資件数が減少したものの前年比投資金額の 210.8%増となったからであった⁽²⁾。

図表 V.3：ベトナムへの投資国

年度	投資国の数
2004 年	29 カ国
2005 年	42 カ国
2006 年	39 カ国
2007 年	47 カ国
2008 年	35 カ国
2009 年	41 カ国
2010 年	51 カ国
2011 年	53 カ国

出所：統計出版社の『Nien giam thong ke』（統計年鑑）2004 年～2011 年のデータに基づいて作成。

このように、共通投資法の発効以降の外国投資における第 1 の特徴は、台湾や韓国などのアジア諸国の順位が下がり、英国やアメリカなどの欧米諸国の順位が高くなったことである。第 2 の特徴は、香港やケイマン諸島（英）など第三国経由の投資の増加に加え、シンガポール、マレーシア等、ASEAN 域内からの投資も増加していることである。第 3 の特徴は、2005 年と 2006 年にはベトナムへの投資国がそれぞれの 42 カ国と 39 カ国であったが、2010 年には 51 カ国で、2011 年には 53 カ国までに拡大したことである（図表 V.3）。このように、ベトナムは周辺のアジアの国だけではなく、全世界の投資家の注目を集めはじめた。

そして、日本からの投資は、2004 年前後から金額、件数とも大きく拡大し始めていたが、2008 年の世界金融危機以降、大きく落ちこんだ。しかしながら、

⁽²⁾ 日本貿易復興機構（ジェトロ）（編）『ジェトロ世界貿易投資報告（2010 年版）』ジェトロ、2010 年、225 頁。

2010 年以降は再び増加基調に転じている。2010 年の日本からの直接投資の金額は、20 億 4000 万ドルとなり、前年の約 15 倍と大きな伸びを示した。新規投資額のうちおよそ半分の 10 億ドルが、神戸製鋼による中部ゲアン省(添付資料(1)を参照)での鉄鋼開発案件であった。同案件を差し引いた後の投資額で比較しても、2006 年(10 億 5600 万ドル)、2007 年(9 億 6500 万ドル)の規模まで回復したことになる。⁽³⁾

第 3 項 業種別外国投資の変化

図表 V.4 は、2003 年から 2010 年における業種別外国投資について示したものである。この図表によると、1996 年末時点の累計では、オフィス・アパートへの投資が 37 億ドルと全体の 43.1%を占め、製造業への投資は 23 億ドルとわずかに 27.4%に過ぎなかったが、その後、投資の主な対象は製造業にシフトした。これによると、製造業は件数も金額も 2003 年から 2008 年までの 6 年連続でトップの順位を維持していた。2009 年は 3 位に落ちたが、2010 年は 2 位となった。そして、ベトナムの計画投資省の外国投資局からの最新資料によると、2011 年の製造業への投資は 435 件、投資金額が 71 億 2397 万ドルでトップの位置に戻った。⁽⁴⁾また、各年度の投資総額のうち、製造業への投資金額はいつも 50%以上の比率を占めていた。

ところで、共通投資法が発効した後、製造業への投資金額は 2005 年の 48 億 1840 万ドルから 2007 年の 108 億 8250 万ドルまでに倍増した。そして、2008 年の投資金額は、289 億 240 万ドルで前年の約 3 倍に増加した。この時期には、ベトナムへの外国投資のブームでもあるが、共通投資法もこの製造業への投資増大に対して大きな役割を果たしたといえる。

次に、投資金額の 2 位である不動産業であるが、2003 年から共通投資法の発

⁽³⁾ 日本貿易復興機構(ジェトロ)(編)『ジェトロ世界貿易投資報告(2011年版)』ジェトロ、2011年、(第2部:国・地域別編の「ベトナム」、7頁、(<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2011/>))。

⁽⁴⁾ ベトナム計画投資省の外国投資局のホームページ (<http://fia.mpi.gov.vn/>)。

効以前の 2006 年までに不動産業への投資は、件数が 2 位、金額が 2 位または 3 位となっていた。2007 年以降には、不動産業は 3 年連続で件数も金額も 2 位を獲得した。2008 年に不動産業への投資額は 237 億ドルで、投資総額の 34.7% を占め、前年比の 3.8 倍となった。翌年の 2009 年に、不動産業は製造業を越えて 78 億ドルの投資額を達成した。そして、2010 年に不動産業は 1 位で投資総額の 34.3% を占め、68 億ドルになった。

図表 V.4 : 2003 年から 2010 年における業種別外国投資

単位：百万ドル

	2003 年		2004 年		2005 年		2006 年		2007 年		2008 年		2009 年		2010 年	
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額
合計	748	1899.6	723	4222.2	970	6839.8	987	12003.8	1544	21347.8	1171	64011.0	1208	23107.3	1237	23107
農林業	15	22.2	7	99.8	13	39.1	15	146.5	14	48.3	17	203.2	28	128.5		
水産業	14	25.1	5	7.8	6	12.0	5	22.9	2	10.3	6	20.3	1	6.0		
鉱業	7	37.9	2	153.4	3	56.0	8	144.3	16	262.3	7	6840.8	6	397.0		5.6
製造業	549	1404.1	555	3110.2	655	4818.4	639	8270.9	985	10882.5	455	28902.4	388	3942.8	478	5979.3
電気、ガス、水道の生産、販売			2	17.2	1	20.4			7	9.6	1	3.7	32	183.9	6	2952.6
建設業	7	25.3	15	212.8	32	171.1	40	641.4	73	993.3	142	492.1	124	652.0	174	1816.0
卸売、小売；自動車、バイク、家具の修理	5	7.6	18	38.2	10	99.3	15	141.1	11	129.9	29	54.8	152	261.1	177	462.1
ホテルおよび飲食	20	140.2	6	141.0	13	61.8	20	498.4	38	1968.1	17	1350.2	45	9156.8	39	315.5
運輸、倉庫、通信	10	15.3	9	56.3	28	684.2	24	52.3	30	356.5	23	1882.1	131	299.8	93	987.5
金融、信用	1	0.8	10	30.6	4	145.9	2	32.0	4	32.3	1	62.6	2	100.0	3	59.1
不動産	88	183.7	63	200.9	177	460.8	142	1818.8	327	6114.8	447	23702.8	254	7808.4	33	6827.9
教育、訓練	15	6.7	14	14.6	15	25.8	9	22.1	13	11.6	12	86.7	12	30.4	8	74.4
医療、社会援助活動	1	2.3	8	16.5	5	203.4	7	7.9	12	112.5	7	402.9	11	15.0	9	205.6
文化・スポーツ活動	9	24.5	8	121.2	3	21.1	13	189.1	9	410.3	4	5.8	13	107.4	8	62.3
個人、社会への支援サービス	7	7.0	1	1.7	5	20.5	48	16.1	3	5.5	3	0.6	9	18.2	6	4.6

出所：統計出版社の『Nien giam thong ke』（統計年鑑）、2003 年～2010 年のデータに基づいて作成した。投資総額は、既に認可されたプロジェクトの追加投資額を含む。

このようにしてみると、共通投資法の施行後に、業種別外国投資動向の特徴として、不動産やホテル・飲食といった非製造業の比率が増加している一方、製造業の比率は減少している点が挙げられる。ただ、図表にはないが2011年には政府の金融引き締め政策によって不動産市場が凍結されたから、不動産分野への投資は急速に減少した。投資額は、2010年投資総額の34.3%から5.8%までに急減した。その代わりに、製造業・建設業に投資する金額は、2010年投資総額の51.1%から2011年の76.4%までに増加した。⁽⁵⁾

なお、共通投資法施行後の2009年に、外資100%の参入可能となった小売流通業が注目される。同年における小売流通業の新規投資は、約2.1倍の4億500万ドルとなった。流通業の外国投資に対しては、地場企業の保護政策の一環とみられる「エコミックニーズテスト」が課されている。これは、出店地域の小売店舗数、市場の安定性、人口密度など地域特性に基づく審査で、「ベトナム版大規模小売店舗法」とも呼ばれており、外資小売業者が2店舗目以降を設置する場合の障壁となっている。しかしながら、小売流通業への外国投資が伸びたのは、ベトナムが生産拠点としてだけでなく消費市場としても注目されていることの現れといえよう。⁽⁶⁾

第2節. 共通投資法施行後の日本企業の投資動向

第1項 急増する日本企業のアジア投資

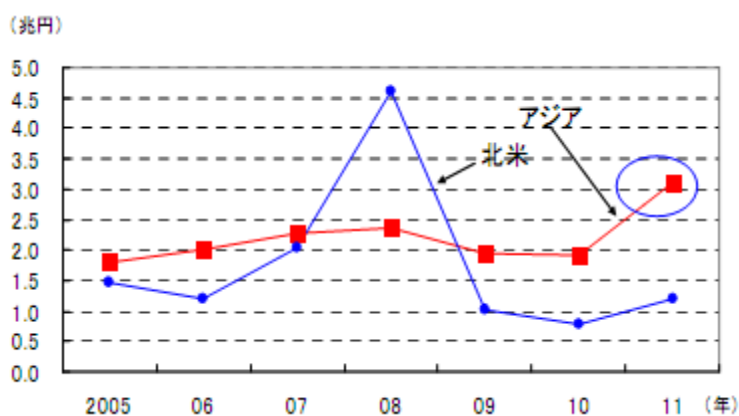
図表 V.5 および V.6 は、日本の財務省が発表した「国際収支状況」の対外直接投資統計(地域別)である。この図表 V.5 によると、2005年から2010年まで、日本の対アジア直接投資は2兆円前後から2.5兆円の間を維持していた。対北

⁽⁵⁾ Vneconomy (ベトナム経済) 電子新聞 (<http://vneconomy.vn>)、2011年12月30日。

⁽⁶⁾ 日本貿易復興機構(ジェトロ)(編)、前掲書(2011年)(第2部:国・地域別編の「ベトナム」)、4頁、(<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2011/>)。

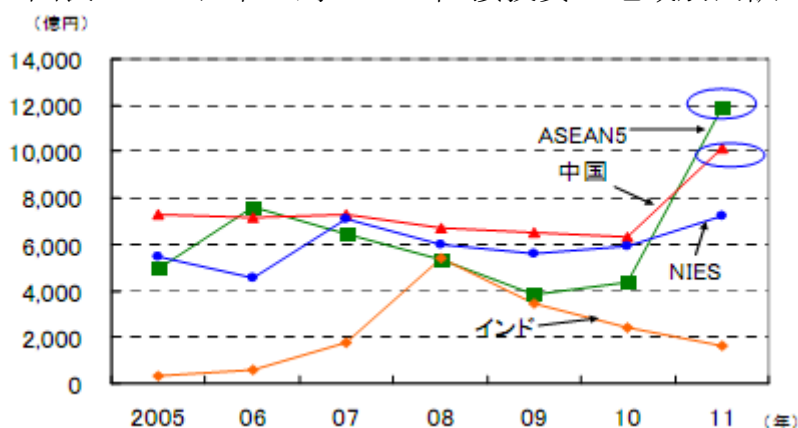
米直接投資は対アジア直接投資より低かったが、2008 年に対アジア直接投資を大きく上回り、ピークの 4.5 兆円までに急増した。しかし、アメリカ発の金融危機が顕在化した 2009 年以降、対北米直接投資は大きく落ち込んだままの状態となった。2011 年の日本企業の対アジア直接投資は、上期に東日本大震災、下期にタイの生産拠点が洪水にみまわれる影響を受けたにもかかわらず、前年比 63%増の 3.1 兆円に急増し、対北米直接投資との差をさらに広げた。

図表 V.5：日本の対北米・対アジア直接投資



出所：日本の財務省の「国際収支状況」のデータに基づいてみずほ総合研究所が作成
(<http://www.mof.go.jp/>及び<http://www.mizuho-ri.co.jp/>)

図表 V.6：日本の対アジア直接投資・地域別内訳



出所：日本の財務省の「国際収支状況」のデータに基づいてみずほ総合研究所が作成
(<http://www.mof.go.jp/>及び<http://www.mizuho-ri.co.jp/>)

図表 V.6 より日本の対アジア投資の内訳をみると、2006 年以降、減少傾向にあった ASEAN5（タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム）向け投資は、2011 年に増加し、2008 年以降伸び悩んできた中国向け投資を逆転した。インド向け投資は減少傾向が続いたものの、ASEAN5 と中国向けの急増に加え、NIES（韓国、台湾、香港、シンガポール）向けも伸びを高めたことから、アジア全体では大幅な伸長となった。

第 2 項 日本企業の対ベトナム投資の推移

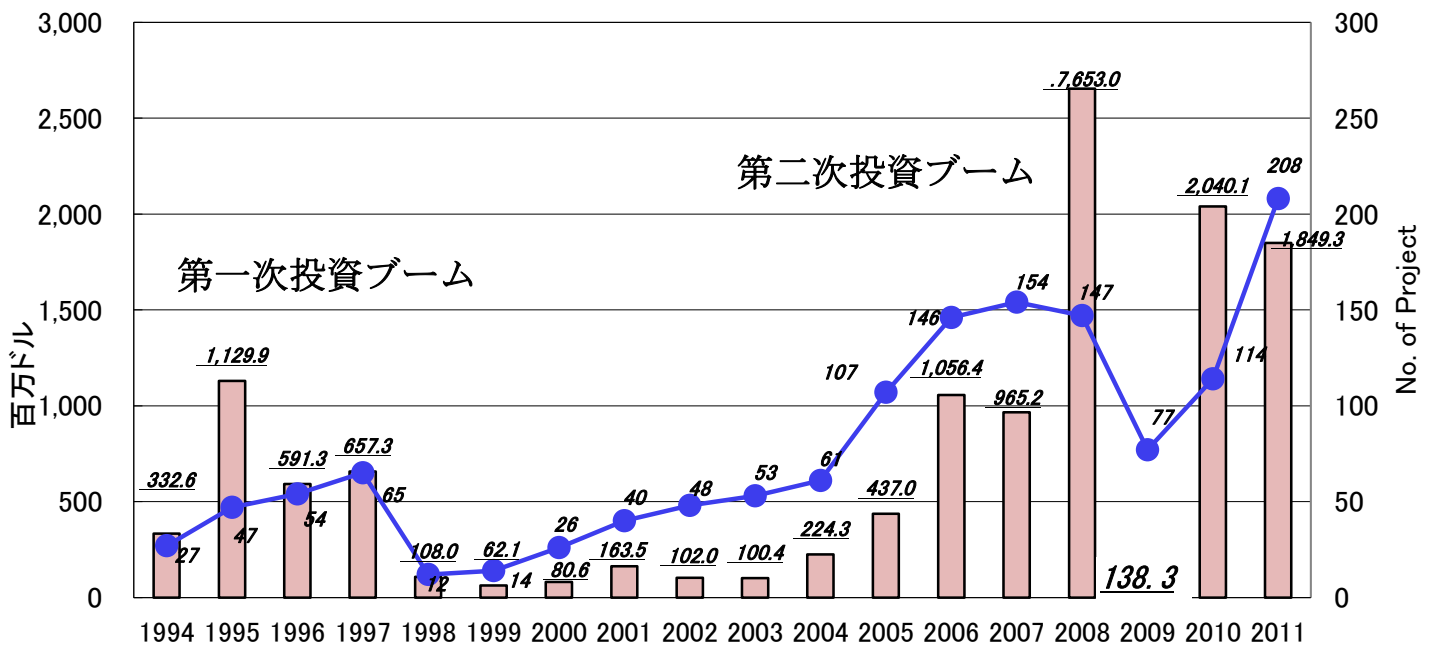
日本の対ベトナム直接投資は、90 年代以降、個別投資法が制定され、日本からの ODA も再開されたことなどを契機に増加した。1995 年以降は、急激な円高による海外生産シフトなどもあり、セメント、家電、自動車、バイク、コンピュータ部品等の分野で大手メーカーの進出が集中し、早くも 1997 年に対ベトナム投資流入額についてはピークを迎えている。1998 年は、円安、日本経済停滞の影響もあり、対ベトナム投資は大型案件が減少し、機械金属部品、縫製業、雑貨等の分野の中小規模投資が主流となった。

1998 年以降は、アジア通貨危機の影響もあり、投資家の意欲自体も減退したことから、その後しばらくは投資流入が低迷していた。しかし、2004 年頃から対ベトナム投資は回復し、その後、共通投資法が施行される 2006 年から 2008 年にかけて急速に増加した。その背景として、日系を含め各種工業団地が整備され、外国企業の投資に対する法制が整備されたこと（共通投資法）などが呼び水となったほか、中国一極集中リスクヘッジのための「中国+1」の投資先として、ASEAN 諸国の中でも政治的に安定しているなど、魅力の多いベトナムに注目が集まったことが挙げられる。⁽⁷⁾

以下では、共通投資法の制定時点を中心として日本企業の投資件数、金額および投資業種、投資地域などの変化について分析する。

⁽⁷⁾ 国際協力銀行『ベトナムの投資環境』国際協力銀行、2008 年、23 頁。

図表 V.7：日本企業の対ベトナム新規投資認可件数および金額



1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011

出所：日本貿易復興機構（ジェトロ）「2012年ベトナム一般状況～数字で見るベトナム経済～」、2012年9月発表、37頁、ジェトロのホームページ (<http://www.jetro.go.jp>)。

第1は、日本企業の投資件数と総額である。2004年前後から日本企業のベトナム向け投資は、件数、金額とも大きく拡大し始めた。図表 V.7 によると、まず日本企業の投資件数は、2004年の61件から2005年には107件までに増加した。そして、共通投資法が発効された2006年の投資件数は、前年比36%増の146件となった。2007年と2008年は、日本企業の「第1次投資ブーム」において頂点を示した1997年の65件の倍増以上の154件、147件と過去最高を示した。しかし、2008年の世界金融危機の影響を受け、2009年の投資件数は77件で大きく落ち込んだが、2010年以降は再び増加基調に転じている。2010年の日本の直接投資件数は114件になり、2011年は208件までに急増して過去最高を記録した。

次に、日本企業の対ベトナム新規直接投資額は、「第1次投資ブーム」が終わった後に低迷していたが、2004年には前年比の約2倍と急増し、共通投資法が発効した2006年には10億を超えて過去最高の投資金額の2番目になった。2007年は投資金額が少し減少したが、2008年には大型の案件が認可されたため、過

去最高の投資金額を記録し、「第2次投資ブーム」となった。しかし、2009年には前年の世界金融危機の影響で、日本からの投資金額はわずか1億3830万ドルで大きく落ち込んだものの、2010年の日本からの直接投資金額は20億4000万ドルとなり、前年の約15倍と大きな伸びを示した。同年の新規投資額のうちおよそ半分（10億ドル）が神戸製鋼によるゲアン省（添付資料（1）を参照）での鉄鋼開発案件であるが、同案件を差し引いた後の投資額で比較しても2006年（10億5640万ドル）、2007年（9億6520万ドル）の規模まで回復したことになる。

図表 V.8：対ベトナム投資累計金額（百万ドル）

順位	国名	累計金額（現在2012年4月まで）
1	日本	25,759.08
2	シンガポール	24,136.72
3	韓国	24,055.88
4	台湾	23,553.18
5	マレーシア	18,890.05

出所：ベトナムの統計総局の「*Tình hình kinh tế xã hội hàng tháng*」（毎月^⑧の経済・社会状況）のデータに基づいて作成。

現在、日本からの視察も増えており、世界金融危機を経て、日本企業による「ベトナム投資ブーム」の再来ともいえる状況がみられる。^⑧2011年と2012年の最初の四半期には、日本企業はシンガポール、韓国などの国の企業より高い投資金額を維持していた。そのため、図表 V.8 によると、日本の対ベトナム投資累計額は2012年4月現在、シンガポールと韓国を越えて1位となった。

図表 V.7 を見てわかるように、日本企業の投資額と件数の急増は、共通投資法の発効年の2006年に大きな変化を見せた。その原因は、日本企業が共通投資法の発効によりベトナム投資環境が改善されることを期待したからである。だ

^⑧ 日本貿易復興機構（ジェトロ）（編）、前掲書（2011年）（第2部：国・地域別編の「ベトナム」）、7頁、(<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2011/>)。

から、共通投資法の発効は、日本企業の進出決定に影響を与えたとも言える。しかし、世界金融危機の影響を受けた後、日本企業がベトナムへ進出した最大の理由は、円高の影響である。経済産業省が2011年8月に実施した「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」によると、円高が半年以上継続した場合の対応策として、大企業（製造業）では46%、中小企業では17%が「生産工場や研究開発拠点の海外移転」を選択している。⁽⁹⁾

第2は、日本企業の業種別投資である。日本からの業種別直接投資状況は、図表V.9の1988年から2011年4月までの累計で見ると、製造業の件数が907件で全体の61.6%を占め、総投資額が183.38億円で全体の86.5%を占めている。同期間の累計で世界の企業がベトナムの製造業に投資した総額は975.25億ドルで全体の49.2%を占めている。これと比較すれば、日本企業の業種別投資では製造業比率が80%以上と非常に高い。

図表V.9：ベトナムの製造業への外国投資累計（1988年～2011年4月）

	件数	構成比 (%)	投資額 (百万ドル)	構成比 (%)
日本企業	907	61.6	18338.6	86.5
全世界	7501	59.2	97525.2	49.2

出所：計画投資省、統計総局の「Thong ke dau tu」(投資統計)に基づいて作成。

さらに、製造業の内訳をみると（図表V.10）、共通投資法が発効した後、食料品、ガラス・土石、鉄・非鉄・金属、電気機械器具などの業種は以前より大きく拡大された。食料品に関して、2005年は投資額がわずか3億円であったが、2006年には前年の約7倍もの増加で20億円となった。そのうち、共通投資法が発効した2006年7月から2006年12月までの投資額は、12億で2006年の上半期の1.5倍となった。2006年以降にも、食料品への投資額は増加し続け、2011年に111億円で過去最高を記録した。また、電気機械器具に関しても、投資額

⁽⁹⁾ 日本の経済産業省のホームページ (<http://www.meti.go.jp>)。

は2005年の61億円から2006年の115億円となり、2011年には製造業の中でも投資金額が高い（217億円）業種となった。

図表 V.10：日本からの対ベトナム業種別投資

単位：億円

	2005		2006 1月～6月		2006 7月～12月		2006		2007		2008		2009		2010		2011	
	金額	比率			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
製造業	食料品	3	1.7	8	11	20	4.6	30	6.3	61	8.2	23	5.1	28	8.1	111	13.0	
	繊維	15	7.3			▲1		10	2.1	20	2.7	6	1.3	1	0.3	19	2.2	
	木材・パルプ	X			2	16	3.7	17	3.6	29	3.9	0	0.0	24	7.0	67	7.8	
	化学・医薬	28	14.1	28	12	40	9.2	10	2.1	78	10.5	▲9		29	8.4	50	5.9	
	石油	X								X		X		X		X		
	ゴム・皮革	6	3.1	12		15	3.4	6	1.3	32	4.3	3	0.7	9	2.6	9	1.1	
	ガラス・土石	1	0.5	4	▲2	▲6		30	6.3	48	6.4	7	1.5	59	17.1	▲5		
	鉄・非鉄・金属	21	10.2	18	26	44	10.1	33	6.9	97	13.0	159	35.2	50	14.5	154	18.0	
	一般機械器具	25	12.3	22		37	8.5	31	6.5	66	8.9	53	11.7	49	14.2	78	9.1	
	電気機械器具	▲61		57	58	115	26.3	178	37.2	119	16.0	86	19.0	27	7.8	217	25.4	
	輸送機械器具	105	52.0	16	22	38	8.7	57	11.9	106	14.2	51	11.3	13	3.8	137	16.0	
	精密機械器具	18	8.7	25	28	53	12.1	39	8.2	8	1.1	19	4.2	30	8.7	0	0.0	
製造業（計）	202	100.0	228	209	437	100.0	478	100.0	745	100.0	452	100.0	345	100.0	854	100.0		
非製造業	農・林業	▲1				X		X		X								
	漁・水産業	.				.		.		X								
	鉱業	▲2		▲11	▲5	▲16		▲17		▲13		▲1		17	5.8	14	2.2	
	建設業	▲3				18	17.0	▲3		5	1.3	4	5.1	▲3		1	0.2	
	運輸業	0			9	9	8.5	13	15.3	8	2.1	9	11.4	6	2.1	21	3.3	
	通信業	X				.		2	2.4	4	1.0	4	5.1	1	0.3	25	3.9	
	卸売・小売業	▲7				13	12.3	34	40.0	▲9		32	40.5	7	2.4	44	6.9	
	金融・保険業	.				63	59.4	19	22.4	360	93.5	18	22.8	240	82.5	500	78.0	
	不動産業	2	5.9			0	0.0	8	9.4	1	0.3	X		5	1.7	14	2.2	
	サービス業	6	17.7			18	17.0	21	24.7	20	5.2	12	15.2	17	5.8	21	3.3	
非製造業（計）	▲34	100.0	39	67	106	100.0	85	100.0	385	100.0	79	100.0	291	100.0	641	100.0		
合計	168		267	276	543		562		1,130		531		636		1,495			

出所：日本の財務省「国際収支状況」の資料により作成。国際収支ベース（▲は日本への流入）。報告件数が3件に満たない項目は、個別データ保護の観点から「X」と表示している。該当データが存在しない項目は、ピリオド（「.」）で表示している。「製造業（計）」、「非製造業（計）」は、各内訳項目、Xに、それぞれ「その他製造業」、「その他非製造業」を加えた合計であり、表上の各業種の合計と必ずしも一致しない。

他方、非製造業では、共通投資法の発効以前と以後には大きな変化があった。2005年に、非製造業からは34億円が日本に流入したが、2006年に入ると、ベトナムの非製造業への投資は106億円となった。そのうち、2006年の上半期は

39 億円、下半期は上半期の 1.7 倍で 67 億円となった。そして、非製造業への投資は年々に増加しつつ、2008 年は 385 億円で、2011 年は 641 億円となった。結果として、2006 年に非製造業は全体の 19%を占めていたが、2011 年には 42%までに拡大した。

さらに、非製造業の内訳をみると、金融・保険業は最大のシェアを占め、非製造業の成長に大きく貢献した。2006 年に金融・保険業は非製造業の 59%、全体の 11.6%を占めたが、2008 年には非製造業の 93.5%、全体の 31.8%となった。そして、2011 年には、金融・保険業は非製造業の 78%、全体の 33.4%までに増加した。

このように、共通投資法の発効以降に、日本からの投資業種には大きな転換があった。それは製造業の中心から非製造業へ拡大したことである。非製造業の中で金融・保険業の役割は最も大きかった。金融・保険業が増加した主要因は、共通投資法が M&A の投資形態を認可したので、日系金融・保険業がアジア展開の加速を図るために地場企業の M&A を実施したことである。

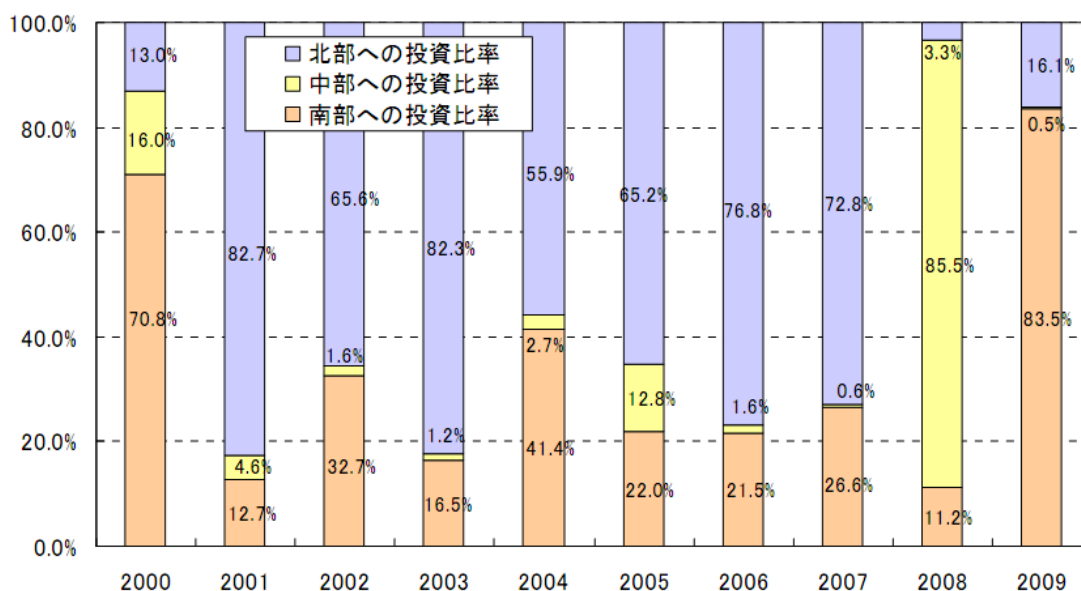
第 3 は、日本企業の地域別投資である。日本企業のベトナム向け投資は、2000 年までは南部における投資比率が高かったが、2001 年以降 2007 年まで、北部向けが増加している（図表 V.11）。それは 2000 年にタンロン、野村ハイフォンなどの北部の工業団地が完成され、日本企業の製造業への進出を集めたからである。また、部品生産の中心となった中国と近いから、北部に進出した製造業系企業は部品を調達するためのコストを削減できる。その上に、北部の労働賃金は南部より安いから、多くの労働者を使用する日本企業は北部への進出を選択した。しかし、2008 年は中部、2009 年は南部で大型の投資案件があり、それぞれ 8 割以上の投資比率を占めた。

計画投資省の外国投資局の報告⁽¹⁰⁾によると、2011 年 5 月までに、日本企業はベトナムの 44 省に投資した。その中で、投資案件が一番多いのはインフラがか

(10) ベトナム計画投資省の外国投資局のホームページ (<http://fia.mpi.gov.vn/>)、2011 年 6 月 6 日。

なり整備されたハノイ、ホーチミン市、タンホア省（中部）、ドンナイ省（南部）（添付資料（1）を参照）である。これらの都市、省における日本企業の投資総額の 66.3%を占め、139 億ドルとなった。その内、タンホア省（添付資料（1）を参照）は投資案件が 8 件、投資金額が 68.5 億ドル、全体投資総額の 32.7%を占め、ハノイは、355 投資案件で投資金額が 31 億ドル、投資総額の 14.8%を占めた。また、ホーチミン市は、投資件数が 394 件で、投資総額の 11.4%で 23.7 億ドル、ドンナイ省（添付資料（1）を参照）は 101 投資案件で、投資金額が 16.6 億ドル、投資金額の 7.4%であった。

図表 V. 11：日本企業からの地域別投資



出所：国際協力銀行『ベトナムの投資環境』国際協力銀行、2011年、31頁。
北部、南部、中部については添付資料（1）を参照されたい。

第3節. 日本企業が見た「ドイモイ I」の投資環境上の問題点

第1項 投資環境上の特徴

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、アジアに進出する日系企業に対し、現地での活動実態に関するアンケート調査を1987年度から毎年度実施している。調査項目は、営業利益見通し、今後の事業展開、経営上の問題点、投資環境上の問題点などに分けられる。

本項では、2002年から2011年におけるジェトロの調査結果からベトナムの投資環境上の問題点を取り出し、以下の図表V.12に作成した。以下、この図表から投資環境上の特徴を読み取ってみよう。

図表 V.12：ベトナムの投資環境上の問題点

単位：%

	不安定な政治・社会情勢	インフラの未整備	政府の不透明な政策運営	行政手続きの煩雑さ	税務手続きの煩雑さ	法制度の未整備・不透明な運用	出資比率制限などの外資規制	知的財産権の保護
2002年	7.4	72.1	47.1	45.6	30.9	50.0	4.4	
2003年	5.0	63.8	61.3	55.0	40.0	65.0	8.8	
2004年	3.5	59.3	52.3	55.8	38.4	55.8	5.8	
2005年	2.4	67.1	58.5	41.5	39.0	43.9	2.4	15.9
2006年	6.0	53.7	44.8	53.7	38.8	43.3	3.0	11.9
2007年	3.8	73.1	40.4	48.1	30.8	51.9	11.5	15.4
非製造業	3.9	76.9	42.3	46.2	38.5	57.7	19.2	23.1
製造業	3.9	69.2	38.5	50.0	23.1	46.2	3.9	7.7
2008年	11.2	65.6	51.2	60.0	32.0	41.6	6.4	10.4
非製造業	6.38	51.1	44.7	68.1	34.0	38.3	14.9	12.8
製造業	14.1	74.4	55.1	55.1	30.8	43.6	1.3	9.0
2009年	4.38	66.4	49.6	67.2	51.8	45.3	12.4	16.8
北部	6.35	68.3	46.0	74.6	55.6	49.2	6.4	12.7
南部	1.43	62.9	51.4	62.9	48.6	42.9	18.6	21.4
2011年	5.33	64.0	44.0	50.7	44.0	49.3	6.0	8.7
北部	1.61	64.5	48.4	53.2	59.7	51.6	3.2	8.1
南部	8.24	62.4	38.8	47.1	32.9	48.2	8.2	9.4

出所：日本貿易振興機構（ジェトロ）の「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2002年～2011年）に基づいて作成。

第1は、安定した政治・社会情勢である。同調査アンケートによると、タイおよびインドネシアに進出した日系企業の20%以上は政治・社会が不安定だと答えていた。これに対して、図表V.12を見ればわかるように、ベトナムの政治・

社会情勢はかなり安定している。不安定と判断した企業は、2008年以外にわずか4%~5%でしかない。だから、アジア諸国の中でも、ベトナムは極めて政治・社会が安定した国と捉えられているといえる。ただ、ベトナムでは2008年に最も高い11.2%となったが、その理由は、ホーチミン市東西ハイウェイ建設事業に絡むPCI社（日本）とHuyhn Ngoc Sy（フィン・ゴック・シー）（ホーチミン市公共事業局副局長）の間の贈収賄事件が発覚し、ベトナム向けODA優待融資は停止されたからである。

第2は、インフラの未整備である。各年度の全体を見ればすぐ分かることは、インフラの未整備という問題点がいつもトップの位置を維持してきたことである。2002年から現在まで、インフラの未整備は、まだベトナム投資環境にとって最大の問題だと言える。インフラ案件の中でも、特に現在のベトナムにとって重要なのは電源開発である。2009年より夏場の計画停電が頻発し、製造業にも多大な影響が出ている。このまま、電力の安定供給ができない状況が続けば、これまで堅調であった外国投資を停滞させることにもなりかねない。

ところで、この10年間、インフラ未整備の問題がなかなか解決できないのはいくつかの原因がある。1つに、ベトナムは経済停滞の状況から短期間に経済が急成長したから、インフラの整備では経済成長が求める需要に対してすぐに対応できないことである。2つに、インフラを整備するためには大量の資金が必要であるが、ベトナム政府の資金が限られていたことである。そのため、ほとんどのインフラ整備案件の資金はODA資金に依存している。3つに、ベトナム政府は経済発展のためにインフラの整備が不可欠であることを認識していたが、インフラの建設・投資管理の能力がまだ低いのでインフラ工事の品質が低く、インフラ整備向けの資金が無駄に使用されたことである。そのため、完成して使用し始めたばかりのインフラが、直ぐに壊れてメンテナンスしなければならない事例は決して少なくない。

第3は、行政手続きの煩雑さ、法制度の未整備・不透明な運用、現地政府の不透明な政策運営である。各年度によって順位の変動はあったが、この3つの

問題は投資環境の問題点の上位 2 位か 3 位を占めてきた。調査企業の 50%前後は、この 3 つの問題がベトナムの投資環境の問題点であるとしていた。そして、30%以上の企業が、税務手続きの煩雑さも投資環境上の一つの問題点だと答えた。

第 4 は、出資比率制限と知的財産権の保護である。個別投資法の改正および WTO の加盟とともに出資比率制限などの外資規制は段々緩和されたので、それが投資環境の問題点だとした企業は 10%前後に止まっている。また、知的財産権法の制定と知的財産に関する分野への投資案件がまだ少ないから、知的財産権の保護が投資環境の問題点だと答えた企業は少ない。ただ、今後、問題になるであろう。

第 5 は、非製造業と製造業、北部と南部の相違点である。非製造業と製造業に分けた 2008 年と 2009 年のデータを見ればわかるように、非製造業も製造業も共通の問題点をかかえている。しかし、外資規制および知的財産権の保障に関する問題点は、製造業より非製造業に大きな影響を与えた。また、北部と南部に分けた 2009 年および 2010 年のデータをみれば、南部の投資環境は北部よりかなり早く改善されたと言える。例えば、政府の不透明な政策運営に関しては、南部には 51.4%から 38.8%に減少したが、北部には 46%から 48.4%に増えた。税務手続きの煩雑さでは、南部には 48.6%から 32.9%へ減少したのに対して、北部には 55.6%から 59.7%に増加した。

以上を総括するならば、各問題点は各年度によって比重の変動もあったが、全体として改善はみられなかったと言える。つまり、投資環境上の問題点は 10 年間の間にまだ徹底的に解決できなかったのである。

第 2 項 行政制度・行政運営に関わる問題点

本節第 1 項に述べたように、ベトナムの投資環境上の問題点の中で、行政制度・行政運営に関する問題点が多いことが明らかになった。本項では、『貿易・投資円滑化ビジネス協議会』のアンケート調査結果を活用して行政制度・行政

運営に関する問題点は、具体的にどんな問題なのかを考察してみることにする。

『貿易・投資円滑化ビジネス協議会』は、約 130 の日本の貿易関連団体で構成されている。同協議会は、2010 年 10 月、世界 89 の国と 5 つの地域統合をカバーする『2010 年版各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を作成・公表した。これは日本企業が世界各国および地域統合においてビジネス上直面している貿易および投資の問題点とその改善要望事項を調査するべく、『貿易・投資円滑化ビジネス協議会』がその参加団体のメンバー企業に実施したアンケート調査（2010 年 1 月実施）を取りまとめたものである。そのアンケート調査に見られるベトナム投資環境上の問題点（I）は、行政制度に関わる問題点と行政運営に関わる問題点（II）に分けることができる。

第 2 項の（I） 行政制度に関わる問題点

行政制度に関わる問題点は、以下の 5 項目にカテゴライズすることができる。以下、各カテゴリの内容を略記してみよう。

第 1 は、*制度改革や施行細則の遅れ*である。

1) 2009 年 1 月、個人所得税法および法人税法が改正された。しかし、その施行前の政府議定が 11 月、細則が 12 月に発令されたが、改正法の発効までの期間が短く、会社に関わる内容を検証する時間がない。

2) 2008 年 8 月に導入された輸入規制時限措置が延長され、輸入申告手続きが煩雑化や時間を要する点が改善されていない。

3) 2008 年 12 月末までの時限立法であった自動輸入ライセンス制度が現在も継続している。当制度は、一部品目の輸入において商工省への事前の許可申請を義務付けるものである。申請書類を商工省が受領して 10 日後に許可書が発行され、当該許可書を税関に提示し通関するのであるが、非常にリードタイムがかかり、ビジネスに多大な悪影響を及ぼす。

4) 提出書類において船積毎に銀行の支払い証明を提出する仕組みは各企業、各銀行にて大きな負担となっている。

5) 2009年1月より個人所得免税の税制改正が実施されたが、細則が決まらず、後々になって細則決まった。そのため、税制改正に対する確認作業や修正作業に多大な時間を消費することとなった。

6) 2009年7月、社会・健康保険の申請用紙・手続きに変更があったが、実際に変更後の用紙が回付されたのが11月であったので、7月に遡って作業をやり直さなければならなかった。

第2は、法令などの未整備や突然の変更である。

1) ベトナム政府は、各法律を常に突然変更してくる。また、その法律が不明瞭で、いつでも問題を生じている。法律を施行したにもかかわらず不明瞭なため、変更したり撤廃したりを繰り返している。

2) 汚水処理基準が工場建設途中で厳しくなり、設置済の設備機械が使用できなくなった例がある。

3) ベトナムで損金算入が認められている費用は、税務署から発行された公式インボイスに限られているが、公式領収書を発行できない業者があり、現状のニーズに合っていない。

4) 2009年1月から突然、EPE企業⁽¹¹⁾に対しても輸送費にVAT（付加価値税、日本で言う消費税などに相当する）が課せられることになり、商工会議所を中心としてだいぶ反発をしたと聞いているが、夏ごろにはそれもなんとなく声を静め、そのまま輸送業者からの請求に基づいて支払いをしていた。しかし、突然、11月になり、この法案が撤廃されるようだとの情報から輸送業者から伝わってきた。

5) 法人税、関税などのルールが頻繁に変更され、実務上困難である（会計システムも対応させなければならない）。

6) ビジネスチャンスが増大している地域にあって、税制の変更が多く、支店を開設して事業を進めるに当たり、税制の不透明さにより事業計画がキチンと

⁽¹¹⁾ EPE企業とは輸出加工型企業のこと、部材を輸入し、加工・生産した製品を輸出する企業のことである。

組めない問題が多々ある。

第3は、法律解釈の矛盾、不明瞭である。

1) 全体的に法制度が不明確で、法への適合・不適合の判断がつかないケースがままある。

2) 2009年1月、改正個人所得税法が施行された。居住者の定義として「最初の入国日から継続する12ヶ月間で、183日以上を超える滞在者」に加え、「ベトナムに滞在するための定期的な滞在先がある場合、滞在のために一定期間賃貸借契約を締結している場合」が追加され、その一定期間が90日とされているため、居住者の定義の解釈に矛盾と混乱が生じている。

3) ライセンスの認可取得の基準が不明瞭、取得可能時期も不明なことがある。

第4は、方針・政策の変更内容の不明瞭である。

1) 首相指示第1617/CT-TTg号により、2011年-2020年間に直接投資を誘致する優先分野が発表され、直接投資を呼び込むための方針と外資優遇政策の変更がなされたが、変更に関する明白な定義やガイダンス等がなく、不明瞭な点がある。

第5は、旧法と新法の非整合性である。

1) 2006年7月に統一企業法が施行されたが、同法施行以前に設立された会社には個別投資法の下で強制的に合弁会社の定款上、取締役会の議決に際し全会一致条項が適用されている。本条項に関し新企業法の規定に基づく内容に会社定款を改訂すべく日本側より提案しているが、現地パートナー側より主要項目全てに関し少数出資者の拒否権を保持することにより実質的に全会一致ルールの存続を主張し交渉が行き詰っている。

2) 会社が新企業法施行の前に設立されたため、全会一致などの旧規制に縛られているが、新企業法に基づきこれを見直すのに現地パートナーが反対し変更出来ない。

3) 個別投資法で会社の重要事項の決定については全会一致ルールがあったが、今般これが廃止されることになった。しかしながら、そのためには会社定款の変更が前提となり、会社定款の変更自体が全会一致ルールに縛られるため、実際上は改定できない。

第2項の(II) 行政運営に関わる問題点

行政運営に関わる問題点も、以下の4項目にカテゴライズすることができる。
以下、各カテゴリの内容を略記してみよう

第1は、手続き上の問題点である。

1) 労働許可証取得が煩雑・困難である。多種の書類をその都度求められ、労働許可証取得に要する期間が格段に長くなった。

2) 商品の認証取得、輸入通関などに膨大な時間を要している。

3) 現在、直販ライセンスや、新規拠点設立の申請を政府通じて行っているが、承認・稟議を受ける機関が多く、当該期間が長期化しており、販売機会の損失を招いている。

4) 輸出製品に使う材料・部品等を輸入する場合、一旦輸入時点で関税を支払い、その後輸出した時点で還付手続きを行なっているが、手続きが煩雑且つ還付に時間を要する点やその分の資金負担も大きい点が問題である。

5) **IMPORT DECLARATION** (輸入申告書) が税関から戻ってくるのが遅い(約15日かかる)。

6) 輸入通関時の品質検査で時間がかかっている他、輸入手続きに必要な書類も非常に多く、確認作業が異常に長い(1か月を超すケースも散見される)。

7) **Online custom (E-CUS)** について、インフラが悪く処理できない場合がある。その際マニュアルでの処理をしたくても、その都度レターの提出をしなければならない。

8) **AIR** の通関申請 **online custom (E-CUS)**、**E-CUS** で申請しその後空港税関での申告となっているが、実際には申告書類に管轄税関の押印が無いと空港税関で手続きされない。

第2は、行政担当官（第一線の職員）の恣意性や能力不足である。

1) 外資許認可窓口の対応の恣意性：商業分野でのベトナム政府の外資への開放ロードマップにしたがって、2009年から開放される分野での現地法人の活動範囲拡大申請書を当局担当とあらかじめ打ち合わせのうえで準備して提出に及んだが、上記への理解が浅い担当窓口で申請書類の受理を理由無く断られる。

2) 税務当局の恣意性：税制のあらゆる点で不明確な点が多く、突然税務当局の調査が入って予期しない不合理な納税を要求されることがある。

3) 急な制度変更に伴う行政機関窓口の認識不足や対応能力不足により、商活動に支障が生じている（例：Vietnam Register(VR)がミスタイプをして Quality Certificate（品質証明書）を発行してしまったために、通関の最終承認が入手できず、スムーズな販売ができず、客先より納期遅延のクレームを受けた）。

4) 輸入・輸出に係る関税について、特に輸出に使用された輸入品の関税還付の手続（指導）が税関の担当者ごとに異なり、結果的に還付されない。通関にて不当に金銭を要求される。

5) 自動車部品に関し、輸入関税の対象品種分類が、税務担当者によって異なる。

6) 同じ部品を輸入してもその時々で輸入税率が違う。

7) 通関手続きが煩雑で不明確である。係官によって差が生じる（関税不明確、船積書類フォームの統一性等）。

8) 国内輸出の際、輸出入の税関が異なると見解が異なり、手続きが煩雑になる。

9) 税関の担当者が変わると、やり方が変わる場合が多い、ルールが明確でない。

10) イレギュラーな通関処理を行う場合、通関職員個人による見解の違いから、種々の書類提出を求められる。

ところで、行政担当官（第一線の職員）の役割に関しては、Michael Lipsky（マイケル・リップスキー）が、第一線の職場でフェーストゥフェースの行政サ

ービスに従事する行政担当官を“street-level bureaucracy”（ストリート・レベルの官僚）と概念化した。彼によると、ストリート・レベルの官僚は現在の社会において「非常に重要な役割を占めている」⁽¹²⁾。というのも「彼らは通常、下級職員とみなされているが、彼らの仕事の多くは、政府によって『発給』されるサービスを現実的に受給者に提供することである。そればかりか、彼らの個人的な判断も、ひとたび一つにまとまると、組織の政策にまでなる」⁽¹³⁾からである。つまり、彼らの裁量による行為は、そのまま行政機関の施策による便益ともなり、裁定ともなりうるのである。従って、ある意味では、ストリート・レベルの官僚は「市民と国家の間の制度上の関係のさまざまな局面をかげながら」⁽¹⁴⁾、「市民に対して相当の影響力を持つ」⁽¹⁵⁾のである。上記のように、ベトナムにおける行政担当官（第一線の職員）に関する問題点は10項目ほどあった。今後の行政運営を改善するために行政担当官（第一線の職員）に関する恣意性や能力不足の問題を克服することは不可欠である。

第3は、当局の対応方針の不透明である。

1) 排水基準がCODおよび色によりA、B、Cに区分けされており、弊社合弁の製紙工場は、Aレベル達成により、排水許可を得ている。しかしながら、2009年の工場の立ち上げの過程で、他社（他業種）の汚染排水が問題化し、許認可プロセスが大変混乱し、安定操業までに多大な時間とコストが掛かった。

2) ケースバイケースで便宜を図るなどの理不尽な対応がある。

3) 外国投資家への開放を公約した分野への会社設立を申請したが許可されなかった。また、設立申請の日から15日以内に許可・不許可の決定をだすことが法令上義務付けられているが、業界の監督官庁から許可できないと口頭で言われた以外は、正式なLicensing bodyからの正式な連絡（許可・不許可）の連絡

(12) マイケル・リップスキー、田尾雅夫・北王路信郷（訳）『行政サービスのディレンマーストリート・レベルの官僚制—』木鐸社、1986年、17頁。

(13) リップスキー、同前訳書、17頁。

(14) リップスキー、同前訳書、19頁。

(15) リップスキー、同前訳書、18頁。

すらない。

4) ある合弁会社が、HCM 市・Hiep Phuoc（工業団地内）セメント中継ターミナル（合弁会社施設）内に高炉スラグの粉碎・混合設備を建設するため、当局（HCM 市人民委員会）に関連する事業ライセンスの認可申請を実施しているが、合理的、具体的理由のないまま申請より1年数ヶ月経たのに明確な回答がなく、事業進捗に多大な不利益、不便を被っている。尚、本件は同業他社による同種の事業は認可されているのにも関わらず、ある合弁会社が差別的処遇を受けている。また、在ベトナム日本大使館大使名で関係機関に対して書状を発信する等支援頂いているにも拘わらず、ベトナム側当局から明確な回答が得られていないものである。

5) 輸出入申請につき60日以内であれば訂正する事が認められているが、実際には修正申告はできない。

6) 損害保険マーケットにおいて、法律に違反する不適切な保険料割引等、募集上の違法行為（いわゆる「Asian Practice」）が黙認されており、コンプライアンス遵守を掲げる日系保険会社はローカルマーケットで公平な競争ができない。

第4は、地方担当官による法制度の恣意的な運用である。

1) 中央政府から地方人民委員会へ権限委譲されたが、行政執行力に地方省や担当官（第一線の職員）によってムラがある。

2) 支店開設許可申請にあたり、地方の担当者の見解が法律と異なったことから、法律に従った様式の許可取得に長期間必要となった。

第4節. 日本とベトナムにおける行政指導

前節において、行政制度・行政運営に関する具体的な事例をカテゴライズした。最近、国会・行政機関は、法律の整備、実施政策の明白化などに力を入れているから、行政制度の問題点は、以前よりだんだん改善されている。それに

対して、行政運営に関する問題点は、なかなか改善されておらず、ベトナムの投資環境に対して大きなマイナス影響を与えてきた。行政運営が改善されなければ、投資環境上だけではなく、ベトナム全体の経済の飛躍的発展は難しいことになる。

ところで、行政運営においては、行政指導という行政行為がみられる。日本の行政機関は、行政指導をよく活用して日本の経済・産業の発展に大きく貢献した。しかし、ベトナムでは、行政指導のような行政行為があるが、行政指導の概念は存在していない。第3節第2項に述べた実例の中にも、行政指導と関連する問題点が多いが、ベトナム研究者の中には、行政指導がベトナム行政機関（添付資料（3）の官僚機構という意味で使用する）の一つの課題だと指摘した人がまだいないようである。ベトナムの投資環境の問題点と言えば、煩雑な行政手続きは、いつも挙げられるが、行政運営、行政指導という言葉はまだ見られない。

そのため、本節は、日本における1993年の行政手続法以前の行政指導の概念について整理しながら、まず日本とベトナムにおける行政指導としての行政行為の類似点、相違点を論じてみる。

第1項 行政指導の定義と性質

行政機関は、法律の規定に従って行政行為を展開し、国民や企業などに作為・不作為を義務づける。これが行政機関の公式のやり方である。しかし、経済・社会における現象が常に進化・発達するから、この現象を完全にカバーする法制（一般的な法律および政省令）が常に完全に整備されていることは不可能である。法制は、実社会現象のあとを追いかけているのが実情である。社会において、必要な法律の規定がまだ整備されていない、または既存の法制が予期していないような事態が起こった場合、行政機関がその問題に対する解決策を法律の不備に帰して放置し、対策としての行政行為を拒否することは、行政機関

の任務として許されないのである。この場合には、法律および政省令の規定がなくても、行政機関は、「勧告」、「指導」、「指示」、「要望」、「助言」、「訓示」、「警告」という方法で国民や企業などに対し一定の行為（作為・不作為）を要望し、国民や企業などの自発的協力を得て、行政機関の行政目的を達成しようとすることがある。例えば、「産業不況を乗り切るためにかつて経済産業大臣が関係各社に呼びかけて操業短縮を実行させたり、都市における日照権紛争を回避するために市町村長が日照要綱を作り、高層建築物を建設する建築主に対してあらかじめ隣接地住民に建築計画を説明し、その同意を得ておくよう指導したりしてきた」。⁽¹⁶⁾ こうした行政機関の行為が行政指導である。

行政指導という言葉は、「特に昭和 48 年の石油ショックを機にマスコミを通じて人口に膾炙することとなった」⁽¹⁷⁾ という。こうして、行政指導という言葉自体は、「もともと学問上の用語でもなく、法令用語でもなく、マスメディアないしは、行政実務的な用語であった」⁽¹⁸⁾。そこで、これを行政法学で取り上げる際、多くの行政法学者、経済法学者が、行政指導についての定義を試みてきた⁽¹⁹⁾。ここで行政指導の学問上の概念として、代表的な法学者たちの定義を見て行こう。

元内閣法制局長官であった林修三は、1962 年に行政指導について次のように定義した。行政指導とは、「行政機関が、ある行政分野に属することがらについて、法令の執行・適用として、特定の個人・法人・団体などに強権的に命令・強制したり、または任意的ではあるが、法令の根拠に基づいてそういう者に対し指導・勧告・助言などをするのではなく、法令の根拠に基づかないで、行政機関として、こうしたい、ありたいと希望し願望するところを、相手方が実行

⁽¹⁶⁾ 原田尚彦『行政法要論』（全訂第七版補訂二版）学陽書房、2012 年、199 頁。

⁽¹⁷⁾ P・Q・R「行政指導とはどういうことか」『時の法令』第 529 号、1965 年、15 頁。

⁽¹⁸⁾ 塩野宏『行政法 I（第四版）行政法総論』有斐閣、2005 年、183 頁。

⁽¹⁹⁾ 行政指導の定義に関する詳細な情報は、金子昇平「行政指導の法的諸問題」『法学論集』第 16 号、駒澤大学、1977 年、121~125 頁；千葉勇夫『行政指導の研究』法律文化社、1987 年、3~8 頁を参照されたい。

するように働きかけることを意味する」⁽²⁰⁾とした。その後、林修三は、法令の根拠の有無を問わず、相手方の同意、協力という点に着目して行政指導の概念を展開していた。そして、1974年に彼は、行政指導とは「行政機関が、法令の根拠に基づいて、あるいは基づかないで、その行政機関の所掌事務ないし任務とされている事項に含まれることがらに関し、公的な立場において、当該行政機関として、こうありたい、こうしてもらいたいと希望し、願望するところを、相手方の自発的な同意、協力の下に実行するように働きかけること」⁽²¹⁾であると述べる。

成田頼明は、行政指導とは、「行政機関が、その所掌事務に属することがらについて、特定の個人、公私の法人・団体などに非権力的・任意的手段をもって働きかけ、相手方の同意または協力の下に、行政機関がかくありたいと望む一定の秩序の形成を目指して、これらの者を誘導する一連の作用をさすもの」⁽²²⁾であると定義した。

また、塩野宏は、行政指導とは、「行政主体が一定の公の行政目的を達成するため、行政客体の一定の行為（作為・不作為）を期待して、それ自体法的拘束力なく行政客体に直接働きかける行政の行為形式」⁽²³⁾であるとする。

高田敏は、「行政指導とは、行政機関が一定の行政目的を達成するために、相手方（特定の個人または法人そのたの団体）に対して、任意の協力・同意のもとに一定の行為（作為・不作為）をなすように求める作用である」とする。⁽²⁴⁾

室井力は、行政指導とは、「行政機関が一定の行政目的を達成するために相手方に働きかけ、それによって、行政機関の意図する行為（作為または不作為）

⁽²⁰⁾ 林修三「いわゆる行政指導について」『行政と経営』第8号、1962年、17頁。

⁽²¹⁾ 林修三「行政指導とその問題点について」『政治学論集I』駒澤大学法学部、1974年、23頁。

⁽²²⁾ 成田頼明「行政指導」、雄川一郎・高柳信一（編）『現代の行政（岩波講座現代法・第四卷）』岩波書店、1966年、132頁。

⁽²³⁾ 塩野宏『行政過程とその統制』有斐閣、1966年、187頁。

⁽²⁴⁾ 高田敏「行政指導と法律による行政の原理」『法学教室』（第2期第5号）有斐閣、1974年、84頁。

の実施を相手方に期待する行政活動形式」⁽²⁵⁾であるとする。

最後に、行政法学者の山内一夫の定義といえば、行政指導とは、「一定の行政上の目的を実現するために、行政機関が国民に対し一定の行為をするように、またはしないように指導すること」⁽²⁶⁾であるとする。

上記の行政法学者の定義を見れば、行政指導の定義のし方に若干のニュアンスの違いがあるが、幾つかの共通点を揚げられる。第1は、行政指導の目的が行政実務を円滑的に実施できるようにすることである。第2は、行政指導が強制力・拘束力などを持つ法的行為ではなく、単なる事実上の行為であることだ。第3は、相手方に一定の行為（作為・不作為）をするように指導することである。

こうした行政指導の概念を深めるために、山内一夫は、改めて次のように行政指導の主な性質について説明している。⁽²⁷⁾

第1は、服従の任意性である。行政指導は、指導であるから、それに従うかどうかは相手方の任意であり、相手方は、それを成程と思えば従うし、そう思わなければ従わないことができるのである。服従の任意性は、行政指導の代表的な性質である。

第2は、事後的行為としての性格である。事後的行為とは、法律的效果を生じない行為を指すが、確かに行政指導は、原則として事後的行為である。というのは、行政指導は行政機関の精神作用の発現ではあるが、命令的行為などと違って、相手方に対して拘束力を生ずる意思表示ではないし、また法律の規定によって法律的な効果を生ずることもないからである。

第3は、行政指導の積極性である。行政指導は、相手方に対して一定の行為をするように、またはしないように指導することをいうのであるから、行政機関のある行為が行政指導に当該するといいうるためには、相手方に対して一定の作為または不作為を積極的に求めるといいう行政機関自体の意思が存在するこ

⁽²⁵⁾ 室井力『現代行政法入門』（新版第2版）法律文化社、1990年、184頁。

⁽²⁶⁾ 山内一夫『行政指導』弘文堂、1979年、6頁。

⁽²⁷⁾ 山内、同前書、6~21頁。

とを要する。従って、そのような意思の積極性のない行政機関の行為は、たとえ事実的行為としての精神作用であっても、行政指導と見るべきではないである。例えば、税務事務局長の非課税通知は、具体的な事実が法律上または事実上の概念に当該するかどうかを判断する結果を表示し、行政機関自体の意思が存在しないから、行政指導ではないと言える。

第4は、行政指導の優位性である。行政指導は指導の一態様である。指導とは、指導する者が優位に立って、相手方に対し、その相手方が本来当然になすべき行為をするように進めることを意味する。換言すれば、指導は情報・知識・自覚などにおいて優位にある者と劣位にある者との間に成立する関係である。その意味において、優位性は、指導の要素であり、したがってまた、行政指導の要素であると言わなくてはならない。

こうした性質を有する行政指導は、日本の行政機関の特有な行政手段と言われている。戦後の日本においては、60年代以前には、行政機関はハードな行政手段（予算、補助金、許認可）をよく使用した。特に通産省は、外資割当や外資規制などの許認可権を握っていたから、非常に強力なリソースを持っていた。しかし、60年代以降に、国際化と企業の成長にともなって通産省がリソースを絶対的にも相対的にも喪失したから、ハードな行政手段からソフトな行政手段（ビジョン、行政指導）へシフトした。⁽²⁸⁾行政指導は、通産省を始め、各省庁の重要な行政手段の1つとなった。行政実務における行政指導は、政府によっても、地方公共団体によっても、幅ひろく、頻繁に活用されている。

しかしながら、「一時、通商産業省その他の産業行政当局が、外資の導入を『外資に関する法律』などの運用によって認めるにあたって、そういう外資企業の日本国内における事業活動についてすこぶる繁雑、詳細な制約を法令に基づかずに行政指導の形で果たしたため、“gyoseishido”として、そのままの言葉で米国などで通用すると言われた」。⁽²⁹⁾日本国外においては、上記の意味を有する「行

⁽²⁸⁾ 建林正彦「産業政策と行政」、西尾勝・村松岐夫（編）『講座行政学（第3巻）：政策と行政』有斐閣、1994年、98頁。

⁽²⁹⁾ 林、前掲論文、前掲誌（1974年）、25頁。

政指導に相当する包括的用語はないようであるが、我が国（日本）に限らず一般に行われている」⁽³⁰⁾といわれている。例えば、「アメリカでは、自発的な協力の要請 (appeal for voluntary cooperation) 仲裁 (mediation) 相談 (government counsel) などが正規の許可や命令のほかに経済規制の手段として用いられているし、西ドイツでも、教示 (Auskunft)、通知 (Mitteilung)、勸奨 (Beratung) 等の手段が用いられている」⁽³¹⁾。このように、「行政指導は他の国にもあり、日本固有の現象ではなく」⁽³²⁾、「ある意味では普遍的な性格を持っている」⁽³³⁾と考えられる。

これに対して、ベトナムの場合は、1986年の「ドイモイ I」で市場経済を導入し、法治国家を目指して政治行政システムを改革していた現在までの25年間の経ったが、行政指導という概念はまだ確立していない。その理由は、市場経済を導入したと言っても、長年に社会主義体制の下に運営されてきた行政システムがまだ十分に改革できず、ハードな行政手段から行政指導のようなソフトな行政手段へのシフトがまだ本格的に実施されていないからである。しかし、行政指導という概念が存在しないものの、行政実務上には行政指導のような行政行為が確かに行われている。

1993年、日本では、行政指導は、行政手続法によって合法化された。行政手続法は、上記の学説的定義を継承して行政指導を「行政機関がその任務または行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」と定義した（第2条6項）。1993年以前には、日本の行政指導は、現在のベトナムのように法律上の規定がなかった。それで、次の第2項と第3項では、1993年以前の日本と現在のベトナムにおける行政指導の行政行為としての類似点と相違点について論じてみよう。

⁽³⁰⁾ 金子昇平「行政指導の法的諸問題」『法学論集』（第16号）駒澤大学、1977年、124頁。

（）は筆者補充。

⁽³¹⁾ 成田頼明・荒秀・南博方・近藤昭三・外間寛『現代行政法』有斐閣、1990年、229頁。

⁽³²⁾ 中川丈久『行政手続と行政指導』有斐閣、2000年、198頁。

⁽³³⁾ 塩野、前掲書（2005年）、184頁。

第2項 行政指導の類似点

日本とベトナムの行政指導には、以下の類似点をあげることができる。

第1は、行政指導には、法律上の根拠があつてなされるものと、そうではなく法律上の根拠なしになされるものがあることである。法律上の根拠がある場合、直接の根拠と間接の根拠に二つに分けられる。直接の根拠というのは、「法律が、行政指導の具体的な形式である「勧告」、「指導」などを、相手にたいして行うことができると定めているケース」⁽³⁴⁾である。日本では、直接の根拠がある例としては、下請代金支払遅延等防止法第7条は、「公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号または第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金もしくはその下請代金および第四条の二の規定による遅延利息を支払い、またはその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする」と定めている。また、国民生活安定緊急措置法第7条は、「主務大臣は、指定物資を販売する者のその指定物資の販売価格が次の各号に掲げる品目の区分に応じ当該各号に規定する価格を超えていると認めるときは、その者に対し、当該各号に規定する価格以下の価格でその指定物資を販売すべきことを指示することができる」と規定している。あるいは、労働安全衛生法第9条は、「厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告または要請をすることができる」と定めている。

また、間接の根拠とは、「行政指導を行うとする事項について、勧告などの規定はないものの、それに関連する許可、認可、免許、承認、届出などの許認可権限を定めた法律が存在している場合である」⁽³⁵⁾。具体例としては、「大蔵省銀行局が銀行に対する検査権限を前提として行っている経営指導や役員人事の指

⁽³⁴⁾ 新藤宗幸『行政指導』岩波書店、1992年、65頁。

⁽³⁵⁾ 新藤、同前書、67頁。

導もこれにあたる」。⁽³⁶⁾

一方、法律上の根拠がない場合は、「事項に関連する許認可権限の規定もなく、一般的かつ総則的規定でもって、行政指導が行われている」⁽³⁷⁾ ことである。例えば、食料・農業・農村基本法第 21 条は、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型および地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする」と広い範囲の行政指導を規定している。

ベトナムも同様のよう、共通投資法第 80、81 条は、計画投資省が投資に関する法的文書を制定し、その執行を指導し、投資家に対し投資プロジェクトの実施を指導、サポートする責任を負うと定められる。共通投資法の実施細則第 77 条は、さらに計画投資省の権限・責任を詳細に規定している。その中に、投資に関する法的文書の施行を監督・指導することも定めている。

一方、法律上の根拠がない行政指導は、日本においても、ベトナムにおいても食品の衛生・安全、産業育成政策の実施などを支援するためによく活用されている。

第 2 は、行政指導のタイプである。行政指導を機能から分類すると、二つのタイプとするものと三つのタイプに分けるものがある。二つのタイプとするものの代表としては、山内一夫の分け方である。山内一夫は、行政指導を助言的行政指導と規制的行政指導に分ける。助言的行政指導とは、「相手方の私益のために行われる行政指導」⁽³⁸⁾ である。それに対して、規制的行政指導とは、「公益のために行われる行政指導」⁽³⁹⁾ である。

また、三つのタイプに分けるものとしては、塩野宏（「規制的行政指導」、「助成的行政指導」、「調整的行政指導」）、原田尚彦（「助成的指導」、「調整的指導」、

⁽³⁶⁾ 新藤、同前書、68 頁。

⁽³⁷⁾ 新藤、同前書、68 頁。

⁽³⁸⁾ 山内、前掲書、68 頁。

⁽³⁹⁾ 山内、同前書、68 頁。

「規制的な指導」)、成田頼明(「規制的・抑制的行政指導」、「調整的行政指導」、「促進的・助成的行政指導」)などのもとを揚げることができる。

塩野宏によれば、「規制的行政指導とは、行政の相手方たる私企業などの活動を規制する目的で行うものである」。「助成行政指導とは、私人に対して情報を提供し、もって私人の活動を助成しようとするものである」。「調整的行政指導とは、私人間の紛争の解決のための手法として用いられるものである」。⁽⁴⁰⁾

原田尚彦では、「農業上の作付指導、中小企業者への経営指導、税務相談などは、国民への情報の提供ないし技術援助を中心とした助成的指導である」。「住民や業界での利害の対立を調整し紛争の予防ないし解決をはかるために、行政庁が仲介、あっせんなどのかたちで市民生活に介入し法定外の作為・不作為を求める」ことは調整的指導である。そして、「本来ならば行政行為によって規制すべきところを勧告といったかたちで国民に協力を求める」ことは規制的な指導である。⁽⁴¹⁾

成田頼明によると、「規制的・抑制的行政指導」とは、「行政目的の達成上、秩序維持の障害となる行為または公益を阻害する行為を規制し、予防し、抑制するためになされる行政指導である」。「調整的行政指導」とは、「関係団体・関係業界などの利害が対立して好ましい一定の秩序または目的の実現・達成が不可能な場合に、関係官庁が介入して、利害の調整と妥協のために働きかけるかたちの行政指導である」。「促進的・助成的行政指導」とは、「中小企業の合理化・近代化のための指導、農家に対する作物・家畜などの指導、職業指導、生活指導など、相手方に対する促進的・助成的目的をもって行われるものがこれにあたる」。⁽⁴²⁾

ベトナムでも上記の全てのタイプの行政指導という行政行為がある。例えば、ベトナムの農業・農村開発省は、毎年農民協会を通じて農民を対象として農業技術、農業市場に関する助成的指導を行っている。また、ダナン市(添付資

(40) 塩野、前掲書(2005年)、184~185頁を参照されたい。

(41) 原田、前掲書、199頁を参照されたい。

(42) 成田、前掲論文、雄川一郎・高柳信一(編)、前掲書、145頁。

料（１）を参照）においては、公道でレースしているバイクは危険すぎるから、法律の規定がないものの、人民の命を守るために、公道レースのバイクを徴収し、市場で販売してその収入をガン患者に支援する規制的指導がある。

一方、相手の行動を操作する際の具体的な目標に応じて行政指導を分類すれば、新藤宗幸は 7 つのタイプに分ける。(1) 産業の育成・構造転換のための行政指導は、マクロな観点からの新規産業の育成、あるいは産業構造の転換を目的として行われる行政指導である。こうした行政指導においては、政府は計画などによってガイドラインを示し、さまざまな助成的な優遇措置を用いて、転換を誘導していく。(2) 事業の監督・保護のための行政指導は、産業界に対する行政指導の中に一番多い。この行政指導の前提は、行政指導を行う側と受ける側の間に、許認可権を背景とした継続的な厳しい法律上の監督関係が存在していることである。(3) 秩序の形成・維持のための行政指導は、相対的に広く社会的観点から実施される行政指導である。この中はさらに、経済市場の秩序、労働市場の秩序、都市環境の秩序の形成・維持、の三つに分類できる。(4) 紛争調停のための行政指導は、当事者間において紛争が生じた時に行われる行政指導である。但しここには、同一業界内部に生じた事業者間の紛争の調停や調整を含めないことにする。(5) 社会保障・社会福祉のための行政指導は、福祉関係の法律によって規定されている。こうした指導には、いわゆる措置以前の相談的、助言的指導から措置以降の指導までが含まれる。(6) 組織管理のための行政指導は、公私の法人の組織管理の改善を揚げて行われる行政指導である。こうした指導は、規制的ではあるが、民間企業に対する場合は助言的、助成的色彩が強いと言える。(7) 最後は表現、思想、信条の自由などに関係する行政指導である。⁽⁴³⁾

ベトナムもこの 7 つのタイプは共通している。例えば、2012 年に、金融市場の秩序を維持するために、国家銀行は、各商業銀行に対して貸出金利の 15% 以下に設定するよう求める指導を行った。また、住民の土地、財産などの使用权

⁽⁴³⁾ 新藤、前掲書、56～62 頁。

に関する紛争が起きる場合、裁判で解決する前に行政機関が仲介して当事者間の紛争を和解すること（紛争調停のための行政指導）もよくある。

第3項 行政指導の相違点

日本とベトナムにおける行政指導の相違点としては、以下の4点をあげることができる。

第1は、行政指導の普遍性である。本節の第1項に述べたように、行政指導は、日本だけではなく、欧米の諸国でも活用されている。特に、日本において行政指導は、様々な分野で行われ、行政機関の重要な行政手段の1つになった。それに対して、ベトナムでは、行政指導の概念はない。ただ、行政指導のような行政行為があるが、その行為は一般的に活用されるわけではない。行政指導の概念が明確に定義されていないから、時によって行政処分と思われる場合が多い。それで、なぜベトナムにおいて行政指導があまり活用されないのか。それには、以下の要因をあげることができる。

1つに、社会主義国としてのベトナムは、国営企業を中心にして経済体制を作っている。経済機構の中で、国営企業は大きな役割を果たしている。また、各国営企業はそれぞれの行政機関の直轄組織だから、国営企業と監督行政機関の関係は、下級と上級の関係になる。そのため、国営企業にとっては、行政機関からの指導が上級の命令と同様に服従しなければならない。だから、このような指導は行政指導ではなく、規制が強い命令と見られる。つまり、ベトナムには、国営企業に対して行政指導が行われないのである。

2つに、行政機関は民間企業や外資企業に対する指導も実施できるが、「ドイモイ I」の展開過程において人治システムから法治システムに転換することを目指すために、行政機関は、できるだけ法律の根拠がない行政指導を積極的に行わない。法律の規定がない事態が生じた時、臨時対応のために行政指導を活用するが、その後は、行政指導の内容を行政機関の議定、決定、通知など（添付

資料（４）を参照）に規定する。

３つに、日本では、行政手続きに行政指導がよく活用されると言われる。しかし、ベトナムでは、行政手続きを行う際、行政指導があまり活用されていない。理由としては、ベトナムの個別法は、行政手続きについて規定する条項を含むからである。例えば、共通投資法の場合、第６章第１節（第４５条から第５４条まで）は、投資登録、投資プロジェクトの審査、投資家選択などの投資手続きについて規定している。さらに、個別法が採択された後、この個別法を実施するために、施行細則は公布される。この施行細則は、当該個別法の規定に基づいて行政機関の権限、行政手続きなどの詳細な事項を定める。例えば、共通投資法の施行細則（政府議定第 108 /2006/ND-CP 号（添付資料（４）を参照））の第５章（第３７条から第６２条まで）は、投資プロジェクト書類の申請、投資登録、投資審査、審査期限、投資プロジェクトの譲渡などの手続きについて詳細に規定する。従って、行政機関は、個別法および施行細則の規定に基づいて各手続を行う。個別法および施行細則が行政手続きについて詳細に規定すればするほど、行政指導を行う必要性がなくなる。

第２は、行政指導の実効性である。どちらかというところ、日本はベトナムより行政指導の実効性が高い。山内一夫によれば、日本において行政指導が相手方の協力・服従を得て、行政機関の意思を実際に実現されるため、次のような担保要素があるとされている。⁽⁴⁴⁾

１つは、行政機関に対する敬意である。日本には、明治以来官尊民卑の思想の伝統がある。これが今日まで行政指導の実効性の有力な支柱であったといえる。このことについて金沢良雄は次のように述べている。「我が国の行政で勧告が広く行われているということは、勧告が相当の効果をあげうるものであるということ裏書きしていることでもある。それでは、なぜ、強制力をもたない勧告が効果的に行われるのか。その基本的な理由の一つは、行政庁を『お上（かみ）』と感ずる意識が、経済界のなかにあるからではないかと思われる。つまり、こ

⁽⁴⁴⁾ 以下、山内、前掲書、85~99頁。

の意識が、法律的・形式的には、強制力をもたない勧告をも、実質的には『お上のいうことは聞かなければならない』として受け取るからであろう」。⁽⁴⁵⁾この官尊民卑の思想は、封建的思想の名残であり、日本の民主化の進展とともに当然に衰弱しつつある。しかし、日本の民間企業の自主性は他の先進諸国に比べてまだ乏しかった。

2つは、世論である。世論がその行政指導を支持する場合、それがその実効性の有力な担保になることは、いうまでもない。その場合、不服従は、世論によって非難されるから、相手方は、不承不承であっても服従することになる。日本の法律は、この点に着目し、不服従があった場合、それを非難する世論を喚起するため、その事実を公表するという制度を定めている。不服従の事実だけではなく、行政指導をした事実を公表する制度もある。そのような公表をすれば、服従するかどうかに世論の関心が集まる。この不服従の公表の制度は、行政指導の実効性を担保するうえにおいて味な手段であると言える。

3つは、抑制的措置である。抑制的措置とは、相手方が行政指導に服従しなかった場合に、その相手方に不利益を与える措置をいう。日本では、抑制的措置の例は極めて多い。立入調査、報告徴収、営業の停止または取り消し、許可処分、留保ないし不許可処分、公の施設の供用の拒絶、原材料の輸入に必要な外貨の割当の削減などがそれである。抑制的措置は、法律上不服従を要件として発動されるべく定められた行政手段ではなく、他の目的のために規定された行政上の権限を借用してなされる行政手段に過ぎないから、しばしば違法な権限の濫用として非難される。

4つは、奨励的措置その他利益の供与である。行政指導の実効性を担保するために、行政機関は、しばしば行政指導に従う者に対し一定の利益を供与することとしている。利益の供与には、制度化されているものと、そうではなく、行政機関がそのつど裁量で行うものがある。供与される利益は、補助金、融資、とくに低利の融資、融資のあっせんなどであることが多いが、その他に、許認

⁽⁴⁵⁾ 金沢良雄「独禁法と行政庁の勧告」『公正取引』第136号、10頁。

可の特別なはからい、官需の発注、情報の提供等が考えられる。

こうして、行政指導は、相手方に対して法律的拘束力をもっていないが、その実効性は以上に述べた要素によって担保されている。そのため、ほとんどの場合は、なんらかの理由によって行政指導に対する服従を拒否した者であっても、結局は、行政機関と妥協し、大体にその行政指導を受け入れることになる。

それに対して、ベトナムにおける行政指導の実効性はかなり弱い。理由としては、行政指導の実効性を担保する要素が欠けるからである。

1つに、行政機関に対する敬意は不足している。戦前のベトナムは、日本と同様に官尊民卑の封建的思想があったが、戦後に社会主義改造が実施されたため、封建的思想は批判され、排除された。さらに、数多くの農民、労働者は、共産党の活動に参加したから、1945年8月革命が勝利した後、官僚に選任された。かつて極めて難しい試験を合格して官僚になったエリートではなく、学籍も管理能力もあまりない普通な労働者も官僚になれるようになった。最近、官僚の能力を強化するために公務員を採用する時に優秀な学歴も求めるが、農村部においてはまだ実施できない。そのため、行政機関に対する敬意が劣化されていることは実情である。加えて、官僚の汚職が深刻な問題になったことも行政機関に対する不信が高くなった。

2つに、ベトナムの世論は行政指導に対する不服従行為をあまり注目していない。上記に述べたように、ベトナムは、1992年憲法が制定された後、法治国家を目指し、法律によって経済・社会を管理する方針を肯定した。そのため、ベトナムの世論は、法律の制定、法律の内容、法律の違反行為に関する関心が高くなった。法律の規定ではない行政指導、或いは行政指導に対する不服従行為は世論の優先対象ではない。行政指導への不服従行為が公表されても、世論は、この行為を強く批判しない。むしろ、世論は法律の無整備を批判し、法律の修正・追加を要求する。例えば、2000年に、交通運輸省は、バイクに乗っている時のヘルメット着用に関する行政指導を行った。交通運輸省の通知第312/2000/TT-BGTVT号（添付資料（4）を参照）によると、都市の街にバイクを

乗っている場合、ヘルメットを着用するように奨励した。しかし、皆は、夏には暑い、ヘルメットの置く場所がないという理由でヘルメット着用を実施しなかった。その時、世論もヘルメットを着用しない人に対してあまり批判しなかった。行政処分措置がないから、どんなに奨励しても効果がないと言われた。結果として、2007年に政府は、決議第32/2007/NQ-CP号（添付資料（4）を参照）を制定し、これによると、バイクに乗っている時ヘルメット着用が義務になった。

3つに、行政機関は、行政指導に服従しなかった相手方に対して抑制的措置をとることができる。しかし、行政指導に従うかどうかは相手方の任意だから、不服従の行為に対して抑制的措置をとることは権力の濫用、違法行為と言われる可能性がある。そのため、事実上ではこの抑制的措置の行使はあまり勧められない。

4つに、ベトナムも奨励的措置があるが、この措置の実施は法律の文書によって制度化されている。ただ行政指導に従う行為によって簡単に奨励的措置をとることが出来ない。法律の規定ではなく、行政機関の裁量で奨励的措置を行う場合、権力の濫用、違法行為と言われるから、この措置の行使もあまり勧められない。例えば、2011年に、ダナン人民委員会は、決定第4931/QĐ-UBND号を制定した。この決定の第1条第4項によると、早めに土地代を支払うことを奨励するために、早めに支払った人に対して10%の割引を受けられるとしている。しかし、2013年に、ベトナム政府検査官は、ダナン人民委員会の土地管理に関する検査結果通達第160/TBKL-TTCP号を公表した。この通達によると、上記のダナン人民委員会の奨励措置を行使するのは違法行為であるとしている。

こうした行政指導の実効性が弱い状況の中に、ベトナムにおいて促進的・助成的行政指導（助言的行政指導）は、特に、農業と食品安全の分野に頻繁に行われるが、規制的・抑制的行政指導および調整的行政指導はあまり活用されない。促進的・助成的行政指導をよく行われると言っても、行政機関は、その行政指導の実効性よりも不作為への批判の回避を重視する。行政機関は、一定の

社会的秩序を維持するために、個人や集団に関する行動の規範を定め、これに従うように求める。この規範に違反することが生じたならば、それらを排除する権限を留保している。状況に応じてきちんと権限を行使することは行政機関の責任である。放置できないような事態が生じたにもかかわらず、行政機関は権限を行使しない場合、不作為に対して多くの批判を受けなければならない。この不作為への批判を回避するために、ベトナムの行政機関は、法的な強制をとらなわれない「勧告」、「注意」としての行政指導をとる。農家に対して農薬の濫用をしないような勧告、運送会社に対して運送の事故防止についての注意などはその例である。

第3は、行政指導における裁量である。日本では、行政指導を行う担当官（第一線の職員）による裁量は、基本的にないとされている。しかし、ベトナムの事実上では、行政指導を行う時、行政担当官（第一線の職員）の裁量は大きな役割を演じている。特に許認可に関する行政指導の場合、行政担当官（第一線の職員）の裁量は最も大切な要素である。ここで、外国投資案件を例示してみよう。

外国企業は、ベトナムに投資する時、最初の段階には投資認可書を取るために投資プロジェクトの審査が必要かどうか確認しなければならない。投資審査に関する条件および審査手続きは、共通投資法の第46、47、48、49条に基本的に規定されている。例えば、第47条第1項は、「3000億ベトナムドン以上の投資資金がある、または条件付き投資分野リストに該当する外国投資プロジェクトに対し、投資家は、投資認可書を発行してもらうために審査手続きを行わなければならない」と定めている。そして、投資プロジェクトの審査が必要な場合、審査機関、申請書類、審査期間などの全ての必要な手続きは、共通投資法一部関連条文の施行細則を規定する政府議定第108/2006/ND-CP号（添付資料（4）を参照）の第37条～第50条によって規定されている。

審査機関の担当官は、上記の法律文書の規定に基づいて投資家を指導する。この指導過程において、担当官の裁量は大きな役割を果たす。しかしながら、

担当官（第一線の職員）の能力、行政機関内の情報交換や業務訓練が十分にされていないことなどによって第3節第2項に述べたように様々な問題が起こっている。例えば、法律の規定を十分に理解していない担当官（第一線の職員）が間違ふことを指導すること、内容が同じな投資案件に対し、担当官（第一線の職員）によって指導が違ふこと、申請書類を処理する際、民間企業より国営企業を優先することなどをあげることができる。こうした問題を解決するために、現状の行政指導を検討・強化しなければならないといえる。

第4は、行政指導の決定および伝達方式である。日本では、行政機関は、利害関係がある相手方（特定の個人または法人そのたの業界団体）とよく相談してから行政指導の内容を決定する。また、行政指導を実施する前に、相手方の加入団体を通じて行政指導の内容を通知する。そのため、相手方は、行政機関と協力して行政指導の内容に従って実施する。必然、行政指導の服従を拒否する者もあるが、結局は、加入団体を通して行政機関と相談した後、大体にその行政指導を受け入れることになる。それに対して、ベトナムでは、行政機関は、相手方とあまり相談せず、自分の行政業務を推進するために勝手に行政指導の内容を決定するケースが多いようである。すなわち、行政機関以外の個人・法人・団体は、行政指導の決定過程に介入することができないといえる。そのため、相手方が、自分の意思を反映しなく、行政機関の単独で決めた行政指導を服従しないことは言うまでもない。

また、行政機関は、責任をもって、相手方に行政指導の内容を伝達しない。そのため、相手方は、行政機関との取り合わせしなければ、どんな行政指導があるか全く知らない。特に、奨励的措置および他利益の供与がある行政指導の場合は、情報が広く公開されていない。例えば、外国投資の場合、行政機関の外国投資担当官と関係がいいコンサルティング会社だけは、特定の分野、特定の工業団地に投資すれば、奨励的措置を受けられる情報を持っている。コンサルティング会社は、この美味しい情報を投資家に流して、その代わりに投資家からの特別なコンサルティング料金を引き受ける。

終章： 「ドイモイ II」に向けて—日本に学ぶ—

「ドイモイ I」以降の市場経済導入および外国投資政策の展開は、政治行政システムに大きく次のような変化をもたらしたことを明らかにした。第3章の第2節に述べたように、政治システムに関しては、共産党が〈工人階級政党〉から〈全人民政党〉へ、全体主義一党制から権威主義一党制へ変身しながら、民主・法治の国家への転換を目指すことになったことである。行政システムに関しては、「政府」は最高の行政権を持ち、国会からの独立性が強化された。立法機関としての国会も、追認機関ではなく、立法機能の役割を果たし、さらに「政府」の活動を監督する機能も強化された。逆に、こうした政治行政システムの変化は、第4章の第3節に述べたように、外国投資政策の展開過程、特に2005年の共通投資法の制定過程に対して様々な影響を与え、投資環境の改善に貢献した。具体的には、共通投資法の起草過程において、国内外の投資家、経済・法律の専門家などの数多くの人々からの注目を集められ、ベトナムのメディア業界も法律制定過程への影響力を発揮し、国会も法律草案を審査する役割を果たした。「ドイモイ I」の推進により、ベトナムの法律制定過程が大幅に改善されたとも言える。

ところで、25年間に渡り、「ドイモイ I」は、ベトナムの経済を発展させ、国民の生活水準を改善した。「ドイモイ I」は、経済の改革を中心として、中央集権的計画経済体制から市場経済体制を導入することによって国民の労働力を解放し、全ての産業の生産性を高めた。この新しい経済体制を対応するために、以上のように政治行政システムも改変しつつある。そして、この政治行政システムの改変は、共産党の党大会文献、1992年の憲法、2005年共通投資法の制定過程に反映した。

しかし、この政治行政システムの改変は、まだ遅くて近年のグローバル経済の変動を追いつけないのである。言い換えれば、「ドイモイ I」は、国内の労働

力を発揮するという対内的な課題を解決したが、次のステップとして、自由化及び経済のグローバル化の中でベトナムが国際市場においてどのような役割を果たすか、どのように国際的生産ネットワークに参加していくかという対外的な課題への対応が求められることになった。この課題を解決するために、「ドイモイ I」ではなく、「ドイモイ II」が必要になる。「ドイモイ II」の中心は、新しい経済体制の導入および推進ではなく、生産性が低い国営企業を改組し、グローバル経済に適さない政治行政システムを改革することである。

「ドイモイ II」を実施するためには、まず「ドイモイ I」の過程を見直したうえで、さらに発展するための問題・課題を発見しなければならない。そのため、前章では、『貿易・投資円滑化ビジネス協議会』の調査結果を活用して、ベトナムにおける日本企業の具体的な問題点を整理してから行政制度・行政運営・行政指導という問題点を明らかにした。序章で述べたように、第 2 次世界大戦後、日本は、戦敗国から経済開発を精力的に進め、高度経済成長を遂げて世界第 2 位の経済発展国になった。日本の高度経済成長期において発生した問題の解決策に関する経験は、後発国家にとっては貴重な参考になるであろう。特に、政治経済体制及び経済発展時期は異なるが、理想的な社会主義国家を目指すベトナムにとって「ドイモイ II」へ飛躍するために、「世界で最も成功した社会主義国家」と言われた日本から学ぶことが必要である。

そこで、最後に、「ドイモイ II」への飛躍のために、外国投資環境改善の課題を上げながら、その解決策については日本に学ぶ諸点を提示したい。

第 1 節. 投資環境改善のための課題と解決策

第 1 項 インフラ未整備の課題と解決策

投資環境としてのベトナムは、「政治的・社会的安定」や「技術習得力が高く、

勤勉な若年労働力」や「ASEAN・中国華南の中心に位置する立地」⁽¹⁾などの優位性がある。今後の外国投資を拡大するためには、これらの優位性を是非維持していかなければならない。しかし、現在、前章で明らかにしたように、インフラ未整備が大きな課題となっており、進出外資企業をはじめ諸外国からも速やかな開発が強く望まれている。

既述したように、ベトナムにおけるインフラ整備は、ODAなどにより北部の周辺に改善が進んでいるが、物流関連やエネルギー分野で遅れが目立っている。道路に関しては、港までの道路や高速道路が少なく、産業道路と生活道路とが共用になっているため交通渋滞がひどく、トラックとバイクによる事故が頻繁に起こっている。また、鉄道は、単線で、電化されておらず、車両・線路の老朽化がひどく、運行に不安が伴い、陸路による高速輸送ができない。海路についてもインフラは整備されてきたとはいえない。北部のハイフォン港および南部のサイゴン港は、いずれも河川港であるため、港自体、また港までの進入路の水深が浅く、大型船が入港できない。日本からの船荷は、香港または台湾で小型船への積替えが必要となる。こうしたインフラ未整備によって、輸送に非常に時間がかかり、またコストが高くなり、物流の効率化の障害になっている。

特に、電力に関しては、近年の進出企業の増加で需要が急増しているが、水力発電の比率が高い（北部においては、発電能力の5割以上を水力発電に頼っている）ため、2010年には渇水で発電量が減少し、各地で停電が頻発した。さらに、送電施設の老朽化で電力損失率が高いこと、新しい発電所が建設されなかったこともかなり大きな課題となっている。このまま、電力の安定供給ができない状況が続けば、これまで堅調であった外国投資が停滞していくことも考えられる。

こうした状況の中で、今後も外国企業を誘致し、継続して外資導入を図り、成長を続けていくには、短期的にはインフラ投資開発を早急に促進することが重要である。しかし、インフラ投資開発のためには莫大の資金が必要となる。

⁽¹⁾ 国際協力銀行『ベトナム投資環境』国際協力銀行、2011年、112頁。

2011年～2020年における国家の工業化・近代化のためのインフラ建設提案によると、2011年～2020年の期間に、ベトナムにおけるインフラ整備開発に必要とする投資額は、約3850億～3950億ドルになる。だが、ベトナム政府の資金は、その投資額の50%しか提供できない。そのため、今後、民間企業によるインフラ案件への投資が不可欠である。外資企業も、「ベトナムでのインフラ・ビジネスポテンシャルに大きな期待を寄せている」⁽²⁾。結果として、2010年11月に、ベトナム政府は、官民が連携して行う投資に関する規定、つまりPPP（Public-Private Partnership、官民パートナーシップ）案件に関する適用条件について規定する政府首相決定第71号（添付資料（4）を参照）を公布した。

この首相決定が発効される以前から、民間企業がインフラ・ビジネスを行うスキームとして、BOT、BT など様々な形態が導入されているが、インフラ事業そのもので民間企業にメリットが出る案件は僅かである。理由は様々あるが、まず、一つに公共料金が近隣国に比べて安いこと、もう一つは、許認可・諸手続き・法解釈の不透明さが挙げられる。日本政府でも、ベトナムにおけるインフラ・ビジネスへの日本企業の参画機会を拓けようと、実施への支援スキームを整えているが、やはりPPPよりも円借款を念頭においたものがいまだに多く、ベトナムでのインフラ・ビジネス実施におけるハードルが高いことがうかがえる。また、ファイナンスの問題も深刻であり、政府保証がつかない案件はリスクが高く、外資企業の参加は難しいのが現実である。⁽³⁾

この政府首相決定第71号の公布によって、民間投資家は、インフラ整備分野に参入できると期待した。しかし、民間投資家にとっては、この首相決定の制約規制がまだ多い。例えば、投資分野が狭いこと、外資の投資者（民間）が公開入札で選定されること、政府の出資額が総投資額の30%以下に制限すること、民間投資家がPPP案件を推薦することを勧めないこと、PPP案件の審査手続きが複雑であることなどの制約を挙げられる。

⁽²⁾ 日本貿易復興機構（ジェトロ）ハノイセンター「ベトナム・インフラマップ」、2011年3月発表、1頁、ジェトロのホームページ（<http://www.jetro.go.jp>）。

⁽³⁾ ジェトロ・ハノイセンター、同前ホームページ。

そこで、ベトナムにとっては、電力、港湾、道路、鉄道、上下水道などのインフラ整備が大変重要であるから、今後に政府決定第71号の制約規制を緩和し、民間投資家が積極的にインフラ整備分野に投資するように優遇政策を実施しなければならない。ベトナム政府は、インフラ・ビジネスに関わる外国投資家に対して、魅力のあるビジネス環境を提供していくことが急務である。

ところで、規制緩和については、規制を制定して管理の役割を果たす行政機関だけではなく、直接または間接に規制からの影響を受ける民間企業、中立の立場に立つ研究者も規制緩和の推進に関与することが必要である。解決策としては、日本の規制緩和委員会^④のような機関を設置することである。この委員会は、民間企業の社長、大学の教授、弁護士などの民間有識者から構成され、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制緩和を進めるための調査・審議を行い、「政府」へ諮問することを役割とする。

他方、現在日本の政府は、先進国の政府の中で、最も国債の発行高がGDP比率で高く、今後も容易に改善の見通しが立たない。この財政状態が継続する限り、今後、日本政府が現在以上のベトナムへの資金を供与することはますます困難な状況になりつつある。現在まで、ベトナムは、インフラを整備するために、日本のODAに依存していたが、今後には他の方法を使用しなければならない。一つの解決策は、日本政府の援助ではなく、日本の民間金融企業の低金利の資金を活用することである。日本の生命保険会社や公的・私的年金には、20年を超える運用期間を必要とする資金が大変多く蓄積されている。このあまっている資金を借り入れるために、ベトナム航空会社、ベトナム石油会社などのベトナム国営会社の安定的な円建て収入（日本市場へのチケット、石油、ガスの売り上げ）を担保にしてドルでの借り入れより低利で長期の円建て借り入れを実現できる。このように、インフラの整備に必要とする資金の問題を解決できると考

④ 1996年に日本政府の行政改革推進本部に『規制緩和委員会』が設置され、その後『規制改革委員会』、『総合規制改革会議』、『規制改革・民間開放推進会議』、『規制改革会議』など改名、改組を繰り返した。2010年3月に『規制改革会議』は廃止されたが、2013年1月に、第2次安倍内閣は当会議の復活を閣議決定した。

えている。

第2項 行政制度の改革・改善の課題と解決策

第5章の第3節で述べたように、行政制度に関わる問題・課題は、行政手続きに関する規定の未整備、突然の変更、不明瞭などを挙げられる。原因としては、今まで通りに個別法ごとの規定に従って行政手続きを行え、行政手続きの共通事項を規定する基準がなく、各個別法は全ての行政手続きを詳細に規定できないので、行政機関の裁量権によって行政手続きを規定する機会が多いからである。この状況を改革・改善するためには、まず、行政手続の簡略化、権限の明確化、行政窓口の一元化という課題を解決しなければならない。

解決策としては、全ての行政手続きは、事前手続としての一般法に従って実施しなければならない。すなわち、「処分（申請に対する処分・不利益処分）、行政指導、届出に関する手続に関し共通する事項を定める」（日本の行政手続法の第1条第1項）日本の行政手続法のような法律をできるだけ早く制定・公布することが必要であると考え。というのは、日本の行政手続法は、「行政運営における公正の確保と透明性の向上（行政上の意思決定について、その内容および過程が国民にとって明らかであることをいう）を図ること」（行政手続法の第1条）を法律の目的とするからである。

また、法律解釈の矛盾、不明瞭という問題点については、これは各行政機関の中で、権限、仕事の領域が明確に規定されていないからである。例えば、テレビでの広告については、基本的に、情報通信省は所管機関であるが、広告の内容によって商工省、厚生省も所管機関の役割を果たす。また、車に関わる環境問題を解決するために、所管機関は何の省か規定されていないから、全ての商工省、交通運輸省、資源環境省、科学技術省、交通警察局の代表者と打ち合わせなければならない。このため、「行政の越権行為、事務手続きの頻繁な変更

など、行政手続を煩雑かつ不明瞭なものにしている」⁽⁵⁾とされている。結果として、一つの事業の許可を申請するために、この事業を直接管理する行政機関だけではなく、その他の様々な行政機関へ何度も通って許可書を申請・取得しなければならない。中央経済管理研究所の統計によると、個別投資法および企業法が制定された後、500種類の許可書が存在し、許可書の発給権限を濫用する場合も多かった。その後、200種類の許可書が廃止され、企業法実施委員会は、政府に対して122種類の許可書を廃止するよう要求している。特に、その中に18種類の許可書は法律の根拠がなかったという。⁽⁶⁾

この問題を解決するために、行政機関の権限や責任に関して、法律等による明確化を向上することが必要になる。どの機関のどの部局が、どのような権限を持ち、どの分野を管理するかを法律等で明確に規定することが重要であると考える。そのためには、日本のように、国家行政組織法に基づく行政機関の組織法・令などによって事務・権限を規定することが参考になるかもしれない。

次に、行政のスピード化のために、行政単位を4層構造から3層構造に変更することが必要である。ベトナムの行政単位は日本より1層多い4層構造（中央レベル、省レベル、県レベル、社レベルからなる）で組織されている（添付資料（2）を参照）。従って、下級の行政機関の権限が明確化されていない場合には、下級機関が上級の行政機関の決定や指示を待ち、主体的に活動することを控えてしまい、行政事務が滞ってしまうことがある。また、中央行政機関によって政策決定がなされても、各下級レベル用に具体的な施行細則が定められないと、中央行政機関の政策決定が末端の行政単位で展開されるまでに時間が

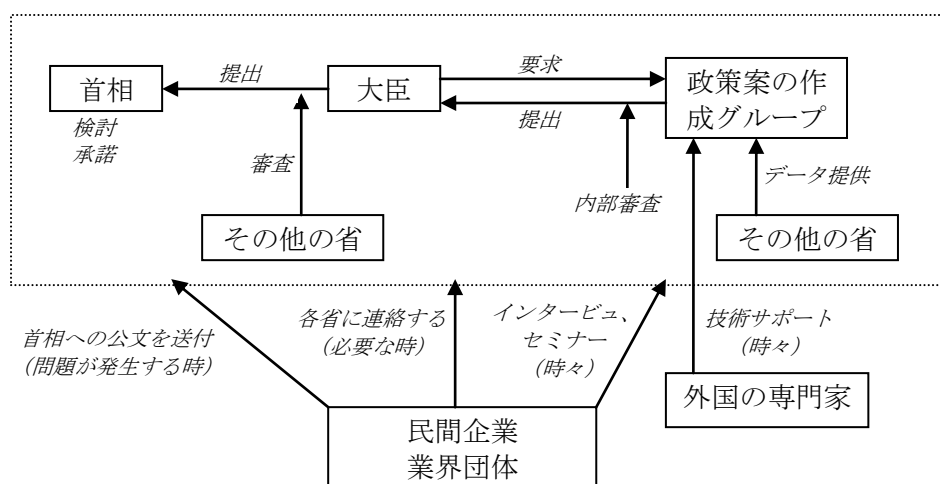
⁽⁵⁾ 自治体国際化協会『クレアレポートーベトナム行政改革』第233号、2002年、14頁。

⁽⁶⁾ Vu Thi Hoai Phuong（ヴ・ティ・ホアイ・フオン），“Hoan thien phap luat ve thu tuc hanh chinh trong dau tu”（投資における行政手続に関する法律改善），*To chuc nha nuoc so 3*（国家組織第3号），2010, p.32.

かかる。⁽⁷⁾それで、このような課題を解決するために、日本のように3層構造の行政単位を全国で実施しつつ、分権化を進めていく必要があると思う。

最後、法律の制定、改正についても様々な改革・改善が必要である。例えば、先進国では当たり前のことであるが、無駄な時間が発生しないように法律の制定・改正の折には施行細則も同時に公布するルールが必要である。そして、法律、制度の修正・追加は、じっくり内容を検討の上、執行までに十分な猶予期間を設け、態勢を整えたうえで実行する。法律を施行する前に各関係機関と協議してから行う。法律を順調に施行できるように、施行細則は詳細に規定しなければならない。外国投資の場合、それぞれの投資優遇分野の定義、優先産業と優遇政策をリスト、優遇政策を受けられるための手法を明確に規定する。

図表 VI.1 : ベトナムにおける政策制定過程



出所 : “Viet nam co quy trinh lam trinh sach co mot khong hai” (ベトナムの政策制定過程は唯一無二に)、Vietnamnet 新聞 (<http://tuanvietnam.net>)、2008年5月13日

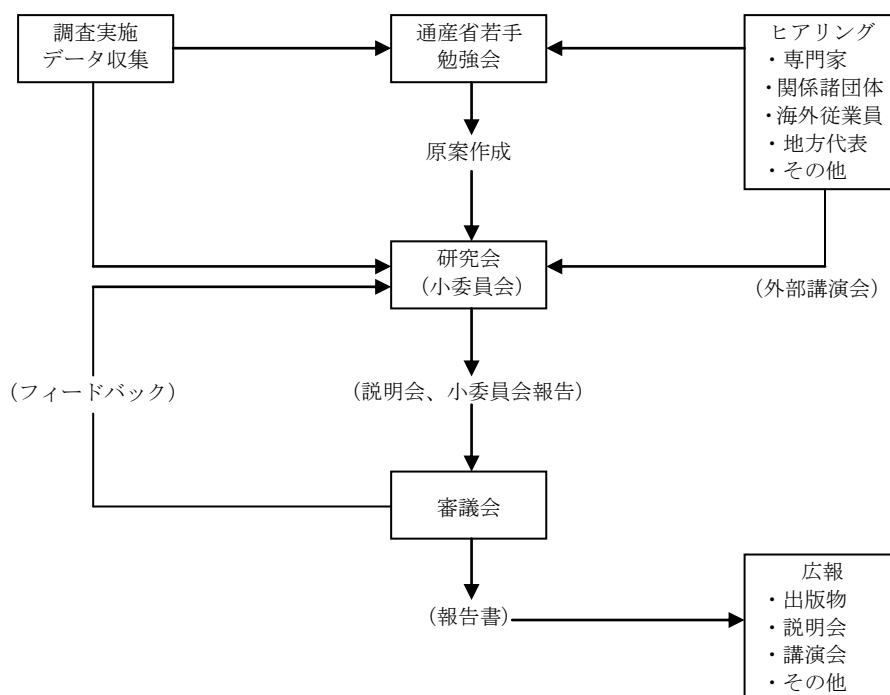
特に、最も重要な課題は、政策の制定過程において民間企業・業界団体の関与が不足していることである。第4章に述べたように、「ドイモイ I」の推進により、法律制定過程はかなり解放された。しかし、経済開発するために実施す

⁽⁷⁾ 五島文雄「行政改革：公務員制度を中心として」、国際金融情報センター『市場経済移行国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方』国際金融情報センター、2005年、95~96頁。

る政策の制定過程はまだ改善されていない。図表 VI.1 のように、政策制定過程において、民間企業・業界団体は、政策を提出できず、政策についての意見を述べる機会も少ない。

結果として、政策は、政策の作成した行政機関の権力を強化し、その他の行政機関、民間企業、消費者、国民の権利・利益を軽視する傾向がある。さらに、行政機関の内部の中で法律・政策を作成すると、すべての必要な情報を集めることは不可能である。特に、実際に社会・経済の活動に参加している民間企業・業界団体しか持っていない新鮮な情報がなければ、情報が古くて陳腐では、よい政策が生まれるはずがないのである。

図表 VI.2：産業構想形成過程



出所：小野五郎『実践的産業政策論：日本の経験からの教訓』通商産業調査会、1992年。

解決策としては、戦後の日本政府が多用してきたように、各省が審議会を設置し、官僚と民間企業がその審議会を通じて重大な政策審議を行うことである。審議会は2種類に分けられる。「1つは、例えば、公害問題や金融問題のように

機能、またはテーマ別に設立され、もう1つは、例えば自動車業界や化学業界のように業種別に設定されている」⁽⁸⁾のものである。そして、官僚主導のトンネル機関と言われぬように、「各審議会は、政府側役人と民間部門の代表（経営者、組合、消費者、学者、報道軍）が集まり、政策や市場動向について議論し、情報交換を行う場を提供する」⁽⁹⁾ことが求められよう。

例えば、図表 VI.2 は、日本の通産省における産業構想形成の政策決定過程を示すものである。まず、通産省は、関係団体を呼び集め、一連のヒアリングを開催する。そのヒアリング結果は通産省内の研究グループに報告される。そして、研究グループは担当する審議会用のレポートを作成し、審議会に提出する。「審議会からのフィードバックに基づき研究グループは報告を修正し、これを一般に公表し新政策の趣旨を説明する」。⁽¹⁰⁾

第3項 行政運営の改革・改善の課題と解決策

2001年4月の第9回党大会の政治報告は、「行政改革の進行は遅れ、断固とした姿勢に欠け、効果は非常に限られている。国家機関の組織は簡素化されておらず、行政機能は中間レベルが多いため重複しており、行政手続が煩雑で、多くの場合、上と下、中央と地方の行動が統一されておらず、経済・社会の発展に支障をきたして、発展への原動力を無駄にしている。一部の人々や機関は、個人的なあるいは一部の利益のために行政改革、国家機関の組織改革の推進を望んでいない。少なからぬ幹部・公務員が道徳や品格に劣る上に、専門知識や専門的スキルにおいて能力が低い」という行政運営の問題点を述べている。こうした認識の下で、2001年9月に、首相決定第136号の付属文書として「2001年～2010年における包括的行政改革プログラム」が公表され、行政改革が進められていた。2001年から2010年までの10年間を渡り、この行政改革プログラ

⁽⁸⁾ 世界銀行、白鳥正喜（監訳）『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』東洋経済新報社、1994年、170頁。

⁽⁹⁾ 世界銀行、同前訳書、170頁。

⁽¹⁰⁾ 世界銀行、同前訳書、170頁。

ムは、一定の成果を収め、国の経済社会発展事業に寄与してきた。このプログラムの実施結果として、2001年12月の憲法改正をはじめ、2002年12月の国家予算法改正、2003年11月の土地法・国営企業法・合作社法の改正や、「1つの窓口、1つの印鑑」というスローガンが提唱されていることが挙げられる。さらに、公務員法が2003年7月に改正され、公務員の権利と義務、職階制、採用形態、給与体系などを明確化した。⁽¹¹⁾

行政改革の実施により、現在、ベトナムの中央政府の24省、地方の64省の行政手続きに関する国家レベルのデータベースが整備されるようになった。インターネットさえあれば、どこでもベトナム全国の行政機関の行政手続きを検索できるようになった。行政改革に関する作業グループの担当者を務めている Nguyen Xuan Phuc (グエン・スアン・フク) 副首相は、「私たちは現行の行政手続きの3割を簡素化させると同時に、行政手数料の3割を削減しました。これは非常に重要な成果です」と話した⁽¹²⁾。

しかし、第5章の第3節に明らかにしたように、行政運営の面では、手続きの煩雑、行政担当官(第一線の職員)の恣意性や能力不足、当局の対応方針の不透明、地方担当官の法制度の恣意的な運用などの様々な問題がまだ存在している。さらに、ベトナムの Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞) と国連開発計画 (UNDP) の行政サービスに関する合同世論調査 (2010年) によると、全国の約1500人の中に、73%の人が「行政手続きを済ませるためにはコネに頼らなくてはならない」と考え、手続きに「追加料金」が必要だとする人も67%に達した。67%の人たちが「行政手続きに必要な書類が多すぎる」と指摘したほか、55%が「手続きに関する明確な情報を与えられていない」として不満を持っている。「公務員の能力は十分でない」と考えている人も半数に上った。⁽¹³⁾このように、行政改革全体としてみると、「ドイモイ I」の過程で要求される事柄、特

(11) あわせ、遠藤聡「行政改革の動向—地方行政を中心に—」『外国の立法』第226号、2005年、166頁を参照されたい。

(12) 「効率のよい行政改革を目指して」ベトナムの声放送局の電子新聞 (<http://vovworld.vn>)、2012年7月30日。

(13) 共同通信 (<http://www.47news.jp>)、2010年10月19日。

に経済的革新に追いついていないと言える。

それで、この行政運営を改革・改善するために次の課題を解決しなければならない。

第 1 に、行政単位を 4 層構造から 3 層構造に変更することによって公務員を削減し、行政の効率性を高める。公務員を削減すれば、その一定割合の予算を残る公務員の給与にまわせる。副業をしなくても公務員の給与で生活できれば、公務員は安心して仕事に専心する。公務員のモラル（やる気）が高まるといえる。公務員を削減する方法としては、国営企業に対して退職した公務員を採用するよう指導するか、公務員が退職すれば援助金を付与する措置を設けることなどを挙げられる。

第 2 に、「公務員制度」から言えば、今後の課題として一番重要なことが公務員の採用・昇進制度である。これまで、公務員採用試験制度はあったが、その試験は各省庁別に実施されている。公務員法の第 38 条は、公務員採用の原則が「公正さ、明白さ、客観性、合法性、競争性を担保しなければならない」ことを定めた。しかし、五島文雄が指摘するように「実態的には欠員補充の色彩が強く、省内の各局レベルで実施されているようであり、公正さに欠ける場合もある」⁽¹⁴⁾。また、専門能力・成績が低くても公務員試験に合格するように、コネや賄賂行為を利用する場合も少なくない。それで、公務員の専門能力を担保し、公正さ・競争性を向上させるために、日本の国家公務員採用制度を検討して公務員の統一採用試験を設けする必要がある。日本のように、「国家公務員の任命権者は、内閣と人事院となっており、採用試験は人事院において公開競争試験を行い、一定の水準を満たした候補者の名簿を作成し、その後各省ごとの採用を行うことが一般的である」⁽¹⁵⁾。つまり、政府から独立した中央人事行政機関を設け、できるだけその権限を強化しつつ、公開競争試験を行うことである。

⁽¹⁴⁾ 五島、前掲論文、国際金融情報センター、前掲書、101 頁。

⁽¹⁵⁾ 申龍徹「人事管理システム①採用・昇進・給与の比較」、武藤博己・申龍徹（編）『東アジアの公務員制度』法政大学現代法研究所、2013 年、257 頁。

第3は、法律・行政手続の公開と経済・社会データの公開を実施することである。現在では、行政改革プログラムの実施成果として、インターネットでも建国以来の法規文書を閲覧できるようになっている。また、行政手続、その費用なども公開するようになった。しかし、やはり五島文雄が指摘するように「法律や行政手続が頻繁に変更されるため、末端の行政単位や行政窓口の担当官にまで周知徹底されていない場合が少なからずある」⁽¹⁶⁾。さらに、公務員研修に関しては、1997年から毎年、国家公務員の「少なくとも2割ずつ」⁽¹⁷⁾に対し、行政・国家管理の見識についての研修が行われる。しかし、研修内容は、党および国家の政治理論、路線、方針、政策などの理論的な見識が多く、専門、業務、外国語、コンピュータなどの実践的な見識が少ないとよく言われる。

かくして、解決策としては、法規文書配布の徹底化、公務員研修の強化などを行うことが必要である。日本の公務員研修制度を検討して適用できる内容を導入すべきである。日本の場合では、「各省各庁の長は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めるべき責務があり、人事院は、その総合的企画ならびに関係各庁に対する調整および監視に当たる」⁽¹⁸⁾とされている。人事院は、中央人事行政機関として、各府省が行っている研修に対する総合的な調整を行うほか、自らも全府省の職員を対象として、役職段階別、派遣、テーマ別・対象者別、指導者養成などの各種の研修を行っていることを学ぶべきである。

要するに、行政運営の改革・改善に関する課題として、一番大切なのは、行政運営を直接に担当している担当官（特に第一線の職員）の能力を向上させることである。というのは、行政制度、法律、政策がどんなに素晴らしくても、担当官（第一線の職員）の能力が不足していれば、法律の理解が間違ったり、適切ではない行政決定を出したりして、その行政制度、法律、政策の有効性を発揮できないからである。その解決策としては、以下のような段階的な改革が

⁽¹⁶⁾ 五島、前掲論文、国際金融情報センター、前掲書、99頁。

⁽¹⁷⁾ 白石昌也『ベトナムの国家機構』明石書店、2000年、167頁。

⁽¹⁸⁾ 佐藤達夫『国家公務員制度』（第7次改正版）学陽書房、1997年、90頁。

必要である。

第 1 段階は、公務員の給料を上げることである。現在の公務員の給与制度では、公務員は副業をしなくて生活ができないから、行政機関の仕事に対して全力で努力しないのである。公務員は、副業をしなくても生活できるように給料を上げなければならない。そうすれば、公務員のモラル（やる気）が向上し、安心して仕事を行い、国家・社会・国民のために貢献することになるだろう。

第 2 段階は、公務員の採用試験の公正さを高めることである。給料が上げれば、安定的に生活ができる公務員の職に勤めたい人が多くなるだろう。その場合、採用試験を通じて優秀な人を採用できるように公正な試験にしなければならない。この段階では、日本の公務員採用試験を学ぶべきであると考えている。

第 3 段階は、公務員研修の品質を向上することである。優秀な公務員を採用した後、仕事を正確に実施できるように研修が極めて大切である。定期研修と新しい事態に対応する臨時研修コースを設けて公務員の専門能力を向上する。

第 4 段階は、公務員の管理規制を強化することである。公務員が権限を濫用したり、賄賂を受けたりすることを見つければ、損害賠償、退職させることなどを厳しく実施しなければならない。特に、公務員の汚職が多い現在の状況では、公務員の管理規制を強化して違反行為を厳しく処理しなければならない。

第 2 節. 行政指導の改善と活用

第 5 章の第 4 節では、日本における 1993 年の行政手続法以前の行政指導に関する概念、性質、タイプについて分析した。行政指導は、他の日本的な慣行とともに世界中にひろく知られている。チャーマーズ・ジョンソンによれば、イギリス雑誌の『エコノミスト』は、「行政指導を『成文化されていない命令をさす日本語』と定義している」⁽¹⁹⁾という。また、彼は、日本の行政指導について次のように述べている。「日本の経済体制は、法的な基礎の上になりたっている。

(19) チャーマーズ・ジョンソン、矢野俊比古（監訳）『通産省と日本の軌跡』TBS ブリタニカ、1982 年、291 頁。

しかし法律は、特振法（特別産業復興法）の例にみられるように、普通は短く、一般的な規定をもつだけのものである。実際の細目は、法の効果がきめ細かく目標に向けられるより、官僚の解釈にゆだねられている。そして、経済活動の広い分野が、一般的な法によっても、また細かい政省令によってもカバーされておらず、行政指導にゆだねられている。行政指導の力は、その所管にかんするすべての事項の責任をとるため、軍司令官や船長に全権限を与えているようなものである。⁽²⁰⁾このように、行政指導は、日本の政府官僚制において大きな役割を果たした。

他方、戦後、経済開発が日本より 40 年間ほど遅れるベトナムにおいては、「ドイモイ I」がもたらした政治行政的な変化によって強制的・命令的行政を特徴とする開発主義型の手法はとれなくなった。なぜなら、「ドイモイ I」を推進するために、ベトナムは共産党の指導の下で、法治国家を目指し、各経済分野に関する方針、計画、法制度を制定し、それに基づいて経済開発を進めなければならないからである。さらに、ASEAN 及び WTO の国際組織の参加、民主化の運動に関する影響も一つの理由となっている。そのゆえ、共産党の指導の下で、一貫して法治国家を目指し、国会は様々な分野の新しい法律を制定したり、現状に適應していない法律を修正したりすることを急いできた。行政機関も、従来の「統制官僚による行政」から「法律による行政」に移しつつある。しかし、第 3 章の第 2 節に述べたように、国会は年 2 回しか開催されず、専従議員もまだ少ないことからみれば、法律の不備という問題を解決するのはなかなか難しいのである。

さらに、市場経済の導入により、経済変動の影響を直接に受けるから、制定したばかりの法律は直ぐに修正や改正をしなければならないことも少なくない。しかも、最も重要なことは、法律が、すべての社会・経済活動の広い分野をカバーできないという現実である。〈党治国家〉から法治国家へ移行している過程において、法律の規定がない事態が発生した場合、第 2 章の第 2 節に述べた従

⁽²⁰⁾ ジョンソン、同前訳書、300～301 頁。() は筆者の補充である。

来のような行政命令方式も取れず、現行の法律の規定に基づいて行使することもできないケースが生じたりする。その場合、現在の解決策は、その事態を規定する法規文書が制定されるまで待つか、緊急な事態の場合、政府首相、または共産党の政治局に報告して指導を求めるのである。結果として、法律の規定がなければ、小さい事案でも、政府首相に報告して指示を待つことになる。このため、最近、行政機関が火事、台風、洪水など緊急事態に対して対応が遅くたことによって、国民から批判されている件数が多くなるようになった。

こうしたベトナム実情から見れば、法律の根拠がなくても、官民の協調で事態を解決できる日本型の行政指導の活用は得策ではないかと考えている。しかし、行政指導の活用は、メリットの面ばかりではなく、必然的にデメリットの面も必ず存在している。そのゆえ、この日本型の行政指導を活用するためには、まずメリットとデメリットの両面を見る必要がある。以下に、日本型の行政指導の功罪を分析しながら、「ドイモイ II」への飛躍のために行政指導の改善と活用することについて提示したい。

第1項 日本型の行政指導の功罪

まず、戦後の経済高度成長の時、なぜ行政指導が多用されたかを理解するために、行政法学者の観点から、日本型の行政指導のメリットについて考察して行こう。

図表 VI. 3 : 日本型の行政指導のメリット

行政法学者	行政機関にとって				相手方にとって		
	便宜性 簡便性	法律不備の 補充	臨機応変の効 果的な措置	紛争・非難 の回避	情報提供 技術支援	心理的な抵抗 感が少ない	その他の利益 を受けられる
千葉勇夫	○	○	○		○	○	
原田尚彦	○	○	○			○	
山内一夫	○		○	○	○		○

図表 VI. 3 は、行政法学者が指摘した日本型の行政指導のメリットを示すものである。この図表によると、各学者は、日本型の行政指導のメリットが便宜性・簡便性および臨機応変の効果的な措置であるという共通意見がある。

具体的には、千葉勇夫は、行政指導の必要性やその存在理由として行政指導の3つのメリットを挙げている。それは、(1)「行政運営上の便宜性」、(2)「法律の不備と行政責任の増大」、(3)「情報の提供、技術的助言の必要」ということである。⁽²¹⁾「行政運営上の便宜性」に関しては、行政指導は、相手方との協議を前提とする非権力的な手段であるから、強制的かつ一方的な行政処分より心理的な圧迫や相手方との摩擦を少なくし、円滑な行政運営を図ることができる。時に法令の枠を離れての発動も許されることから、事態に敏速、弾力的に対応することが可能である。しかも、相手方には権威には服従するという「お上意識」や合意によって問題の解決を図ることを好むという国民性が存在することから、任意の手段である行政指導といっても実際にはその遵守を期待することができて、行政目的を達成することができるとする。

「法律の不備と行政責任の増大」に関しては、現代の社会においては、法律の予想を超えた形での環境の破壊や国民の生存権の侵害といった異常な事態が生じる場合、または法律が地域の特性や実情に合っていなかったり、法律の上では行政機関に必要かつ適切な権限が与えられていなかったりする場合、行政機関が、傍観し、事態を成り行きに任せて放置するということは許されない。こうした場合に、行政機関は、国民の要求に応じて、行政責任を全うするために相手方の任意の同意を前提にした指導という手段を取って対処する必要があるというのである。

「情報の提供、技術的助言の必要」に関しては、現代の社会では、科学技術の革新が著しく、社会情勢が日々推移変化し、しかも法律が複雑で専門技術化している事情の下では、行政機関は正しい情報を収集して国民に提供し、また法律の内容を周知せしめ、さらに技術的な助言を与えなければならないことで

⁽²¹⁾ 千葉勇夫『行政指導の研究』法律文化社、1987年、35~36頁。

ある。

また、原田尚彦は、次のように行政指導のメリットを高く評価した。行政指導は、「非権力的事実行為であり、法律に根拠がなくても行政機関が独自の判断で自由に行うことができる」とされた。「行政庁は、行政需要の変動に機敏に順応し法の不備を補いながら臨機応変の対応措置をぬかりなく展開するのに行政指導を多用した。公害行政や消費者行政といった社会的規制の分野では、法律の欠陥を補ってきめ細かい指導がなされ、行政施策を先取りして法秩序の前進と国民生活の保護に多大の成果をあげてきた。経済的規制の分野でも、関係の業界や企業に対し、しばしば適切な指導がなされ、経済危機の回避に役に立った。行政指導は、権力的な命令ではなく、ソフトな協力要請であるから、これを受ける側に心理的抵抗感が少なく、硬直的で対立的になりやすい法治行政の欠を補って国民と行政との間の緩衝材ないし潤滑油として機能した」⁽²²⁾という。

さらに、山内一夫は、行政指導のタイプに分けて行政指導のメリットを分析する。第5章に述べたように、山内一夫は、行政指導を「助言的行政指導」と「規制的行政指導」とに大別した。「助言的行政指導」は、相手方たる国民、特に社会的な弱者・経済的な弱者にとって必要であるから行われている。「規制的行政指導」は、「応急的行政指導」と「代替的行政指導」とに分けられる。

「応急的行政指導」に関しては、日本の法治主義の下においては、「事態が権力的規制を必要とする場合には、立法措置を演じ、作用法上の根拠を設けて、それを行うのが原則であるが、事態が緊急を要し、立法措置をとる暇のない場合もあるわけである。この場合、作用法上の根拠がないからといって、事態を放置することが行政機関に許されるかということ、必ずしもそうでもなく、行政機関は、しばしば当面の事態をしのぐために、なんらかの措置をとることを要請される。。この場合、行政機関がとる応急的措置は、必ずしも一つとは限らないが、規制的行政機関は、最も重要なものである」。⁽²³⁾

「代替的行政指導」に関しては、応急的行政指導の場合と異なり、権力的な

⁽²²⁾ 原田尚彦『行政法要論』（全訂第七版補訂二版）学陽書房、2012年、201頁。

⁽²³⁾ 山内一夫『行政指導』弘文堂、1979年、105頁。

規制を行うこともできるが、権力的規制と行政指導との利害を比較し、行政指導の方がいいと判断して、それを行うのである。代替的行政指導を行う場合、行政機関にとって次の利益がある。利益の第1は、行政指導の簡便性である。「行政指導には、権力的規制にはない簡便性があるのである。けだし、権力的規制にあつては、その作用法上の根拠がない場合には、立法措置を演じてそれを設ける必要があるが、行政指導にあつては、立法措置を演ずることなく、即座にそれを行うことができるからである」。⁽²⁴⁾しかも、立法措置のために、行政機関は、法律制定の様々な手続きを実施しなければならない、政治的対立が激化する場合には、行政機関の苦労は倍増する。行政指導の場合は、そのような苦労がないのである。利益の第2は、紛争の回避である。「権力的規制の場合にあつては、それに不服の相手方は、取消訴訟または国家賠償請求訴訟を提起しいわゆる法廷闘争に持ち込む可能性があるが、行政指導の場合には、服従の任意性が建前であるから、行政機関が法廷闘争に巻き込まれるおそれが少ないのである」。⁽²⁵⁾利益の第3は、官僚的であるとの非難の回避である。行政的規制にあつては、一方的という性質を有するから、官僚的であると思われる。行政指導にあつては、強制ではなく話し合いで行うから民主的であると思われる。「行政機関は、官僚的であるとの非難を回避するために、権力的規制よりも行政指導を選ぼうとする」。⁽²⁶⁾

また、相手方にとっても、次の利益があるとされる。利益の第1は、規制の内容の弾力性である。「権力的規制にあつては、行政機関が法律に基づき一方的に規制の内容を決定するのに対し、行政機関にあつては、行政機関が相手方との話し合いによって規制の内容を決定しうる余地が大きい」。⁽²⁷⁾利益の第2は、奨励的措置その他の利益の供与である。相手方は、行政指導に従うとともに奨励的措置その他の利益を受けられるから、行政指導を歓迎するのである。さらに、

⁽²⁴⁾ 山内、同前書、111頁。

⁽²⁵⁾ 山内、同前書、111頁。

⁽²⁶⁾ 山内、同前書、113頁。

⁽²⁷⁾ 山内、同前書、113頁。

権力的規制にあつては、不服従の場合に刑事責任を追究されることがあるが、行政指導にあつては、それが無いから、相手方が行政指導を歓迎する理由の一つになる。つまり、行政指導は、権力的規制よりも相手方に歓迎されている。

ところで、行政政治学者として、新藤宗幸は、戦後日本の「護送船団方式」を適用した行政指導の特性を分析した。新藤宗幸は、行政機関の立場と相手方の立場とに分けて行政指導の特性を分析した。行政機関にとっての行政指導の特性は、次の点があげられる。第1点は、迅速な対応措置である。緊急な事態が発生した場合、行政指導は権力的規制と違って法律上の根拠がなくても迅速に対応できる。そのため、行政機関は、行政指導によって緊急事態に対して迅速に対応し、世論から高く評価され、そして経済社会への影響力を保持し続けるのである。第2点は、日常的な行政裁量による「行政の妙味」である。「行政指導は、政令や省令といった従来型の行政裁量ではすくいきれない状態の複雑化に対応した必要不可欠の手段、との論理にささえられている。そして、指導にあたっての相手との協議や相談を強調することにより、官僚制は、『官僚国家』、『統制国家』といった批判をかわしつつ、しかも社会の変化に十分責任をはたしていると弁明しながら、権力の基本的源泉であるヒト・モノ・カネを維持しつづける」。⁽²⁸⁾第3点は、不作為への批判の回避である。「行政機関にとって深刻な問題は、法律によって事態の発生を規制できる権限を与えられているにもかかわらず、それをあらかじめ行使しなかったような場合に問われる不作為の責任である」。⁽²⁹⁾こうした状況のもとでの行政指導は便利な措置となる。権限の行使が義務規定か裁量規定かといった判断を避けることができるし、法的な強制をともしない『お願い』としての体裁をとりつつ、不作為に対する批判を回避できるからである」。⁽³⁰⁾第4点は、損害賠償請求の回避である。行政機関が、相手方にたいして権力的規制に基づく行政処分を行い、それによって相手方が損害を被った時、相手方はその損害の賠償を求める訴訟を提訴できる。それに

(28) 新藤宗幸『行政指導—官庁と業界のあいだ—』岩波書店、1992年、84～85頁。

(29) 新藤、同前書、86頁。

(30) 新藤、同前書、87頁。

対して、行政指導は、建前上は行政機関による相手方への要望や願望に基づく指導であるから、相手方は損失を受けても、それが「自主的な損失」と見なされる。第5点は、対象集団の確保と行政の安定である。「行政機関が、行政指導によって実現しようとする目的の達成過程は、同時に相手を行政の常連客として組織する過程でもある。相手が組織されれば、それだけ行政指導が行いやすくなる。そして、その中身はともかく、行政は『安定』するのである」。⁽³¹⁾

他方、相手方にとっての行政指導の特性としては、次の点があげられる。第1点は、仲裁者としての適格性神話の利用である。実際には、業界内部の利害が複雑で話し合いで簡単に合意できない場合もある。その時、業界団体は、権威ある第三者としての行政機関の勧告や助言を利用して意見をまとめるのである。第2点は、共同行為のカモフラージュである。独占禁止法第3条は、「事業者は、私的独占または不当な取引制限をしてはならない」と定めている。この時、価格制限や生産量制限などについての行政指導を利用して価格や生産量の制限についての共同行為をカモフラージュすることが出来る。第3点は、事業能力の向上と安定である。「例えば、ゴルフ場の開発業者にとって、農薬規制の行政指導は、けっしてじゃまなものではない。農薬使用を問題視してゴルフ場開発に反対する住民との紛争を終息させるとともに、指導の範囲内での農業利用によって、開発にかかった資金を回収しさらに利益をあげることもできよう。つまり、このようにみるならば、行政指導は、多くの事業者にとって、事業能力の向上やそれによる事業の安定もたらすと、受け取られているのだ」。⁽³²⁾第4点は、守られる「信用」である。法令などの違反行為が告発された場合、事業者は被告とされると、多分に社会的信用を傷つけられる。しかし、実際には、法令違反と思われる場合、行政機関は、直ぐに司法当局に告発しなくて改善勧告を行う。この改善勧告に従って改善を実施すれば、司法当局に告発されることはない。そのため、行政機関の行政指導は事業者の信用を守るとも言える。第5点は、業界団体の結成や発展のためである。全体の業界の発展のために、業界団

⁽³¹⁾ 新藤、同前書、88～89頁。

⁽³²⁾ 新藤、同前書、95頁。

体の結成が必要だから、事業者は、行政機関が団体の結成を指導することを歓迎している。

このように、行政機関の立場に立っても、相手方の立場に立っても、行政指導は、権力的規制よりもメリットが多いのである。特に、緊急事態が発生する場合、または法律上の規制が規定されていない場合、行政指導は、重要な役割を十分に果たすことができる。そのため、日本の行政機関（特に通産省）は、行政目的を達成するために行政指導という手法をよく活用した。

それでは、実際に、通産省を典型とする日本の行政機関は、行政指導を活用してどのように戦後の日本経済に貢献したかを見てみよう。

1952年頃から、日本政府は、産業政策に対し、統制ではなく、行政指導を広く行うようになった。例えば、「1950年の朝鮮戦争の特需景気の後1952年に企業合理化促進法が成立し、特別償却を中心とする減税装置、補助金などの脅迫的でなく誘導的な施策を中心として、個別企業の技術向上や機械設備の近代化を目指した」⁽³³⁾とされる。それまでの産業政策が、基本的に生産調整カルテル助長政策などの不況政策として実施されたが、この時期からは、好況の経済環境を活かして将来的な戦略産業を成長・発展させるために、産業育成政策が付け加わったのである。経済環境がよいので、各企業の投資意欲が高くなって通産省は、「過当競争」を抑えて投資調整カルテルを指導しなければならなかった。「この時期は、重要産業が幼稚ないし成長初期の段階に当たり、父親またはコーチとしての通産省の役割は相対的に大きかった」⁽³⁴⁾とされる。

また、1965年の不況の時期において、通産省の行政指導の主要な形態は「協調懇談会」と通じて設備投資調整を実施した。各企業は、不況期の需要の落ち込みによる過剰生産能力問題を回避するために、非公式な設備投資調整のためのカルテルを歓迎した。1965年1月に、石油化学協調懇談会は、1965年度及び1966年度における新しいエチレン製造設備は35万トンに制定されるべきこと、そして既存の企業のみがこれらの設備を建設すべきであることを決定した。ま

⁽³³⁾ 大山耕輔『行政指導の政治経済学—産業政策の形成と実施—』有斐閣、1996年、86頁。

⁽³⁴⁾ 大山、同前書、87頁。

た、同年の3月に、化学繊維協調懇談会は、新しいアクリル繊維設備については日産30トン以下にするという調整方式について合意した。通産省は、紙パルプ産業やフェロアロイ産業にも協調懇談会を設置した。その他の業種については、同じ目的のため、産業構造審議会の特別の部会を設置した。その審議会は、ほとんどの産業の代表者と金融業代表者を集め、それぞれがどのような種類のプラント・設備にどのくらいの金額を投資するかを合意するための場として、最終的に協調懇談会にとって代わったのである。⁽³⁵⁾

この時期の行政指導のもう一つの重要な形態は、合併の促進であった。この行政指導の形態により、もっとも成功した合併は、旧三菱重工を分割した後にできた三社が、1964年に再合併したケースである。また、1966年に日産とプリンス自動車の合併は最終的に終了した。通産省が企業間の合併を促進する目的は輸出促進政策を実施するためである。なぜなら、大規模の生産が輸出品の価格を引き下げられるからである。

そして、1972年から1973年にかけて発生した第1次石油ショックに対応するために、通産省は、石油元売り業者に対し、石油製品の生産量と価格につき同省の事前了承を求めるように指導した。多くの元売り業者は、生産量の減産と価格の値上げにつき相互に協議・合意を行い、通産省の了承を得たうえで、これを実施した。この状況において、通産省の行政指導を受けたうえで元売り業者間の値上げ合意は、実質的競争制限にあたる価格カルテルとして独禁法を違反する行為であるが、緊急事態に対応し、価格の抑制と民生の安定を目的として行われた行政行為であるから、それは「違法なもの」ではないと言える。⁽³⁶⁾

ところで、日本型の行政指導のデメリットについては、代表的な行政法学者は次のような諸点を指摘する。

山内一夫は、次のように行政指導の問題点をあげる。第1点は、公共の福祉の軽視である。実は、事態を処理しようとする行政機関の動機のうち公共の

⁽³⁵⁾ ジョンソン、前掲訳書、293～294頁。

⁽³⁶⁾ 石油価格カルテル案件の詳細は、中川丈久『行政手続と行政指導』神戸大学研究双書刊行会、2000年、246～251頁を参照されたい。

福祉の軽視を潜んでいる。「行政機関は、公共の福祉のために、直ちに権力的行政指導に訴えなければならぬ場合にまで相手方の利益を重んじ、行政指導にたよろうとすることがある。そうすると行政指導は何と言っても手ぬるいから、事態の処理がおくれ、場合によっては、公共の福祉に反する結果が発生することになるのである」。⁽³⁷⁾

第2点は、行政責任の不明確である。行政責任の不明確とは、「ある行政指導が成された場合、その責任を行政機関が負うかどうか、負うとしていかなる行政機関が負うかということが明確でない」⁽³⁸⁾ことである。そのために、行政機関の行政指導に従って行動していた相手方は、不測の損害をうける可能性がある。

第3点は、法の権威の失墜である。法治主義の原則として、国民の権利・自由を一方的に制約する行為を行う場合、作用法上の根拠が必要になるのである。しかし、「規制的行政指導の場合、その実効性を図るために、しかるべき作用法上の根拠もないのに規制的措置を演じ、これに権力的規制に代わる役割を果たさせようとする」⁽³⁹⁾。このような行政指導が広く行われれば、法治主義の権威を失墜することは当然である。

第4点は陰湿性である。それは、表面上は、適法性をとりつくろいながら、行政指導を不服する相手方に対して事前に警告がなされることなく、ひそかに抑制的措置を扱うことである。

第5点は、司法救済を受ける機会の喪失である。例えば、申請の取り下げ勧告の場合、申請者は、行政機関の取り下げ勧告に従ってその申請を取り下げたとする。その後、その申請は、問題なく容認されるべきものであると判明したとする。しかし、競争者が許可を受けたから、再申請しても容認される可能性が低くなる。この場合に、司法救済を受ける機会が喪失されたことになる。これに対して、もし行政機関が申請の取り下げ勧告を不服してその申請を取り下

⁽³⁷⁾ 山内、前掲書、187頁。

⁽³⁸⁾ 山内、同前書、189頁。

⁽³⁹⁾ 山内、同前書、192頁。

げなく、正式の不許可処分を受けたとするならば、この不許可処分に対して、取消訴訟を提起することができるわけである。

また、原田尚彦は、次のように、行政指導のデメリットを指摘した。「行政指導とりわけ法定外のそれは、もっぱら行政側の任意の判断で行われる。責任の所在も不明確なまま行政機関の恣意により好ましからぬ指導がなされることもあった。しかも、行政側には規制や助成など多くの権限がある。国民が指導を拒否して行政当局の機嫌をそこねてしまうと、江戸の仇を長崎で討たれるおそげがある。国民は通常、納得のいかない指導にも不本意ながら従わざるを得ない」。⁽⁴⁰⁾また、「違法な指導であっても、国民がいったんそれにしたがってしまうと、法律上は自発的にしたがったとされ、後日、法的手段に訴えて争うことがむずかしくなる」。⁽⁴¹⁾

そして、成田頼明は、行政指導の限界について次のように述べる。「行政指導は、従来一般権力関係と考えられてきた分野において、法律によらない行政の浸透を許すものであり、なし崩し的に法治行政の原理が崩壊していく危険が多分に潜んでいる。のみならず、現実の行政指導の中には、半ば威嚇的になされるもの（行政指導に従わないと、補助金などを打ち切り、重加算税の賦課、許可などの取り消しを示唆するものなど）、相手方に不当に苛酷な行為を要求するもの、平等原則・審議則に違反するもの、責任の所在があいまいなもの（特に口頭指導の場合）などが少なくない。さらに行政指導を行うとなると、的確な事実認定を行うことが必要になるため、証拠収集のわずらわしさを回避するためになされたり、あるいは後に提起されるべき行政不服申立や行政事件訴訟の途を封ずるために行われる場合もないではない」。⁽⁴²⁾

(40) 原田、前掲書、201頁。

(41) 原田、同前書、201頁。

(42) 成田頼明・荒秀・南博方・近藤昭三・外間寛『現代行政法』有斐閣、1990年、173～174頁。

図表 VI. 4: 日本型の行政指導のデメリット

行政法学者	公共福祉の 軽視	行政責任の 不明確	法の權威の 失墜	陰湿性	司法救済を受ける 機会の喪失
山内一夫	○	○	○	○	○
原田尚彦		○		○	○
成田頼明		○	○	○	○

図表 VI. 4 は、上記に行政法学者が指摘した日本型の行政指導のデメリットをまとめるものである。この図表によると、各行政法学者は、日本型の行政指導のデメリットについてほぼ同じな見解を持っている。また、全ての 5 点のデメリットは、直接的または間接的に全体の社会および相手方に被害を及ぼす。行政機関の立場から、何のデメリットがあるかを指摘した学者がいなかった。こうして、行政機関にとっては、行政指導のメリットが多く、デメリットがなさそうだから、行政指導の濫用を制限することは重要な課題である。

要するに、行政指導のデメリットについて二つに大別することができる。一つは、行政指導は、法律上の根拠を持たないから、「法律による行政」にとって代わり、「指導による行政」になる可能性がある。そのため、行政指導は、法治行政の原理を空洞化させる危険性を常に持っている。二つは、行政指導は、指導する行政機関の組織体系が明確されておらず、行政指導自体の存在や内容の特定化が困難なことであるから、違法や不当な行政指導が公共の福祉、国民の権利や利益を侵害する場合、国家賠償請求や取消訴訟などの司法救済を受ける機会を確保できないのである。

また、行政指導が上記の「裏の顔」を持っているから、実際の経済活動の中に幾つかの批判を受けている。

一つは、行政指導によって自由市場の競争が制限されることである。行政機関は、企業体質の改善、不況の克服、経済危機の乗り切り、国際競争力の強化、通商摩擦の回避、消費者保護などの理由にして行政指導を行っているが、実際には、主として企業の集約化、操業の短縮や生産設備の調整の勧告、商品の生

産や販売の数量の指示、価格形成の指導などの競争制限的行政指導が多いのである。そして、行政指導は、接着剤として行政機関と特定の企業、あるいは特定の産業界との癒着関係になる場合もある。この癒着関係から「天下り」という問題については、国民からの批判も非常に強い。行政機関の官僚は、天下りポストを確保するために、特定の企業に対して有利な行政指導を行ったり、許認可の権限を利用して競争企業の参入を制限したりすることによってその企業の不当な保護を行う。企業側においても、不当な利益を獲得し、後発企業の進出を抑制して自分の身の保全に利用する。結果として、自由経済の競争は制限されるようになった。

二つは、行政指導の不透明である。行政指導は、法律の定める権力的規制と違って、行政機関が関連企業・業界団体と話し合いで合意するから、国民や外国企業の側から見た場合、いかなるものも行われることになるかについて予測が立ちがたいのである。多くの外国企業は、日本の行政指導の不透明を批判した。例えば、「ドイツ繊維製造業労働組合のエルンスト・ヘルマン・スタールは、『ドイツの製造業者を悩ますのは、実は日本の競争力の問題ではなく、不可解な政府援助と補助金の迷路である』⁽⁴³⁾と抗議した。

三つは、消費者の利益を犠牲することである。例えば、既存タクシー企業の料金より安い料金でタクシーの事業を提供できる会社がある。しかし、タクシー事業を所管する行政機関は、タクシー業界の安定を目標として、その会社に対して事業許可を得るために既存タクシー業界の料金に従わなければならないという行政指導をした。結果として、事業許可を取るために、その会社は、タクシーの料金を引き上げなければならない。このように、自由競争の市場であれば、消費者は、安い料金のタクシーを使用できるが、行政指導によって高い料金のタクシーしか使用できない。

(43) ジョンソン、前掲訳書、291頁。

第2項 行政指導の改善と活用

第5章に述べたように、ベトナムでは、行政指導という概念はまだ確立していない。理由としては、「ドイモイ I」以降に、ベトナムの行政システムは、従来の「統制官僚による行政」から「法律による行政」に移行するので、法律の根拠がない行政指導はまだ注目されていないからである。また、法治国家を目指すために、法律システムを整備する段階において、ベトナムは個別投資法（1988年制定）、民間企業法（1991年制定）、民法（1995年制定）などの実体法を中心として優先的に制定していた。その後、適正な手続き及び過程が決定の正しさを保障することに関心を払うようになり、2003年には刑事訴訟法、2004年には民事訴訟法、2010年には行政訴訟法を制定した。しかし、本節の第2項に述べたように、行政手続法がまだ制定されていないから、行政手続は、個別法ごとに規定されている。そのゆえ、行政手続に関する規定は統一されず、煩雑になってしまった。そこで、日本のような行政手続法を制定するのは急務である。

既述したように、法律の根拠に基づいて行政行為を行うことは当然であるが、変動が激しい現代社会において、法律は、全ての分野をカバーできない。法律の規定がない事態が生じる時、行政指導を活用すれば、法律を追加・修正するまでに待つ必要なく、直ぐに問題を解決できる。「行政指導の最大の効用は、法律の不備・欠陥を補って行政庁が新しい行政需要に機敏に対応して行政の責務を全うするところにある」。⁽⁴⁴⁾また、グローバル経済の中で、国内企業を育成するために、場合によって外国企業の参入を防ぐことは必要になる。その時、日本の高度経済成長期のように日本型の行政指導という手段を活用して外国企業からの競争を避けられる。しかし、本節の第1項に分析したように、日本型の行政指導はデメリットもあるから、その欠点を克服し、行政指導の優れた点を生かすことは大切である。

⁽⁴⁴⁾ 原田、前掲書、202頁。

日本には、行政手続法以前の行政指導は官民一体による日本の高度経済成長に大きな役割を果たした。しかし、法治主義の侵害、指導内容の不透明などの欠点について批判されたから、1993年に、初めて法律の中で行政指導を規定する行政手続法が制定された。本法の目的は、「この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」（第1条）と規定している。

また、行政指導の相手方の権利を守り、行政指導に携わる者の権力濫用を防ぐために、行政手続法は、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」（第32条第2項）、「申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない」（第33条）などを規定した。さらに、行政手続法の趣旨、内容、責任者が明確に規定されていないという批判意見を受けたうえで、行政手続法が2005年に改正・追加された第35条の第1項は「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」と明確に規定した。そして、第2項で、「行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない」と定められた。このように、口頭で指導した後、相手方から求められたときは、明確原則に従って書面を交付するよう義務づけている。この規定は、罰則などの措置がないとはいえ、行政指導に携わる者が行政指導を行った証拠を残すから、実効性のある規定であると評価できる。

このように、行政手続法は、行政指導の全ての問題点を克服できないが、行政手続法の制定により、今まで野放であった行政指導はある程度公正化・透明化になるようになった。ベトナムにおいても、そうした行政指導に関する日本の経験を学び、行政手続法を制定し、行政手続法に規定される行政指導を活用すればよいと提案したい。

ここで、注意したいことは、日本型の行政指導が、行政機関からの一方的な指導ではなく、官僚と企業との協議・合意に基づいて形成されることである。そのため、ベトナムにおいて、行政指導が活用できるように、官民とのあいだで敵対関係ではなく、「官民協調」という関係を形成しなければならない。

現在、ベトナムでは、行政指導を含む政策の制定過程において、民間企業や外資企業などの関係企業の関与はまだ不足している。行政機関は、行政業務を遂行するために、民間企業に関する行動の規範を定め、これに従うように求めるに対して、民間企業は、行政機関の政策・規定に対する批判意見を述べても行政機関に聞いてくれないから、その政策・規定に従って実施せざるを得ないか、または違法としてもその政策・規定を遵守しない。こうした民間企業の協力欠如が引き起こす最大の問題は、政策が民間企業によって支持されず、ゆえに実施されえないということである。

それに対して、日本では、行政指導の内容の決定、行政指導の実施に関しては、民間企業や業界団体は大きな役割を果たしている。行政機関は、業界団体とよく協議してから行政指導の内容を決定し、業界団体を通して行政指導の実施を展開する。従って、ベトナムにおいても行政指導をうまく行うために、各産業の業界団体の協力が不可欠であろうと考えている。今後、行政機関と各業界団体の関係を強化し、各業界団体が行政指導や政策の制定過程に積極的に関与できる体制を作らなければならない。この基本的な条件を満たさなければ、有力的なソフト行政手段としての行政指導を活用できないし、ベトナム経済の飛躍は期待できないだろう。「官民協調」という言葉は、「ドイモイ II」へ飛躍する一つのキーワードになると考えている。

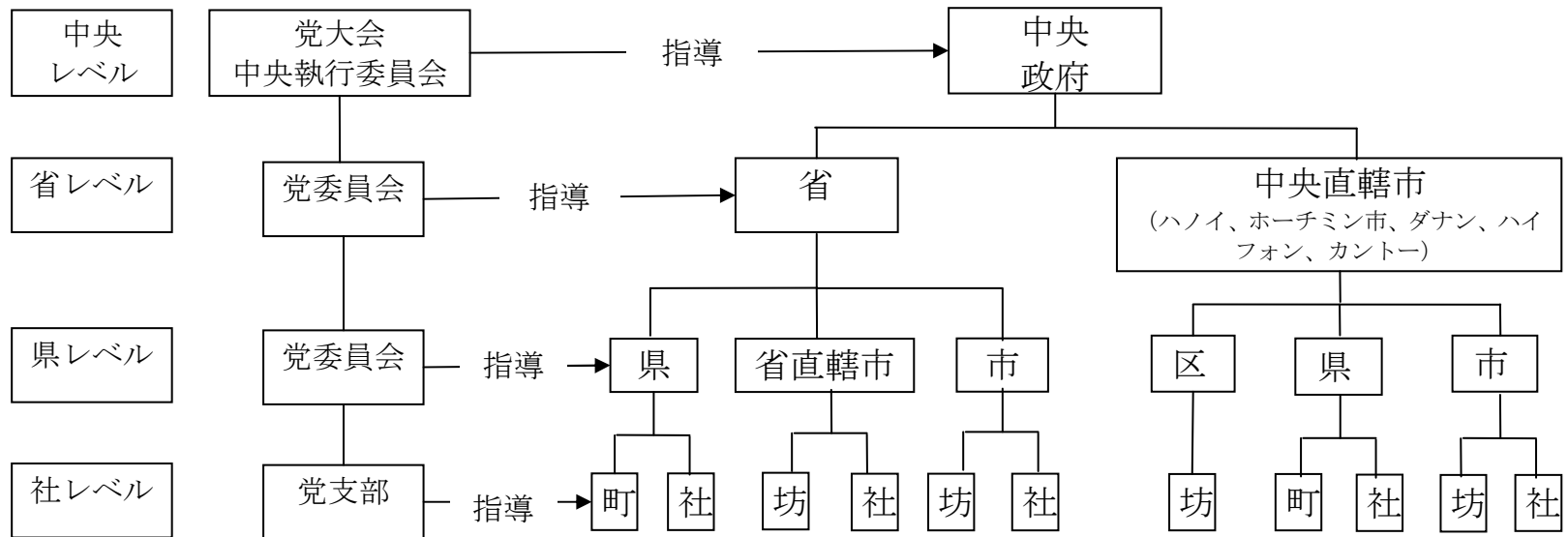
添付資料

資料 (1) : ベトナム全図



出所：アジア経済研究所、アジア動向データベース 2012年度、<http://d-arch.ide.go.jp/>
 北部：1～25まで；中部：26～43及び48；南部：44～63（48を除く）

資料 (2) : ベトナム共産党と行政単位



出所：2011年共産党規約、1992年憲法第118条に基づいて作成。

「社」は主に農村部に位置する「行政村」である。「坊」、「町」は都市部に位置する。

「坊」は「市」の直轄行政単位、「町」は「県」の直轄行政単位です。

資料 (3) : 国家機関の変遷

	1959 年憲法	1980 年憲法	1992 年憲法
元首	国家主席	国家評議会	国家主席
立法機関	国会 国会常務委員会	国会 国家評議会	国会 国会常務委員会
構成員	国会主席 国会副主席 各委員	議長 各副議長 各委員	国会主席 国会副主席 各委員
執行機関	政府評議会	大臣評議会	政府
構成員	首相 各副首相 各大臣 各国家委員会主任 国家銀行の総裁	主席 各副主席 各大臣 各国家委員会主任 国家銀行の総裁	首相 各副首相 各大臣 大臣級政府機関長 国家銀行の総裁
官僚機構	行政機関	行政機関	行政機関

出所：1959 年憲法、1980 年憲法、1992 年憲法に基づいて作成。

(官僚機構とは、執行機関のもとにおける行政機構を意味する)

資料（4）：法規規範文書体系の変更

国家機関	1996年法規規範文書制定法	2008年法規規範文書制定法
国会	憲法 法律 決議	憲法 法律 決議
国会常務委員会	法令 決議	法令 決議
国家主席	国家主席令 決定	国家主席令 決定
政府	決議 議定	議定
政府首相	決定 指示	決定
大臣および大臣級政府機関長	決定 指示 通知	通知
政府直轄機関長	決定 指示 通知	なし
最高人民裁判所裁判官会議	決議	決議
最高人民裁判所長官	決定 指示 通知	通知
最高人民検察院院長	決定 指示 通知	通知
国家会計監査院長官	なし	決定
国家機関の間	合同決議 合同通知	合同決議 合同通知

出所：1996年法規規範文書制定法および2008年法規規範文書制定法に基づいて作成

ベトナム語から日本語に訳する用語については、以下のように整理する。

1. 「Luât」は「法律」と翻訳する。国会によって制定される法である。
2. 「Phap luat」は「法規」と翻訳する。「法規」は、国会の法律及び国家機関、地方行政機関の制定する法規一般を含む。
3. 「Phap lenh」は「法令」と翻訳する。但し、日本の法令の意味とは異なり、国会常務委員会が制定する法規文書である。法令は、国会によって付託された問題について規定する。一定期間施行された後、法律として発布するために国会に提出される。つまり、法令は、暫定施行法的な性格を持っているともいえる。
4. 「Van ban quy pham phap luat」は「法規規范文書」と翻訳する。法規規范文書は、国民の行動に関する規則を有し、国民に対する強制力を有し、かつ国が社会関係の調整を実現することを保障することにおいて、この法律に定める権限、形式、手順及び手続に従い、国家機関によって公布される、又は合同で公布される文書をいう。
5. 「Nghì quyêt Quoc Hoi」は「国会決議」と翻訳する。国会決議は、国家の経済・社会発展計画、国家の財政政策、国家の予算などを規定する。
6. 「Lenh va quyêt dinh cua Chu tich nuoc」は「国家主席令及び国家主席の決定」と翻訳する。国家主席令及び国家主席の決定は、国会の憲法、法律及び決議並びに国会常務委員会の法令及び決議に規定された国家主席の任務及び権限を行使するものである。例えば、憲法、法律及び法令の公布令や、外国との二国間協定の批准の決定などである。
7. 「Nghì quyêt cua Chinh phu」は「政府決議」と翻訳する。政府決議は、政府の任務及び権限を行使するために、方針、政策、指導、保障などのことを規定する。例えば、国家予算に関する具体的な方針及び政策の決定、法規規范文書の施行に関する人民委員会に対する指導、憲法及び法律の施行についての保障などである。
8. 「Nghì dinh cua Chinh phu」は「政府議定」と翻訳する。政府議定は、日本の政令に類似する法規文書である。政府議定は、法律、国会決議、法令、国会常務委員会決議、国家主席令および決定の施行細則を規定する。
9. 「Quyêt dinh cua Thu tuong chinh phu」は「政府首相決定」と翻訳する。政府首相の決定は、政府および中央から基礎に至る国家行政系統の方針、指導措置および活動管理を決定する。
10. 「Chi thi cua Thu tuong chinh phu」は「政府首相指示」と翻訳する。政府首相の指示は、政府構成員の指導および活動の連携を規定する。国家の方針、政策、法律および政府の決定を実行する上で、各省、省同格機関、政府直屬機関および各級人民委員会の活動を督促し、点検する。

資料(5)：戦後ベトナムの政治行政関係年表

時間	党関係	国家機関関係	対外関係
1945年 8月			第二次世界大戦が終結
" 8月			全国蜂起・八月革命が開始
" 9月			ベトナム民主共和国の独立宣言
1948年 9月			朝鮮の最初憲法の採択
1951年 2月	第2回党大会		
1954年 5月			ディエン・ビエン・フーでフランス軍と戦って歴史的勝利
" 7月			ジェネーブ協定締結
" 9月			中華人民共和国憲法の制定
1956年 7月		ベトナム共和国憲法の採択	
1957年 1月		1946年憲法改正起草委員会の設置	
1959年 1月	第15回ベトナム労働党中央執行委員会総会		
" 12月		1959年憲法の採択	
" 12月		憲法改正草案に関する報告	
1960年 9月	第3回党大会 党規約		
1975年 4月			国家統一
1976年 4月		全国の総選挙	
" 12月	第4回党大会 党規約		
" 12月	第2次5ヵ年計画		
1977年 4月		外国投資規約の公布	
1978年 4月			日本の対ベトナム新規援助の合意
" 12月			中国の改革開放
1979年 1月			カンボジア侵攻
" 2月			中越戦争
" 8月	第4回党大会第6回中央執行委員会総会		

時間	党関係	国家機関関係	対外関係
1980年 10月	最終生産物請負制に関する書記局の第22号通告		
" 11月	経済の管理・指導の強化に関する政治局の第32-NQ/TW号決議		
" 12月		1980年憲法	
1981年 1月	請負政策の改善及び労働者・労働者グループへの最終生産物請負制についての党書記局の第100号指示		
" 1月		市場経済の方向に関する政府評議会決定第25/CP号	
" 6月	第3次5カ年計画		
1982年 3月	第5回党大会		
" 12月	第5回党大会第6回中央執行委員会総会		
1983年 12月	第5回党大会第5回中央執行委員会総会		
1984年 7月	第5回党大会第6回中央執行委員会総会		
1985年 6月	第5回党大会第8回中央執行委員会総会		
1986年 8月	第5回党大会政治局会議		
1986年 12月	第6回党大会「ドイモイI」導入		
1987年 12月		個別投資法の採択	
1988年 1月		個別投資法の施行	
" 4月	国有・公有、集団所有、個人所有といった所有形態を認める政治局決議第10号		
" 8月		法律・法令制定規定に関する議決第91NQ/HDNN8号の公布	
" 9月		個別投資法施行細則の発効	
1989年 6月		1980年憲法改正委員会の設置	
1990年 6月		第1次追加・修正個別投資法の採択	

時間	党関係	国家機関関係	対外関係
1991年 6月	共産党の新綱領の制定		
" 6月	第7回党大会		
" 6月			日本の中山外相がベトナムを訪問
" 8月			ソビエト連邦共産党の崩壊
1992年 4月		1992年憲法	
" 4月			ベトナムに対する援助禁止措置の一部解除
" 11月			日本のODA再開
" 12月		第2次追加・修正個別投資法の採択	
1993年 6月		行政改革の開始	
1994年 2月			アメリカの対越経済制裁の解除
" 5月		行政手続の改善に関する政府決議第38/CP号	
1995年 7月			米国との関係正常化
" 7月			アセアン加盟
1996年 6月	第8回党大会 党規約		
" 6月	2000年までの工業化・近代化の戦略		
" 11月		法律規範文書制定法の制定	
" 11月		新個別投資法	
1997年 7月			アジア通貨危機
2000年 6月		追加・修正新個別投資法の改正	
2001年 4月	第9回党大会		
" 9月		首相決定第136号	
2005年 11月		共通投資法の採択	
2006年 4月	第10回党大会		

時間	党関係	国家機関関係	対外関係
” 7月		共通投資法の発効	
” 7月		統一企業法の採択	
2007年 1月			WTO加盟
2008年 9月			世界金融危機
2009年 1月		個人所得税法及び法人税法の改正	
2010年 6月		南北高速鉄道計画の否決	
” 11月		政府決定第71号	
2011年 2月		インフレ抑制、マクロ経済安定、社会保障の強化を目標とした政府決議11号	

資料 (6) : 参考文献リスト

日本語文献 (五十音順)

鮎京 正訓

「ベトナム憲法制度」、日本貿易復興機構 (ジェトロ) 『アセアン諸国の憲法制度』 ジェトロ、1997 年

鮎京 正訓

『ベトナム憲法史』 日本評論社、1993 年

出井 富美

「ベトナム農業の改革と発展戦略」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ (編) 『現代ベトナム経済—刷新 (ドイモイ) と経済建設』 勁草書房、1992 年

岩崎 育夫

『アジア政治を見る眼—開発独裁から市民社会へ』 中央公論新社、2001 年

岩見 元子

『ベトナム経済入門』 日本評論社、1996 年

江橋 正彦

『21 世紀のベトナム—離陸への条件』 日本貿易振興会、1998 年

遠藤 聡

「ベトナムの国会と立法過程」『外国の立法』 第 231 号、2007 年

遠藤 聡

「行政改革の動向—地方行政を中心にして—」『外国の立法』第 226 号、2005 年

王 曙光

『詳説 中国改革開放史』勁草書房、1996 年

大山 耕輔

『行政指導の政治経済学—産業政策の形成と実施—』有斐閣、1996 年

小野 五郎

『実践的産業政策論：日本の経験からの教訓』通商産業調査会、1992 年

金沢 良雄

「独禁法と行政庁の勧告」『公正取引』第 136 号

金子 昇平

「行政指導の法的諸問題」『法学論集』第 16 号、駒澤大学、1977 年

鎌田 隆

『ベトナムの可能性—ドイモイの「未来社会像」』シイーム、2006 年

木村 哲三郎・竹内 郁雄

「内外情勢に変化の兆し」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1983 年』アジア経済研究所、1983 年

木村 哲三郎・竹内 郁雄

「変化への対応の模索」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1984 年』アジア
経済研究所、1984 年

グエン・スアン・オアイン (Nguyen Xuan Oanh)、片岡 利昭 (訳)

『ドイモイよ蘇れ』ビスタピー・エス、2003 年

グエン・タイン・バン

「ベトナムの経済改革—プロセス、内容と評価」、関口末夫・トラン・ヴァン・
トゥ (編)『現代ベトナム経済 刷新と経済建設』勁草書房、1992 年

窪田 光純

『早わかりベトナムビジネス』日刊工業新聞社、2008 年

窪田 光純・原田 滝介

『六面体のベトナム』ダイヤモンド社、2007 年

国際協力銀行

『ベトナムの投資環境』、2008 年

国際協力銀行

『ベトナムの投資環境』、2011 年

子島 明

「太平洋の政治経済環境とベトナムの経済発展」、関口末夫・トラン・ヴァン・
トゥ (編)『現代ベトナム経済 刷新と経済建設』勁草書房、1992 年

五島 文雄

「行政改革：公務員制度を中心として」、国際金融情報センター『市場経済移行
国ベトナムにおける諸問題と我が国の支援のあり方』国際金融情報センター、
2005年

佐藤 達夫

『国家公務員制度』（第7次改正版）学陽書房、1997年

ジョヴァンニ・サルトーリ、岡沢憲芙・川野秀之（訳）

『現代政党学：政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、2000年

塩野 宏

『行政法 I（第四版）行政法総論』有斐閣、2005年

塩野 宏

『行政過程とその統制』有斐閣、1966年

自治体国際化協会

「ベトナムの行政改革」、『CLAIR REPORT』第233号、2002年

自治体国際化協会

『クレアレポートーベトナム行政改革』第233号、2002年

白石 昌也

『ベトナムの国家機構』明石書店、2000年

申 龍徹

「人事管理システム①採用・昇進・給与の比較」、武藤 博己・申 龍徹（編）『東アジアの公務員制度』法政大学現代法研究所、2013年

新藤 宗幸

『行政指導—官庁と業界のあいだ—』岩波書店、1992年

末廣 昭

「アジア開発独裁論」、中兼 和津次（編）『講座現代アジア（2）近代化と構造変動』東京大学出版会、1994年

末廣 昭

「発展途上国の開発主義」、東京大学社会科学研究所（編）『20世紀システム4 開発主義』東京大学出版会、1998年

世界銀行、白鳥 正喜（監訳）

『東アジアの奇跡—経済成長と政府の役割』東洋経済新報社、1994年

杉谷 滋

「ベトナムにおけるドイモイ(刷新)政策の展開」『経済学論究』第48巻第3号、関西学院大学、1994年

鈴木 真

「政治・社会の底流と全方位外交」、江橋 正彦（編）『21世紀のベトナム—離陸への条件』日本貿易振興会、1998年

関口 末夫・トラン・ヴァン・トゥ

『現代ベトナム経済—刷新（ドイモイ）と経済建設』勁草書房、1992年

高田 敏

「行政指導と法律による行政の原理」『法学教室』（第2期第5号）有斐閣、1974年

建林 正彦

「産業政策と行政」、西尾 勝・村松 岐夫（編）『講座行政学（第3巻）：政策と行政』有斐閣、1994年

丹野 勲

「ベトナムの企業法・投資法とコーポレートガバナンスー2005年企業法および2005年共通投資法を中心として」『国際経営フォーラム』第20号、2009年

丹野 勲

「ベトナムの企業経営：ドイモイ政策・外資政策・日本企業の進出を中心として」『国際経営論集』第8号、神奈川大学、1995年

千葉 勇夫

『行政指導の研究』法律文化社、1987年

チャーマーズ・ジョンソン、矢野 俊比古（監訳）

『通産省と日本の軌跡』TBSブリタニカ、1982年

トラン・ヴァン・トゥ

『ベトナム経済発展論』勁草書房、2010年

トラン・ヴァン・トゥ

「ベトナムの対外貿易と外資導入」、関口末夫・トラン・ヴァン・トゥ（編）『現代ベトナム経済 刷新と経済建設』勁草書房、1992年

中川 丈久

『行政手続と行政指導』有斐閣、2000年

中川 丈久

『行政手続と行政指導』神戸大学研究双書刊行会、2000年

永田 智章

「日本企業によるベトナム投資の経済分析：ドイモイ政策から20年、対外経済開放の展開と対越投資」『広島経済大学創立四十周年記念論文集』、2007年

中野 亜里

「ドイモイ下ベトナムの国家と市民活動の関係の様態に関する考察」、寺本 実（編）『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」』（調査研究報告書）アジア経済研究所、2007年

成田 頼明

「行政指導」、雄川一郎・高柳信一（編）『現代の行政（岩波講座現代法・第四卷）』岩波書店、1966年

成田 頼明・荒秀・南博方・近藤昭三・外間寛

『現代行政法』有斐閣、1990年

西 修

「各国憲法概要（2）」『駒澤法学』第6巻第1号、駒澤大学法学部、2006年

西尾 勝・村松 岐夫

『講座行政学（第3巻）：政策と行政』有斐閣、1994年

日本貿易復興機構（ジェトロ）

『ジェトロ世界貿易投資報告（2010年版）』ジェトロ、2010年

日本貿易復興機構（ジェトロ）

『ジェトロ世界貿易投資報告（2011年版）』ジェトロ、2011年

日本貿易復興機構（ジェトロ）

『ジェトロ世界貿易投資報告（2012年版）』ジェトロ、2012年

日本貿易復興機構（ジェトロ）

「2012年ベトナム一般状況」ジェトロ、2012年

日本貿易復興機構（ジェトロ）・ハノイセンター

「ベトナム・インフラマップ」、ジェトロ、2011年

林 修三

「いわゆる行政指導について」『行政と経営』第8号、1962年

林 修三

「行政指導とその問題点について」『政治学論集 I』、駒澤大学法学部、1974年

原田 尚彦

『行政法要論』（全訂第七版補訂二版）学陽書房、2012年

P・Q・R

「行政指導とはどういうことか」『時の法令』第529号、1965年

マイケル・リプスキー（著）、田尾 雅夫・北王路 信郷（訳）

『行政サービスのディレンマーストリート・レベルの官僚制―』木鐸社、1986年

松尾 康憲

『現代ベトナム入門―ドイモイが国を変えた―』日中出版、2008年

村野 勉

「1992年憲法を公布」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1993年』アジア経済研究所、1993年

村野 勉

「『ドイモイ』路線の定着」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1989年』アジア経済研究所、1989年

村野 勉

「経済制裁解除で外資導入にはずみ」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1995年』アジア経済研究所、1995年

村野 勉・寺本 実

「『工業国』入りを目指して」、アジア経済研究所『アジア動向年報 1997年』アジア経済研究所、1997年

室井 力

『現代行政法入門』（新版第2版）法律文化社、1990年

森豊 浩基

「ベトナムの投資環境と今後の課題」『三井住友信託銀行の調査レポート』、2009年／春 No.65

矢島 鈞次・窪田 光純

『ドイモイの国ベトナム』同文館出版、1994年

山内 一夫

『行政指導』弘文堂、1979年

吉田 元夫

「Nam Moi の誕生—チュオン・チンの『転身』とドイモイ路線形成過程—」、日本国際問題研究所『ベトナムの政策決定過程』日本国際問題研究所、1998年

リー・クアンユウ、小牧 利寿（訳）

『リー・クアンユウ回顧録〈下〉』日本経済新聞社、2001年

レ・タン・ギエップ

『ベトナム経済の発展過程』三恵社、2005年

ロバート・ウィリアム デイヴィス

『ペレストロイカと歴史像の転換』岩波書店、1990年

渡辺 英緒

「ベトナムの法制下における法形式とその課題」、日本国際問題研究所『ベトナムの政策決定過程』日本国際問題研究所、1998年

参考文献リスト

ベトナム語、英語の文献（アルファベット順）

Bo ke hoach dau tu (計画投資省)

“Tong ket 17 nam thuc hien Luat dau tu nuoc ngoai tai Viet Nam” (ベトナムにおける外国投資法の17年間実施の総括), 2004年

Bo ke hoach va dau tu (計画投資省)

Bao cao tinh hình thuc hien va giai phap thu hut von dau tu nuoc ngoai (外国投資の誘致措置及び実施結果に関する報告), 2001年

Chanda, N (チャンダ)

Brother Enemy: The war after the war – A history of Indochina Since the fall of Saigon, Harcourt Brace Jovanovich, 1986

Chu Van Lam (ツ・ヴァン・ラム)

“45 nam Nong Nghiep Viet Nam” (ベトナム農業: 45年の歩み), Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タブ), 45 nam Kinh te Viet Nam (ベトナム経済: 45年の歩み), Nha xuất bản khoa hoc xa hoi (社会科学出版社), 1990

Dana Blaustein (ダナ ブラウスタイン)

“Socialist Republic of Viet Nam”, in Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz eds., Constitution of the Countries of the World, Oceana Publications, Inc, 1979

Dang cong san Viet Nam (ベトナム共産党)

Nghi quyêt dai hoi Dang lan thu 4 (第4回党大会の決議), Nha xuất bản su that (事実出版社), 1977

Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党)

Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 6 (第6回全国党大会文献), Nha xuất ban su that (事実出版社), 1987年

Dang Cong san Viet Nam (ベトナム共産党)

Van kien dai hoi dai bieu toan quoc lan thu 7 (第7回全国党大会文献)、Nha xuất ban su that (事実出版社)、1991年

Dang Dinh Tan (ダン・デイン・タン)

The che Dang cam quyen, mot so van de ly luan va thuc tien (政党の体制—理論と実際の問題), Nha xuất ban chinh tri quoc gia (国家政治出版社), 2004

Dang Phong (ダン・フォン)

Tu duy kinh te Viet Nam 1975 ~1989 (ベトナム経済の考え 1975年~1989年), Nha xuất ban Tri Thuc (知識出版社), 2009

Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タブ)

45 nam Kinh te Viet Nam (ベトナム経済: 45年の歩み), Nha xuất ban Khoa hoc xa hoi (社会科学出版社), 1990

Do Nhat Hoang (ド・ニャット・ホアン)

“Su hinh thanh va phat trien cua luat dau tu nuoc ngoai trong he thong phap luat viet nam” (ベトナム法律システムにおける外国投資の形成・発展), Luan van Truong dai hoc Luat (法律大学論文), 2002

George M. Taber (ジョージ・M・タバー)

“Rx For Russia: Shock Therapy”, TIME, January 27, 1992

Gisbert H. Flanz & Karen Shaw Kerpen

“Socialist Republic of Viet Nam”, in Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz eds., *Constitution of the Countries of the World*, Oceana Publications, Inc, 1981

Ho Chi Minh (ホー・チ・ミン)

Bao cao ve du thao Hien phap sua doi tai Quoc hoi nuoc Vietnam dan chu cong hoa, khoa 1, ky hop thu 11 (第1期国会第11回会議における憲法改正草案報告), Nha xuất bản sự thật (事実出版社), 1970

Hoang Van Huan (ホアン・ヴァン・ホアン)

“Nhin lai nhung lan sua doi luat dau tu” (外国投資法の改正過程を見る), 20 nam dau tu nuoc ngoai nhin lai va huong toi (20年間の外国投資:総括と展望), Nha xuất bản tri thức (知識出版社), 2008

Hong Duc (ホン・ドック)、

“Du thao luat dau tu chung van chua phan anh yeu cau cua xa hoi (共通投資法の草案はまだ実社会の要求を反映しない)、Bao Kinh Te Viet Nam (ベトナム経済新聞)、2005年

Luu Van Dat (リュウ・ヴァン・ダット)

“Nhin lai va nghi ve quan diem cua Dang, phap luat cua Nha nuoc ve dau tu nuoc ngoai” (外国投資に関する共産党の方針、国家の法律についての考え), 20 nam dau tu nuoc ngoai (外国投資の20年間), Dac san cua bao dau tu nuoc ngoai (投資新聞の特集号), 2008

Luu Van Dat (ルウ・ヴァン・ダット)

20 nam dau tu nuoc ngoai nhin lai va huong toi (外国投資の20年間—総括と展望), Nha xuất ban Tri thuc (知識出版社), 2008

Ngo Duc Manh (ゴ・ドク・マン)

“Dai bieu quoc hoi chuyen trach: Mot so suy nghi ve tăng cường nang luc hoạt động” (専従議員の役割強化に関する考え), Tap chi nghien cuu lap phap (立法研究雑誌), So 11 (第11号), 2003

Nguyen Dang Dung (グエン・ダン・ズン)、Bui Ngoc Son (ブイ・ゴク・ソン)

The che Chinh tri (政治体制), Nha xuất ban Ly luan Chinh tri (政治理論出版社), 2004

Nguyen Khac Minh (グエン・カク・ミン)

Tang truong, chuyen doi co cau va chinh sach kinh te o Viet Nam thoi ky doi moi (ベトナムのドイモイ時期における成長、産業構造変化及び経済政策), Nha xuất ban khoa hoc ky thuat (科学技術出版社), 2008

Nguyen Lan Nguyen (グエン・ラン・グエン)

“Phap luat dau tu truc tiep nuoc ngoai tai Viet Nam: Qua khu - Hien tai - Tuong lai” (ベトナムにおける外国直接投資法律：過去—現在—将来), De tai nghien cuu khoa hoc dai hoc quoc gia (国家大学研究論文), 2002

Nguyen Phu Trong (グエン・フー・チョン)

Doi moi va phat trien o Viet Nam- Mot so van de ly luan va thuc tien (ベトナムにおけるドイモイと発展—理論及び実践の問題), Nha xuất ban chinh tri quoc gia (国家政治出版社), 2006

Pham Xuan Son (ファン・スオン・ソン)

Chinh quyen hanh phap nuoc Cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam: hinh thanh va phat trien (ベトナム社会主義共和国の行政機関：形成と発展), Hoc vien chinh tri quoc gia Ho Chi Minh (ホーチミン国家政治学院), 2000

Thanh Son (タン・ソン)

“45 nam xay dung va phat trien nen Cong Nghiep Viet Nam” (ベトナム工業：45年の発展過程), Dao Van Tap (ダオ・ヴァン・タップ), 45 nam Kinh te Viet Nam (ベトナム経済：45年の歩み), Nha xuất bản khoa hoc xa hoi (社会科学出版社), 1990

Tong cuc thong ke (統計総局)

Tinh hình kinh te 1976~1980 (1976年～1980年の経済事情), 1982

Tran Van Tho (トラン・ヴァン・トゥ)

“Da qua roi mot thoi doi moi” (ドイモイ時期が終わった), Thoi bao kinh te Saigon (サイゴン経済時報) 第5・6号, 2009

Truong Chinh (チュオン・チン)

“Trich tham luan cua dong chi Truong Chinh” (チュオン・チン氏の発表概要), Luat Hoc (法学雑誌) 第16号, 1976

Vien su hoc (ベトナム歴史研究所)

Viet Nam nhung su kien lich su 1945-1975 (1945年—1975年におけるベトナム歴史事件), Nha xuất bản giao duc (教育出版社), 2006

Vu Thi Hoai Phuong (ヴ・ティ・ホアイ・フオン)

"Hoan thien phap luat ve thu tuc hanh chinh trong dau tu" (投資における行政手続きに関する法律改善), To chuc nha nuoc so 3 (国家組織第3号), 2010

新聞、雑誌、ウェブサイト

Bao dau tu (投資新聞)、2005年5月

Bao Kinh Te Viet Nam (ベトナム経済新聞)、2005年11月7日

Bao lao dong dien tu (労働電子新聞)、2005年11月4日

Bao Nhan dan (人民新聞)、1976年12月15～18日付

Bao Nhan dan (人民新聞)、1979年10月9日付

Bao Saigon tiep thi (サイゴンティッティ新聞)、2005年11月11日

Bao tuoi tre (トイチェ新聞)、2005年11月4日

Bao tuoi tre (トイチェ新聞)、2005年11月20日

Bao tuoi tre online (トイチェオンライン新聞)、2005年10月30日

Bao dien tu Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞)、2005年11月4日

Bao dien tu Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞)、2005年11月5日

Bao dien tu Vietnamnet (ベトナムネット電子新聞)、2005年11月21日

Vneconomy (ベトナム経済新聞) 電子新聞、(<http://vneconomy.vn>)、2011年12月30日

Website Cuc dau tu nuoc ngoai (計画投資省の外国投資局のサイト)

<http://fia.mpi.gov.vn/> , 2011年6月6日

ベトナムの声放送局の電子新聞 (<http://vovworld.vn>) , 2012年7月30日

ベトナム商工会議所のサイト (<http://www.vibonline.com.vn>) , 2005年10月
21日

ベトナム商工会議所のサイト (<http://www.vibonline.com.vn>) , 2005年11月
25日

日本の経済産業省のホームページ : <http://www.meti.go.jp>

共同通信、<http://www.47news.jp>、2010年10月19日